

令和 6 年第 2 回

菊陽町議会 6 月定例会会議録

令和 6 年 6 月 4 日～ 6 月 14 日

熊本県菊陽町議会

令和6年第2回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 4	火	開会・行政報告・提案理由説明・議案審議（報告第8号）質疑
6 / 5	水	一般質問（4人）
6 / 6	木	一般質問（4人）
6 / 7	金	一般質問（5人）
6 / 8	土	休会
6 / 9	日	休会
6 / 10	月	休会（議案調査）
6 / 11	火	総務住民生活常任委員会・文教厚生常任委員会・経済産業建設常任委員会
6 / 12	水	休会（議案調査）
6 / 13	木	休会（議案調査）
6 / 14	金	議案審議（議案第31号～議案第35号）質疑・討論・表決・発議・閉会

令和6年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1	西本 友春 (P29～)	1. G X (グリーントランスフォーメーション) の取り組みについて	(1) 現在までのG Xの取り組み状況はどのようなになっているのか。 (2) 今後のG Xはどのように取り組んで行くのか。
		2. 外国にルーツを持つ子供の教育について	(1) 現在までの小中学校での取り組みはどのようにおこなってきたのか。 (2) これまで日本語指導が必要な児童・生徒の推移はどのようなになっているか。 (3) 今までの取り組みの課題と、今後T S M C進出に伴う受け入れ体制と取り組みをどのように考えているのか。
		3. おくやみコーナーについて	(1) 現在までの申請書および事務の改善と内容の充実はどのようにおこなったのか。 (2) おくやみコーナーの設置検討はどのようなになったのか。
		4. 帯状疱疹ワクチン接種への助成	帯状疱疹ワクチン接種への助成を提案するが、町はどのように考えているのか。
		5. 町施設利用について	(1) 町の文化施設において、施設予約で乖離があるのはどのような理由があるのか。 (2) 中央公民館での日曜・祝日の夜間利用を可能とできないのか。 (3) H Pでの施設予約でログインできなくなった時のH Pの表示の改善はできないか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
2	廣瀬 英二 (P43～)	1. 安全・安心の町づくりについて	(1) さんふれあ前の信号機設置（押しボタン式）について ① 交通管理者への申請及び関係者との協議状況を示せ。 ② 実現に向けて、警察への今後の道筋を示せ。 ③ 2つの横断歩道を一つにすることの町の考えを示せ。 (2) 町施設（町民センター等）に防犯カメラが設置されているが、自転車置き場など盲点となる箇所がある。事件防止のため、総点検は必要と考えるが、町の考え方を示せ。 (3) 認可保育園について ① 認可保育園に看護師配置をしている園はいくつあるのか。 ② 病院と連携した認可保育園はあるのか。 ③ 町立保育園における看護師の配置及び病院の連携について町の考えを示せ。
		2. 南部地域の活性化について	(1) 南部地区には休耕地がある。それを利用した大規模な花公園をつくり、観光名所とすることを提案するが、町の考えを示せ。 (2) 鼻ぐり井手公園は美しい自然や歴史文化遺産などに恵まれている。四季折々の花々を植栽し、更なる観光名所とすることを提案するが、町の考えを示せ。 (3) 高齢化が進んでいるこの地区のお買い物難民対策について町の考えを示せ。
		3. TSMC進出などによる交流人口増への対応について	(1) 原水駅からのセミコン通勤バスは、朝夕で約1,100人～1,400人の利用者があり、朝夕の混雑は相当なものである。JRではホーム拡張等の計画があるが、町として対策はあるのか。 (2) アーバンスポーツ施設及び新駅開業が予定されている。駅舎内の設備の詳細については、明らかにされていないが、駅事務室などは必要と考えるが、町の考えを示せ。 (3) 新駅と原水駅の移動時間（列車利用）は僅かであり、要員の共通運用は可能である。新駅を拠点とした町管理委託要員の配置を検討できないか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
3	矢野 厚子 (P56～)	1. 町の姉妹都市交流について	(1)現在の友好姉妹都市と交流の目的内容について ①町が予算を計上して実施されている内容を示せ。 ②交流の場に参加するのはどのような人達か。 (2)屋久島交流の実施状況について ①子供たちの屋久島交流は生涯学習課が公募しているが他はどうか。 ②杉並木公園にある「屋久島の森」の現在の管理状況と今後の維持管理についてどう考えているか。 (3)台湾との交流は今後どのような形でおこなわれるのか。 ①屋久島と同様に毎年予算を計上して団体を派遣するのか。 ②主管する部署はどこか。 ③これから他の町や市と姉妹提携、交流を考えているのか。
		2. 治水と地下水の保全について	(1)白川は水位監視しているが、農業用水路の水位監視はどのようになっているのか。 (2)原水地区の田んぼに大雨の時に雨水が流入しているが、対策をどのように考えているのか。 (3)地下水の保全が可能な農地で、耕作放棄地状態のところがあるのか。 (4)地下水の保全対策として農家以外でできることを町はどのように考えているのか。
4	甲斐 榮治 (P71～)	1. 最近の地価上昇の及ぼす影響とその対策について	(1)最近の地価上昇の実態を町は把握しているか。 ①借地料の上昇が原因で撤退した事業所が出ているが、町はその状況を把握しているか。 ②その状況を町はどのように評価しているか。また何か対策を考えているか。 (2)地価上昇に伴って固定資産税の税額はどのように変化するか。 ①上昇した税額分について、それを緩和するために何らかの代替措置をとることは可能か。 ②何らかの措置をとる意思はあるか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		2. 当面する町づくりの諸課題について	(1) 企業誘致に伴う課題について ① 交通渋滞の緩和策の現状はどうなっているか。 ② 給排水対策は順調に進んでいるか。地下水などの質量保全についての見込みと取り組みはどうなっているか。 (2) 第7期総合計画について ① 総合計画委託業者と総合計画策定審議会のメンバーを明示せよ。 ② 現在の進捗状況はどうなっているか。特に住民懇談会やワークショップ実施の計画及びスケジュールを示せ。 (3) 新たな土地地区画整理区域の構想について ① 菊陽北小学校南側から新駅（予定）までの豊肥線沿線地域（約70ha）の新土地地区画整理事業計画の全体像を示せ。 ② 開発の工程を示せ。 (4) 老人福祉センターの改修について ① 改修の必要性は何か。 ② 改修の規模及び経費はどうなっているか。 ③ 改修を計画及び遂行するにあたって、利用者の意見を聴取する等、その手順は十全だったか。 ④ 改修事業の工程はどうなっているか。
5	大久保 輝 (P90～)	1. 新型コロナワクチンについて	(1) 新型コロナウイルスワクチンの接種事業において、これまでの費用総額を示せ。 (2) 令和6年3月末で無料接種が終了し、有効期限内であってもワクチンを廃棄することとなったが、町でのワクチン廃棄数はどれくらいあったのか。 (3) これまでのワクチン接種事業での効果を町はどのように評価するか。 (4) 予防接種記録の保管について、現在は5年間となっているが、記録の保管期間を延長できないか。 (5) 今後のワクチン接種計画はどのようになっているのか。
		2. 不登校の児童・生徒について	(1) 菊陽町の不登校の児童・生徒数を示せ。また、その推移はどのようになっているのか。 (2) 不登校となる原因を町はどのように考えているか。 (3) 実効性のある不登校の児童・生徒数の増加防止について、町はどのように考えているか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		3. 自然環境への取り組みについて	(1)熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画とはどのような事業か。 (2)町としては、今後どのような事業を計画しているのか。
		4. 観光の振興について	歴史的文化遺産である鼻ぐり井手公園について、情報発信に取り組んでいくということであるが、今後の整備について問う。
6	藤本 昭文 (P107～)	1. 農業の保全について	(1)町は、国の基幹産業である農業の保全について、どのような施策を行うのか具体的に示せ。 (2)町長は、常々守るべき農地は守ると唱えているが、その守るべき農地について、具体的に示せ。
		2. T S M C 誘致について	(1)第一工場誘致の際、町から住民に対する説明会がおこなわれているが、その経緯を示せ。 (2)第一工場の用地確保について、町がその取りまとめをおこなう際、買い取り価格の上限設定はおこなったのか。おこなったのなら、それはなぜか。 (3)第二工場誘致の際、その用地確保に町が一切関与しなかった理由は何か。 (4)第二工場予定地の用地確保について、昨年7月から水面下でおこなわれていたことを、町は全く把握していなかったのか。 (5)民間の開発とは言え、国策とも言える事業に対して、誘致自治体として少なからず管理監督する必要があったのではないか。
7	馬場 功世 (P117～)	1. 教職員の働き方改革について	(1)学校におけるフッ素塗布業務の現状はどうなっているか。 (2)会計年度任用職員「学校司書」の業務改善として、夏休みの長期休暇時に勤務時間の確保はできないか。
		2. 新しい県営球場の誘致について	新しい県営球場の誘致に向けて必要性や候補地、県への提案内容の調査を委託する業者の公募を始めたが、菊陽町に可能性はあるか。
		3. 第7期菊陽町総合計画について	南部地区新設道路の予定地を早期に具現化し、その予定道路と予定地周辺馬場楠井手（鼻ぐり井手）の間の一帯を集住ゾーンとする計画策定はできないか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
8	佐々木理美子 (P129～)	不登校対策の取り組みについて	(1) 小中学校児童・生徒の不登校の推移はどうなっているのか。 (2) 「COCOLOプラン」への取り組みはどのようにおこなっているのか。 (3) フリースクールについて ① フリースクールに通っている児童・生徒を把握しているのか。把握していれば人数はどうなっているのか。 ② フリースクール授業費の助成をどのように考えているのか。 (4) すぎなみ教室について ① 児童・生徒を迎えに行くための常駐した公用車の配備をどのように考えているのか。 ② オンライン授業をおこなうことをどのように考えているのか。 ③ 給食は1週間前までに必要の有無を報告することになっているが、予備は確保できないのか。 ④ すぎなみ教室の先生のタブレット端末の支給はできないのか。 ⑤ 図書館が廃本する時に事前に知らせることはできないのか。 ⑥ すぎなみ教室の整備はどうなっているのか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
9	中岡 敏博 (P146～)	1. 命と暮らしを守る道づくり等について	(1) 令和6年度菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路等合同点検において過去に課題を出したが、変更、改善はどのようにおこなわれたのか。また、今回新たに確認できた課題などはなかったか。 (2) 法定の道路標識等による交通規制の効果を明確にし、運転者に対して道路の状況または、交通の特性に関する注意喚起をおこなうなど、交通の安全と円滑に資することを目的とした、法定外表示についてどのようなものがあり、その効果をどのようにとらえて設置をしているのか。 (3) 視覚障害者誘導用ブロックについて、今後、新設される歩道や公共施設、学校等の通路や出入口への設置について、どのように考えているのか。また、すでに設置してある、点字ブロックの劣化、破損している箇所の点検、修繕はどのようにおこなっているのか。 (4) 最近、他の自治体においてカーブミラーや道路標識の支柱が倒れて、子どもを直撃するという痛ましい事故が発生したが、本町においても同様の事故を防ぐために必要なことはなにか。どのような対策をおこなっているのか。
		2. 役場および公共施設等の安全対策について	(1) 不審者や不審物の対応は、町が作成した危機管理マニュアルに基づいておこなうとのことであったが、防犯訓練、不審者対応訓練、避難誘導訓練についてどのように考え、実施するのか。 (2) 具体的に町長等への暴力、暴言、不当な要求を防止、中止させるために様々なことを備えるべきであるが、事件が発生する前後にどのような対応をするのか。また、現時点でどのようなケースを想定しているのか。
10	小林久美子 (P161～)	1. 交通渋滞対策について	企業の時差出勤については、何社が取り組まれているのか。今後進出してくる企業についても進めていく必要があると思うが、町としてどう対応するのか。
		2. 原水駅とその周辺の整備について	(1) 利用者が多数であり、原水駅の整備とともに転回広場の整備をどう進めていくのか。 (2) J Rの増便が必要ではないか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		3. 地価、家賃高騰対策について	(1) 地価、家賃高騰で営業困難事業者が出ているが、町として実態を把握できているのか。 (2) 県と協力して、補助制度の創設ができないか。
11	鬼塚 洋 (P174～)	1. 高齢者等のゴミ出し支援について	(1) 本町の支援状況（有償・無償のそれぞれ）はどうか。 (2) 近隣の自治体にならい、本町でも無償のゴミ出し支援制度を拡充すべきと考えるが、本町の認識はどうか。
		2. 小中学校における金融教育について	(1) 本町の小学校における実施状況はどうか。 (2) 本町の中学校における実施状況はどうか。 (3) 金融リテラシー向上のため、今後、本町の小中学校における金融教育を強化すべきと考えるが、本町の認識はどうか。 (4) (3)に関連して、銀行や証券会社等、外部団体との連携について、本町の認識はどうか。
		3. 犯罪被害者支援について	(1) 本町の支援状況（窓口、支援内容等）はどうか。 (2) 本町では、交通事故事案における交通災害共済制度（交通災害見舞金）は備わっているが、一般の刑事事案における犯罪被害者見舞金制度は備わっていない。重要犯罪の認知件数も増加する中、本町においても、同制度を独自に設けるべきと考えるが、本町の認識はどうか。
		4. 選挙について	(1) 令和6年3月24日執行の熊本県知事選挙において、本町の投票率（男女計）は49.61%であり、前回の県知事選挙の投票率より5.82%上昇したものの、50%には届かなかった。本町は、この結果についてどのように捉えているか。 (2) ここ3回の熊本県知事選における期日前投票の割合を比較しても、前々回が20.2%。前回は35.6%、今回は43.9%とその割合は大幅に高まっている。今後、投票率向上のため、あらためて期日前投票を拡充すべきと考えるが、本町の認識はどうか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
12	上田 茂政 (P192～)	1. 財政状況について	(1) 令和4年度財政状況資料集によれば、普通建設事業費が類似団体平均を大幅に超える数値を継続している。今後もスポーツ施設などハコもの建設施策を計画しているが、どのように推移するのか示せ。 (2) 将来負担について、今後の分析として「大型事業が控えており、基金取り崩しによる充当、地方債残高増加により将来負担比率は上昇する可能性がある」としているが、町長提案の政策ではまだまだ過度な負担となるようだが、どのようにバランスを取っていくのか。
		2. 菊陽町総合運動公園について	(1) 総合運動公園整備の是非、政策順位について問う。 (2) 計画地域の、土地選択の問題について問う。 (3) 総合運動公園施設の管理体制について問う。 (4) 区長会及び地元町民には説明はされたか。
		3. こども基本法に伴う町の方針について	(1) こども基本法に基づいて「菊陽町こども計画」を策定しなければならないが、この策定を民間シンクタンクに依頼したのはなぜか。 (2) 公募型プロポーザル方式だが、どのような提案があったのか。 (3) 公募数、委託金額、決定に至った点などを示せ。 (4) シンクタンク委託は全国画一的な施策になる恐れがある。菊陽町独自の視点は加味されるのか。
13	布田 悟 (P206～)	1. T SMC工場の排水・排ガスの処理に対する検査及び監視体制について	(1) 定期的な排水検査をおこない、その結果を関係する地域住民に知らせる必要があると思うが、この取り組みについて国、県との協議や情報交換はおこなわれているのか。町独自の取り組みはあるのか。 (2) 排水は北部浄水センターから坪井川に排出され、有明海に流れ込む。有害物質は当然除去されることを前提に処理されると思うが、安全性などについて浄水センターや熊本県、熊本市などとの協議はおこなわれているのか。 (3) 排水について、地下水脈や農地への漏水も考えられる。この点について熊本県、熊本市を交えての協議や対策などはおこなわれているのか。

順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
		2. 固定資産税の上昇について	令和6年度の固定資産税が前年度より大幅に上昇している地域がある。課税権者・収納権者である町の権限で特例的に税の減額措置をおこなうことはできないか。

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和6年6月4日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（1日目）

（令和6年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和6年6月4日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第31号から報告第8号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 報告第8号 令和5年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 鬼 塚 洋 議員

2 番 吉 村 恭 輔 議員

3 番 藤 本 昭 文 議員

4 番 馬 場 功 世 議員

5 番 廣 瀬 英 二 議員

6 番 矢 野 厚 子 議員

7 番 大久保 輝 議員

8 番 西 本 友 春 議員

9 番 佐々木 理美子 議員

10番 中 岡 敏 博 議員

11番 布 田 悟 議員

12番 佐 藤 竜 巳 議員

13番 甲 斐 榮 治 議員

14番 岩 下 和 高 議員

15番 上 田 茂 政 議員

16番 小 林 久美子 議員

17番 坂 本 秀 則 議員

18番 福 島 知 雄 議員

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん

書 記 廣 田 沙 織 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 吉 本 孝 寿 さん

副 町 長 小 牧 裕 明 さん

教 育 長 二 殿 一 身 さん

総 務 部 長 板 楠 健 次 さん

住民生活部長 渡 辺 博 和 さん

健康福祉部長 梅 原 浩 司 さん

産業振興部長兼
農業委員会事務局長 山 川 和 徳 さん

都市整備部長 井 芹 渡 さん

総務課政策監 宗 像 雄 矢 さん

総務課長兼選挙
管理委員会書記長 村 上 健 司 さん

財 政 課 長 澤 田 一 臣 さん

税 務 課 長 吉 本 雅 和 さん

福 祉 課 長 井 上 智香子 さん

商工振興課長 塚 脇 康 晴 さん

建設課長	出田稔さん
下水道課長	丸山直樹さん
総務課総務法制係長	高山智裕さん
教育審議員	吉永公紀さん

都市計画課長	阿久津友宏さん
施設整備課長	荒牧栄治さん
教育部長	矢野博則さん

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開会 午前9時58分

○議長（福島知雄議員） ただいまから令和6年第2回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福島知雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番吉村恭輔議員、3番藤本昭文議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（福島知雄議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から6月14日までの11日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月14日までの11日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（福島知雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査2月、3月、4月分の結果報告は、配付のとおりです。

次に、全国町村議会議長・副議長研修が5月21日、東京国際フォーラムで開催されました。翌22日は、県関係国会議員へ要望書を提出しました。研修内容等は、配付のとおりです。

また、先般議員派遣を行いました研修概要については、配付のとおりです。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。

次に、今回受理した陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 行政報告

○議長（福島知雄議員） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出があります。これを許します。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 皆様、おはようございます。

議員各位におかれましては、令和6年第2回菊陽町議会定例会をお願いいたしましたところ

ろ、大変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、町の最近の状況について報告をいたします。

まずは、こども家庭センターの設置についてであります。

改正児童福祉法に基づきますこども家庭センターを健康福祉部内に、関係課による横断的な組織といたしまして、4月に設置をしました。こども家庭センターには、保健師や臨床心理士、精神保健福祉士、保育士など母子保健と児童福祉の専門的な知識を有する職員を配置をし、妊娠期から子育て期に関する様々な悩みなどの相談に対し、関係機関等とも連携をしながら支援を行ってまいります。

次に、おたふく風邪任意予防接種費用助成事業についてであります。

おたふく風邪ワクチン接種は、予防接種法に基づかない予防接種であるため、これまで自費での接種となっておりますが、本町では、4月より満1歳から小学校就学前の児童を対象に、1人につき2回まで、1回の接種につき3,000円を上限として費用の一部助成を始めました。

次は、J A S M第2工場についてであります。

J A S M第2工場につきましては、昨年9月議会におきまして、私自ら菊陽町に誘致すると表明をしておりましたが、4月6日に岸田首相がJ A S Mを視察された際に、T S M CのC. C ウェイC E Oから菊陽町での建設が正式に表明をされました。

建設場所につきましては、第1工場の東側隣接地となり、現在各種許認可の手続を行っており、許可後造成工事に着手、今年末までに建築工事に着手することとなっていると伺っております。

国の経済安全保障という重要な役割を担うJ A S M第2工場の建設に関しましては、第1工場と同様に将来の町の発展を見据え、地下水をはじめとする環境など守るべきものはしっかり守ることを前提として、本町のまちづくりに生かすために必要な施策を引き続き積極的に取り組んでまいります。

次は、交通渋滞対策についてであります。

一昨年から実施をしております交通渋滞実態調査につきましては、今年度も3回目となる調査を職員により4月22日と23日の2日間にわたり行いました。

この調査は、昨今の人口増加及び企業立地に伴い、町内全域で朝夕の通勤時間帯をはじめとして交通渋滞が発生をしている状況であることから、交通渋滞を調査することにより渋滞状況を把握をし、今後の渋滞対策の基礎資料とすることを目的として実施をしているものであります。

今後も、調査は継続して行うこととしており、調査の結果につきましては関係機関にも報告を行い、渋滞状況について情報を共有してまいります。

次は、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検についてであります。

本年度も、5月7日から5月17日にかけて、交通量が多い通学路の危険箇所など、全部

で73か所を点検をいたしました。点検当日は、国土交通省をはじめ、県、町、大津警察署、交通指導員、PTA、自治会などの関係者約20名で危険箇所を点検をし、今後の対策を協議をいたしました。

今回、私も教育長と一緒に実際に通学路点検に参加をいたしました。点検の内容を変更したことにより登校時の交通状況の把握や保護者や地域の見守りの方々の声をじかに聞くことで、改めて現場の切実した状況を実感をしたところでございます。

今後は、今回の点検結果を整理をし、関係機関と対策の進捗状況などの情報を共有するために、昨年度から実施をしております菊陽町通学路安全対策会議を6月末に開催をし、スピード感を持って対応をまいります。

次は、小学校の整備についてでございます。

武蔵ヶ丘北小学校は、昨年7月に校舎の新築工事に着工をし、先月末に工事を終え、無事に完成することができました。本年度は、新築した校舎の西側に給食室を新築する工事に取り組むとともに、武蔵ヶ丘小学校の給食室改築工事、菊陽南小学校のエレベーター設置、校舎及び体育館のバリアフリー工事などを進めてまいります。

次は、菊陽杉並木公園拡張整備事業についてであります。

災害時の防災避難拠点といたしまして整備を行う菊陽杉並木公園拡張整備事業につきましては、計画どおり順調に工事が進んでおります。町の防災力向上及び町民の健康増進につながる施設といたしまして、令和7年3月の事業完了に向け、引き続きテニスコート整備などの工事を進めてまいります。

次は、スポーツ施設整備に係る新たな菊陽杉並木公園拡張整備事業についてであります。

誰もが住みやすい豊かなまちづくりのための憩いの場また新たな観光、にぎわいの拠点として、九州最大規模となるアーバンスポーツ施設や町民グラウンドの整備につきまして、現在基本設計及び用地の取得事務を進めております。本会議に財産の取得についての議案を提出させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今後につきましては、県とも連携した中で、アーバンスポーツを通じた交流人口の拡大や競技レベルの向上、さらには国際大会やイベントなども誘致できる施設といたしまして、令和8年3月の事業完了に向けて進めてまいります。

最後に、防災関係の取組についてであります。

各区、自治体単位で作成する地区防災計画の作成支援を菊陽町防災士連絡協議会と連携をして行っております。1月から定期的にワークショップを開催しており、既に菊陽南小学校、菊陽北小学校、菊陽中部小学校の区、自治会での計画の作成を終えております。現在、菊陽西小学校区の区、自治会の作成支援を行っており、本年度中に全ての区、自治会の作成支援を終える予定ですが、今後も引き続き計画の修正作業や防災活動の支援を行ってまいります。

また、これから迎える梅雨時期は、大雨による河川の氾濫や土砂災害の危険性が高まります。5月27日には、町の防災会議を開催をし、地域防災計画の見直しについて承認をいただき

ました。町災害対策本部と消防団、各関係機関、地域がしっかりと連携、協力を図るとともに、町民の方へ必要な情報発信を行うなど、災害対応に万全を期してまいります。

以上、最近の主なものにつきまして報告をいたしました。町のスローガンとして定めまして成長し続ける町として、町民の皆様が誇れる町、いつまでも住み続けたい町を目指し、まちづくりを進めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出議案第31号から報告第8号までを一括議題

○議長（福島知雄議員） 日程第5、町長提出議案第31号から報告第8号までの6件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（福島知雄議員） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、令和6年第2回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は6件でございます。内訳は、議案が5件、報告が1件であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

議案第31号は、菊陽町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、J A S Mの第2工場をはじめ国の支援を受ける半導体企業の投資を促すことを目的として、固定資産税の優遇措置である不均一課税制度の拡充を図るものであります。

議案第32号は、菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、本条例で定める自己負担額を改正するものであります。

議案第33号は、令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に14億2,642万円を追加し、歳入歳出予算の総額を208億7,546万2,000円と定めるものであります。

議案第34号は、菊陽空港線堀川函渠築造工事の工事請負契約の締結についてであります。

内容は、現在整備を進めております菊陽空港線が二級河川堀川を横断するため、昨年度から2か年で整備することとしており、今年度は昨年度施工した基礎工事に続き、函渠構造物を設置するものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第35号は、スポーツ施設整備に係る新たな菊陽杉並木公園拡張整備事業における財産の取得についてであります。

この事業では、アーバンスポーツ施設や町民グラウンドなどを合わせた約6ヘクタールの整備を計画しており、現在、用地の取得事務を進めております。

本件は、このうち1件の財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

報告第8号は、令和5年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した令和5年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により調製した繰越計算書を報告するものであります。繰り越しますのは29事業で、総額は48億7,825万4,000円になります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 報告第8号 令和5年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（福島知雄議員） 日程第7、報告第8号令和5年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

報告第8号令和5年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

令和5年度一般会計予算の中で議決いただいた地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により5月31日までに繰越計算書を調製しましたので、報告するものです。

1枚めくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書がございます。項目の中で金額とあります欄が予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額が実際に令和6年度に繰り越した額になり、その右の欄が翌年度繰越額に対する財源内訳となります。

それでは、翌年度繰越額が大きい事業を御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしくお願いいたします。

まず、3行目の款の2総務費、項の1総務管理費のLPガス価格高騰対策事業は、物価高騰対策としてLPガス使用世帯への補助を行うものになりますが、令和5年度使用分に係る補助金額等の決定が令和6年度になるため繰り越すもので、繰越額は4,361万7,000円になります。

4行目の款の3民生費、項の1社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業は、旧武蔵ヶ丘

第二保育園跡地に介護保険施設を整備する補助で、繰越額は8,948万6,000円になります。

下から2行目の款の6農林水産業費、項の1農業費の担い手確保・経営強化支援事業は、農業用機械、施設の導入等に対する補助で、繰越額は3,000万円になります。

次のページをお開きください。1行目の款の7商工費、項の1商工費の企業誘致対策事業は、原水駅北側のバス転回広場の整備事業で、繰越額は5,212万6,000円になります。

4行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業（改築）は、南方大人足線交差点改良工事や下大谷1号線バス停車帯整備工事などで、繰越額は2億7,972万円になります。

次の行の款の8土木費、項の2道路橋梁費の菊陽空港線延伸計画道路事業は、菊陽空港線延伸計画道路の築造工事で、繰越額は5億9,181万3,000円になります。

下から2行目の款の8土木費、項の2道路橋梁費の地域産業基盤整備推進交付金事業は、セミコンテクノパーク周辺道路の整備を行うものになりますが、菊陽空港線延伸道路の築造工事などで、繰越額は3億1,484万7,000円になります。

次の行の款の8土木費、項の3都市計画費の（仮称）原水駅周辺土地地区画整理事業は、土地地区画整理予定地区内の測量、設計などで、1億8,208万4,000円になります。

次のページをお開きください。2行目の款の8土木費、項の3都市計画費の菊陽杉並木公園拡張整備事業は、菊陽杉並木公園拡張部分の園路舗装や屋外トイレなどで、繰越額は7,359万1,000円になります。

下から4行目の款の8土木費、項の3都市計画費の菊陽杉並木公園拡張整備事業（スポーツ施設整備）は、アーバンスポーツ施設や町民グラウンドの施設の設計、工事などで、繰越額は25億9,240万円になります。

次のページをお開きください。1行目の款の10教育費、項の2小学校費の武蔵ヶ丘北小学校大規模改修・長寿命化事業は、武蔵ヶ丘北小学校の既存校舎の大規模・長寿命化改修に係る設計で、繰越額は3,151万2,000円になります。

3行目の款の10教育費、項の2小学校費の武蔵ヶ丘北小学校校舎・給食室新築事業は、武蔵ヶ丘北小学校の校舎の新築工事で、繰越額は4億771万5,000円になります。

下から2行目の款の10教育費、項の5社会教育費の図書館施設整備事業は、図書館ホールの音響設備の更新工事で、繰越額は6,950万円になります。

一番下の合計欄になりますが、全ての事業29事業を合計しますと、翌年度繰越額は48億7,825万4,000円になります。右側が財源内訳になりますが、未収入特定財源の国県支出金が17億6,878万2,000円、地方債が25億3,250万円、その他は基金の繰入金で1億6,045万1,000円、一般財源は4億1,652万1,000円になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第8号令和5年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時20分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和6年6月5日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（2日目）

（令和6年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和6年6月5日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1 番 | 鬼 塚 洋 議員 | 2 番 | 吉 村 恭 輔 議員 |
| 3 番 | 藤 本 昭 文 議員 | 4 番 | 馬 場 功 世 議員 |
| 5 番 | 廣 瀬 英 二 議員 | 6 番 | 矢 野 厚 子 議員 |
| 7 番 | 大久保 輝 議員 | 8 番 | 西 本 友 春 議員 |
| 9 番 | 佐々木 理美子 議員 | 11番 | 布 田 悟 議員 |
| 12番 | 佐 藤 竜 巳 議員 | 13番 | 甲 斐 榮 治 議員 |
| 14番 | 岩 下 和 高 議員 | 15番 | 上 田 茂 政 議員 |
| 16番 | 小 林 久美子 議員 | 17番 | 坂 本 秀 則 議員 |
| 18番 | 福 島 知 雄 議員 | | |

3. 欠席議員

10番 中 岡 敏 博 議員

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん

書 記 廣 田 沙 織 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|------------|--------------------------|------------|
| 町 長 | 吉 本 孝 寿 さん | 副 町 長 | 小 牧 裕 明 さん |
| 教 育 長 | 二 殿 一 身 さん | 総 務 部 長 | 板 楠 健 次 さん |
| 住民生活部長 | 渡 辺 博 和 さん | 健康福祉部長 | 梅 原 浩 司 さん |
| 産業振興部長兼
農業委員会事務局長 | 山 川 和 徳 さん | 都市整備部長 | 井 芹 渡 さん |
| 総務課政策監 | 宗 像 雄 矢 さん | 総務課長兼選挙
管理委員会書記長 | 村 上 健 司 さん |
| 危機管理防災課長 | 阪 本 幸 昭 さん | 総合政策課長 | 今 村 太 郎 さん |
| 財 政 課 長 | 澤 田 一 臣 さん | 町 民 課 長 兼
光の森町民センター所長 | 中 村 康 幸 さん |
| 税 務 課 長 | 吉 本 雅 和 さん | 環境生活課長 | 野 村 瑞 樹 さん |
| 健康・保険課長 | 岩 下 美 穂 さん | 介護保険課長 | 和 田 征 さん |
| 福 祉 課 長 | 井 上 智香子 さん | 子育て支援課長 | 石 原 俊 明 さん |
| 農 政 課 長 | 阪 本 和 彦 さん | 商工振興課長 | 塚 脇 康 晴 さん |
| 建 設 課 長 | 出 田 稔 さん | 都市計画課長 | 阿久津 友 宏 さん |
| 下水道課長 | 丸 山 直 樹 さん | 教 育 部 長 | 矢 野 博 則 さん |

教育審議員 吉永公紀さん
生涯学習課長 岡本勇人さん

学務課長 平 征一郎さん

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前10時0分

○議長（福島知雄議員） これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春議員。

○8番（西本友春議員） 皆様おはようございます。議席番号8番、公明党の西本友春です。本日はお忙しい中、傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。

石川県では3日の日、最大震度5強を観測し、被災地では再び不安な状況が発生いたしました。内閣府の5月21日現在での被害状況は、人的被害で死者245人、負傷者1,313人、住宅被害で全壊8,571棟、半壊2万402棟、一部損壊9万4,558棟と甚大な被害となっております。

亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

ライフラインにも甚大な被害が出ている被災地の一刻も早い復旧と復興をお祈りいたします。

一方、世界に目を転じますと、ロシアがウクライナに一方的に軍事侵攻した問題、イスラエルとパレスチナの問題解消の糸口がなかなか見つかりません。世界に安全と平和を取り戻せることを強く念じています。

今回の質問は、グリーントランスフォーメーションの取組、外国にルーツを持つ子どもの教育、おくやみコーナー、带状疱疹ワクチン接種への助成、町施設利用についての質問です。

質問は、質問席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） それでは、最初の質問に移ります。

グリーントランスフォーメーションとは石化エネルギー、石炭や石油、天然ガスを中心とした現在の産業構造、社会構造をクリーンエネルギー、太陽光や風力発電のようにCO₂を排出しないエネルギー源を中心へ転換する取組で、例えば工場の事業所での電力を水力、風力、太陽光などの再生エネルギーに転換することや、家庭の古い冷暖房機器を効率のよいヒートポンプ方式に更新することもGXです。

現在まで官民合わせて様々な分野でGXに取り組んでいます。現在までのGXの取組状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

地球温暖化による気候変動問題などへの対策としましては、全国的にも温室効果ガス排出量

削減が課題となっています。カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、全体としてゼロになっている状態を表します。また、脱炭素とは、温室効果ガスの中で大きな役割を占める二酸化炭素の排出量を削減し、実質ゼロをすることを意味します。

G X、いわゆるグリーントランスフォーメーションが必要とされる背景には、地球温暖化による環境問題の深刻化が上げられます。近年、世界的に異常気象が頻発しており、地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量の削減が進まなかった場合、海面上昇、洪水、水不足、生態系の損失などのリスクがさらに高まると言われております。

熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画により、2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロの状態にするカーボンニュートラルを共同で宣言しております。温室効果ガスの削減目標では、2025年度、令和7年度までの短期目標としております33%以上の削減に対しまして、2019年度、令和元年度に熊本連携中枢都市圏で排出した温室効果ガスの量は646万トンで、2013年度、平成25年度と比較しまして35.2%の削減が達成されております。

本町の具体的な取組としましては、第2次菊陽町地球温暖化対策実行計画を2022年3月、令和4年3月に策定いたしました。町が率先して事務事業による温室効果ガス排出量の削減に向け、節電や省エネ等を推進することで、事業者や町民の自主的な環境保全を啓発し、さらには菊陽町全体の環境保全を達成することを期待するものです。

対象となる施設として、庁舎関係、福祉施設、学校施設、下水道施設、公園施設、その他とし、使用電力量や使用燃料等の情報を各担当より集約し、2013年度、平成25年度を基準としまして、2030年、令和12年温室効果ガスの削減目標を40%として削減に取り組んでおります。

なお、2020年度、令和2年度の実績としましては、35.9%の削減が達成されており、着実に目標達成へ向けて取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 2030年の目標の40%削減に向けて、今現在2020年で35.9%ということで、非常に取組がしっかりなされているなど、残り5%ではございますが、その5%ではなく、もっともっと、庁舎の今後アーバン施設についてもそうですが、新庁舎の検討する中でもやはりカーボンニュートラルに向けたしっかり取組をしていただきたいというふうに思っております。

現在、政府はG X分野に、今後10年で官民合わせて150兆円の規模の投資を行うことを目標とし、その呼び水とするために、国としてはおよそ20兆円の先行投資を行うことを宣言しております。令和6年度予算では、各省庁がG Xへの取組に対し様々な事業に対し予算化をしています。吉本町長は、脱炭素社会の実現に向けた新しい菊陽への政策促進を上げられています。今後のG Xはどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

熊本連携中枢都市圏地球温暖化実行計画による2050年カーボンニュートラルの目標において、今後の取組の方向性については、様々な媒体を活用した広報や脱炭素各セミナーの開催、各種補助等により住民や事業者の行動変容の促進を図り、各部局で事業を行う際には脱炭素化の視点を入れた検討を行うとしています。

本町としましては、第2次菊陽町地球温暖化対策実行計画の削減目標であります2030年、令和12年温室効果ガス削減40%に向け計画を効率的に推進するため、今後も目標との整合性を評価してまいります。

実行計画の重要性、必要性とそれぞれの役割の確認、環境に対する自覚と取組に対する理解を深めるために、今年度から職員研修を行ってまいります。また、現在進めております仮称原水駅周辺土地区画整理事業におきましては、新たな交通拠点を整備することとしています。BRT、自動運転、EV、水素車等の脱炭素を前提とした先進的な交通システムの導入について検討を進めているところです。

これらの取組を国、県と連携して進め、渋滞対策と脱炭素社会の実現の両面に資するものとしながら、GXの推進を象徴するような未来都市を形成してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） それでは、先ほど令和6年度ということで、環境省の令和6年度予算で地域脱炭素の推進のための交付金があり、ゼロカーボン・ドライブ、電動車、充放電設備で活用できます。公用車の更新に当たり、EVやプラグインハイブリッド、また燃料電池への切替えを推進すべきと提案するが、町はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、御質問にお答えいたします。

現在公用車につきましては、防衛省の再編関連訓練移転等交付金を活用しまして、令和2年度に3台、令和5年度に1台電気自動車を購入しております。今後、環境省の交付金の活用も検討しながら、段階的に電気自動車等への更新を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 40%削減に向けて、しっかり取組をしていただきたいというふうに思っております。

それでは続きまして、2番目の外国にツールを持つ子どもの教育についてお伺いをいたします。

3月4日の熊日の記事に、給食も体育大会も3か国語放送、熊本菊陽町、日本語指導の教員配置、サポート体制に力、多様な学び、外国ルーツの子どもたちと紹介されておりました。現在までの小・中学校での取組はどのように行ってきたのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

本町では、1980年代頃から中国残留邦人と、その家族が県営武蔵ヶ丘団地に住み始められたことをきっかけに取組が始まり、今から20年以上前に、武蔵ヶ丘小学校と武蔵ヶ丘中学校に日本語指導の加配教員が1名ずつ配置されたところです。

小・中学校の取組としては、これまで子どもたちが自分のルーツに誇りを持ち、胸を張って生きていくための文化や歴史を学び合う活動を行うとともに、互いの文化に対する理解力や、異文化コミュニケーション力の向上を図ることなどを目的に、武蔵ヶ丘中学校では多文化共生の3か国語放送が体育大会に取り入れられ、さらには給食や掃除の時間などにも放送するなど、日常化する取組が行われています。この取組は武蔵ヶ丘小学校にも広がり、運動会で3か国語放送が行われております。

このように、外国からの移住を意識した取組は、令和5年度の菊陽北小学校の卒業生による多言語の看板作りの卒業制作にもつながっております。

また、町の取組としては、これまで中国残留邦人とその家族及び在日外国人の方々を対象に支援を行ってきた熊本同歩会を運営母体として、長年武蔵ヶ丘小学校と武蔵ヶ丘中学校の先生方が中心となって、子どもたちの学習支援や生活支援をしてきましたが、平成30年度からは教育委員会が主催する菊陽町多文化共生学習会として新たにスタートし、これまでの取組を継承しています。

さらに、日本語の指導としては、日本語指導加配教員による教員での指導や、民間団体の日本語の読み書きによる初期指導の費用を予算化し、これまで支援を続けてきており、これらの人的配置に加え、児童・生徒の母語への対応として翻訳機、ポケトークの配備や、翻訳機能が充実しているアプリをインストールできるタブレットを追加で配備するなどの取組を行っています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 確かに菊陽町は武蔵ヶ丘中学校、武蔵ヶ丘小学校、モデルケースでしっかり取り組まれているということは私も認識はしておりましたので、再度確認だけをさせていただきました。

文部科学省の資料では、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒の推移として、令和3年度で日本国籍の児童・生徒1万688人で、この10年間で1.7倍増、外国人児童・生徒に関しましては4万7,619人で、10年間で1.8倍増となっております。これまで日本語指導が必要な児童・生徒の推移はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

本町における日本語指導が必要な児童・生徒については、令和3年度が24人、令和4年度が28人、令和5年度が25人となっています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 今の実績でいくと、あまり人数は変わっていないようですが、今後T SMC、J A S Mの第2工場含めまして進出がありますが、今後その推移をどのように考えているのか、もしあれば教えていただいてもいいですか。児童・生徒の推移が増えるかどうか、分かなければ結構です。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） 御質問のありました点でございますが、現在のところなかなか推移が把握できるという状況ではございません。ただし、来た場合にはしっかり取り組むという形で教育委員会としては考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） なかなか把握できてないところもありますが、やっぱりしっかりと、町のほうも対応する方向ではございますので、よろしくお願いします。

文部科学省の資料では、令和3年度で日本語指導が必要な児童・生徒のうち、学校において特別の配慮に基づく指導を受けている割合は、外国籍の者で91%、平成26年度から11.5増えています。日本国籍の者で88.1%、同じく13.7の増となっています。このうち小・中学校において、一人一人の日本語能力に応じた個別指導を行う、特別の教育課程を編成した日本語指導を受けている割合は、それぞれ73.4%、12.6増、67.5%、10.2増となっております。

また、留学生対象の日本語教育機関における課題として、教員数の不足、教員の経験不足、入学予定者の日本語能力レベルとカリキュラムの乖離、生徒の母語への対応が不十分等が記載されていまして。

今までの取組の課題と、今後T SMC進出に伴う受入れ体制と取組をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

1つ目の質問でお答えしたように、本町では長年にわたり帰国外国人児童・生徒等への支援や、日本語指導などの取組を行ってきました。

課題としましては、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の一員として共に生きていくことを大切にしており、外国で義務教育を終えた生徒が、日本の文化や言葉になれ親しむために、町内の中学校へ編入学を希望する事例が出てきております。

T SMCの進出に伴い、関連企業の子供を受け入れる拠点校として、武蔵ヶ丘小学校と武蔵ヶ丘中学校が指定されてからは、日本語指導加配教員が両校に1名ずつさらに加配されたことに加え、帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業を活用し、教育支援や生活支援

を行う日本語生活支援員を新たに2名配置し、受入れ体制の充実を図っています。

国籍、母国語、文化、宗教、生活習慣など、多様な背景を伴った外国の方々が菊陽町で生活されているため、今後も引き続きこのような方々の受入れ体制の整備と支援体制の充実について、関係団体の協力を得ながら、さらに取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 令和6年度の文部科学省の当初予算では、日本語指導を含むきめ細やかな支援の充実として1,011億7,100万円で、公立学校における日本語指導補助者や母語支援員の活用による指導体制の構築、オンラインによる指導や多言語翻訳システム等のICTを活用した取組など、外国人児童・生徒への支援体制の整備等に向けた学校における自治体の取組を支援するとなっています。令和6年度の予算でエントリーを行っているものはあるか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 御質問にお答えいたします。

これまでの様々な取組につきましては、教育委員会としましても大変重要であるというふうと考えております。令和6年度におきましては、国及び県の補助事業を活用しながら、教育支援員などの人件費、それと民間による日本語指導や日本語指導相談員の委託料、翻訳機などの備品購入について予算化を行っているところです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 幾つかエントリーされておりますが、私のほうとしては多言語翻訳システム等のICTを活用した部分というのが非常に必要だというふうに思っておりますので、今後またそういうものの活用ができるように、またしっかりエントリーしていただきたいと要望しておきます。

続きまして、おくやみコーナーに移ります。

おくやみコーナーについては、令和3年3月、令和4年3月の2回質問させていただき、御遺族の役場での手続や負担を軽減し、円滑に進められる事務の改善と申請書の簡素化などの提案と確認を行ってきました。現在までの申請書及び事務の改善と内容の充実はどのようになっているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

令和4年3月議会において西本議員から御質問があった際に、死亡後の手続を御案内する説明文に関する内容を充実してまいりますと回答したところであります。

この改善した点としましては、内閣府から示されているおくやみハンドブックを参考に、役場以外で行う手続を追加した点、また最近では4月1日に施行された相続登記の義務化につい

て掲載しており、今後も適時内容の充実を図ってまいります。

次に、死亡後の手続で御遺族の方が来庁された際に記載していただく各種申請書及び事務の改善につきましては、氏名、住所及び被保険者番号など、お亡くなりになられた方の基本となる事項をあらかじめ担当部署で作成し、それぞれの課において事前に説明資料等を準備することができるようになるなど、迅速な手続ができるよう事務の改善を行っているところでございます。

今後につきましては、令和6年3月から実施している書かない窓口システムに死亡後の手続を追加するよう手続を進めているところでございます。そのため、まず死亡後の手続に必要な申請書をシステムで使用できるよう構築した上で、書かない窓口システムにより死亡後の手続を開始したいと考えております。

将来的には、一部を除き死亡後の手続や転出入の手続、住民票をはじめとする各種申請書を一括で行うことで、事務手続の簡素化や利用者の庁舎滞在時間の短縮を図り、町民の利便性の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 令和4年3月の質問に、おくやみコーナーの設置につきましては、御遺族の手続に負担をかけないためにも有効な方法の一つとして、現在検討を進めているところですとの回答でしたが、いまだかつておくやみコーナーは設置されていません。

第1号は、2016年5月に大分県別府市が設けたおくやみコーナーと言われており、2019年度までには全国で16を数えるほどでしたが、2020年度に169自治体まで急増し、最新のデータは、ネットで確認は取れませんでした。公明新聞では年間で約12自治体の取組が紹介をされています。確実に増えていることは明らかです。おくやみコーナーの設置、検討はどのようになったのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

おくやみコーナーを含むワンストップ窓口の検討につきましては、窓口での手続が1か所に集中することで、今以上の混雑が予想され、繁忙期等を考慮した場合、庁舎1階のスペース確保や大幅なレイアウトの変更、また職員の配置等の検討が必要になるなど、現庁舎で行うには厳しい現状があります。そのため、今年度から具体的に検討を開始する新庁舎建設の議論を深める中で、おくやみコーナーをはじめとする住民サービスの向上についてしっかりと検討していきたいと考えております。

なお、現庁舎の限られたスペースの範囲内ではありますが、来庁される方の利便性向上のため、現在庁舎1階東側執務室等のレイアウト変更について協議を行っており、実際に机やカウンター等移動させ、新たな場所で事務を開始する時期につきましては、7月頃を目標に検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 7月頃に何かつくりそうな雰囲気の話でしたが、つくっていただけるようなイメージで少し捉えたんですけど、少し回答の中で若干矛盾点があるのかなというところがあって、そこをちょっと確認させていただきますが、窓口、1か所に集中することでの混雑が予想されると思いますが、おくやみコーナーを利用される方は、そんなに毎日来るわけではございません。集中することはないというふうに思っております。また、職員等の配置が必要とありますが、別段、以前確認したところ、窓口で手続に来られた方に対して、自分の部署が終わったら次の部署に連絡をして、担当に来てもらったケースもあるというふうにおっしゃっております。

いわゆる当初の一番最初の質問の回答では、一応するというような回答が出てたものですから、今、7月まで何とか検討していくようなお話も伺いましたんで、全国的にはこのように遺族に寄り添うお悔やみ窓口ということで、やはり少しでも遺族の方が各課を回るんじゃなくて、先ほども様式も全部準備してありますというふうに回答ではありましたんで、その担当、確かに専門部署部署で回答が必要なものですから、その人が終わったら次の部署に連絡をして、そういう手続の、次誰が来るようなやつもしっかり検討していただいて、7月に向けてしっかり検討していただきたいというふうに思っております。おくやみコーナーについて。ごめんなさい。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） ただいまの質問にお答えします。

おくやみコーナーのワンストップ窓口の設置を検討する場合、関係する担当部署が近くにまとまっている必要がございます。現在、庁舎1階東側には町民課、福祉課、税務課の3課と、執務スペースの外側にパスポート等の受付窓口がございます。パスポート等の受付窓口が執務室の外側にあることで、現在来客用の待合スペースがかなり手狭となっており、よく混雑してございます。

今回のレイアウト変更につきましては、庁舎の限られたスペースの中で、来客用の待合スペース等の拡張を一番の目的としております。そのため、先ほど答弁いたしましたように、現在の現庁舎で行うには厳しい現状がございますので、新庁舎建設の中でしっかりと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） そうすると、あと四、五年先送りという形しか取れないんですけども、この質問は今回初めてではございません。もう3年以上も前からしっかり質問をさせていただいて、検討するという回答をいただきながら、私は質問させておりますんで、何とかやはり実現に向けた形で、しっかりレイアウト検討も組織も踏まえてやって、そんなに難しいことで

は、全国で言ってもそんなスペース取ってないし、そんな難しい取組ではないと思いますんで、よろしくお願いします。

それから、デジタル庁では、死亡、相続に関する手続のオンライン化を進めることで、遺族の軽減負担、利便性向上と、市区町村等における手続の効率化を図るとしています。本取組の一環として、死亡に関する手続の一つである死亡届及び死亡診断書提出のオンライン化について2024年度内、死亡届及び死亡診断書提出のオンライン化に向けた課題の整理を2026年度、死亡届及び死亡診断書提出のオンライン手続を開始するとしております。死亡、相続に関する手続のオンライン化推進について町はどのように考えているのかをお伺いします。

○議長（福島知雄議員） 町民課長。

○町民課長兼光の森町民センター所長（中村康幸さん） 質問にお答えします。

御質問の内容は、マイナンバーカードのサイトであるマイナポータルを利用し、戸籍届書をオンラインで提出することができる制度であると認識しております。現在、法務省からの情報提供はあっておりませんが、紙の書類を持参する手間を省き、市町村の事務負担を減らす目的があると一部の報道で伺っており、オンライン化を進める上で有効な手法であると認識しております。

本町としては、今後デジタル化を進める上で、令和7年5月に施行される戸籍に氏名の振り仮名を記載を行う準備作業を第1の目標に考え、管轄する法務局からの情報を確認しながら、戸籍法等が改正された場合、適切に死亡届のオンライン化に向けたシステム整備を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 分かりました。

それでは、続きまして带状疱疹ワクチン接種への助成についてお伺いをいたします。

带状疱疹を発症したときの痛みは激しく、また後遺症に苦しみ、外に出られなくなった、痛みで働くことや日常生活に支障が出ている、病院にかかる時間と医療費負担が多過ぎる等の声が届いており、いまだに带状疱疹を発症した人、その周辺の人からの予防接種の助成を望む声が強い。また、ワクチンを接種することで、発症しても軽症で済むことや、後遺症の神経痛の予防にもつながるなど、予防にワクチン接種が有効であることは国も認めています。

予防接種を諦めた人の声を聞くと、高額な予防接種費用を理由にしている人が多い。带状疱疹予防接種への助成では、令和4年6月の一般質問では、全国的に僅かな自治体しか実施しておらず、国の動きを注視し、見守っていききたいとの回答で、令和5年の一般質問では、全国で195の自治体が带状疱疹ワクチン接種費用の助成を行っており、熊本では長洲町が4月から開始したことを紹介いたしました。

菊陽町も、菊池郡市2市2町で構成される菊池郡市保健協議会において、带状疱疹予防接種の助成について提案をしていただきましたが、協議の結果、現時点では国の定期化に向けた検

討の動向や他の自治体の助成動向を注視していくとの判断に至りました。本町といたしましても、その動向を注視してまいりますとの回答でした。

2024年5月末で、全国で644自治体まで大幅に増えました。また、熊本県においても12自治体まで増え、今後水俣市も開始する予定とのこと。带状疱疹ワクチン接種への助成を提案するが、町はどのように考えているか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えいたします。

この御質問に関しては、ただいま西本議員からもありましたように、直近では令和5年第3回菊陽町議会定例会で西本議員から一般質問があり、菊池郡市2市2町で構成される菊池郡市保健協議会での協議の結果、現時点では国の定期化に向けた検討の動向や他の自治体の助成動向を注視していくとの判断に至ったため、本町としてもその動向を注視していくと答弁させていただいたところです。

その後の動向についてですが、国では令和5年11月9日に厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会が開催され、定期接種化に向け带状疱疹ワクチンの有効性、安全性、費用対効果などについて、引き続き慎重に検討されています。

本町での带状疱疹ワクチン接種への助成につきましては、昨年度に引き続き7月に開催予定の菊池郡市保健協議会において、国の検討状況や他自治体の助成動向などの新たな情報を基に協議を進めてまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） よく町の回答では、他の自治体の動向という言葉がございますが、町長の進化し続ける菊陽町という部分からいきますと、やはり他の自治体に先んじて、住みやすい、菊陽町に来てよかったと思われるような政策をしっかりと進めていただきたいというふうに私は思っております。

令和4年の初質問の後、带状疱疹予防接種制度を導入した自治体、先ほど紹介しましたが、もう644まで増えております。町としてはこの傾向をどのように分析しているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 御質問にお答えいたします。

町といたしましても、带状疱疹予防接種助成制度を導入した自治体が県内外で昨年度より増加していることを認識しています。また、带状疱疹ワクチン接種の助成を行っている自治体が多い都道府県を見ても、带状疱疹ワクチン接種の費用を助成する市町村へ県が補助事業を実施しているところもあります。

また、県内で助成制度を導入した市町村に確認したところ、主な理由としては、住民からの要望や医療機関からの問合せ等を基に実施の検討を進められ、決定されたということをお伺い

しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 全国では県が補助しているところというのはほんの一部、2か所ぐらいしかございませんが、住民からの声、私もそうですけども、これは私の個人的な意見だけではなく、やはり多くの町民の皆様から、何とかしてという声もいただいているのは現実でございますので、その声を代弁として提案をさせていただいているところでございますので、そういう声はあるということをやはりしっかり自覚していただきたいと思います。

先ほども述べましたが、菊陽町は令和5年に2市2町の協議会で助成制度導入について提案いただきましたが、ワクチンの効果、接種の必要性についてはどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 御質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチンには、生ワクチン、不活化ワクチンの2種類があり、接種方法や効果等は異なります。厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の資料によりますと、現段階では生ワクチンの発症予防効果は68.7%、持続性は5年程度であり、不活化ワクチンの発症予防効果は97.7%、持続性は10年程度と把握しています。

また、带状疱疹ワクチンによって带状疱疹の発症に加え、带状疱疹後神経痛の発症を予防することが期待できるとのことですが、現在のところは带状疱疹ワクチンは任意接種の取扱いとなるため、ワクチンの効果や接種後の副反応について御理解の上、接種の必要については個人での判断になるものと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） ここにも先ほど課長からも答弁の中にありました。不活化ワクチンにおいては97.9、約10年間のやはり効果があるということですので、非常に有効性のあるワクチンだというふうに私も感じております。

国立感染症研究所感染症疫学センターの資料によりますと、带状疱疹は体内に潜伏しているウイルスが原因で発症するため、他の人から带状疱疹としてうつることはありません。ただし、まだ水ぼうそうになったことがない人は、ウイルス感染で水ぼうそうを発症することです。水ぼうそうの入院患者のうち約3割は带状疱疹が感染源だと報告されております。ワクチンを接種することで、大事な家族にうつることも避けられます。

また、日本疫学調査を基に、年齢層別带状疱疹発症率を係数とした50歳以上の菊陽町における带状疱疹罹患患者推計として、带状疱疹患者数が184名、このうち神経痛患者数になりますと37名になると試算をされております。

それに関わる医療費の試算として1,096万円、これに対して全国公費助成自治体の助成額及

びワクチン選択率を参考に、接種率を対象人口の3%が接種すると想定して、半額を助成して試算すると775万4,000円が助成費用になります。医療費1,096万円に対して775万4,000円では320万6,000円と、効果は確実にあると言えます。効果のある事業として町長はどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

費用対効果につきましては、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会においても検討されておりますので、御説明いただきました試算につきましては参考値とさせていただき、先ほどの部長からの答弁と重複はいたしますが、まずは今年度も菊池郡市保健協議会において、国の検討状況、他自治体の助成動向等の新たな情報を基に協議を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 1点町長へのお願いになりますが、2市2町の検討委員会、これでまた提案をしていただけるということはお伺いしておりますので、そのことについては評価をさせていただきます。ただ、申し訳ないんですが、担当者レベルの話になってしまいますんで、ぜひ2市2町の首長と吉本町長がお会いする機会が幾らかあると思いますんで、その中で少しジャブ打ちをしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、この2市2町の動向をということではございますが、今回、6月の一般質問では、菊陽町、私が最初に提案をさせていただいて、その後大津町、菊池市もこの带状疱疹の助成についてはしっかり提案をさせていただき、また合志市においては9月議会でしっかり提案をさせていただくことにしておりますので、ぜひ吉本町長からも各首長に対してそういう働きかけをお願いしたいと要望して、次の質問とさせていただきます。

5番目の町施設利用についてお伺いをいたします。

光の森町民センターは、土日、祝日も夜間予約は可能です。中央公民館では日曜、祝日、夜間はNGです。杉並木公園センターは、土曜、日曜、祝日、夜間全てNGです。あとは各町民センター、ふれあいの森研修センター含めまして、日曜、祝日終日はNGとなっております。

町の文化施設において、施設予約で乖離があるのはどのような理由なのか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

町の文化施設、主に町民センターにつきましては、それぞれの施設の設置条例、施行規則により開館時間を定めております。中央公民館と光の森町民センターを除く町民センターについては、月曜日から土曜日の午前8時30分から午後10時までと定めております。

また、中央公民館及び光の森町民センターは、年末年始を除き休館日を設けず開館し、日曜

日、祝日は、中央公民館は午後５時まで、光の森町民センターは午後10時までと定めております。

なお、杉並木公園センターにつきましては、公園の開園時間に合わせて夜間の開館は行っておりません。

御質問の開館時間の違いの理由については、最も古い中央公民館の場合は、当時の町内には町民が会議等で利用可能な公共施設はなく、日曜日、祝日の昼間の利用も見込んで運営してきたと考えられます。

また、最も新しく設置された光の森町民センターにつきましては、建設の際に地域住民の要望を取り入れて、日曜日、祝日の夜間も開館するなど、それぞれの施設の設置の目的や設置の際の地域住民の意見、類似施設の開館状況等を考慮して規則を定めたことが開館時間の違いとなっています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○８番（西本友春議員） それで、町の西部エリアでは、先ほど言われました光の森町民センターが土曜、日曜、祝日、また北の方面でいきますと、この前開始しました総合体育館が利用は可能なのですが、土曜、東部エリアでは、日曜、祝日、夜間の利用できる施設はございません。

そこで、中央公民館での日曜、祝日の夜間利用を可能とできないのか、お伺いをいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

町民センターにおける日曜日、祝日の夜間については、先ほど申し上げましたとおり、光の森町民センターが開館しています。

また、町民センターではありませんが、昨年オープンした総合体育館には、大会議室、小会議室、多目的室などの会議室も備え、日曜日、祝日の夜間も開館しておりますので、現在町における日曜日、祝日の夜間に会議などで利用できる施設は２か所になります。

なお、議員が申されるように、町の東部地区に日曜日、祝日の夜間に利用可能な施設がない状況もありますので、中央公民館における日曜日、祝日の夜間開館につきましては、まずは地域の代表、学識経験者、社会教育関係者、利用者の代表等で構成する中央公民館運営審議会に諮り、その意見を参考にしながら検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○８番（西本友春議員） 光の森町民センターは地域の要望ということでされたということで、この中央公民館につきましても地域の住民の要望があって私も質問をしておりますので、そのことは十分承知していただきたい。

私も、実は東部町民センターの運営審議委員に入っておりまして、町長も入っていらっしゃ

いますが、この中央公民館の運営審議会は、次はいつ頃開催を予定をしていますか。

○議長（福島知雄議員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡本勇人さん） 御質問にお答えします。

中央公民館の運営審議会につきましては、次の7月中に開催を予定しております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） それでは、7月の運営審議会でのことは諮るということで理解をしておよろしいのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡本勇人さん） そのとおりでございます。委員の皆様に意見を聞きたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） できるだけ実現可能にしていいただければ、そんなに難しいことではないかと思います。人員配置のところだけが少し必要になってくるかと思いますが、町民のサービスに関わることでございますので、できるだけ実現をしていただきたいというふうに要望しておきます。

続きまして、実際私予約するときに、ちょっと今回パソコンを買い換えて、最終的には大文字、小文字の間違いだったんですけども、自分のつくってたアドレスが少し違ってた部分もあったんですけども、町のホームページでの施設予約で、ログインがうまくいかなかったというのもありまして、そのようなときのホームページの表示がちょっと分かりづらいというのがありましたので、その表示の改善はできないか、お伺いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

現在、インターネットから施設予約を行う際には、利用者が事前に登録したログイン用IDとパスワードの入力が必要であり、入力を間違えた場合、議員御指摘のとおり、ログインできませんと表示されております。この件に関しましては、予約システムの受託業者へ確認し、表示方法の変更は可能であるとの回答を得ており、利用者に分かりやすい表示内容に改善を進めております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 西本議員。

○8番（西本友春議員） 簡単に修正が利くかと思えますので、町のホームページに関しましては幾つか分かりづらいところも声も頂戴しておりますので、改善できるやつは、ホームページの改善もしっかりと取り組んでいただきたいというふうに要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 西本議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 皆さんこんにちは。議席番号5番の廣瀬英二でございます。本日はお忙しい中、たくさんの傍聴にお見えになっていただき、本当にありがとうございます。

T S M Cの第2工場も第1工場東側に決定し、工事も年末から始まり、3年後の2027年の稼働が予定をされております。大きな課題として2つある中で、1つ目の道路渋滞については皆さんも御覧になったと思いますけども、6月広報きくように掲載されていました。T S M C周辺の多車線化等の道路整備は、これまでの常識では考えられない規模とスピードで進んでいくという、5年以内の完成予定と紹介がありました。

2つ目の課題である地下水保全については、木村知事が地下水を守る推進本部を設置し、菊陽町のセミコンテクノパーク周辺に新たに観測井戸を増設するための予算や、地下水の水位をいつでもホームページで確認できるシステムを構築する予算案を6月議会に提案することとでございます。この提案は、不安を解消する有効な手段です。渋滞対策、地下水保全対策をいかに県民、町民に分かりやすく伝えて理解してもらうかが大切であると思います。

3つ目の大きな課題で、これがみんないかに町民の方、県民の方に伝えていくかというのが3つ目の大きな課題であると考えております。

これらの問題、課題解決に向けての情報発信と併せて、T S M C進出の恩恵を町民が肌で実感できるように、議員としても尽力していかなければならないというふうに考えております。

私も議員2期目になり、1期目の4年間もそうであったように、任期中に質問したことが町政に反映できることを楽しみに取り組んできました。これからの任期3年も初心忘れることなく、町民の声を町政に届けていきたいというふうに考えております。吉本町長が目指す日本一のまちづくり、成長し続ける町となる一歩として、今日の私の質問は、1番目に安全・安心のまちづくり、2番目に南部地区の活性化について、3番目にT S M C進出などによる交流人口増の対応について質問をいたします。

質問は、質問席にて行います。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、安心・安全なまちづくりについて質問をいたします。

1番目に、「さんふれあ」前の信号機設置、これは押しボタン式でございますけども、この質問については、令和4年第3回の定例会で一般質問をしました。信号機設置については交通

管理者、警察署というのが管轄であるということは十分承知しており、死亡事故を契機に町に問題提起をして、「さんふれあ」周辺の交通安全を前に進める思いで質問をいたしました。

町の回答として、信号機設置条件として、歩行者が安全に信号待ちする場所があること、信号機を立てるスペースがあることなど、5つの条件を全て該当することが必要とされているということでございました。

また、周辺には3か所の横断歩道があり、信号機のある近くの図書館の横断歩道、それから杉並木公園と北側スポーツ広場の横断歩道のいずれかを撤去しなければならないという警察の話であったというふうに聞いております。この2つの横断歩道は利用者も多く、利便性の高いものであるが、事故も発生している状況であり、必要性も認識しているので、利用者の安全を第一に考えながら各施設の管理者、道路管理者、警察などと十分協議を行い、信号機の設置に向けて取り組んでいくと回答されています。

回答に対しては前向きな発言であると私は捉えております。ただ、その後の取組がどうであったのか、ここが私は一番大切ではなかろうかというふうに思っております。

今回質問するに当たり、熊本県で横断歩道での事故件数、それから死亡件数と、それから信号機設置、5つの条件を調べてみました。

横断歩道での事故件数は、熊本県警の直近の調査では82件、死亡事故は2名となっております。これだけやっぱり横断歩道では事故が発生をしておるということでございます。また、信号機設置の5つの条件として、信号で停止している車と擦れ違いできる幅が確認されること、それから歩行者が横断するまで待機できる場所が確保されているというこの条件も十分クリアしております。交通量が一番多い1時間のうち、優先側の道路の台数が300台以上あること、これも交通センサス、この調査によると、1日9,500台交通量があるということでございます。それを24時間で割りますと、400台近くになります。だから、これを深夜時間帯、車がほとんどない時間帯を除きますと、まだまだ交通量が多いんじゃないかというふうに思っております。それから、信号灯器が見やすい配置となるように信号柱を立てる場所が確保されていること、これが5番目ですね、5つの条件は全てこれは満たしております。

それでは、質問に入りますけど、1番で、警察への申請及び関係者との協議はどうなっているのか、いつ申請されたのか、前回の質問から約2年がたちます。警察へのアプローチは何回されたのか、関係者との協議はどうなっているのかについてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） それでは、お答えをいたします。

「さんふれあ」前の信号機設置については、先ほど議員が申されたとおり、令和4年9月議会で廣瀬議員からの一般質問に対し、利用者の安全を第一に考えながら、各施設の管理者、道路管理者、警察等と十分協議し、信号機の設置に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますと答弁をさせていただいたところでございます。

信号機設置に向けての協議状況については、申請前の事前協議として、大津警察署及び建設

課、危機管理防災課の担当職員で現地調査を実施し、警察に検討を依頼しました。警察と何度も協議を続けてきた結果、大半の車両は横断歩道を渡ろうとする人がいる場合、一旦停止をしていること、信号機を設置しなければ歩行者が横断歩道を渡られない状況ではないことから、信号機の設置ではなく、現時点における対策としては、「さんふれあ」前の横断歩道手前に横断歩道があることを強調する大型の横断歩道標識が今年3月に追加設置されたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 回答の中で今ありましたように、大半の人が横断歩道では渡ろうとする人がいる場合には、車を停車するということがございましたけども、この県の調査でいきますと、66.1%が止まると、あと34%の人は横断歩道に人がおっても停車しないんですね。だから、この34%の人が、そういう人に限って、言い方悪いけども、事故が発生するんですね。だから、ここをどう考えていくかというのは、これは大きな課題ではなからうかと思います。

それから、先ほど横断歩道があることを強調する大型の横断歩道がありますよという標識ですね、これはやっぱり立派な標識ができております。かなりお金が要ったんじゃないかなというふうに思います。これは私は非常に評価をしたいというふうに思いますが、部長の答弁によりますと、いろいろ回答いただきましたけども、じゃあ、本当に熱心に何とか安全・安心のために信号機をつけないかんということの認識をされているのか、それともまだまだ交通量も少ないんで、大型の標識でいいというふうに考えていらっしゃるのか、その辺をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えします。

信号機の設置については非常に費用がかかるということもあり、これまでも町内で幾つか住民の方からの要望も県警本部には伝えてきた経緯はございます。しかし、なかなか思うように設置はされていない、そして県内で優先順位をつけられていくようなことも話を聞いておまして、なかなか町からお願いをしても厳しい状況というのは、これまでも続いております。どうか設置してもらいたい場所には、町からもこれからも何度も伝えて、その住民の声は伝えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） これは5月15日の朝刊の1面にこんな記事が掲載されておりました。熊本市長が4月19日に開通した都市計画道路の1か所に押しボタン式の歩行者信号機を設置する方針を示されたと、熊本県と近く協議を進めるという内容です。開通後、歩行者がいても車が止まらない事例が多発し、安全を不安視する声に応えるものでございます。状況は、「さんふれあ」前の横断歩道とよく似通っています。信号機のない横断歩道を渡ろうとする人は、先ほども申し上げたとおり、34%の人が止まらないんですね。もちろん歩行者が横断歩道を渡るとき

には手を挙げて渡る、そのマナーも、これは求められるものでございます。これは安全教育を、全体を含めた安全教育が必要かなと思っております。

それから、先ほど熊本市の話もしましたが、熊本市は政令指定都市でもあり、県に準じた権限を行使することが可能です。だから、今度は踏み込んだ内容になったと思いますけれども、安全に対する意識及び取組は、権限があるなしではなく、その事故をなくすために熱意を持って取り組むかどうかだというふうに私は思っております。

それでは、②番の実現に向けて警察への今後の道筋についてどうしていくのかについてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、現時点の対策としては、大型の横断歩道標識が設置されたところですが、今後のアーバンスポーツ施設の開設、それから新駅の設置など、周辺の施設整備に伴う交通環境の変化を見据え、交通の安全を第一に、円滑な交通の流れと、各種施設利用者の利便性も考慮しながら、道路交通環境の整備について引き続き警察と協議を行ってまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 今からのこの菊陽町というのは、まさしく発展の町であり、想像もつかないようなにぎわいの町として発展をしていくと思っております。だから、これはやっぱり信号機を早くつくって、町民の方が安心・安全で生活できるように、それをまた改めてよろしく願いをしておきたいと思えます。

それから、③の2つの横断歩道を1つにすることの町の考え方を教えてください。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

令和4年9月議会で、どちらかの横断歩道に信号機を設置する場合は、設置した信号機で信号待ちをした車両がそのまま直進したとき、すぐに次の横断歩道となり、非常に危険であるため、まずはどちらかの横断歩道を撤去する必要があると警察の見解を答弁させていただきました。

これまで町としては、信号機を設置いただき、2つの横断歩道を1つにする方向で警察と協議をしてきたところですが、信号機の設置につきましては、先ほど答弁しましたとおり厳しいとのことでありますので、引き続き周辺の施設整備に伴う交通環境の変化を見据えながら、道路交通環境の整備について警察と協議を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 横断歩道は、あそこの信号機設置がありますけども、それから「さんふ

れあ」まで約300メートルちょっとございますけども、その間に横断歩道は4つあるんですよね。4つあれば、やはりこれは事故の原因の誘発にもなるし、道路渋滞にも当然影響がしてきます。これは、信号機設置にかかわらず、1つの横断歩道はやはり見直すべきじゃないかなというふうに私は思っております。それについてはぜひ今後も検討を深めていただきたいというふうに思っております。

簡単に人の流れを調べてきましたので、ちょっと申し上げますと、「さんふれあ」の入湯者数、これは1日平均1,010名です。それと、図書館ホール、これが1日平均500名と、ふれあい広場、スポーツ広場、これは1日平均450名です。その周辺の人流というのは、平均で2,000人を超えています。これが一番イベントの多い時期とか、そういうときには、これもはるかに倍近くなると思います。これは要するに夏祭りとかスポーツ広場というのは、サッカー大会が頻繁に行われております。夏祭り、スポーツ広場、それから菊陽フェスタなど開催時はたくさんの人でにぎわっております。二、三年後には新駅、アーバンスポーツ施設も事業開始となって、「さんふれあ」周辺はさらににぎやかになります。総合体育館は、現在においてもいろんなイベントが開催されており、今後においてもさらに増えるんじゃないかなというふうに予想はしております。

町民、町外の皆様の命を守る安全への取組は最優先で行うべきであると考えます。事故が起きてからでは遅いと思います。信号機設置を強く要望して、この質問を終わりますが、熊本東警察署から、署長からお見えになった竹口危機管理監にも、安全・安心のまちづくりについて大いに尽力をいただきたいというふうに考えております。

それでは、2番目の質問です。町施設の町民センター等に防犯カメラが設置されているが、自転車置場など盲点となる箇所がある、事件防止のため、総点検は必要と考えるが、町の考えを教えてください。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

光の森町民センターには屋内用と屋外用の防犯カメラを設置しており、屋外についてはズーム機能を使えば拡大して確認することも可能となっております。光の森町民センターの管理を行う上で、より効率的に防犯カメラを設置する箇所としましては、敷地内への出入口、建物内への出入口及び主要な箇所である例えば西部支所等が重要であると考えております。

ただ、先ほど述べましたとおり、効率的な防犯カメラの設置を行う関係上、どうしてもカメラで視認することができない死角が発生している状況がございます。この死角につきましては、死角に入る際、及び死角から出る際には必ず撮影できるよう管理運営を行うことを基本とし、適時総点検を実施することで、職員間で防犯に対する認識の共有に努めてまいりたいと考えております。

なお、今回廣瀬議員から御指摘のございました駐輪場における建物奥の死角につきましては、隣接する町道が通学路でもあることや、駐輪場であることなど、防犯上特別に考慮する必

要があるとの考えから、防犯カメラ作動中といった看板を設置する等により対処し、犯罪の抑止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） やっぱ防犯カメラというのは、犯罪を犯す人がそれがどこにあるのか、ここは死角になっておるとか、そういうのをやっぱりいろんな下見をした中で犯罪に及ぶとされております。その証拠映像がないと警察のほうも動きようがないというふうに話をされております。そういうことにならないように、やはり死角がないように防犯カメラについては設置をいただきたいと思います。これについてはぜひ総点検を、今話がありましたように総点検をしていただいて、皆さんの安全・安心、特に光の森町民センターは通学路になっております、中学校のですね。だから、これは早急にそういうことがあるかどうか、点検をしていただきたいというふうに思います。

それでは、この質問を終わりにして、続きまして3番目の認可保育園について質問をします。

菊陽町においては町立保育園が2園、私立保育園が10園あります。保護者にとって、保育園に医療従事者がいると安心して子どもを預けることができます。病院との連携があれば、なおさらでございます。特に、共働きの場合、子どもの具合が少々悪いときでも仕事を休むわけにはいかず、保育園に預けることが多いと思います。後ろ髪を引かれる思いで仕事に行かれるのが実態であると思います。近年は若くして自分たちの家を持ち、共働きが主流となっております。そういう人たちが安心して保育園に子どもを預けられるようお願いしたいと思います。

それでは、質問に参ります。認可保育園に看護師を配置している園は幾つあるのかについてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

町内の認可保育園における看護師の配置状況につきましては、令和6年5月1日現在配置している園は、12園中9園となっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員に告げます。発言するときには、はいじゃなくて、議長と叫んでから指名されてお願いします。

○5番（廣瀬英二議員） 今、12園中9園ということでございますけども、残りの3園は看護師を、医療従事者を配置できるように、そういう取組はもちろんされていらっしゃるんですよね。

○議長（福島知雄議員） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石原俊明さん） 御質問にお答えいたします。

今部長が答弁しました残りの3園については、今のところ配置はございません。ただし、町から配置するような促しまではしておりません。看護師の配置につきまして、特に義務ではご

ざいせんもんですから、そこまで強く求めるものではございませんので、今のところそういう要請はしておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 注意を守れずにすみません。

やはりこれは義務というか、そういうのは確かにはないと思います。町立保育園にしても私立保育園にしてもですね。ただ、やっぱり保護者の方が安心して預けられるその体制だけは取っていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問です。病院と連携した認可保育園はあるのかについてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

病院との連携につきましては、国の省令及び県の条例で定められております児童福祉施設の設備及び運営の基準では、園に嘱託医を配置しなければならないと規定されております。これに基づき、町内全ての認可保育園において、園専属の嘱託医及び嘱託歯科医を配置し、園児の健康診断を定期的に行うなど連携を図っております。

（5番廣瀬英二議員「そういうことで連帯を持って……」の声あり）

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） それでは、次3番目です。町立保育園と病院の連携について町の考えをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

初めに、看護師につきましては、町立保育所、なかよし園及びみどり園において、それぞれに1名看護師を配置しており、園児の健康管理業務として、日常の応急処置、健康管理、医薬品の準備、管理を担い、必要に応じて、園児、職員及び保護者に対して保健衛生に関する指導及び助言などを行っております。また、園児の健やかな成長を守るため、定期的に保健だよりを発行し、感染症対策や園児の健康状態などを保護者に対し発信しております。

次に、町立保育園と病院との連携につきましては、先ほども答弁しましたが、町が委嘱しております嘱託医及び嘱託歯科医による園児の定期健康診断を行っており、その際に発育や発達などの個別の相談にも対応していただいております。それに加えて、突発的な園児の体調不良や、けがをした場合など、緊急な対応を要する際にも病院との連携が必要と考えております。具体的には、保育中に園児が体調不良などになった場合は、看護師及び保育士が応急処置を行っておりますが、必要に応じて嘱託医や園児のかかりつけ医などへ相談し、対応するなどしております。

また、急な発熱など、病院受診が必要と考えられる場合は、保護者にお迎えをお願いしてお

りますが、深い切り傷や骨折、脱臼のおそれなど緊急を要する場合は、必ず保護者の了承を得て園児に園長及び看護師などが付き添って直接病院に行き、受診させるといった対応を行っております。今後も園と保護者との相互理解を含め、嘱託医などとの連携を図ってまいります。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） さらに病院との連携を強化して、看護師未配置の園については、早急に配置をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に参ります。南部地区の活性化についての質問です。

南小校区の活性化施策については、これまで町独自の定住促進補助金制度、それからまた新たに移住支援事業として、東京23区に5年以上居住し、熊本県内の企業へ就職した後、菊陽町、南小学校への転入者に限定し、1世帯当たり100万円の補助、その世帯に18歳未満の子どもがいる場合は、子ども1人当たり100万円が加算されるなど、南部地区の活性化についての取組はいろいろとありますが、南部地区はこれまでもいろんな質問がありました。何とか活性化できないのかという質問がございましたけども、私の視点は、南部地区は緑が多く自然豊かな地区であり、手を加えればアフガン地区じゃなくして菊陽のリゾート地になるというふうに考えています。

それでは質問に参ります。

南部地区においては農業の後継者が少なく、休耕地があると聞いています。それを利用した大規模な花公園を造り、観光名所とすることを提案するが、町の考えをお聞かせください。

○議長（福島知雄議員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん） 農地に関する御質問でございますので、農業委員会から回答させていただきたいと思います。

それでは、御質問にお答えします。本町における農地面積は約1,340ヘクタールであります。そのうち休耕地、いわゆる遊休農地は約13.2ヘクタールで、全体の1%程度となっております。熊本県の平均が11.4%でありますので、熊本県の平均を大きく下回っている状況にあります。令和6年3月末時点における菊陽町南部地域の状況は20筆、3.9ヘクタールの遊休地が確認されており、地域全体に点在している状況にあります。また、そのほとんどが基盤整備された農地となっております。御承知のとおり、本町を含む菊池地域におきましては、農地の転用による減少が著しく、優良農地の確保は喫緊の課題となっているところでございます。

熊本県と各市町村で連携した農地確保のための会議が設置されるなど、基盤整備済みの農地を中心とした優良農地の確保に努めているところでございます。本町では、基盤整備された農地を原則守るべき農地と位置づけており、令和5年度からこれらの農地を対象として、町独自の耕作放棄地解消事業に取り組んでいるところでございますので、花公園の整備は今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 南部地区の活性化のきっかけづくりとして、いろいろ考えました。大規模な花公園、それとカーボンニュートラル宣言を踏まえた再生可能エネルギーの設備、それと高齢者福祉施設など、地域おこしのために施策は必要と考え、農地を生かす、農業を守る観点から提案したのが大規模な花公園でございます。今回答はございましたけれども、南部地区の遊休地は3.9ヘクタールで、地域全体に散在していると、なかなかそれをまとめた部分で、大規模な花公園ができるとは私も考えておりませんけれども、一つのきっかけづくりというか、その南部地区で議論を盛り上げるために、どうしたら活性化ができるんだろうかということで、地域の人たちがいろんな知恵を出し合って、そして町のほう、行政のほうに提案をしていくと、そういうことは私は一番基本になるんじゃないかなというふうに思っております。

町がこうやりなさい、ああしなさいではなくして、やっぱり地域からそういう声が、花公園を造らせてくれと、そういう提案をどんどんしていただいて、そして実現に向けて頑張っているのだらうかなと。私は農業を守る、農業を生かす、これは私の考えはちょっと違うかもしれませんが、ただずっと基盤整備された農地をそのまま使わずに置いとくんじゃなくして、私はどんどん使ったらいいいと思うんで、ただ花農園がその農地に該当するかどうかは、いろんな検証が必要かもしれませんが、そういう発想の下に切り口を切り開いていくべきじゃないかなというふうに思っております。

それでは、次の質問に参ります。

2番目の質問です。1番目の質問と似通っていますけれども、鼻ぐり井手公園は美しい自然や歴史文化遺産などに恵まれている、大規模に四季折々の花を植栽し、さらなる観光名所とすることを提案するが、町の考えをお尋ねします。

環境施設はもう出来上がっていると思いますので、あといろんな手を加えていく部分では、投資額はそうかからないのではないかなというふうに理解をしております。じゃあ回答よろしく。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

鼻ぐり井手公園は、鼻ぐり井手を含む白川流域かんがい用水群が平成30年8月に世界かんがい施設遺産として登録されました。また、平成31年3月には、馬場楠井手の鼻ぐりが県指定史跡として登録されたことなど、歴史文化遺産、農業土木遺産そのものの魅力に加え、都市公園として拡張整備が行われ、開放的な芝生広場や複合遊具、イベントが開催できるステージなど備えていることから、様々な目的で多くの方に来園いただいております。あわせて、本公園を拠点として、ボランティアガイドなどのまちづくりの活動が地域ぐるみで行われており、鼻ぐり井手公園は、町内にある都市公園の中でも特別な位置づけを持った公園となっております。

さて、議員御提案の花々の植樹についてですが、比較的近いものとして、毎年6月下旬と11月下旬に実施しています花いっぱい運動による花苗の植樹がありますが、御提案は、

さらに大規模な植樹を行い、四季折々の花々を観賞することを目的とした来園者を増やすことで、観光名所にするというアイデアであると思われます。

現在のところ、そのような計画はございませんが、冒頭で申し上げたとおり、様々な魅力を併せ持つことが鼻ぐり井手公園の特徴であることから、他市町村の事例も参考にしながら、公園の魅力を高め来園者を増やす取組、真に地域の活性化につなげる取組につきまして、引き続き検討してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） これはプライベートの関係ですけども、私自分の自費で、プライベートで北海道に観光旅行を昨年してきました。延々と広がる花畑に多くの観光客でにぎわっていました。その中で、ウェディングドレス、結婚式の写真の前撮りですね、これを撮られる方が複数いらっしゃいました。それと、北海道の阿寒湖の雄大な景色、それを遊覧する中で、芹洋子の「マリモの歌」が流れていました。それを家に帰ってやっぱり思い出すんですね。頭に残っておるものですから、非常に印象的な旅行だったと思います。菊陽町の議員の場合には、観光という部分ではタブーとされておりますけども、これを現地を見ることによっていろんな観光に対する仕掛けとか、そういうのはいろんな意味で勉強になる部分が多々ございます。

以上でこの2番目の質問については終わりたいというふうに思います。

それと、3番目の質問です。高齢者が住んでいるこの地区のお買物難民について町の考え方をお尋ねをします。

南小校区に含まれる行政区は、井口、辛川、道明、曲手、馬場楠、戸次ですが、高齢化率は38.2%で、校区内断トツの1番となっております。菊陽町の高齢化率が昨年末で21.4%ですから、いかに高齢化が進んでいるかというのは分かると思います。総数1,808人の中で65歳以上が690人、75歳以上の後期高齢者が379人も生活をされております。この地区には病院はたくさんございますが、お店が少なく、道明地区にコンビニが1軒あるのみです。以前は馬場楠に1軒、それから辛川に1軒ございましたけども、今は閉じられております。

私もこういうことは気になって、令和2年9月の定例会で高齢化が一番ひどい井口地区の移動販売ですね、これについてピンポイントで一般質問をしました。ローソンと社会福祉協議会の協力を得て移動販売が実現しましたけれども、月1回の販売では不便の解消にはなっていないのが実態でございます。お買物難民に対する町の考え方をお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、廣瀬議員の質問にお答えをいたします。

高齢者のいわゆる買物難民対策につきましては、生活支援サービスを担う民間事業者等と連携をしながら、多様な日常生活上の支援体制などの充実強化を図る生活支援体制整備事業により対策を進めていることは、これまでの廣瀬議員の一般質問の中でも答弁をしてきたところでもございます。

特に、南部地域におきましては買物支援のニーズが大きいことから、令和5年度においては次の2つに取り組みました。

1つ目は、民間事業者による移動販売ルートの拡大でございます。これまで南部地域での移動販売につきましては、井口区のみで定期的に行ってききましたが、現在では、戸次区、道明区、辛川区におきまして、不定期で移動販売のルートを拡大をしているところでございます。また、今後は南部地域での移動販売につきましては、各自治会との話し合いを進めながら、利用者を拡大し、移動販売ができる民間事業者等のマッチングや、定期での実施に取り組んでまいります。

続きまして、2つ目でございますが、お買物サロンの試験的な実施でございます。お買物サロンとは、高齢者サロンの参加者のうち、希望者を対象に社会福祉協議会のバスを活用し、地域の公民館からカーリーノ菊陽までを移送し、ボランティアが同伴で買物支援を行うものでございます。南部地域の全区を対象にした令和5年度の試験実施では、2日間で約30人の参加があり、参加された方からは、買物がしやすく、日頃会えない人たちと会話ができ、よかったという感想が聞かれ、好評でありました。

令和6年度の本取組につきましては、モデル地区を選定し、スーパーマーケット等への移送で近隣の福祉施設の空き車両を活用するなど、地域の資源を活用し、本格実施に向けた仕組みづくりに取り組むことを予定しております。

私は、現在成長し続ける町をスローガンに、日本一のまちづくりに取り組んでおりますが、交通渋滞対策や地下水保全対策、子育て支援対策などと同様に、高齢者支援対策につきましても最優先に取り組むべき政策であると考えているところでもございます。その中で、南部地区におきましては、先ほど廣瀬議員からもありましたが、高齢化率が町内でも最も高く、高齢者の買物支援のニーズも高いことから、これまでも説明をしました取組だけではなく、さらなる対策についてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） よく分かりました。移動販売については、井口地区からさらにいろんな拡大を見せて、私も一般質問した者としては非常にうれしく思っております。

それと、目新しいものとして、社協のバスを使って、地区公民館から商業施設までお買物と一緒に連れていくと、この取組は私は非常にいいと思います。やっぱりもういろんな宅配がございまして。いろんなワタミとか生協とかございますけども、そういう食材を待つだけではなくて、やっぱり外に出て行って、いろんな野菜とか品物を自分で見て、目で見ると、そういうのは非常に高齢者対策の中では重要なことではないかなというふうに思っておりますので、これが具体化して、早期に実現できますようお願いをして、この質問を終わりたいというふうに思います。

続きまして、TSMC進出などによる交流人口増の対応について、今年1月24日、某新聞の

朝刊に原水駅がしょぼい駅として紹介されました。私そこのしょぼい駅を預かっています名誉駅長の廣瀬でございます。

皆さんも御覧になったと思いますけども、記事の内容について紹介します。原水駅でぞろぞろと下車し、半導体企業が集まる工業団地の通勤バスに乗り込んでいく、そんな台湾の人たちから苦笑いするような指摘があるそう。原水駅がしょぼい、熊本での暮らしはおおむね好評らしいが、一部の不評として県幹部が言っていたと。お世辞にも立派な駅とは確かに言えない。簡素な無人駅で、狭い待合所とトイレ、券売機、飲物の自販機があるぐらい。利用者が寂しく感じる気持ちはよく分かる。だが、今後は印象が変わる可能性がある。原水駅はT S M C新工場の最寄り駅で、このところ存在感を増している。駅北口には通勤バスの転回場が設けられ、周辺では道路整備や宅地開発が進んでいる。西隣の三里木駅との間には新駅を計画、付近にはアーバンスポーツの専用施設の整備も動き出しており、一帯が活気づきそうだと、このような記事がありました。

いろんな意味でも、この菊陽町というのはいろんな意味で話題に上る町でもございますし、こういう町がそのように、以上のような記事が掲載されていましたが、これ質問です。

原水駅からのセミコン通勤バスは朝夕で1,100名から1,500名の利用があるとされており、朝夕の混雑は相当なものであると。J Rではホームの拡張等の計画があるが、町として対策はあるのかについてお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

セミコン通勤バスは、現在朝22便、夕19便を運行しており、1日の平均利用者が約1,500人となっております。そのような中、町では原水駅北口バス転回広場の整備など、セミコン通勤バス利用者の利便性の向上に努めてまいりました。また、今年度は利用者の増加を踏まえ、さらなる利便性向上のため、雨よけシェルターの増設やトイレ、街灯を設置することとしております。

議員御指摘のJ R原水駅のホーム拡張等につきましては、J R九州に対して、原水駅の改良による乗客の安全性及び利便性の向上について、熊本県を通じ要望を行ってまいりました。このたびの改修は、駅利用者の増加と、これまでの要望活動を受け、J R九州としても短期的に対応できることから考えていただいているとお聞きしております。

原水駅の整備につきましては、引き続き熊本県、セミコンテクノパーク立地企業と連携して、安全性、利便性の向上に必要な取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 私もT S M Cの第1工場が決定してから、名誉駅長の立場からJ R社にお伺いをして、こういうふうにお客さんが多くなるよということで、要員の配置はできないのか、駅舎の改築はできないのかということを申し上げてきました。これは実現には至りません

でしたけれども。今度の新聞記事がまた出た後、ＪＲの立場は一貫して要員縮小や営業時間の見直し等の流れが強く、光の森駅も１日５,０００人の利用があると。営業時間の短縮とか、いろんな効率化を実施をしておるので、要員を配置するのは困難であると、ＪＲの現状を理解してほしいというような内容でございました。

これは、私はあくまでも名誉駅長の立場からＪＲにそういう話をするだけであって、ＪＲとの窓口は、これは役場であって、私は調整する立場で、確認する立場であることは申し上げておきたいというふうに思います。

続きまして、２番のアーバンスポーツ施設及び新駅開業が予定されている駅舎内の設備内容については明らかにされていないが、駅事務室などは必要と考えるが、町の考えをお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

新駅については、令和５年１２月にＪＲ九州と締結した新駅設置に係る覚書に基づき、令和９年春の開業を目標に準備を進めているところです。また、令和６年４月にはＪＲ九州と設計協定を締結し、旅客ホーム、鉄道線路等の具体的な設計に着手したところです。

駅舎、駅前広場については、今年度中に基本構想と基本計画を策定し、駅舎、駅前広場の位置や規模、整備手法をはじめ、駅舎内設備の詳細についても検討を進めてまいります。特に、駅事務室をはじめとする駅舎内設備につきましては、駅運営の在り方と併せた一体的な検討が必要ですので、今後策定します駅舎・駅前広場基本計画において、しっかりと整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○５番（廣瀬英二議員） よく分かりました。

次の質問です。新駅と原水駅の移動時間は僅かであり、要員の共通運用は可能であると。新駅を拠点とした町管理委託要員の配置を検討できないかの質問でございます。これにつきましては、シルバー人材センターの活用とか、拡大とか、そういう意味でも私はいいのかなというふうなことを併せて質問をしたところでございます。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

近隣自治体では、駅舎内にビジターセンターを併設し、地域情報の提供や観光宣伝活動に加え、鉄道乗車券の販売、集札及びその附帯業務を一体的に提供する業務委託を実施している事例があることを確認しております。

ただし、現在町が進めている駅を中心とした市街地整備において、地域情報の提供や観光宣伝活動については、その機能を駅前広場に整備することを検討しております。そのため、現段階では町管理委託要員の配置については考えておりません。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員。

○5番（廣瀬英二議員） 内容については、今の取組はよく分かりましたけれども、要するに原水駅はセミコン通勤バスの増便などで今まで以上に重要な役割を担う駅となります。新駅は新たな観光開発の拠点となって、にぎわいのまちづくりの核となります。新駅を拠点とした両駅の共通運用には、町管理委託要員の配置が必要であると思います。それは切符の販売は自動販売機で対応できる、外国人の対応はアプリケーションで対応できる、それから快速で不足賃が発生した場合には、その対応は必要であると。それと、ＩＣカードの取扱い、これは大津駅以遠はありませんので、その辺の対応は現時点では管理委託要員の課題としては残っているようでございますけれども、これもぜひ検討していただいて、シルバー人材センターの本当、先ほど申しましたけれども、拡大にもつながりますし、やはりそこに共通運用をするということになれば、10名近くの要員が要るようになりますんで、この辺も検討をよろしく願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 廣瀬議員の一般質問を終わります。

これで昼食休憩とします。

午後は13時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時6分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野厚子議員。

○6番（矢野厚子議員） 皆様こんにちは。議席番号6番、矢野厚子です。本日はお忙しい中、傍聴においでいただいた皆様、ありがとうございます。

今日、6月5日は世界環境デーです。1972年にストックホルムで人間環境宣言が採択され、国連環境計画が誕生しました。各国の政府と国民が将来の世代の生活の質を損なうことなく、自らの生活の質を改善できるように環境の保全に指導的役割を果たし、パートナーシップを宣言するものです。

人間は、科学技術の進歩により環境を変革する力を獲得したが、それを賢明に用いなければ、それが計り知れない害を及ぼすことを十分に認識して、調和しながら全てのレベルでの責任を全うし、人間の環境保全と改善を目指して努力することを要請されるとあります。その具体的なものとして、SDGs目標の11、住み続けられるまちづくりがあり、緑豊かな公園の整備、公共交通の充実、環境に優しい都市計画の支援があります。

今、私たちの菊陽町は変化のスピードが目に見えて進んでいるところもあれば、少しも変わらないように思える場所もあります。今日の一般質問は、これに関連するものを一部取り上げ

ます。

質問は、質問席で行います。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 今回は、町の現在の姉妹都市交流の実態についての質問を幾つか行います。

まず、①の町が予算計上して実施している内容を対象別に回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

現在、町では鹿児島県の屋久島町と姉妹都市盟約を、台湾の宝山郷と友好交流協定を締結しております。

屋久島町とは、旧屋久町時代に昭和61年から屋久杉が取り持つ縁で、行政、教育、文化、経済、観光などの分野で多くの人たちが交流を深め、相互理解の醸成が図られたことから、平成6年5月に相互の理解と信頼により永遠の友情の絆を深め、両町民の福祉の増進と発展を図ることを目的として姉妹都市盟約を締結しており、今年が30年目になります。

宝山郷とは、令和5年7月に、従来から農業が盛んで先端的な科学技術産業により飛躍的な発展を遂げているなどの共通点を持つことから、相互の理解と友好、互恵を増進するため、友好交流都市として協定を締結しております。

最初に、屋久島町との交流について御説明させていただきます。

コロナ禍後の屋久島町との交流に関し、予算を計上しておりますのは、屋久島町ふるさと産業祭、菊陽すぎなみフェスタへの相互参加、屋久島町の小・中学校生、女性団体との交流、民生委員・児童委員協議会先進地視察研修になります。

屋久島町ふるさと産業祭では、毎年屋久島町職員との交流、産業祭会場での町特産品の販売が主な内容になります。

小・中学生の交流、女性団体の交流は毎年交互に訪問を行っており、小・中学生の交流につきましては、本年度菊陽町の子どもたち20名が屋久島町を訪れ、交流や登山などの自然体験活動を行う予定としております。女性団体の交流につきましては、本年度屋久島町から地域女性団体連絡協議会が菊陽町を訪れ、町の地域女性の会との活動報告会や、町内外の施設見学が予定されています。

民生委員・児童委員協議会先進地視察研修は、姉妹都市盟約締結30周年の節目に先進地視察研修を通して、両町の民生委員・児童委員協議会の親睦と良好な協力関係の構築を目的に、活動報告会や交流が予定されています。

続いて、昨年7月に友好交流協定を締結した台湾の宝山郷との交流について御説明をさせていただきます。

台湾の宝山郷とは、互いの小学校同士でオンラインで交流を深める事業、また宝山郷の子どもたちのバスケットボールチームに来日いただき、交流試合や菊陽町の夏祭りに参加する事

業、宝山郷特定ではございませんが、県のグローバルジュニアドリーム事業と連携して、小学6年生から中学生までの本町の子どもたちが訪台して、台湾の青少年と交流する事業を予定しております。

また、台湾、そして宝山郷と住民、民間団体等との様々な交流促進を目的に、その渡航費用を助成する台湾アウトバウンド支援事業や、台湾・宝山郷交流支援事業を今年度から新たに実施いたします。そのほか、予算は伴わないものの、台湾や宝山郷関係の各種団体との表敬訪問の受入れを行い、今後も様々な分野で交流を促進していく予定でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 一応分かりました。民生委員も11日から行くということで、先日私が屋久島に行ったので、どういう荷物を持っていくかというお電話を昨夜いただいたところです。

では、次の②の交流の場に参加するのはどのような人たちですかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

令和6年4月28日に開催されました屋久島町ふるさと産業祭へ参加しましたのは、特別職を含め職員が10名、議員が7名、JA菊池職員が1名、出展事業者である重光産業が2名、合計20名が参加しております。昨年の菊陽すぎなみフェスタには、屋久島町から町長をはじめ10名の方が参加されています。

子ども交流会は、毎年交互に両町を訪問しており、本年度は菊陽町から屋久島町を訪問する年になります。訪問する際は小学5年生から中学2年生までを対象に募集を行っており、応募人数が20名を超えた場合は抽せんを行い、参加者を決定しております。交流会には、職員と町子ども会役員も同行し、屋久島町の子ども会会員、役員、屋久島町職員と交流を行っております。昨年度は、屋久島町から子ども20名と引率者4名が菊陽町を訪れ、町子ども会との交流や町内企業の見学が行われております。

女性団体の交流も毎年交互に両町を訪問しており、本年度は屋久島町から本町へお越しいただく年になっており、11月に屋久島町の地域女性団体連絡協議会約15名が菊陽町を訪れ、菊陽町地域女性の会との活動報告会や、町内外の施設見学が行われる予定となっております。活動報告会や交流会には菊陽町から地域女性の会の役員、会員、町三役の参加を予定しております。昨年度は菊陽町から女性の会会員18名と職員1名が屋久島町を訪問し、活動報告会や交流会が行われております。

民生委員・児童委員協議会先進地視察研修は、町の民生委員・児童委員協議会会員の34名と職員1名が屋久島町を訪問する予定となっております。

台湾、宝山郷関係では、今後町内の教育、産業、経済、文化、スポーツ関係など様々な分野の団体が交流を促進するため、先ほど答弁いたしました台湾・宝山郷交流支援事業を7月から展開していく予定です。今後、訪台する団体の募集を行っていく予定ですが、町としましては

特定の団体を想定しておらず、台湾、宝山郷と交流に関心のある町内の各団体の皆様が事業を活用いただき、参加いただくと認識しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 分かりました。今回の議会の前に、少し生涯学習課にお尋ねをしたところ、5年以上前の資料は保存していないとのことで、近年はコロナの影響であまり実施されていなくて、過去の資料が少ないという回答もいただいておりますが、ちょっと残念でした。

では、次の(2)の屋久島交流の実施状況については、1と重なる部分もありますが、お尋ねします。子どもたちの屋久島交流は生涯学習課が公募していますが、ほかはどうなのか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

現在屋久島町との交流において、参加者を公募して行っているものは、議員が申された子どもたちの交流以外にはございません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 子どもたちの屋久島交流は生涯学習課による公募であり、多分参加する子どもたちは、毎回違う子どもたちが参加していると思います。

なぜこんな質問をするかという、そんな交流があるなら参加したいという子どもたち以外の声があるからです。以前頂いた資料の中で、地域女性の会が20年以上交流していて、その間に13から14回の訪問をしているとあり、最近の資料では2回分しかないとのことでしたが、過半数の方々が2回連続の参加ということでした。

私は、4月末に5年ぶりの議会からの交流ということで、今回人生で初めて屋久島の地を踏みました。産業祭への参加ということで、副町長や教育長、農政課の職員やJ Aや重光産業の方も一緒でした。産業祭の会場には菊陽音頭が流されて、屋久島町と菊陽町だけでなく、大分の日田市からも参加されていました。

そこで感じたのですが、そういう産業祭の場こそ交流の機会ではないかと思いました。壇上では、次々地元の方々の演技や歌が披露され、楽しく盛り上がっていました。過去の記録によると、平成3年に二殿教育長も入っていらっしゃる馬場楠獅子舞が参加、教育長も行かれたんですかね、平成5年には菊陽吹奏楽団が参加しています。その後の参加は、頂いた資料には記録がありません。

地域婦人の会が20年にわたり相互交流を続けているとありますが、産業祭の時期では残念ながらありません。今回の産業祭は、菊陽町の農産物を販売し、僅か20分で完売する盛況ぶりでしたが、文化の部分での交流についてはありませんでした。菊陽町には文化協会があり、歌や踊りだけでなく、いろんな活動をしている人たちがいます。また、男女共同参画を目指す、さ

さんの会やスポーツの団体があります。今後の交流は、公募や各種団体からの推薦を考えてはいかがでしょうか。町はどう考えますか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡本勇人さん） 御質問にお答えします。

ほかの団体等からの要望ということも入れまして、そのほかの団体等から屋久島の交流に関する要望等があれば、現在は所管する部署が窓口になって対応しております。姉妹都市である屋久島町との交流については、各種団体の意向を把握しながら、全庁的に交流の在り方について検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） じゃあ、各種団体からの意向、要望等が積極的に上がってくれば、考えていただけるということによろしいですかね。

○議長（福島知雄議員） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岡本勇人さん） 団体等からの意見のほうは、上がってくれば、やはり検討する必要があると思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 交流が始まった30年前と今の菊陽町はかなり変化しています。住んでいる人たちも、昔は農業関係者が多く、勤めに出る人たちも働く場所も、町内より町外が多かったと思います。人口の増加も、町外や県外からの転入者の増加によるものです。

町の歴史や文化行事についても、なかなか知る機会もなく、地元になじまないまま、町外にコミュニティーの場所を求める人たちも多いのではないのでしょうか。それは菊陽町に住んでいるけれども、菊陽町の町民としての意識が薄かったり、地域のつながりができずに、相談する相手もなかなかできにくく、孤立化が進む結果になってきます。

屋久島交流は、町が長年続けてきた交流です。30年という節目を迎える今年、交流の在り方を見直し、新しく町民になった皆様にも交流参加の門戸を開いてはいかがでしょうか。町長、お考えどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

先ほどの担当の課長と重複はしますが、そういった声が上がってくれば、やはり検討する必要があるというふうに思いますけども、どれぐらいの範囲で考えていくかというのも1つ議論の要素になってこようかと思しますので、そこは慎重に今後を見据えてやっていく必要があるというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、やはり屋久島との交流というのは、菊陽町の一つの顔でもありますので、やはり矢野議員がおっしゃるようなことはしっかりと念頭に置きながら取り組んで、検討しな

がら取り組む必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 本当に屋久島の交流を大事にしていきたいと思います。

次に、②のさんさん公園にある屋久島の森の管理状況と今後の維持管理についてどう考えているかをお尋ねします。

実は、今回屋久島との交流について質問をするきっかけになったのは、屋久島の議員との交流会の席で、屋久島の森に植えてあるツツジについての問合せからでした。時々熊本に来られているようで、ツツジが咲かないようだけど、剪定の時期が違うのかなのお尋ねからでした。戻って現地を確認して驚きました。樹木の名札は消えて交流の記念碑は腐っていました。とても悲しく、残念に思いました。

屋久島の方が現地を見てどう思われているのか、もし逆の立場だったら交流は行事の会場だけのものなのかなと思ってしまうのではないのでしょうか。改めて管理状況と今後の維持管理をどうするかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えいたします。

屋久島の森は、本町が姉妹都市盟約を結ぶ屋久島町との友好のあかしとして、平成10年にオープンした菊陽杉並木公園ふれあい広場内に計画され、平成12年以降、機会があるごとに記念の植樹が行われてきています。管理状況については、菊陽杉並木公園内において維持管理を行っておりますが、高木剪定など一部の作業は別の事業者へ委託しております。

また、管理上の課題としまして、屋久島の森に植樹された植物は、屋久島の固有種、希少種が含まれており、屋久島とは気候などの生育条件も異なるため、一つ一つの樹種に対応した管理までは難しく、対応し切れていない状況にあります。

今後の維持管理についてですが、改めて屋久島町の専門家、行政関係者などからも御助言をいただき、専門的な知識を補うことで、より適正な管理に努めてまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 確かに専門家でなければできない作業もあります。また、維持管理には人手もお金もかかります。本当に公園というのは美しいんですけど、それを維持するというのはとても予算が思った以上にかかりますよね。ですが、そこには工夫も必要です。

例えば、この30年の間、子どもたちや多くの方が町の予算で屋久島を訪れていると思います。その方たちを中心に屋久島友好クラブをつくり、定期的に屋久島の森の周辺の清掃管理を協力してもらったらいかがでしょうか。毎年十数人、いや、それ以上の方が町の予算で交流に参加しているのですから、2か月に1回くらい手分けをして清掃管理の手伝いをしてもらうのはいかがでしょうか。ずっとでは、参加者の人数の管理などが大変でしょうから、参加したと

きから、2年とか期限を決めてつくったらどうでしょうか。そうすることにより、違うときに、交流に参加した人たちも屋久島での交流を思い出して、本当の交流が深まっていくのではないのでしょうか。町ではこのような提案をどう考えますか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、矢野議員の質問にお答えをいたします。

友好クラブの設立ということで、貴重な御提案ありがとうございます。今後町が考えていくことの一つの案として、しっかりと受け止めさせていただきたいというふうには思います。いづれにしても、公園の管理をしっかりとしていくことが町の使命だというふうに思います。私も屋久島に行ったとき、あちらのほうで菊陽の植樹がされてある公園に行きましたけども、きれいに管理をされておりました。菊陽に関しましては、矢野議員がおっしゃるとおり、少しだけその整備がということでしたので、それは私の目配りが足らなかったのかなというふうには反省をしております。

今後の体制として、御提案があった友好クラブの設立、そして様々な、どうやっていけばあの公園の整備がきれいにできるのかというのを今後ともしっかりと計画を立ててやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 交流が始まる前の1980年の屋久島町の人口は約1万5,000人、菊陽町は2万人以上、その差は5,000人、2020年の屋久島町は1万3,000人を切り、菊陽町は4万3,000人となりました。その差は約3万人と大きく開きました。

今回、屋久島町で立ち寄ったお店では、菊陽町の方には10%引きでお土産を販売していますとの対応もあり、菊陽との交流人口を大切にしたいとの思いを感じました。町が生き残っていくためには、町の人口そのものは増えなくとも、交流人口が増えれば、結果として経済が回り、町は生き残れます。

以前、「さんふれあ」では屋久島町の商品が幾つかありました。先日、確認で見に行くと、トビウオの商品が2種類のみで、天草の商品と並べてあるし、屋久島を表示するPOPもないので、天草の商品かなとも見間違えました。

平成20年2月29日に交わされた姉妹都市盟約書には、両町相互の繁栄と両町民の健康、福祉の増進を図るため、永遠の友情の絆を誓い、姉妹都市盟約を締結するとあります。この盟約や、屋久島の森がただのセレモニーになってはいないか、この盟約が結ばれたときには、多分町長は議員でもなく、一町民だったのではないかと思います。町長、この盟約の現状、どう考えられますか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、矢野議員の質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおり、盟約の目的というのは締結をすることではなくて、それからのどうやっ

て両町の友好的な活動をするかというところがやはり必要になってこようかというふうに思います。そういった点では、これまで以上にいろんなことを活発的にやる必要があるというふうに思いますし、「さんふれあ」の件も私も実は見に行きました。2品目しかなくてちょっと寂しいなと思いましたけども、再来週だったと思いますけど、あちらの屋久島のほうから女性、菊陽出身の、光の森にお住まいだった方があちらのほうに、屋久島のほうに行かれたんですけども、その方がどら焼きを作っていって、逆に向こうから菊陽町、その交流ということで、「さんふれあ」でどら焼きの販売会をされるということでございます。

やはりそういった、今回は屋久島から菊陽ですけども、菊陽からも屋久島町のほうにいろんなところに行くような形もしていきたいというふうに思いますし、昨年は農政課のほうで多分1回だけだったと思いますけども、ぼんたん館のほうに行って物産、いろんな野菜や果物を販売したということでもありますので、やはり少しずつその回数を増やして行って、文化、スポーツ、そしてまたこういった一般の方々との交流も深めていくようなことが必要になってこようかというふうに思いますので、これからの在り方というのは、当然いろんなこの盟約、協定を結んでいる組織、団体、地域、そういったところとはやはり結ぶのが目的ではなくて、しっかりとした目的がございますので、その目的をしっかりと果たすべくような活動、行動を取っていききたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） ここまでの屋久島町との関係性、現状を踏まえた上で、(3)の台湾との交流は今後どのような形で行うかをお尋ねしたいと思います。

まず、①の屋久島と同様に、毎年予算を計上して団体を派遣するのかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

最初の御質問で答弁させていただいた団体での交流、子どもたち同士の交流など、様々な交流事業については継続することが、台湾、そして宝山郷との関係を深める意味でも重要と認識をしております。当然、事業の実施状況や、その成果も踏まえた上で判断してまいります。菊陽町の子どもたちにグローバルな視点を持つ機会や、菊陽町民の皆様に台湾文化をはじめ本物を知っていただく機会を継続して提供することにより、文化交流の広がりだけでなく、幅広く人材育成にも成果が繋がっていくものと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 昨年、私たち議員はT S M Cの進出に伴い、T S M Cの本社を訪ねるために台湾を訪れました。そして、その近くにある宝山郷を訪ねました。宝山郷は人口1万5,000人程度で、台北の福岡駐在である陳銘俊氏が、菊陽町と共通点を持つ町として紹介を受けて、昨年の7月18日に友好交流都市としての協定を締結だったと思います。

友好交流を通じて互いに身近に感じ、文化、経済をより深く理解していくことで、お互いの発展に向けて連携を築くことができる、具体的には農業、商業、教育、文化、スポーツなど様々な分野で交流を進めていくという町長の発言どおり、私たちはとても厚いおもてなしを受けました。

そして、その後運動会への御招待ということで、数名の議員と町職員などが再度台湾へ行き、今年の2月にはまた宝山郷から十数名のグループが菊陽に交流に来ました。今年7月末には小学生バスケットボールの交流試合ということであると聞いています。そのために、ホームステイ先の募集が行われ、その謝礼として34万円の補正予算が今回組まれていると思いますが、これは間違いないですか。

○議長（福島知雄議員） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 御質問にお答えします。

台湾のホームステイの謝礼につきましては、6月補正予算で計上させていただいております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） まだスタートしたばかりで、これからいろいろな計画が出てくると思います。屋久島と違い、TSMCという企業関連で始まった友好交流なので、宝山郷限定なのか、台湾全体なのかちゃんと分けておかなくてはならないと思います。実際に、商工会などで行われる勉強会には台湾全体のもので、町民の意識は宝山郷よりも台湾全体に向いていると思います。そこを一緒にすると宝山郷との交流で予算を計上したのに、中身は台北などの都市部への訪問がメインになってしまうことも危惧します。そこはどうなのでしょう。

○議長（福島知雄議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（今村太郎さん） 今の御質問にお答えさせていただきます。

今、町で考えております交流事業につきましては、今学務課が御説明したような子どもたち向けに関しましては宝山郷を中心に考えております。私ども総合政策課で組んでおります、町民の方が台湾に行く、宝山郷を訪れるための支援とか、団体が行く支援というのは、宝山郷もちろんですが、やはり台湾を知っていただくことも大事だというふうに思っておりますので、そこははっきり分けて、台湾を知っていただくことも一つの目的だというふうに考えております。屋久島町のように長く友好都市が続いていきますと、またその付き合い方、交流の仕方というのは変わっていくかなと思っておるんですが、まずは台湾というものを知っていただくということも重要なというふうに思っておりますので、そういったところを考えながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） では、2番の主管する部署はどこかをお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

現時点で実施の予定の子ども関係の事業は教育委員会が主体で行い、そのほかの団体や個人が訪台して交流する事業は総合政策課で所管しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 事業の内容によって変わるかもしれませんが、窓口はぜひ1本にして、情報をしっかり共有していただきたいと思います。

では、次の③のこれからほかの町や市と姉妹提携交流を考えているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

現時点ではほかの市や町との姉妹都市、台湾の自治体との友好都市締結の予定はございません。ただし、吉本町長の政策提言にもあるよう、本物に触れていただく機会を増やすという観点からも、台湾との交流や、国内の自治体との交流の機会を増やしていくことで、町民の皆様の豊かな生活に寄与してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 今、成長し続ける町として注目を集めている町です。今後も交流を求めてくる町はあるのではないかと考えます。例えばラピダス進出予定の千歳市とか、人口規模などは違いますが、共通する課題はあるのではないかと思います。

また、TSMCのアリゾナ工場が建設中のフェニックスに、私個人的ですが、50年前に行ってきました。メキシコの近くにあり、雨があまり降らないところなので、工場に必要な水がどうなっているのか、個人的にはとても興味深い町ではありますが、そこからは多分そういう要請はないと思います。

現時点では予定はないということですが、交流を求められたらどう対処していくかは、また町が交流したいと思っている町があるのかどうか、そこもちょっと尋ねてみたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、矢野議員の質問にお答えをいたします。

やはり千歳市も含めて菊陽がどういったところをその協定の中に組み入れるかというのが非常に課題になってくようかというふうに思います。今現状では、やはり屋久島と宝山郷の中を充実することが必要なのかなというふうに思います。千歳市に当然ラピダスはできますけども、人口規模のほうがちよっと違い過ぎるという部分もありますので、その情報の共有をあえて協定を結ばなくても、やっていけるというふうには思いますので、どういったことがやはり菊陽町に対してメリットになるかというのをまず最大限に考えて、いろんなことは考えるべきだというふうに思いますので、姉妹都市、様々な協定も含めて、やはり先ほども申しました

けども、菊陽がメリットがあるということを判断できれば、やりたいというふうに思います。
今現時点ではまだまだそういったところまでには至っていないというところでございます。
以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） よその町や市に学び、共通の課題を解決し、今後も成長し続ける町のか
じ取りを町長どうぞよろしくお願いします。

それでは、治水と地下水の保全についてをお尋ねします。

(1) 白川は越水監視をしているが、用水路などの越水監視はどのようになっているのか、お
尋ねします。

近年は菊陽町では開発が進み、以前は多少の雨は農地が道路に降る雨を受け止めることによ
り、水がはけていく流れができていたと思います。開発によって宅地化が進み、また農家の減
少により用水路の管理が追いつかずに、道路にあふれるケースもありますが、その監視はどの
ようになっているのか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

本町の農業用水は白川から取水し、おおきく土地改良区が管理する上井手、下井手、津久礼
井手及び馬場楠堰土地改良区が管理します馬場楠井手の4つの井手から各支線水路を経て、水
田へ水が供給されております。上井手、下井手及び津久礼井手におきましては、それぞれの頭
首工に監視カメラが設置されており、大雨時には遠隔操作によって取水量を調整、管理されて
おりますが、馬場楠井手の頭首工においては、目視及び手動にて行われております。

また、各井手の主要なはけ口、転倒堰、除じん機につきましては、各地区から選任された樋
門管理者により管理され、適量の水量になるよう調整されております。あわせて、両土地改良
区において降雨状況により適宜巡回を実施され、目視による監視が行われております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 最近、線状降水帯と呼ばれる短時間での豪雨がしばしば発生するよう
になりました。町内の用水路の傾斜は緩やかで、短時間に集中的に降るとはけ切れない水が道
路へとあふれて、あるいは住宅の敷地内へ流入も考えられます。

埼玉県の越谷市では、道路の冠水時の情報をいち早く把握し、対応できるように市道沿いに
冠水センサーの設置を行いました。冠水センサーは、市道の縁石やカーブミラーの根元などに
地上から高さ5センチと15センチの2か所に取り付けられていて、それぞれの高さに水位が達
するとセンサーが感知して、周辺の電柱に取り付けられた受信機に情報が送信され、情報は自
動的にシステムを介して、市にメールで通知される、市は5センチで警戒態勢を組み、15セン
チで交通規制の手配に取りかかり、通行止めと判断した場合は、対象区間を速やかに市のホー
ムページに掲載するそうです。このシステムを活用すれば、職員がパトロールで回って確認し

たり、町民からの通報で現地確認するよりは早く対応ができると思います。何事も初動が大事です。職員の労力や危険性が減るのではないのでしょうか。

この梅雨の季節になると、我が家の前の道路の冠水を思い出します。原水駅から阿蘇製菓の手前まで、用水路からあふれた水で道路は冠水し、トラックやバスが通るたびに水が家に押し寄せ、敷地内に水があふれ、床下、床上浸水、無理やり通る車が動かなくなり、その様子はテレビのニュースに幾度となく放送されました。

私ごとですが、父が菊陽の公明党の初代議員として、およそ60年前に立候補したときの公約の一つが、この水害をなくすことでした。当時の区長さんと協力し、地域の人々の協力を得て議会に訴え、国会議員を動かし、昭和49年から10年かかって、国内初の内陸型湛水防除事業として完成、今はもうその水害を知る人が少なくなりました。水があふれないことが当たり前になったからです。私たち議員は、町民の方が不安を感じずに普通に生活することが当たり前と感じる暮らしを守ることだと改めて感じています。

次に、原水地区の田んぼに大雨のときに雨水が流入していますが、対策をどのように考えているか、お尋ねします。

(2)の用水路の越水監視と関連しますが、遊水地の機能が果たされていないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

当該地は新町井手だというふうに承知しておりますが、ここの新町井手は非常に勾配が緩い上に未整備のため、大雨の際にはしばしば溢水や決壊が発生し、農地の冠水によりまして、農作物への大きな被害をもたらしております。そこで、農地基盤整備事業による一体的な整備を模索しましたが、受益者からの同意が得られずに、残念ながら断念した経緯がございます。

しかしながら、当該地域の農作物を含めた防災対策は急務であることから、令和5年度に新町井手の改修工事において、馬場のワカサラエに水量を調整するゲートを整備したところでございます。また、抜本的な防災対策を検討するため、令和3年度から令和4年度にかけて新町井手排水対策検討業務を実施いたしました。調査の結果、流域に調整池を設けることが経済的で効果的との報告を受け、令和5年度に透水試験を実施し、現在調整池整備に係る基本設計業務を発注する準備を進めているところでございます。

なお、当該井手を含む区域は、都市計画課において市街化区域への編入など、区画整理事業に向けて業務が進められており、既存水路の機能を維持した改修、整備も含め、連携して進めているところでございます。調整池を整備する場合は、防災対策に加え、地下水涵養機能を併用することも検討したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） おっしゃるとおり、用水路の傾斜が緩く、川下になかなか流れていかな

かったり、農家の人が減少し、草刈りや土手の崩れや泥の堆積が増えて川底が浅くなり、水が流れやすい田んぼに流入してしまうことが現状です。

今後、原水地区の線路の北側は大規模な開発が予定されており、この田んぼに流入していた水はどこに流れていくのか、行く場を失って、また道路や住宅地に流れるのでしょうか。田んぼの水張りのために造られた用水が町の中を何本も流れています。しかし、開発によって田んぼが消えてしまったら、この水路はどうなるのでしょうか。開発の作業の中心にいる井芹部長、この水路の行く末をどう考えていますか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御指名ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

今、矢野議員がおっしゃったのは新町井手だと思いますけれども、当然新町井手につきましては、現在農業用の用水路兼排水路として利用されておりますが、今後都市化といいますか、市街地整備を行う中で区画整理を行いますと、水田としての利用はできなくなります。それで、しかし現在はその水路に蛍がいたりだとかというところで、環境面というのも1つあります。それと、矢野議員がおっしゃるように、雨水の地下水の涵養だとか、そういった面でも非常に大事な水路でございますので、水路をなくしてしまうというようなことは考えておりません。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） では、3番の地下水の保全が可能な農地で、耕作放棄地状態のところがあるのか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

令和6年3月末時点における本町におけます遊休地は69筆、13.2ヘクタールであります。涵養機能が高い水田の遊休農地は38筆、約7.8ヘクタールとなっております。内訳では、基盤整備済みの農地が35筆、約7.6ヘクタール、基盤整備未実施の農地が3筆、0.2ヘクタールとなっております。地下水涵養におきましては、農地を活用した水張り湛水や水稻栽培が効果的でありますので、令和5年度に整備しました遊休農地解消事業を推進し、遊休農地からの復旧を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 遊休農地解消事業の推進ということですか。具体的にはどのような。

○議長（福島知雄議員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん） 具体的には、要するに遊休農地がございまして、それは地主の方が耕作されていないということでございますので、そこを要するに耕作をしたい、あるいは農地を拡大したい、耕作地を拡大したいという方に要するにあっせんですね、どうです

かという話、そして耕作する、要するに元に復旧させるためには経費がかかりますので、その経費を支援していこうという事業でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） じゃあ、しっかりとお願いいたします。

では、最後に(4)の地下水の保全対策として、農家以外でできることを町はどのように考えているか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

本町では、主に戸建て住宅を対象にした地下水保全対策として、くまもと地下水財団から補助金を活用した菊陽町雨水浸透柵設置補助金交付事業と、菊陽町雨水タンク設置補助金交付事業に取り組んでいます。

1つ目の菊陽町雨水浸透柵設置補助金交付事業は、敷地内に雨水浸透ますを設置し、雨水の流出を抑制することで都市型水害の軽減を図り、あわせて地下水涵養に寄与することを目的としたもので、1基当たり1万6,000円の補助金を交付しています。

次に、2つ目の菊陽町雨水タンク設置補助金交付事業とは、水道水の水源である地下水量の保全を目的とし、雨どいから引き入れる雨水をタンクにため、庭木への散水や洗車などに利用することで上水道の節水を促すものです。補助額は、購入費の2分の1で200リットル以上のタンクについては最大で3万5,000円、200リットル未満のタンクについては最大2万4,000円の補助金を交付しております。

また、熊本地域における令和4年度の地下水採取量を用途別に分けてみますと、農業が10.1%、水産養殖が1.4%、工業が14.5%、建築物が6.9%、水道が65.3%、その他が1.7%となっており、その中で大きなウエートを占めている水道の使用料は約1億トンとなっています。

水道の使用を1%節水すると、100万トンを超える地下水取水量の削減につながることから、シャワーや水道の流しっ放しをやめ、1人が1日1分使用時間を短くし、それを1年間継続すると、熊本地域全体では400万トン以上の地下水使用量を削減することができます。地下水は町民皆様の財産であり、後世まで引き継いでいく必要がございます。そのため、個々の皆様方の協力が必要となります。今後とも町広報紙やホームページなどでしっかりと節水の呼びかけやキャンペーン等を行い、地下水の保全に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） 水のコントロールは本当に大変です。ないと困るのに、いつときに大量にあっても困る。いかに蓄え、無駄に使わないか、これは一人一人の心がけでもあります。雨水タンクの設置、緑地帯の増加、田畑で受け止めていた雨水が、宅地の増加によって場所を失

った分を少しでも浸透させる場所が必要です。大規模な開発の場合は、公園の設置や調整池の設置が義務づけられているのですが、ミニ開発にはそれがありません。

千葉の流山市では、家を建てるときには敷地面積の20%を緑化することを義務づけています。グリーンチェーン戦略というものを掲げて、決められた緑化対策をすることにより、銀行の住宅ローンも優遇されるそうです。植栽もルールにのっとったものであれば、剪定処理費用も補助があるそうです。

昨年の1月31日に、肥後銀行は菊陽町と未来に向けたまちづくりに関する包括的連携協定の締結を行いました。6項目の連携内容がありますが、その項目そのものには水に関するものはありません。関連するとするならば、環境変化による地域課題を共有するという部分でしょうか。肥後銀行の水資源湛水事業として、水資源涵養の保全に取り組んでいくというのがその中にあります。

今の菊陽町は、急激な宅地化や土地投機の対象となっています。その中で水と緑を守る活動の先進事例として、肥後銀行と協力してこれからの町の在り方の見本を示すべきではないでしょうか。町長、肥後銀行との協定から1年過ぎましたが、何かできそうですか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、矢野議員の質問にお答えをいたします。

流山の件もちょっとお話をいただきましたけども、ぜひとも参考にさせていただきたいというふうに思います。

それと、肥後銀行との協定の部分ということでございますけども、実は私も農家をしてまして、50年ほど前、その当時、うちの田んぼでお米を作っていたらっしゃいました。遡ればそのぐらいのときから非常に肥後銀行は水資源については積極的な活動をされていたのかなというふうに思います。

それと、議員も御承知のとおり植樹とか、そういったところも非常に環境に力を注いでいらっしゃる肥後銀行さんだなというふうに思いますので、今後菊陽町と肥後銀行の間でどのようなことができるか、特にグリーンストックの部分においてはどのようなことができるかというのをしっかりと協議をさせていただいた上で、菊陽町、そしてまた肥後銀行にいい取組になれるような情報交換をやっていければというふうには思います。いずれにしてもやはり前向きに考えなければいけない事業なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） ここまでで私の一般質問を終わりますが、終わりに今菊陽町は全国どこか世界から注目を集めています。外資系企業に勤めている親族に、アジア系の上司が菊陽町に投資をしないかと話を持ちかけたそうです。二、三年前の菊陽町では考えられない話題です。菊陽町はそこに住んでいる人たちのものです。住んでいない菊陽を投資の目的にする人のものではありません。

町のスローガンの成長し続ける町は、すてきな言葉です。でも、そこには人々の暮らしがあります。先祖代々住み続けてきた人がいます。忘れてはならないのは、そこに今住んでいる人がこれからも住み続けたい町なのかです。便利だったり、きれいだったり、上辺にとらわれて心を置き忘れないように、また周囲の人と心豊かに住み続けられる町でありますように、町長にかじ取りをよろしくお願いします。

私たち議員も時には耳の痛いことも言いながら、共に進みたいと思います。人間環境宣言が行われた今日6月5日に、改めて今住んでいる人たちがこれからも住み続けたい町菊陽を願って、私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 矢野議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時57分

再開 午後2時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 皆さんこんにちは。議席番号13番甲斐榮治、一般質問をいたします。

私は、5期目を1年1か月過ぎたところです。定例会では毎回一般質問をするということを心に決めて今日に至りました。これまで通算66回の機会がありましたが、熊本地震とコロナの流行によって2回だけ一般質問自体が中止になりましたので、今回で64回目の一般質問になります。無論、100回を超える小林議員にはかないませんが、毎回緊張しながらここに立っております。

今日は大項目2つの一般質問をいたしますが、この中にはいつも質問している項目もあります。既に答弁されている事柄もありますが、まちづくりにとって極めて大事な項目なので、確認のためにお聞きをします。

また、新たな事業で構想の段階のものもあるので、今日はあまり深掘りをせずに、ひたすら町の方針に耳を傾けたいと思います。今日の私のテーマは、聞く耳であります。

たくさんの今日は傍聴をいただきまして大変ありがとうございます。皆さんの関心が町政をますます豊かなものにすると信じます。

御存じのように、菊陽町はその在り方が県や国に大きな影響を及ぼすような歴史的時点に立っております。一般質問は行政の在り方をただす場であるとともに、主権者である町民の皆さんが、まちづくりについて情報を得る場でもあります。私と共に今日は町執行部の答弁をじかに聞きして評価していただきたいと存じます。

では、質問は質問席でいたします。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 質問に入ります前に、議長にお願いを申し上げます。

大きな項目の2番と1番を差し替えて、2番を1、1番を2というふうにしてようございますか。

○議長（福島知雄議員） 許可します。

○13番（甲斐榮治議員） それでは、大きな2番の項目から質問をいたします。

当面するまちづくりの諸課題についてということです。

その(1)企業誘致に伴う課題についてで、TSMCの進出というのは先ほど申し上げましたように、この地域あるいは県、九州、ひいては国や東アジアに対して大きな影響を持つであろうというふうに推測をしております。また、日本の半導体企業の復活の願いが込められた大きな事業であると。ある意味では華やかな事業でもあります。その反面、先ほど矢野議員の質問にもありましたが、住民の生活というのは、変わらずそこにあります。そこに対しても、私たちの目を外してはならないという思いの中で、もう既に何回も聞いたことではありますが、確認とともにお聞きをしたいと思います。

まず、この住民にとって一番身近な問題というのは、やっぱり交通渋滞の問題であるし、地下水あるいは企業が使用する水、これが大きな問題だと思いますが、1番目にその交通渋滞の緩和策の現状について御説明をお願いしたい。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからハード面について答弁させていただきます。

交通渋滞の緩和に向けたハード面の対策は、道路整備事業として、令和5年度までは社会資本整備総合交付金事業を活用し、菊陽空港線延伸道路事業や、南方大人足線交差点改良事業を推進していましたが、限られた予算の中では事業推進に課題がありました。

このような中、JASM進出後の令和5年11月に成立した国の補正予算により、国家プロジェクトである半導体の生産拠点の整備を支援するための地域産業構造転換インフラ整備交付金が新たに創設され、本町はこの交付金の対象地域になりました。これにより、従来の予算枠とは別枠で財源が確保され、これまでの道路整備では考えられないスピードで各路線の整備が進んでいます。

各道路整備の進捗状況については、まず町が取り組んでいる菊陽空港線では、令和8年度末の完成に向けて計画的に道路築造工事に着手しています。今年度においても工事を発注しており、工事請負契約の締結について本議会に提出させていただいております。

次に、町道南方大人足線と国道57号線の交差点改良事業を国と連携して実施しており、令和6年度の完成に向けて、令和6年1月から計画的に工事に着手しております。

次に、町道下原堀川線の整備については、完成目標年度の令和10年度に完成させるためには、迅速かつ確実に実施する必要があるため、町整備区間200メートルを熊本県へ委託し、合志インターチェンジアkses道路整備と一体的に整備していただくよう、令和6年3月に協定締結をし、連携して取り組んでいます。

次に、熊本県が取り組んでいる県道大津植木線の多車線化及び合志インターチェンジアkses道路については、完成目標年度の令和10年度に向けて令和6年2月に都市計画決定がなされ、5月には県道大津植木線と合志インターチェンジアkses道路の一部において、工事に必要な詳細設計が着手されたところです。

このように、J A S M進出前の渋滞対策は、令和8年度末に完成する菊陽空港線のための渋滞対策であったものが、J A S M進出により、ただいま申し上げた道路ネットワークがおおむね5年で完成するなど、交通渋滞対策が加速している状況です。今後も国、県及び関係機関と連携しながら、交通混雑解消に向けて計画的に道路整備を推進してまいります。

また、これらの交通渋滞対策の状況については、広報きくよう6月号に特集を組み、町民の皆様にも広くお知らせさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 私のほうからは、ソフト面について答弁させていただきたいと思います。

交通渋滞の緩和策のうち、ソフト対策事業につきましては、昨年12月の廣瀬議員の一般質問でも答弁しましたとおり、時差出勤やフレックスタイムの導入は、渋滞対策のソフト事業として即効性もあり、高い効果が期待できるものです。企業側もその必要性の認識は高く、セミコンテクノパーク内の主要な企業であるソニーセミコンダクタマニュファクチャリングが昨年4月より勤務時間を全く指定しない完全フレックスタイム、東京エレクトロン九州が昨年7月より、J A S Mが昨年10月より時差出勤を導入されております。

また、町が主体として進めておりますセミコン通勤バスにつきましても、1日の利用者数が約1,500人と年々増加傾向にあり、必要に応じ増便などの対策を行っております。

また、熊本県警においてもセミコンテクノパーク周辺の県道大津植木線と大津西合志線への車両感知器の設置や、交通量に応じた信号調整などの取組を行われております。

町としましては、企業に対し時差出勤の拡充をお願いするとともに、セミコン周辺の渋滞対策に大きな役割を果たすセミコン通勤バスの利便性の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 道路の建設等のハード面については、傍聴者の皆さんも御覧になったと思いますけども、広報きくようの6月号に特集がなされております。あのような情報が提供されると、全体としての状況がつかめるということで、大変いい報道ではなかったかというふうに思います。いずれにしても、交通渋滞というのがこれまでも問題でしたけれども、この企業の進出によって、国や県を巻き込んでスピードが加えられて、今進みつつあるということが確認できております。

それから、出勤時間をたがえるなどのソフト面の問題についても、ただいま答弁にありまし

たように、進出企業と町が話をされて、ある程度のこれは効果を生んでいるということは昨日議会でも報告がございました。

先ほど申しましたように、こういった面というのは、企業進出という華やかな面の影の部分といえますか。影と言ったら言い過ぎですけども、非常に町民に一番関係する部分ですので、今後とも、私たちも注目をしていきたい。現在では予定どおりに進捗しつつあると、交通渋滞の緩和が予定どおり進捗しつつあるということを確認しておきたいと思います。

次に移ります。給排水対策は順調に進んでいるか、地下水などの質量保全についての見込みと取組はどうなっているかについてお願いをします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

まず、排水対策としましては、熊本県が主体となり、合志市と本町の連携による半導体関連産業集積に伴う排水対策の協定に基づき、特定公共下水事業としての事業計画決定に向けた取組を順調に進めております。

次に、給水対策としましては、地下水に支えられた経済発展と、地下水保全の両立により、企業が地下水を取水する場合、事業者の水の循環、再生利用などの地下水取水量の削減の取組を求めるほか、水源利用の推進として、竜門ダムを水源とする有明工業用水道の未利用水を活用した半導体関連企業への給水に向けた取組も進めています。

また、地下水涵養のさらなる推進として、令和5年10月に改定された地下水涵養指針によると、採取者は地下水の水量保全に資するため、自らの地下水採取量に応じた地下水涵養対策に取り組み、地下水採取量に見合う量为目标として地下水涵養に取り組むものとするとなっております。

一方、熊本県では、5月27日に重要課題解決に向けた熊本県地下水保全推進本部を設置し、その中で地下水量の保全をテーマにした地下水涵養の推進、地下水取水量の削減、地下水位の継続監視及び大規模取水の影響シミュレーション、県民への情報発信及び水を守る県民運動、また地下水質の保全をテーマにしたPFOS、PFOA調査結果を踏まえた適切な対応、法令等規制物質に加え規制外物質の環境モニタリング結果を踏まえた適切な対応、硝酸性窒素対策、半導体工場からの排水対策、県民への情報発信等に取り組むとしており、本町としましては熊本県と連携して地下水の保全に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 水の問題というのはもう以前から多少は不安を持って語られてきた課題でございます。水質の汚濁はあり得ない、それから水量の枯渇もあり得ないというのが現在の公的な見解でございます。私たちも先日JASMの水回りの施設を議員団で見せていただきましたが、4万平米の水処理施設がございました。東京ドームの幾つに当たるでしょうかね、6つぐらいに当たるんじゃないか、それぐらいのスペースをかけて水の浄化に努めているとい

う姿を目の前にしております。

それから、地下水量についても琵琶湖の1.6倍とか3.2倍とかという話がありますが、ただ見たことがありませんので、やはりこの問題については、うわさとかそういうことではなくて、事実を踏まえながら、冷静に、ただし持続的に見ていかなくてはいけないというふうに思っております。

次に参ります。(2)の第7期総合計画について。これは①、②一遍に行きたいと思います。総合計画委託業者と総合計画策定審議会のメンバーを明示してもらいたい。現在の進捗状況はどうなっているか。特に、住民懇談会やワークショップを持つと言っておられましたが、その実施の計画、それからスケジュールを示していただきたい。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

第7期菊陽町総合計画策定における委託先業者は、有限監査法人のトーマツ福岡事務所であり、令和5年度に公募型プロポーザルによる選定を経て決定しております。

また、総合計画審議会の委員につきましては、議会からは福島議長、矢野経済産業建設常任委員長に参画いただき、そのほか学識2名、産業3名、行政防災2名、教育2名、金融、メディア、福祉の各分野から1名、そして地域団体代表3名に公募委員3名、合計20名の有識者による構成となっており、審議会の会長には学識分野の熊本県立大学の澤田教授、副会長には産業分野から株式会社愛歯の平島副社長に就任いただき、委員の皆様から様々な御意見を頂戴しながら議論を深めることとしております。

次に、現在の進捗状況、それから住民懇談会、ワークショップ実施の計画、スケジュールを申し上げます。

第7期菊陽町総合計画につきましては、本年12月議会において基本構想の議決、来年3月までの基本計画の策定を目指しております。本町では2021年11月にT S M Cの日本初めての立地が決定した後、昨年末にはJ A S Mの第1工場が完成、その後第2工場の建設も決定するなど、町を取り巻く環境が劇的に変化しており、半導体の国内生産という国の経済安全保障にも関わる町となっていることもあり、町内外から大変注目いただいております。

さらに、新駅設置、原水駅周辺の土地区画整理事業、アーバンスポーツ施設の整備など、積極的に施策を進める中で、町の大きな環境の変化にもしっかりと対応すること、さらには吉本町長の72の政策提言も今後の施策としてしっかり取り組むことを目的に、新たなまちづくりの方針を定める必要があると考え、第7期総合計画の策定を判断したところでございます。

現在の進捗としましては、3月末に第1回の総合計画策定審議会を開催させていただき、会長、副会長の選任、基本構想、基本計画の策定方針及び住民の皆様へのアンケート内容などについて議論をいただいております。また、本町を取り巻く環境、現在の町の施策の実施状況、国や県の個別計画の整備、人口及び財政状況の整理など、総合計画を策定するに当たって必要な基本的な事項の精査を進めております。

さらに、3月末の第1回審議会で頂戴しました御意見をアンケートに反映させる作業も進めまして、最終的に会長、副会長にアンケート内容を御確認いただいた上で、5月下旬より住民アンケートを開始しております。

今後は、住民アンケートだけでなく、中学生、またこの一、二年で新たに菊陽町に転入された方などのアンケート調査も行い、その結果分析を進めた上で、7月もしくは8月に住民懇談会、その後審議会などの意見も踏まえ、10月頃に深掘りすべき具体的なテーマを定めて住民ワークショップを行い、議論を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） ただいまの答弁のとおり、このTSMCの第1工場、第2工場の建設というのは、半導体の国内生産という国の経済安全保障に関わる問題であります。第6期総合計画を2年ほどで中断をして、第7期総合計画で取り組むということを町長は明言されて取りかかっていらっしゃるんですが、情勢が大きな変化を迎えたこの時点での大英断であったとこの前も申し上げましたが、この私の質問もそのような重要事項がどのように進捗しているかということを確認する質問であります。

先ほど聞く耳ということも申し上げましたが、住民にはアンケートが取られ、それから住民の懇談会も7月、8月、それから10月には住民のワークショップが計画されている、そして3月にはもうこの基本計画が出来上がって議会に上程されると、こういう運びになっておるようでございます。頑張ってください。

これでこの項目は終わります。

次に、3番目に移ります。新たな土地区画整理区域の構想について、菊陽北小学校南側から新駅までの豊肥線沿線地域70ヘクタールの新土地区画整理事業計画の全体像を示せ、開発の日程を示せ。両方一遍に行きたいと思いますが、もう皆様も御存じのとおり、この菊陽北小学校の南からずっと菊陽自動車学校、あの辺一帯にかかるまでの新しい開発の構想で、まだ具体的なことはあまり聞いたことはありません。構想の段階であると思いますが、アーバンスポーツの施設が隣にできます。それから、総合体育館ももう活動しております。それから、新駅の構想も動いています。そういったことと関連して見たときに、この一帯の計画というのは非常に今後の菊陽町の50年後、100年後に大きな影響を持つ、そういう構想ではないかというふうに思います。そのことについて現在分かっている構想の段階でのことを聞かせていただきたい。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、甲斐議員の質問にお答えをいたします。

町では半導体企業の立地などを踏まえて、交通渋滞対策や環境保全などの課題に最優先で対応しながら、今後の経済発展や人口増加に対応するための未来を見据えたまちづくりも併せて進めていく必要がございます。

J R新駅の設置や杉並木公園拡張整備、そして議員御質問の駅を中心とした土地区画整理事

業もその一つでございます。この土地区画整理事業におきましては、半導体企業が立地をする町として、商業施設、ホテル、住宅街やマンションなどの生活基盤の整備だけではなく、大学や企業の研究、サテライト施設の誘致など、知の集積を図りたいと考えているところでございます。

また、当該エリア内にはＪＲ新駅が令和９年春に開業予定でありまして、新駅、原水駅と２つの駅を有していることもあり、まちづくりにおいて大きな強みでございます。例えば、その強みを最大限に生かし、駅を中心にＢＲＴや自動運転の環境を整備するなど、先進的な取組も検討していきたいと考えているところでございます。

このような夢の実現に向けて、今年度から都市計画内に新たにまちづくり推進室を設置をし、組織人員体制を強化するとともに、都市整備部に指示をし、現在まずはこのエリアの将来像を描いた基本構想を策定しているところでもございます。基本構想につきましましては、地域住民の方々にも丁寧に説明をさせていただきながら、その後の土地区画整理事業の実施につなげていきたいと考えているところでもございます。

熊本県では、半導体企業の立地などを受け、新大空港構想の実現、空港アクセス鉄道の整備、ＪＲ豊肥本線の機能強化に向けて取組を進められております。菊陽町の駅を中心とした土地区画整理事業をはじめとするこのまちづくりは、これからの県の取組の推進にもつながるものでございます。私は、この土地区画整理事業では、知の集積や先進的なまちづくりを進め、50年後、100年後を見据えた菊陽町の発展、さらには熊本県全体の発展をリードできるような、そのような取組にしていきたいと考えているところでもございます。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） ②番の開発の工程につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

仮称原水駅周辺土地区画整理事業の実現のためには、熊本県が行う区域区分の見直し、通称線引き見直しにより、現在の市街化調整区域から市街化区域に編入した上で、土地区画整理事業区域の都市計画決定を行い、事業を進める必要があります。

県の区域区分の見直しのスケジュールは令和７年度中が想定されますが、明確に示されてはいません。しかし、町としてはスピード感を持って事業に取り組むため、令和７年度中の土地区画整理事業区域の都市計画決定に向けて、先ほど町長が答弁した基本構想の策定をはじめ、環境アセスメントの実施など、準備を進めています。

令和７年度に都市計画決定がなされれば、その後に換地設計や地権者協議などを行い、現時点では令和10年度に一部の工事に着手するスケジュールを想定しております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○１３番（甲斐榮治議員） お聞きのとおりだと頭の中で想像図を描きながら聞いておりましたけれども、当該区域には、住宅、マンションだけではなくて、マーケット、それからホテルある

いはそういった都市として必須のものがそこに集約されてくるという、そういう試みでございます。さらに、ちょっと斬新なのは、そこに知の集積を行う、要するに研究機関あるいは学校、そういったものもこの地区に持ってくるというふうな計画であるようです。

そうしますと、これは本当に菊陽町のこれまでのイメージ、私の頭の中には昭和55年構想がありますので、草っ原の菊陽町がいつもあるんですけど、本当にもうそれからすると大転換する菊陽町というのが浮かんでくるような気がいたします。いろんな問題も出てくるかと思いますが、50年後、100年後を見据えて、もう私はそのときいせんけれども、こういった構想が本当に実現していくとすばらしいなという気がいたします。

それでは、これはもうまた今後新たな情報がどんどん出てくると思いますので、ここではこの程度に止めておきたいと思います。

4番目に移ります。老人福祉センター建物の改修について。今まで申し上げたのは、言うならば正の部分といたしますか、非常に際立って華やかな部分といたしますか、そういったことでしたが、先ほどから申し上げておりますように、やはり私たちの町民に一番身近な、そういった問題というのは、もうずっと存在するわけで、その中で老人福祉センターの改修の問題にただいま逢着しております。

これについて、後でまた私が申し上げたいことは2つほどですけれども、まずは町がどのようにこのことについて考えているのか、改修の中身とか考え方とか、その辺についてお聞かせをいただきたい。改修の必要性は何か、改修の規模及び経費はどうなっているか。改修を計画及び遂行するに当たって利用者の意見を聴取するなど、その手順は十全だったか、改修事業の日程はどうなっているか、一括して聞きたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） それでは、4つの御質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、1点目の改修の必要性は何かについてお答えいたします。

今回改修を予定しております菊陽町老人福祉センターは、老人福祉の増進のため、高齢者からの各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション事業などを行うための施設として昭和62年3月に建設されました。今年で37年が経過し、その間一度も大規模な改修工事は行われておらず、平成28年の熊本地震を経験した後、平成30年度に劣化調査業務を実施したところ、老朽化による劣化が著しく、大規模な修繕が必要と判断されました。

老人福祉センターは福祉避難所として指定していることから、まずは令和元年度に劣化調査で要正箇所とされた1階のトイレの改修と大広間のガラスを強化ガラスへと交換しました。そのほかの改修につきましては、令和4年3月に策定しました菊陽町公共施設等総合管理計画に位置づけ、計画的な改修を行い長寿命化を図ることとし、令和5年度に今回の内部改修工事に係る基本設計と実施設計を行い、今年度工事を実施させていただくものとなっております。

次に、2つ目の改修の規模及び経費はどうなっているかについてお答えいたします。

改修の規模につきましては、老人福祉センター1階及び2階部分を全面的に改修する計画と

なっております。ユニバーサルデザインを推進することを基本的な考え方とし、段差の解消などを行います。また、高齢者や障害のある方にとって利用しやすい施設とするため利便性を考慮し、履物を履いたまま土足で利用できるようにします。

具体的には、1階部分は社会福祉協議会の相談機能を強化するため執務室を集約させ、組織の一体化を図ることとしております。また、高齢者や障害がある方が利用できるよう、介護浴室及びシャワー室の整備を行うとともに、空調設備、電気設備などの機能復旧、館内の照明設備についても、明るく省電力化ができるLEDへと変更します。

大広間につきましては、老人福祉センターが福祉避難所であることに鑑み、車椅子や介護ベッドでの移動を容易にするため、畳を廃止し、ビニール床シートに変更しますが、利用用途に応じて畳を使えるよう簡単に設置できる薄型軽量のスタイロ畳30畳分を備え、使用できるようにいたします。

あわせて、ステージを固定式から可動式とし、壁面に収納した際にはスペースを広く使った活用ができるよう、またステージを設置した際には、これまでと同様に各種イベントにも使えるようにします。シルバー人材センターが入っております2階部分は、トイレの全面改修と会議室の改修を行います。

経費につきましては、詳細は現在積算を行っているところですが、今年度の当初予算に工事費として2億1,890万円を計上させていただきました。

次に、3つ目の改修を計画及び遂行するに当たって、利用者の意見を聴取するなど、その手順は十分だったかについてお答えいたします。

菊陽町老人福祉センター内部改修工事の計画を検討するに当たり、令和5年度に町関係課及び老人福祉センターの指定管理者である社会福祉協議会、設計会社とで協議を行い、その後の施設の在り方などを検討してまいりました。

この中で、御質問のありました利用者の意見を聴取するなどには直接行っておらず、配慮が不十分であったと認識しておりますが、社会福祉協議会が把握している年間利用実績を確認し、その中で現在利用されている各種団体などのことも十分考慮し、改修内容について検討したところでございます。

現在、老人福祉センターの改修計画に対して、大広間、特にステージに関して御意見をいただいておりますが、町としましてはステージを可動式とすることでスペースを広く確保し、スペースが広く使えることで、非常時は安全な福祉避難所として、より多くの要支援者を受け入れることができるよう、またふだんは椅子や机を設置しての会議や、いきいき大学の開催、乳幼児などの健診や各種イベント、卓球などの室内スポーツなど、多目的に使用できるようにしております。

あわせて、ステージを設置した際には、各種団体などが現在利用されているようなステージを用いたイベントにも対応できるようにすることで、今より大広間の利用の幅を持たせ、皆様に利用しやすい大広間となるよう考えております。

また、ステージに関しましては、先日同じ仕様の可動式ステージを導入しております福岡県大野城市南コミュニティーセンターに、福祉課及び社会福祉協議会職員で視察を行い、その利便性、耐久性、安全性を確認し、現在の固定式ステージと遜色ない機能を有していることを改めて確認してまいりました。

今後は、利用されている各種団体などへ改修についての説明を行い、必要に応じて視察を行うなど、御理解いただけるよう丁寧に対応してまいりたいと考えております。

次に、4つ目の改修事業の日程はどうなっているかについてお答えします。

改修工事に係る積算が終了次第、工事の入札を行い、本年度中の工事完了を予定しているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 数点質問をいたします。

まず、以前、私の聞き間違いかもしれませんが、公民館とか、それから老人福祉センター、あの辺の施設を、庁舎を今度新しく建て直すときにその中に組み込むというふうになにか聞いたような気がします。私の聞き違いかもしれませんが、そうすると、この改修の意味があまりよく分からないので、その辺がどういう関係になっているのか、お聞かせいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えします。

中央公民館については、役場庁舎の建て替えの検討の中に含めて検討させていただいて、老人福祉センターにつきましてはそれには入れておりませんので、別でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） じゃあ、それは私の聞き違いだったかもしれませんが。議会としては、今後また検討されると思いますけれども、庁舎を新築するのであれば、その中にある程度の機能はもう組み込んでしまうというのが一番有効じゃなかろうかということを考えておりましたので、この質問をいたしました。もしもその新庁舎に組み込むということであれば、この改修は全く意味がないようなことになりますので、今の質問をしたわけです。また、これは今後の検討課題になっていくかと思います。

次に行きます。次、2億1,890万円の規模の改修、これは予算としては3月の定例会で通過しておるということですが、内容については私たち議員も何も聞いていなかった、蓋を開けてみたら、いろんな不備の点も利用者の方たちから寄せられてきたという経過がございます。

それで、まずこの改修の内容について、これも昨日初めて議会にも詳しい説明がなされました。それによると、今部長が申されたとおりのことが全員協議会で言われましたが、議員のほうから次のような指摘が出ております。

舞台と客席を仕切るどんちょうはどうか、それから舞台の袖ですね、出演者が舞台に向かっていくときのその姿を隠すような花道みたいなものですけど、それがないじゃないか。それから、畳はどうするかと。畳については、答えとしては非常に薄手の畳を30畳用意するという答えでした。これは通常はどこかに格納して、要るときに出すということで、軽量の畳を用意している、それから音響設備については、ちょっと具体的なやり取りはありませんでしたが、音響設備の問題も後から指摘されております。それから、利用者に対してもっと丁寧に説明するべきではないか、こういうことが昨日の議会で出ております。

当然、これは説明の不十分さからも来ているというふうに思いますが、利用者の意見を直接聴取することはしていないというふうな今の答弁でしたが、これはどのような考えに基づいてそうされたのか、お答えいただきたい。

○議長（福島知雄議員） 福祉課長。

○福祉課長（井上智香子さん） まず、最後の質問からお答えさせていただきたいと思います。

なぜ利用者へ意見を聴取していなかったのかという御質問なんですけれども、先ほどの部長の答弁と重複するところもありますけれども、改修工事を検討する段階で、町関係課や社会福祉協議会、設計会社との協議を重ねてきましたが、協議のほうに指定管理者である社会福祉協議会も入っていたため、使用者の意見を管理運営にも反映させているとの思い込みから、直接利用者への意見を聞くこともしていませんでした。その点については配慮不足だったと認識しております。

あと、舞台の周りの備品、どんちょうや袖、畳、音響のことについてになりますけれども、今回の改修の中で、ステージの周りについては、音響と可動式ステージのみの設計になっております。今後、利用されている皆様からの意見を聞きながら、可能な限り現在と変わらないように配慮し、検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 思い込みもあったということですが、事業を実施するについて、特にこういう公共的な機関が事業を実施するについて、利用者の意見を聞くというのはもう基本中の基本、それをやっぱり忘れてはいけないというふうに私は思います。人は間違ふものですから、誤りはあるかもしれませんが、今後やっぱりこの辺はしっかりと胸に秘めていただきたい。中には、多様な意見を聞きよると、その整理し難いと、ごじゃごじゃして混乱するという意見もございますけれども、それこそ民主主義の基本です。多様な意見をしっかりと耳を傾けて聞いて、それを整理して、これは取れる、これは取れない、その判断をするのは結構です。だけど、その聞くという基本のところを抜かしたら、全てが駄目になると思います。例えば民主主義というのはこの手順が一番大事だと私は思っておりますが、もう必ず通ると分かっている法案あるいは自治会の議案なんかでも、もう分かっているからもうせんでよかろうと、これは大きな間違いなんです。やっぱり通るべきところを通して手順を踏んでいって、そして

最後に出てきた結論こそが本当に生きた結論、それ以外は全部無効だというふうに強く戒めておきたいというふうに思います。

あと、よく私は使いますが、この昭和55年、菊陽町のまちづくりの一番基本になっているような、聖書みたいな本がございます。この中に、住民と共に手作りする町という4本柱の中の一番最後の項目がありますが、その中に、役所として必要なこと、あるいは行政に当たる者、我々もそうですけれども、大事なのは話す口よりも、聞く耳が大切だと明確に書いてあるんです。説得をしてはならない。聞いて、そしてそれから判断して取捨選択をするのはいいけれども、自分の側の意見に引き寄せて説得をするというのは一番まずい方法であるということが解説をされております。

あくまでも、これはもうこれに限った問題ではないので、取り上げておりますが、ほかの問題についても、議員も含めて一番大事なのは、主権者である町民の皆さんの意見をまずは耳を傾けて聞くという、その基本を忘れないようにしたいものだというふうに思います。

最後の質問です。

今後、利用者への説明がまだ、議会が説明を受けましたけれども、我々が決めるわけにもまだいきません。それはもう我々がいつも使っているわけじゃない、いつも使っていらっしゃるのは利用者の方々が使っていらっしゃるので、我々が分からないところもございます。ですから、やはりこの利用者の方々にきちんと説明するのが大事、これもその後を見ていたら、ちょっとやっぱり個々ばらばらの説明になっているようですので、これは情報が混乱すると思います、個々ばらばらにやっておったら。誤解もそこから生まれてきますので、そういうことではなくて、これは私がどうこうせいというわけにいきませんが、同時に統一した説明を行って、そして双方やり取りをして、その中で次の方針を決めていくというふうにぜひやっていただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（福島知雄議員） 福祉課長。

○福祉課長（井上智香子さん） 今後は、今おっしゃられたように丁寧に皆様からの御意見をお伺いし、誤解のないよう説明を行ってまいりたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） では、そのように後は進められていくものと信じて、この項は終わりたいと思います。

それでは、1番目に移りますが、最近の地価上昇の実態を町は把握しているか、借地料の上昇が原因で撤退した事業所が出ているが、町はその状況を把握しているか、その状況を町はどのように評価しているか、また何か対策を考えているか。

2番目、地価上昇に伴って、固定資産税の税額はどのように変化するか、上昇した税額分について、それを緩和するために何らかの代替措置を取ることは可能か、何らかの措置を取る意思はあるか、もうこれも時間の関係で一括して答弁いただきたい。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） それでは、まず(1)の最近の地価上昇の実態は町は把握しているのかについての1、2問の回答をさせていただきたいと思います。

土地の価格は、地価公示と地価調査において基準地ごとの価格が公表されております。地価公示は地価公示法に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日における全国の標準地の正常な価格を判定し、公示するものです。調査対象区域は、熊本市を含む13市と、本町を含む7町となっております。

一方、地価調査とは、国土利用計画法に基づき、都道府県知事が毎年1回、都道府県の基準地において基準日——7月1日でございますが——における標準価格を判定し公表するもので、県内全ての市町村が調査対象区域となっております。

令和3年11月のTSMCの進出表明以降、土地区画の増加により、町内の地価が上昇を続けている状況は承知しております。議員御質問の借地料の上昇が原因で撤退している事業所が出ているが、町はその状況を把握しているのかについてでございますが、報道や事業主からの情報により、幾つかの件は把握しておりますが、その他の個別事業者の廃業や、事業所閉鎖の理由までは把握できておりません。

それと、2番のその状況を町はどのように評価しているか、また何か対策を考えているのかについて回答させていただきたいと存じます。

賃料の値上げにつきましては、法律により正当な理由によるものにつきましては、賃貸物件のオーナーの特権として認められております。正当な理由としては、経済的な状況の変動、不動産物件の維持費や税金の上昇、周辺の家賃相場との乖離が上げられます。一方、正当な理由と認められないケースとして、オーナーの収入を増やすための値上げ、周辺の家賃相場とかけ離れた値上げ、契約書に家賃の値上げを行わないと記載してある場合が上げられます。

法律内における契約につきましては、あくまで民間による取引であり、町が関与できるものではないと判断しているところでございます。今後、賃料上昇による事業継続が困難な事業者の情報につきましては、町商工会において中小企業診断士や税理士などが相談を受ける個別相談会が毎月行われるとお聞きしておりますので、これらの活用を促すとともに、商工会と連携しながら情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） (2)の質問について住民生活部長、答弁を求めます。

どうぞ。

○住民生活部長（渡辺博和さん） まず1点目の上昇した税額分について、それを緩和するために何らかの代替措置を取ることは可能かについてお答えします。

初めに、固定資産税の評価額と税額の計算方法について先に御説明させていただきます。

固定資産税の評価額は3年に1度見直されており、特に宅地においては、平成6年度の評価替えから、宅地等の評価額の市町村間、土地間でのばらつきを是正するため、国交省が毎年公表する地価公示価格の7割をめどとすることが定められました。固定資産税の額は、この評価

額を基に計算された金額である課税標準額に標準税率1.4%を乗じた額となります。

次に、議員の急激な地価の上昇に伴う緩和措置を取ることは可能かの御質問についてですが、この緩和措置については、地方税法を定めている国が負担調整措置を実施しております。この負担調整措置は、昭和25年に固定資産税制度が創設されて以降、菊陽町だけに限らず、全国の様々な自治体で急激な地価の上昇や下落等の課題が発生してきておりましたので、国においてその時代の状況に応じた措置が実施されてきたところです。

現行の仕組みでは税負担の公平性の観点から、当該年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合である負担水準の均衡化を重視した負担調整措置が講じられています。その仕組みとしては、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は、本来負担すべき税額まで緩やかに引き上げていく仕組みとなっております。

例えば、急激に評価額が上昇した土地の場合、負担水準を求めるための分母となる当該年度の評価額が増えるため、負担水準が低い土地となります。この場合、本来の税額に達するまでは、毎年前年の課税標準額に本来の評価額の5%を段階的に加算し、この合計額が税率を掛ける前の課税標準額になります。したがって、急激に地価が上昇しても、固定資産税額は急激に増加しないような仕組みとなっております。

なお、前回の評価替えて実施された負担調整措置の内容が地方税法の改正により令和8年度までの3年間延長されており、本町においても、さきの令和6年4月臨時議会において条例改正を行い、対応したところです。

次に、2点目の何らかの措置を取る意思はあるかについてお答えします。

ただいま答弁しましたとおり、急激に地価が上昇や下落した場合においては、既に国において負担水準の均衡化を重視した負担調整措置が実施されており、現段階において町としては考えておりません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） もうちょっと深掘りする時間がございませんので、疑問だけ呈して、あとまた同様の質問がほかの議員からも出ておりますので、その辺でまた答えていただきたい。疑問に止めたいと思います。

法律、この地価が上がって事業者が撤退するという問題がありますけども、地価の上昇、地代の上昇というのは、それが法律内のことであれば町としては関与できないと、これはもう資本主義である限りは、法律の中であれば自由競争の原理ですから、それに権力を持った者がタッチすることは、むしろ中国みたいなことになってしまうので、これはおかしいと、その辺は分かりますが、もしその原則、法から外れたようなことがあった場合にどうするかという問題が1つ残っています。

それから、固定資産税の件ですが、町民の視点から申し上げますと、調べてみると、そんな大きな変化はないようですけれども、町民の視点からいうと、TSMCの進出というのは、地

域経済とか国家経済に大きなプラスになるけれども、町民個人のレベルで言えば固定資産税が上がるだけだという、そういう不満がよく聞こえてきます。その辺に対してもやっぱり町はちゃんと応える必要があるんじゃないか、そのことを指摘して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 甲斐議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時6分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和6年6月6日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（令和6年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和6年6月6日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 1 番  | 鬼 塚 洋 議員   | 2 番  | 吉 村 恭 輔 議員 |
| 3 番  | 藤 本 昭 文 議員 | 4 番  | 馬 場 功 世 議員 |
| 5 番  | 廣 瀬 英 二 議員 | 6 番  | 矢 野 厚 子 議員 |
| 7 番  | 大久保 輝 議員   | 8 番  | 西 本 友 春 議員 |
| 9 番  | 佐々木 理美子 議員 | 10 番 | 中 岡 敏 博 議員 |
| 11 番 | 布 田 悟 議員   | 12 番 | 佐 藤 竜 巳 議員 |
| 13 番 | 甲 斐 榮 治 議員 | 14 番 | 岩 下 和 高 議員 |
| 15 番 | 上 田 茂 政 議員 | 16 番 | 小 林 久美子 議員 |
| 17 番 | 坂 本 秀 則 議員 | 18 番 | 福 島 知 雄 議員 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん

書 記 廣 田 沙 織 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |            |                     |            |
|----------------------|------------|---------------------|------------|
| 町 長                  | 吉 本 孝 寿 さん | 副 町 長               | 小 牧 裕 明 さん |
| 教 育 長                | 二 殿 一 身 さん | 総 務 部 長             | 板 楠 健 次 さん |
| 住民生活部長               | 渡 辺 博 和 さん | 健康福祉部長              | 梅 原 浩 司 さん |
| 産業振興部長兼<br>農業委員会事務局長 | 山 川 和 徳 さん | 都市整備部長              | 井 芹 渡 さん   |
| 総務課政策監               | 宗 像 雄 矢 さん | 総務課長兼選挙<br>管理委員会書記長 | 村 上 健 司 さん |
| 総合政策課長               | 今 村 太 郎 さん | 環境生活課長              | 野 村 瑞 樹 さん |
| 健康・保険課長              | 岩 下 美 穂 さん | 農 政 課 長             | 阪 本 和 彦 さん |
| 商工振興課長               | 塚 脇 康 晴 さん | 建 設 課 長             | 出 田 稔 さん   |
| 都市計画課長               | 阿久津 友 宏 さん | 施設整備課長              | 荒 牧 栄 治 さん |
| 教 育 部 長              | 矢 野 博 則 さん | 教育審議員               | 吉 永 公 紀 さん |
| 学 務 課 長              | 平 征一郎 さん   | 生涯学習課長              | 岡 本 勇 人 さん |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時58分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 皆様おはようございます。会派一陽会、参政党の大久保輝です。

一般質問させていただきます。

私、文教厚生常任委員会に属しておりますけども、そこに関係する項目が、今回ちょっと多くございますけども、議場で質問させていただきたいと、そして答弁いただきたいというところで、今回質問通告をさせていただいております。

質問事項4つです。1つ目、新型コロナワクチンについて。2、不登校の児童・生徒について。3、自然環境への取組について。4、観光の振興について。以上4項目となります。

それでは、質問は質問者席にて行わせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） それではまず、質問事項1の新型コロナワクチンについての質問をさせていただきます。

2023年5月、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に分類変更されましたが、それにもかかわらず、日本では多くの国でもう中止されたメッセンジャーRNAワクチン、新型コロナワクチンの接種が引き続き推奨されている状況です。このワクチンは、極めて短期間で開発されたため、その安全性と有効性の検証が不十分であり、現在も世界中で深刻な有害事象が報告されています。

2024年4月17日、ワクチン接種後に亡くなった方々の遺族が、生死のリスクが十分に公表されなかったことで被害が広がったとして、国に対して賠償を求める集団訴訟を提起しました。

私が所属しております参政党では、以前から、新型コロナワクチンのリスクを科学的に再評価し、現行の接種推進策を根本から見直すことで、国民の健康と人権を守ることを提唱してきました。また、私自身も、これまでの議会での一般質問において、新型コロナワクチンに関して3回ほど行わせていただきましたが、接種の推奨だけでなく、そのリスクについても周知徹底するべきではないかということなどを質問させていただきました。

そして、今回も、またこのコロナ関係の質問をさせていただくわけですが、まず(1)の新型コロナウイルスワクチンの接種事業において、これまでの費用総額を示せということです。まずは、こちらについてお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えいたします。

これまでの新型コロナウイルスワクチン接種事業の費用につきましては、令和２年度は882万7,823円、令和３年度は２億7,176万5,332円、令和４年度は２億1,559万3,503円、令和５年度は8,785万5,734円であり、令和２年度から令和５年度までの合計は５億8,404万2,392円となっています。

なお、接種費用に対し、国庫負担金、国庫補助金及び地方創生臨時交付金としての同額交付がありますので、町からの費用負担はありません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○７番（大久保 輝議員） これまでの町での接種事業費用が約５億8,000万円余りということでした。また、答弁で、今、町の費用負担がないということでもございましたけども、そもそも、国からの負担金交付金であろうとも、元はと言えば、我々の払っている税金から、これは拠出されているわけですので、その事業の効果検証は、私は必要なものだというふうに思っております。

先日の報道によりますと、新型コロナワクチンの無料接種が３月末で終了したことに伴い、全国で廃棄されたワクチンは、およそ２億4,415万回分で、額にして6,653億円に上るとのことです。

菊陽町内では、どれくらいの廃棄数となったのかをお尋ねしたく、(2)の質問をさせていただきます。

令和６年３月末で無料接種が終了し、有効期限内であってもワクチンを廃棄することとなったが、町でのワクチン廃棄数はどれくらいあったのかについてお尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えいたします。

特例臨時接種で国から供給された新型コロナワクチンは、令和６年４月１日以降は、例外なく、接種に使用することはせず、必ず廃棄することとの国からの指示に基づき廃棄しております。

ワクチンの廃棄数については、数種類のワクチンを合計し3,890本で、接種回数にすると２万6,492回分となります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○７番（大久保 輝議員） 今の答弁から、接種回数にして約２万6,000回余りが破棄されることになったということでしたけども、なぜこれだけ余ったのかということです。この３月までが、７回目とかの接種だったのかというふうに思いますけども、その接種率が、予想あるいは予定、想定よりもかなり低かったということなんでしょうか。その辺について、あるいはそれ

以外に理由があるのか、この辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 御質問にお答えいたします。

ワクチンの廃棄数につきましては、2点、大きく理由がございます。

まず、1点目につきましては、そのときの流行の株に合わせて使用するワクチンも次々と変更の指示があり、1価ワクチン、2価ワクチン、そして7回目のXBB.1.5ワクチン等を随時切り換えて使用してきましたので、古い株のワクチンが残っていくという状況になりました。

また、希望される人が希望されるときに速やかに接種できるよう、前回の接種率を参考にワクチンを確保してきましたが、接種率が徐々に低下したこともあり、以上のことから、ワクチンの余剰が生じた主な理由となります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） そうすると、想定よりもだんだん接種率が低くなっていったというのも一つの原因ということでよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） そのようになります。具体的には、令和4年秋開始接種につきましては、65歳以上が78.2%でしたので、80%ぐらいの接種率のワクチンを準備しておりました。また、令和5年度の秋開始接種につきましては、7回目接種になりますけれども、これがおおむね60%の接種率に下がっておりました。また、64歳以下の方につきましては、令和4年秋開始接種につきましては33.8%、令和5年の秋開始接種につきましては8%程度に下がっていたのが主な原因となります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 失礼しました。8%ということですね。非常に低くなったなというふうに思いますけれども、次の質問に移らせていただきます。

これまでのワクチン接種事業での効果を、町はどのように評価するかについてです。

まず、私今回の質問をするに当たりまして、過去の町の広報において、ワクチンの接種案内がどのようにされてきたのかを改めて見直してみました。一番初めに、新型コロナワクチンの接種に関する案内が掲載されたのは令和3年3月です。そして、その翌月の4月の広報で、ワクチン接種の準備を進めますということが掲載されており、こんな感じで載ってたんですけども、その同じページで、新型コロナワクチン接種Q&Aとして、このようなことが書いてありました。この部分なんですけども、ちょっと拡大します。

Q、ワクチンにはどのような効果がありますか。A、発症や重症化を防ぐ効果があります。そして、ほかにも多くの人々がワクチンを接種し、免疫を獲得することによって、社会全体が新型コロナウイルス感染症から守られるというメリットもありますというふうに記載してありま

した。

果たして、ワクチン接種が、コロナの発症や重症化を予防し、もしくはここに書いてありますとおり、集団免疫を獲得できたのかという視点も含めて、ワクチン接種事業の効果について、その評価をお願いしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えいたします。

これまでのワクチン接種事業での効果については、町独自の評価は困難でありますので、国の資料を参考に報告いたします。

令和5年11月22日に開催された第57回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、ワクチンの効果等に関する知見として、有効性については、オミクロン株流行下では、感染予防、発症予防効果の持続期間等は二、三か月程度と限定的である一方、重症化予防効果は1年以上、一定程度持続することに加えて、流行株に合わせたワクチンの追加接種を行うことで、追加的な重症化予防効果などが得られるとの報告があること、また現時点で、国民の多くがワクチン及び感染による免疫を保有する状態となっているとする報告があること、費用対効果評価では、新型コロナワクチンの費用対効果は良好であり、特に65歳以上の高齢者において費用対効果に優れる結果であったと報告されており、これらがワクチン接種事業での効果に対する評価と捉えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） まずは、この質問については、町独自での評価が難しいと、これは当然だというふうに思います。厚生労働省のワクチン分科会の内容を基にということで答弁いただきましたけども、特に重症化予防効果が得られるとの報告があるということ、あと国民の多くがワクチン及び感染によって免疫を保有する状態となっているという報告があると。あとは、費用対効果が良好でありと、特に65歳以上の高齢者においては費用対効果に優れる結果だったという報告がされているということでもありますけれども、これは誰がどのようなデータに基づいて、どのような報告をされているのかということについては把握されてますでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） こちらにつきましては、詳細にこの資料には掲載されておられませんので、そこら辺までの把握はできておりません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 詳細は分からないけども、そのように報告されているということですね。

私は、令和4年3月の定例会での一般質問においても、その当時、重症化を予防できている

というデータはあるのかということでもお尋ねしておりますけども、こちらについて、町のほうとしては持っていないという答弁でございました。

そして、こういった報告があっているということでもありますけれども、逆に、接種回数が増えることで感染が広がっていったというふうにおっしゃられる専門家の方もいらっしゃいます。実際、こういったふうにワクチン接種が行われると、その後に感染者数が増える傾向が見てとれるんじゃないかなというふうに、私は思っております。

国としては、接種をずっと推進してきた立場とすれば、この厚労省のワクチンの効果に対する考え方は、推進する側の方の意見の方々のみの報告に基づいてるように、私はちょっと感じるところもあります。逆に、今申し上げましたとおり、リスクが大きいと思っていられる方も多くいらっしゃいますし、そのような意見も聞いていただきたいなというふうに思っているところでもあります。

それでは、次の質問に移ります。

4番です。2024年6月3日時点で、新型コロナワクチンによる予防接種健康被害救済制度による認定件数が7,384件に達しています。これは、過去四十数年間の全ての新型コロナワクチンを除いたワクチン被害認定者数3,666件を大幅に超えて、約倍ぐらいになっております。こういう感じです。また、このうち、死亡認定数は596件であり、また2,000件以上が審査未了状態にあるということで、そして申請件数も、毎月300件から400件程度あるというふうに言われております。

コロナ禍前には、年間100件程度であった予防接種健康被害救済制度への申請が、現在は、年平均2,800件となり、30倍近く増加しています。申請には、治療記録など多くの書類が必要であり、この時間と費用が申請者に大きな負担となっています。

現在、新型コロナワクチンの接種に伴い、血栓症と循環障害、免疫力の低下、反復接種による自己免疫疾患の誘発、卵巣や精巣への集積による月経異常や不妊症のリスクなど、様々なことが世界各国の研究機関や研究者たちによって指摘され、論文で報告もされています。そして、これらのリスクが、将来的に健康被害として顕在化することが危惧されています。

これを踏まえて、予防接種記録の保管が現状の5年間では、5年を過ぎて健康被害があったのではないかと思っただ方が予防接種健康被害救済制度の申請を検討しようとした際に、この記録がなければ申請ができなくなるかもしれないというふうに思います。

そこで、(4)の予防接種記録の保管について、現在は5年間となっているが、記録の保管期間を延長できないかということについてお尋ねいたします。

この保管期間の延長については、国が保管期間の延長を検討しているようですが、しかし国はまだ検討してると言ってるだけで、実際に延長するのか、延長するとしたどれぐらいの期間なのかというのは決まっておりません。既に、他の自治体では、予防接種記録の保管期間を、10年あるいは30年というふうに延長しているところもあります。

菊陽町としても、国が決める前に先駆けて、予防接種記録の保管期間を延長できないのかと

いうことをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

現在、予防接種法に基づく定期予防接種の取扱いについては、予防接種法第9条の3、予防接種法施行規則第3条及び定期予防接種実施要領に基づき、予防接種台帳の作成と予防接種予診票の管理を行っています。

具体的には、予防接種台帳には、接種者の氏名、性別、生年月日及び住所、接種年月日、予防接種の種類、予防接種を行った医師の氏名、接種液の摂取量、接種液の製造番号、その他当該接種液を識別することができる事項などを記載し、少なくとも5年間は適正に管理、保存することとなっており、電子的な管理を行うことが望ましいとされていることから、町の健康管理システムにおいて台帳を作成し、電子的な管理、保存を行っており、5年間経過した後も継続して保存しております。また、予防接種予診票については、接種後に予診票を回収し、文書管理規程などに従い、少なくとも5年間は適正に管理、保存することとされていることから、5年間の保管をしているところです。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種における予防接種台帳と予防接種予診票の管理保管については、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引において、先ほどの説明と同様の取扱いが記載されています。これらを基に、町では予防接種台帳を作成し、先ほどの項目について、必要な情報を電子的な管理を行い、また予防接種予診票については5年間は保存することとしているところです。

一方、令和6年3月13日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、予防接種に関する記録について、2026年の予防接種のデジタル化に合わせ、現状の5年間保存から延長することについて審議されておりますが、具体的な保管延長期間については、他の制度も見ながら検討を進めていくとの方向性が示されました。

御質問の予防接種記録の保管期間の延長については、今後、国の保管期間の延長の決定内容に基づき、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 今の答弁で、電子的な管理保存を行っており、町では5年経過後も継続して保存しているということでしたけども、しかし今の状態ですと、5年以上保存する義務は、町にはないということになるかというふうに思います。ですので、逆に言うと、いつ記録が削除されても問題にはならないというふうにも考えられます。

国の動向を見ていくということですが、電子的な管理保存であれば、文書がかさばるものではないんじゃないかというふうに思います。そもそも、この新型コロナワクチンは、コロナが発生して約1年程度で承認されたワクチンです。通常、日本で1つの薬が厚生労働省に薬事承認されるまでには、様々な研究過程を経た後、治験だけで3年から7年、そして審査と承

認に1年はかかると言われてしています。通常であれば、まだ時間的には治験段階といってもおかしくないワクチンであるというふうに私は思っております。そのワクチンの接種記録を、保管期間5年ということではなくて、もう少し長期に保管するということを決めておくということが、それほど難しいことではないと思います。

後から、国が保管期間をもし延長するとするならば、そのときにそれに従えばよいわけで、町として記録の保管期間を延長すると決めるということとはできないのか、難しいのか、町長にお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 大久保議員の質問にお答えをいたします。

おっしゃることは分かりますけれども、やはり町といたしましては、国の動向というのが現実的な答えになろうかというふうには思います。私も、兄が医者をしてまして、思い起こせば、その当時は、医者をしている兄でさえ、暖かくなったらウイルスがなくなるようだとか、マスクは要らないんじゃないのか、そういった認識を持っていました。日本全体が非常にいろんな情報が飛び交う中でのあの時期でございました。当然、今となれば、若干落ち着いてはおりますけれども、そういったことを考えると、やはり国に頼るべきことしかできなかったのかなというふうには、そのときは私個人は思っておりました。やはり国の指針の下に、いろんな今後も考えていかなければならないというふうには思っておりますので、現時点で、大久保議員のおっしゃるようなことは考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 今のところ考えてらっしゃらないということでしたけれども、再検討いただければというふうに思います。

では次の(5)の質問に移らせていただきます。

今後のワクチン接種計画はどのようなになってるのかということについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種については、令和6年3月31日をもって終了しました。令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種については、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的に、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、定期接種として実施することとなります。

定期接種の対象者は、65歳以上の方及び60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方となっています。

なお、予防接種法のB類疾病とは、個人の発病または重症化の予防に重点を置き、個人が接種を希望する場合に実施されるもので、接種勧奨及び接種の努力義務はありません。

また、定期接種のスケジュールについては、感染症の状況やワクチンの有効性に関するデータを踏まえ、毎年秋冬に1回行うこととされています。

具体的な接種費用の自己負担額、実施医療機関、実施方法などについては、今後、検討を行い、準備してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 接種費用の自己負担額や実施方法は、今後検討していくということでございましたけども、自己負担額や実施方法、それにあとはワクチンも新しいものが薬事承認されたりとかしております。これも後ほど述べたいと思うんですけども、ワクチンの種類などについても、これは町で検討して決めていくということになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） ワクチンの種類につきましては、国のほうが決めてまいりますので、それに基づいて、医療機関が購入されて、それで接種を進めていくという形になります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） そうすると、医療機関が決めるということで、町はそこに全く関与しないということでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） ワクチンの種類、使う種類につきましては、国のほうが決めていくので、それに基づいて実施をするということになります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 幾つか種類があるかと思うんですけども、どれを選ぶかというのは、都度都度医療機関に任せるということになるのかなと、今の答弁で私解釈しましたけど、よろしかったでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） ワクチンを医療機関が使う種類につきましては、国の決定に基づいて、医療機関のほうに依頼をし、それに基づいて実施をしていただくという形になります。なので、町のほうが実施をする形になります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 分かりました。

それでは、本定例会の一般会計補正予算において、予防接種委託料4,150万円とございます

けども、こちらは、コロナワクチン接種に係る費用かというふうに思いますが、それでいいですか。はい。であるとすれば、どれぐらいの接種を想定しているのかということをお尋ねしてよろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） こちらの補正予算につきましては、また後ほど説明する形なのかと思いますが、今のところ、高齢者の接種率、コロナの接種率、そして季節性インフルエンザの接種者数等も加味しながら、今のところ5,000人程度の接種者数を見込んでいるところとなります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 私、冒頭にも申しましたように、これまでも新型コロナワクチンに関しては、接種を推奨するだけでなく、そのリスクについても十分に周知する必要があるというふうに思って一般質問等させていただいております。

しかしながら、広報きくようを、2021年3月から、全部ワクチンの接種関係のものを見返してみたんですけども、ワクチンのリスクの部分については一切触れられるということはありませんでした。

また、予防接種健康被害救済制度についても触れてなかったというふうに、私は見返した中で思いました。

今後、新型コロナワクチンにおいては、2023年11月に世界で初めて日本で承認されたレプリコンタイプのワクチン接種も、今までのコロナワクチンで使用されていたメッセンジャーRNAワクチンと同じく使用されるのではないかとというふうに聞いております。このレプリコンワクチンとは自己増殖型とも呼ばれ、ワクチンの量が少量で済むとうたわれている一方、多くの専門家がその安全性について警鐘を鳴らしており、このワクチンが使用されるのではないかと、私は心配しております。

今後、ワクチン接種が始まる際に、リスクの説明であったり、あるいは予防接種健康被害救済制度について、こちら広報をする考えがあるのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（岩下美穂さん） 秋から開始します今年度の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、先ほど申し上げた準備がある程度分かり次第、住民さんのほうに、ホームページ、広報等で周知をしてまいりたいと思います。それにつきましては、接種する実施体制、そして接種料金に加えて、ワクチンの情報や、あと健康被害救済制度につきましても周知をしてまいるというところになります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 健康被害救済制度については、こちら、御存じじゃない方もいらっし

やるかもしれませんので、しっかりと告知いただきたいと、これが町民のためにもなるというふうに私思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

これで私のこの質問事項1の新型コロナワクチンについての質問を終わりにして、次の不登校の児童・生徒についてに移らせていただきます。

3月定例会の文教厚生常任委員会で、教育長より、菊陽町の児童・生徒の学力は向上しているというふうにお聞きしました。それは、教育長はじめ、町執行部、教育委員会の皆様、学校の先生方、そして子どもたちの努力の結果としてそうなってるんだろうというふうに思い、大変素晴らしいことだというふうに思っております。

しかしながら、一方で、不登校児童・生徒の増える傾向にあるということも一緒におっしゃられておりましたので、そこで(1)の質問をさせていただきます。

菊陽町の不登校の児童・生徒について、生徒数またその推移がどのようになっているのかということをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

本町における令和3年度の不登校児童・生徒数は、小学校で29人、中学校で57人の合計86人、令和4年度の不登校児童・生徒数は、小学校で41人、中学校で66人の合計107人、令和5年度の不登校児童・生徒数は、小学校で65人、中学校で112人、合計177人となっており、年々増加している状況です。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 今、3年間の推移で答弁いただきましたけども、この3年でも、約2倍の数になっているということで、菊陽町でもかなり不登校の児童・生徒が増えている状況と言えるのではないかとこのように私思います。

しかしながら、これは菊陽町に限ったことではなくて、全国的に不登校の児童・生徒数は増加している、増加傾向にあるようであります。特にここ数年が極端に増えてるなというふうに思いますが、その中で、(2)の質問に移ります。

不登校となる原因を、町はどのように考えているかについてお尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

教育委員会では、欠席30日以上になる児童・生徒、欠席が連続7日以上または断続10日以上の子どもの児童・生徒についての現状を把握しています。特に、不登校の児童・生徒に対して、各学校の先生方や関係機関がどのように連携して関わっているかなどの報告を受け、不登校状況を把握しています。

昨年度、不登校になっている児童・生徒の主な理由を見ますと、様々な要因が複合的に含まれており、それぞれの児童・生徒によって理由が異なります。例えば、生活リズムの乱れによ

る昼夜逆転、登校の意思はあるが、様々な不安で登校できない、登校する意欲や気力が湧かないなど、本人に関わる要因が一番大きいですが、そのような状況になった背景には、学校での友人関係をめぐるトラブル、学習についての不安など、学校に関わる状況が挙げられる場合もあります。

また、離婚や単身赴任など、家庭生活環境の急激な変化、虐待や親の叱責、過干渉や放任など、親子の関わり方、家庭内の不和など、家庭に関わる状況が理由として挙げられる場合もあります。

また、学校や家庭でも、理由が分からず、医療機関につながって理由が分かるという場合もあります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 不登校となる原因、当然、今答弁いただいたように、様々なことが考えられるというふうに思います。様々な原因がある中で、どうすればよいのかということは一概には言えないかもしれませんが、そこで、(3)の実効性のある不登校の児童・生徒数の増加防止について、町はどのように考えているのかについてお尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

本町では、これまで不登校対策として、新規に不登校児童・生徒を出さない未然防止の取組や、再登校を支援する取組を進めてきました。

全国的にも、近年、不登校児童・生徒数が増加し続け、令和3年度では、小学校及び中学校で約24.5万人に上り、過去最高となるなど、生徒指導上の喫緊の課題となっていることから、令和5年3月に、文部科学省が、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策COLOPLANを取りまとめており、不登校対策の速やかな推進として、大きく4つの取組が示されております。

具体的には、1つ目に、不登校児童・生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備、2つ目に、不登校児童・生徒の保護者への支援、3つ目に、早期発見、早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携強化、4つ目に、学校の風土の見える化が示されています。

本町では、この取組方針も踏まえ、不登校が長期にわたる児童・生徒が、学校以外で学べる居場所を充実し、再登校の支援を強化するため、適応指導教室であるすぎなみ教室に、今年度から教育相談員を1名増加し、計5名で対応しています。各中学校には、心の教育相談員を1名ずつ配置し、学校への対応や不登校の生徒への学習機会の保障、そして相談も行うことができるようにしています。

近年では、オンラインでの授業配信やフリースクールへの参加を出席扱いとし、学びの場の確保にも努めるなど、児童・生徒の状況に合わせてどのように支援することが望ましいか、一人一人の自立に向けて状況改善を行う取組をきめ細やかに進めています。

また、新規の不登校の児童・生徒を出さないための未然防止や、初期対応に力を入れるため、各学校において、欠席の児童・生徒の状況を見える化して、早期に家庭訪問したり、関係機関との連携を強化したりする取組も支援しています。

そのため、県が配置しているスクールカウンセラー5名と、スクールソーシャルワーカー1名に加えて、今年度から、町独自で教育委員会に配置しているスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーをそれぞれ1名ずつ増員し、スクールカウンセラー2名とスクールソーシャルワーカー4名で、各学校の教職員や福祉部局と連携しながら、休みがちな児童・生徒や保護者が相談しやすい体制を整備するとともに、不登校状況にある児童・生徒や保護者への相談や支援を行ってるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 文部科学省のCOCOLOプランという不登校対策、4項目挙げられましたけども、その中で特に、不登校児童・生徒等の保護者への支援ということについて、具体的にどのようなことをされるのかということについて教えていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） 今、大久保議員からありました不登校児童・生徒の保護者の支援ということでございますが、不登校の子どもたちだけではなくて、実は保護者もいろんな意味で、不登校になることで、親自身もいろんな悩みや不安を持っていると。そういう親の不安や悩みが子どもたちに波及して、また不登校状況が広がってということも考えられます。そういう意味で、子どもだけではなくて保護者を支援することが、子どもたちの不登校の早期解消にもつながるということで、そういう意味で、文部科学省も含めて、教育委員会のほうで、まず保護者同士のつながりを平時から大事にしていくということで、例えばコミュニティ・スクールの取組や、地域協働活動の取組、それから親の学びの支援で、そういう家庭での親のサポートをするような支援というのもあります。また、そのほかにも、本当に不登校状況の子どもたちのことをしっかり聞いて、一緒になって考えていけるようなスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談、そういうのも支援としてありますし、そのほかにも、すぎなみ教室やこども家庭相談課、また不登校の親同士が語る会などで、そういう親同士の悩みを共有するなど、様々な形で保護者を支援していくということに取り組んでいます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 保護者の支援ということでお尋ねしましたけども、なぜこちらを特にお尋ねしたかと申し上げますと、先日私、不登校の解決を専門的に行っている民間企業の取組についてお話を聞く機会がありました。その取組では、不登校の児童・生徒は、平均3週間で9割以上の方が再登校しているということでした。このやり方、考え方が全てだとは思いませんが、一つの考え方として御紹介させていただきますと、不登校の原因は、ほぼ必ず親子関係

に何らかの問題があって、その親子関係を改善していくことで不登校が解決していくということでした。ですので、保護者への支援ということがありましたので、詳しくお聞きさせていただきました。今後、この取組によって効果が出ることを期待したいというふうに思います。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて御説明いただきましたけれども、こちら3月の定例会の常任委員会で、増員の理由はいろいろとお伺いしましたが、どのようなことを具体的に行って、不登校児童・生徒への対応となるのかということ、もう少し詳しくお尋ねできればと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） まず、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー、それぞれどういう役割かということについて申し上げます。

スクールカウンセラーというのは、児童・生徒の抱える問題について、子どもたちや保護者と直接お会いしてカウンセリングなどを行うなど、心理的なアプローチを通して心のケアをしていくような形になります。一方、スクールソーシャルワーカーは、その子どもたちの家庭環境を把握しまして、学校とか医療機関とか、それから地域とか家庭など、児童・生徒を取り巻く環境に働きかけながら、関係機関の連携を調整していくような福祉的なアプローチで支援をしていくというところに大きな違いがあると思います。そういう意味で、それぞれの強みを理解した上で、学校の中では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがそれぞれ取り組んだり、連携したりして取り組んでいくというようなことをしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 様々取組をされているというところで、お聞きしたところなんですけども、全国的に、先ほども申し上げましたとおり、不登校の生徒・児童は増加する一方というところが、先ほどのグラフでもございましたけども、このような状況にあるわけで、私は、この結果を見ると、全体的、つまり全国的に、その方針に問題があるんじゃないかということ私はちょっと考えてしまうところがあります。

18歳の意識調査というデータがございまして、これなんですけど、これでいくと、日本の若者の、自身が責任ある社会の一員であると思う気持ちや将来の夢、自分で国や社会を変えられるという気持ちが、他の国々の若者に比べてとても低いというふうなことが分かるというふうに思います。そして、残念ながら、この国の若者の死因の第1位は自殺というところです。

私は、教育のことをいろいろと語る立場にはないのかもしれませんが、しかし教育が何よりも大切だと思っております。そして、教育の中で、次の時代を担う子どもたちが、この国や地域に誇りや将来の夢をしっかりと持てるように指導していくことがとても大切じゃないかと思いますし、それこそが不登校の解消にもつながるんじゃないかというふうに思っております。

当然今も、そのようなお考えで取り組んでいらっしゃると思いますけども、さらなる取組をお願いしたいと思ひまして、教育長にその辺について少しお尋ねできればと思いますが、持ち時間が少し少なくなってきたので端的にお願いできればと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 今、大久保議員のほうから、不登校の現状等についてお尋ねがあり、教育部長、教育審議員のほうから答えさせていただきました。今、まだ私、不勉強ところがありまして、先ほど出てきました保護者への支援とか、18歳の意識調査の部分につきましては、まだまだ不勉強なところがございますが、やっぱり国家百年の計は教育にあり、私は学校が、そのような夢をつくる、夢を語る場でありたいと常々考えておりますし、そのようなことを、学校の校長先生はじめ、先生方をお願いしてるところです。

大谷も言っていますが、人生が夢をつくるんじゃないと、夢が人生をつくるんだと。子どもたちがしっかり夢を持って夢を語る、そんな学校でありたいと考えてます。ただ一方では、先ほどありましたように、昨年度の不登校児童・生徒数が177名という、数が全てではありませんが、やはりここに思いをはせるときに、果たして、その子どもたち一人一人は、今日は家でどんなことをしてるんだろう、友達はあるのかな、御飯は食べよっとな、学力は、この後中学を卒業したら進路はどうなっていくんだろうと考える日はありません。

ですので、今ありましたように、様々な取組をしながら、やっぱり一番は、学校がそういうふうな魅力的な学校であり続けたい、それが私は一番、遠回しのようですが、一番最短の道ではないかと思ひ、これからもそのような取組をしていきたいと考えてます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 教育長の熱い思いをお聞かせいただきました。これからも、この不登校の児童・生徒については、私も注視をしていきたいというふうに思ひます。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

3番目の自然環境への取組についてということでさせていただきます。

町長は、本年3月定例会で述べられた令和6年度の施政方針において、地球温暖化対策に向けた取組として、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画に基づき、本町を含めた関係自治体が一丸となって効果的な施策を推進していくということでございました。

まずは、この熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画とはどのような事業であるのかということをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

熊本連携中枢都市圏では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画として、2021年、令和3年3月に、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計

画を策定しました。

地球温暖化対策の取組は、それぞれの自治体で進めることが基本ですが、1自治体だけでなく、行政区域を超え、社会的、経済的に一体となって取り組むことが効果的であることから、2020年、令和2年1月に、18市町村で行った2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す具体的な実行計画として、共同で本計画を策定し、県全体、ひいては我が国の温暖化対策に大きく貢献することを目的としております。

次に、基本理念としましては、「水、森、大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現」を掲げ、熊本連携中枢都市圏にある恵まれた自然環境を守り、未来へと引き継ぎながら、これらの自然から得られるエネルギーを圏域内で十分に活用し、循環させることで、脱炭素化と持続可能な豊かな都市圏を実現するとしております。

また、圏域が連携することで高い効果を得ることができる取組として、4つの重点取組を推進するとして、まず1つ目として、地域エネルギー事業の面的推進と災害時電力の確保を、2つ目に、エコカーを買う、効率的な照明に変える、クールビズなどのCOOL CHOICEの協働推進によるライフスタイルの変革、3つ目に、森づくりの展開と地下水保全に向けた取組、4つ目に、公共施設等による率先した省エネ、蓄エネ、再エネの推進が掲げられています。

なお、本町においても、令和4年3月に策定した第2次菊陽町地球温暖化対策実行計画の中において、事務事業による温室効果ガス排出量の削減や節電、省エネ等を推進することで、事業者や町民の自主的な環境保全活動を啓発し、さらには菊陽町全体の環境保全を達成するために取り組むとしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 今答弁の中で、再エネの推進ということについてございましたけども、具体的に再エネの推進というのはどういったものを指すのかということをお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） それでは、御質問にお答えします。

再エネというお答えをさせてもらいましたけども、今現在、本町としましては、考えられることとしましては、私環境生活課ですけども、可燃ごみを今、2市2町の広域連合で可燃しておりますけども、その中で、エネルギーと申しますか、電力のほうを再生しております。その電力を再生すること等も含め、再エネということで考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 再エネ、そしたらソーラーパネルとか、その辺はあまり関係ないということでしょうか。でいいんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 環境生活課長。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） 御質問にお答えします。

今、申されたとおり、ソーラーパネル等も、もちろん再エネということで考えておりまして、今本町施設でいきますと、光の森町民センター等、数か所設置しております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す、これは国が目指すということで、国の温暖化対策に貢献するということですけども、この温暖化、温室効果ガス排出実質ゼロを達成すると、どれくらいの温暖化対策につながるかというのは御存じでしょうか。

日本が、2050年、温室効果ガス排出実質ゼロを達成したときに、地球全体の影響は約0.006だというふうにされております。世界の現実としては、2023年の化石燃料による世界のCO<sub>2</sub>排出量は、2020年に比べて1.1%増えていて、過去最高を記録してるということです。日本自体は、2013年から2020年にかけて、CO<sub>2</sub>を20.5%削減するという形で奮闘しておりますけども、削減の20.5%の大部分である15.5%は経済活動の低迷ということであり、様々な努力だけじゃなくて、こういった経済活動の低迷でCO<sub>2</sub>が減っているという現状であるということになります。

何が申し上げたいのかといいますと、私は、温室効果ガスの排出削減は、不要なこととまでは申し上げませんが、政策としての優先順位はとても低いのではないかというふうに思っております。いろいろ申し上げましたけども、そのようなことを前提にして、次の質問に移らせていただきますが、町としては、今後どのような事業を計画しているのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

先日、西本議員の一般質問でもお答えしておりますが、熊本連携中枢都市圏地球温暖化実行計画による2050年カーボンニュートラルの目標において、今後の取組の方向性については、様々な媒体を活用した広報や脱炭素、各セミナーの開催、各種補助等により住民や事業者の行動変容の促進を図り、各部局で事業を行う際には、脱炭素化の視点を入れた検討を行うこととしています。

本町としましては、第2次菊陽町地球温暖化対策実行計画の削減目標であります2030年、令和12年温室効果ガス削減40%に向け、計画を効率的に推進するため、今後も目標との整合性を評価してまいります。

実行計画の重要性、必要性和、それぞれの役割の確認、環境に対する自覚と取組に対する理解を深めるために、今年度から職員研修を行ってまいります。

また、現在進めております（仮称）原水駅周辺土地区画整理事業におきましては、BRT、自動運転、EV、水素車等の脱炭素を前提とした先進的な交通システムの導入について検討を

進めているところです。

これらの取組を、国、県と連携して進め、渋滞対策と脱炭素社会の実現の両面に資するものとしながら、GXの推進を象徴するような未来都市を形成してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 追加でちょっとお尋ねしたいところなんですけども、ちょっと時間的に難しそうですので、先ほどの答弁で、熊本連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の基本理念を、「水、森、大地とともに生きる、持続可能なくまもと脱炭素循環共生圏の実現」ということで掲げて、自然環境を守り、未来へと引き継ぐということでございました。

先ほどもちょっと、再エネの件で、メガソーラー、ソーラーパネルのこととかお尋ねしました。菊陽町では、メガソーラーとかあまり見かけませんけども、近隣を見渡すと、メガソーラーを多く見かけます。例えば、これ阿蘇方面のメガソーラーの写真ですけども、私は、これが自然環境を守って、水、森、大地とともに生きる施設だというふうには、私は思いませんし、未来へ引き継いでいきたい環境、景色でもないとは思っております。メガソーラーは、森を切り開き、水を汚染する可能性があるというふうに思っておりますので、ちょっと理念とかけ離れた施設だと思いますんで、このようなことがあまり推進されないように、連携中枢都市圏の中でお話したいなというふうに私は思っているところです。

こちらで、この3番の質問を終わりました、4番目の観光の振興に移らせていただきます。

歴史的文化遺産である鼻ぐり井手公園について、情報発信に取り組んでいくということであるが、今後の整備について問うというところです。

町長は、観光の振興について、本年3月定例会で述べられた令和6年度施政方針において、歴史的文化遺産である馬場楠井手の鼻ぐりや鼻ぐり井手公園などの従来の観光資源だけでなく、様々なスポットについて情報発信に取り組んでいくということでお話をされました。

私も、これは、鼻ぐりや鼻ぐり井手公園についても、こちらの情報発信に取り組んでいかれるものというふうに私は認識したわけなんですけども、その中で、鼻ぐり井手公園は非常にきれいに整備されており、私、日曜日の午前中に、鼻ぐりを見に行こうと、鼻ぐりあるいは鼻ぐり井手公園の駐車場に車を止めようとしたら、満車で止められないぐらい、家族連れの方だと思いますけども、非常ににぎわっておりました。しかしながら、そのとき、鼻ぐりを見られている方は一人もいらっしゃらなかったんですけども、また私、改めて周辺を見させていただきました。歩いていきますと、ちょっと近く、鼻ぐりのほう、下のほうに下りれないように鏈がかかっておりまして、なんで、地元の方に案内していただいて裏のほうに行きましたら、結構鬱蒼としておりました。このような状況で、今後、情報発信を行っていくというふうに捉えていたんですけども、このままの状況で情報発信するのはちょっとどうかと思いましたので、今後の鼻ぐり周辺についての整備についてのお尋ねをさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

鼻ぐり井手につきましては、熊本県史跡に指定された菊陽町唯一の史跡であり、江戸時代初期、加藤時代に築造された貴重な土木遺産であり、現役の農業用水でもあります。

鼻ぐり井手の整備については、平成9年から15年にかけて、熊本県が、当時の農水省、農林水産省の補助事業、地域用水環境整備事業により整備を行いました。整備完了から20年が経過し、当時設置された木製の管理用通路や橋については老朽化が見られ、竹や樹木の成長による景観阻害も見受けられている状況です。

このため、老朽化した木製施設については、危険なものから更新していくこととし、著しく景観や通行を阻害する樹木や竹林については、早急に対策を進めてまいります。

また、鼻ぐり井手は、水路を含めた指定範囲が約1万6,000平方メートルもあり、現役農業用水路でもあるため、止水が難しく、そのほとんどが急傾斜地で、遺構の保全と景観維持のための除草、伐採などの作業が危険であることや、維持費用、先ほど申し上げました竹や樹木の成長による景観阻害など、保存と管理が大きな課題となっております。

このようなことから、令和7年度から8年度にかけて、熊本県の文化財補助事業を活用して、地元関係者や専門家で構成する鼻ぐり井手保存活用計画策定委員会を設置するとともに、鼻ぐり井手保存活用計画を策定し、計画的に鼻ぐり井手の維持管理を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） 今後、計画的な維持管理をしていくということで、しっかりとお願いしたいというふうに思います。

本日は、傍聴にお越しの皆さん、誠にありがとうございました。

これで私の本日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 拍手は控えてください。禁止されております。

大久保議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 皆さんおはようございます。議席番号3番藤本昭文です。お忙しい中、傍聴に来られた皆様には、心よりお礼申し上げます。

さて、昨今の社会情勢に目を向けますと、日本産業の根幹とも言える自動車業界において、

型式承認における不正問題、また国会を見ますと、政治資金規正法の改正の議論中です。経済を見ても、長引く円安に伴う物価高騰など、様々な問題が噴出しています。

本町においても、T S M C進出という、まさに国家的プロジェクトの渦の中、水の問題、農地の問題、交通渋滞、地価高騰など、課題が山積みです。

そこで、本日は、農業の保全について、T S M C誘致について、この大枠2点について質問します。

質問は質問者席にて行います。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） それでは、大枠1番、(1)町は、国の基幹産業である農業の保全について、どのような施策を行うのか具体的に示せについて質問します。

質問の要旨ですが、特に最近、いろんな場面で、この先本当に菊陽町で農業が続けられるのだろうかとの声が、農家の皆様から聞こえてきます。T S M C進出に伴い、急速に都市化している菊陽町ですが、工場が建ち、道路が整備され、新たな町の施設や新駅、マンション、ホテル建設などの情報が飛び交う中、確実に農地は減少しています。また、近くに住居や店舗などの施設が増えれば、おのずと農業を行う環境は厳しさを増します。そういった不安に対して、町はどのような施策を行うのかお聞きます。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、藤本議員の質問にお答えをいたします。

御存じのとおり、我が国の農業を取り巻く情勢は、高齢化による担い手の減少や、宅地化、耕作放棄地の増加により農地面積の減少など、大変厳しい状況にあります。

本町も例外ではなく、担い手の高齢化によりまして、農業専従者は減少傾向にあり、経営体の育成、強化及び新規就農者の確保、育成が大きな課題となっております。本町では、農業の振興を図り、これらの課題への取組といたしまして、町単独による事業を実施をしているところでもあります。

1つ目は、菊陽町農業経営体支援事業でございます。本町では、多くの経営体が法人化をされ、省力化や効率化を図るために、高性能機械の導入や機械の大型化を進め、経営規模拡大をされておられます。町といたしましては、国及び県が実施をいたします農業経営体育成に係る補助事業の活用を基本といたしまして経営体の支援を行っておりますが、事業の採択要件が厳しく、近年では、年間に1経営体の採択にとどまっているのが現状でございます。採択に届かないものの、経営規模の拡大や経営改善を模索する経営体及び新規就農者に対しまして、国補助事業へのステップアップ支援事業としまして、令和4年度から本事業を展開しているところでございます。

2つ目に、菊陽町農業経営収入保険加入促進事業でございます。農業経営収入保険は、自然災害や市場における価格低下だけではなく、取引先の倒産、盗難、運搬中の事故、けがや病気や収穫ができなくなった場合など、農業者の経営努力では避けられない要因により収入が減少

した場合に補償する制度でございます。農業経営の安定化を図る上で重要な制度でございますので、加入促進に向け、共済組合と連携をし、取り組んでいるところであり、保険加入掛金の一部を支援する事業を展開をしているところでございます。

このほか、農業の担い手に農地を集積をし、農地の効率的な利用促進を図るための菊陽町担い手農地集積推進事業も展開しているところでございます。

今後、基幹産業として位置づけている農業の発展なくして町の発展はないものと考えておりますので、農業者の声をしっかりと聞き、農業の振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 町長のおっしゃるとおり、農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。本町においても、その経営形態は、家族経営による小規模なものから、法人化して大規模に営農をされているものまで様々です。

確かに、国や県の補助事業による支援の内容は、事業者にとって魅力的なものかもしれませんが、しかし、その恩恵を受けるためには、その要件の厳しさはもちろん、非常に煩雑な手続が必要なことから、申請をためらう事業者も多いと聞いています。

また、そもそも行政による補助事業では、支援を受けた後も経営状態、労務管理、施設管理など、多岐にわたって検査や報告書類の提出といった制約が多いことも高いハードルの一因となっています。いかに効果的、効率的な支援であっても、非常に使いにくい、さらに言えば、使えない支援であるなら意味がないのではないのでしょうか。

町では、基幹産業と位置づけている農業保全のため、農業経営基盤の強化の促進に向けた取組としていろいろな事業を展開されていますが、農家の皆さんの現状をしっかりと把握した上で、そのニーズに添えていただきたいと願っております。

それでは、(2)町長は、常々守るべき農地は守ると唱えているが、その守るべき農地について、具体的に示せについて質問します。

この質問の要旨も、(1)と同じく、農家の皆様の声を代弁するものです。

町長が常々口にしておられる守るべき農地は守る、その守るべき農地が何なのか。農家の皆様は非常に困惑しておられます。町長は、守るべき農地は守る、そう約束した。町長は優良農地は守る、そうはっきり言った。一体、何が、どこが守るべき農地なのか、農家の皆さんは大きく疑問を抱えておられます。町長はその問いに答える義務があると思いますので回答をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山川和徳さん） それでは、私のほうから回答させていただきたいと存じます。

本町では、守るべき農地を、原則、土地改良事業またはかんがい排水事業が施工された農地

で、現にその機能を有している農地としているところでございますが、現在、見直しを作業を行っております菊陽町都市計画マスタープランとの整合や、現在策定中の農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画において、守るべき農地を具体化していきたいというふうに考えてるところでございます。

この地域計画は、これまで自治体が任意で策定しておりました人・農地プランを法定化するもので、地域の農業者をはじめ、関係者と話し合いの中で守るべき農地を明確にするもので、農業振興地域整備計画と並ぶ農地の利用計画であり、地域性を考慮した計画としたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 先日行われた区長会との会合の席でも、土地改良事業、かんがい排水事業が施行されている優良農地内に、地域への一切の説明もなくスポーツ施設の建設が発表されたことについて、厳しい意見も出たとお聞きしています。

今の答弁を聞きますと、今の段階では、守るべき農地について具体的には決まっていない。現在、見直し作業を行っている菊陽町都市計画マスタープランとの整合や、現在策定中の農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画において、守るべき農地を具体化していきたいということですが、町長は以前から、常々守るべき農地は守る、優良農地は守ると言われてこられました。実際、農家の皆さんも、今菊陽町に起きてるこの劇的な変化、これについて少なからず理解はされています。農用地における農業の継続は、今後さらに厳しくなることも予想されています。それでも、町長が言われる、守るべき農地は守る、優良農地は守るという言葉、これは農振地においては、今までどおり農業を継続できると安心されていました。それなのに、守るべき農地はまだ具体的に決まっていない、これから検討し具体化するというのは、農家の皆さんも御納得できないのではないかと思います。

いずれにせよ、一刻も早く、この守るべき農地、この線引きについて明確化を示していただいて、今後も、農家の皆さんが安心して、継続して農業を行える環境を整えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

大枠2番、TSMC誘致について、(1)第1工場誘致の際、町担当者から住民に対する説明会が行われているが、その経緯を示せについて質問します。

質問の要旨は、国の経済、安全保障の名の下に、巨額の血税が投入される国家的プロジェクトに対して、町はその誘致自治体としてどのようにその責任を果たしてきたのか、その確認のために質問します。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

議員御存じのとおり、JASM第1工場につきましては、町が事業主体となり整備を進めて

いた第二原水工業団地への立地でございます。住民の皆様への説明につきましては、町が事業主体であったことから、関係地権者への説明会を平成30年11月に開催し、工業団地の必要性や概要、スケジュール、価格の設定方法などについて説明をさせていただいております。また、新型コロナの影響により用地交渉が遅れていたこともありまして、令和3年3月に、再度、関係地権者への説明会を開催し、事業の進捗について説明をさせていただいたところでございます。その後、令和3年6月末に、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社より用地取得の申入れをいただき、用地交渉、設計作業を進め、あわせて工業団地の整備に必要な各種許認可を取得いたしました。令和3年7月30日に、計画区域におけるソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社との土地譲渡を前提とする無償貸付及び関係する町道路線の変更等について、議案議決をいただいたことから、工事着手前の令和3年8月20日に住民説明会を開催させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 今の答弁をお聞きしまして、改めてT SMC誘致に伴う工場用地の取得に尽力した職員の皆様の御苦労は大変なものであったと推察します。

地権者の皆様からいろいろお話を聞きますと、土地を手放さざるを得ない状況、その決め手とは、やはり公共事業への協力だと言われる方が多いです。もちろん売却価格5,000万円までは非課税であることも大きいですが、何より町のため、町民の役に立つことだからと言われる。町が主体となり、第二原水工業団地整備のため、地域住民や地権者に対して根気強く丁寧な説明を行い、誠実な交渉を続けた成果だと思います。

J A S M第1工場が、たまたま第二原水工業団地内に進出してきたのか、第1工場誘致のために第二原水工業団地を整備したのか分かりませんが、結果として、四千数百億円という巨額の血税が投入される国家的プロジェクトの中で、誘致自治体である菊陽町が大きな役割を果たしたことに変わりはなく、非常に誇らしいことだと思います。

それでは、(2)第1工場の用地確保について、町担当者がその取りまとめを行う際、買取り価格の上限設定は行ったのか。行ったのなら、それはなぜかについて質問します。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

菊陽町の公共用地等の取得及び財産処分等に関し、価格の適正な設定により円滑な行政運営を図るため、町長の諮問機関としまして、菊陽町土地価格等審議会を設置しております。審議会は、副町長、各部長、関係課長及び担当主管課長で組織し、公共事業用地等の取得に伴う価格設定、財産の処分等に伴う価格設定について審議を行います。

この審議会におきましては、上限価格を設定するものではなく、買収価格を決定するものでございます。なお、町が整備を進めた第二原水工業団地の用地取得価格の決定に関しては、不動産鑑定士による鑑定評価及び意見書を基に、土地の地目ごとに算定した価格について、平成

30年11月27日に開催された土地価格等審議会において、買収価格、単価を決定させていただいております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） すいません、確認させてください。価格の適正な設定により、円滑な行政運営を図るためとの回答ですが、この場合の円滑な行政運営とはどういうことなのか、詳しい説明をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） ここの中では、適正価格と、要するに売買実例を基に、過去何年間の売買実例だとか、今の上昇過程だとか、そういったところを調査しまして、プロの鑑定士をお願いをし、価格を算出させていただきます。そういった価格が、要するに適正であるかということでございます。適正かどうかをもって買収をさせていただくものですから、そういったときには、地権者の方々にも納得していただける額というふうに理解しているところでございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 要するに、適正価格で売買を行う、つまり税金を無駄遣いしないというふうに考えてよろしいですか。

それでは、次の質問、(3)第2工場誘致の際、その用地確保に町が一切関与しなかった理由は何かについてお聞きします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） すいません。3番です。御質問にお答えします。

第二原水工業団地に隣接した東側約26ヘクタールに、J A S M第2工場の建設計画が進められておりますが、当該用地の確保並びに土地取引につきましては、あくまで民間による商取引であり、契約に関する事項については、町が関与できるものではございません。

本件は、J A S M誘致という重要な案件であり、現在の第1工場の東側用地は、第2工場用地として有力な候補地の一つとして考えていたことから、関係事業者への協力や情報の提供をお願いしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） T S M Cの台湾工場については、町長はじめ、町の関係職員の皆さんも視察を行われていると思いますが、あの巨大な工場群、まさに世界有数の半導体企業、あの状況を見ているのであれば、日本国内におけるこのT S M Cの工場が、第1工場だけで終わる、第1工場のみでと考える人がいるのかなと正直思います。第1工場が、T S M Cが日本に進出し、第1工場を熊本県の菊陽町に誘致したということは、当然、製造の効率化や関連企業の関係もありますので、その周辺、言えば隣接地に第2、第3、その工場が進出して来る、これは

そんなに難しい答えではなかったと思います。であるならば、第1工場が決定した、その時点で、続く第2、第3工場についても積極的に誘致を検討すべき案件だったと考えます。

答弁の中にもありましたが、少なくとも第1工場東側に隣接する用地に第2工場が進出してくることは容易に想像できたのだと思います。しかも、先ほども申し上げましたが、第1工場誘致の際には、国の税金が四千数百億円投入されています。

本日最初の大久保議員の一般質問の中でもありましたが、国のお金も、私たち国民が納めた税金から支出されるものです。第2工場については、新聞報道等によれば七千数百億円、第1工場に比べ、倍まではいきませんが、1.5倍ほどの税金が投入されます。これほどの血税がつぎ込まれる、言わば国の経済安全保障をかけた国家的事業、これを単なる民間同士の商取引だから行政は関与できない、この答弁に、町民はじめ、日本国民誰一人納得はできないのではないかと思います。町長はこのことについてはどう考えておられますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） J A S Mが来て、これはJ A S Mが突然、立地が決まりました。それは、担当者も町長、町もこれびっくりでございます。そもそも第二原水工業団地、ここは、原水工業団地が造成をして、それがもう完売状況になったということで、平成27年、28年頃からの構想であります。コロナを経て計画が成立しまして、土地の買収が始まったということでございます。そこに、J A S Mが立地した。これは、J A S Mが立地したということは、タイミングもあったと思います。ソニーさんの影響もあったと思います。そこに町が予定、計画していた土地があったからということでございます。本当に、言ってしまえば、非常にタイミングがよかったなというふうに思うところでございます。これ実際に、それまで担当させていただいておりますので、そういった状況だったかというふうに思うところでございます。

ましてや、J A S Mが来たときに、やはり第二原水工業団地の状況からいえば、町が新たに工業団地を整備する場合、この整備位置をはじめまして、規模の範囲、あるいは計画の概要、こういったところをまず調査をします。調査をして、位置を決めて、決定をしていくわけでございます。それからまた、先ほどお話もありましたように、土地の価格、こういった作業に入っていくわけです。土地価格の調査をやったり決定したりということで、意思決定から用地買収までにかかなりの時間を要することは、経験者として承知をしているところでございますし、整備に至っては、またさらにかかなりの時間を要することとなります。ちなみに、第二原水工業団地の構想から用地取得に着手するまでの間、約18か月かかっております。こういった、ちょっと大変申し訳ない行政の動きでございますので、予算措置をさせていただいたりとか、そういった期間の中で、非常に期間を要するというところでございます。

その一方で、令和4年4月19日にJ A S Mとの間で立地協定が締結されます。同年4月21日は工場棟、そして8月にはオフィス棟の建設工事に着手されます。この期間は、我々にとって、この工事建設への支援が最重要課題とこういうふうに位置づけておりました。これが成功

しなければ、第2も第3もないと。ましてや、第2工場誘致というのは、この時点では頭の中にはなかったかと。これすいません、私だけかもしれませんが、本当に頭の中になかったというふうにちょっと思うところでございます。その時期は、本当に全力で工事の建設に対して、一生懸命支援をしていかならんというのが、町の全体の考え方で、雰囲気でもございました。

そのような中、民間事業者による土地の買収に向けた動きが活発化した。結果としまして、民間による買収が行われていくわけでございます。繰り返しになりますが、行政側としましては、その時点で、事業が円滑に進むよう理解と協力を求めていくなど、適切に対応したというふうに考えてるところでございます。大変力不足ではございましたけども、御理解いただきたいというふうに思うところです。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 少し補足させていただきたいと思います。

ただいまの藤本議員の御質問の内容を見ますと、さも第2工場進出が以前から東側に決定したかのような発言、また想定で質問がなされているように思われますけれども、交渉に関わった者として答弁させていただきたいと思っております。

第2工場誘致については、熊本県と一緒に、TSMCとJASMと一緒に厳しい交渉を行ってきたところでございます。その結果、ようやく第2工場建設が決定したものでございます。私も副町長に就任させていただいた役割の一つが、この第2工場誘致の実現であると認識して、これまで全力で取り組んできました。発表されたときは大変安堵し、全身の力が抜けていったことを覚えております。

そのような中、さも第2工場が第1工場の東側に決まっていたか、またそれは想定できたんではないかというような発言は、私は逆に、何の根拠をもったの発言か理解できないとともに、私だけではなく、交渉に関わってきた者、そして第1工場の工期内完成に努力された事業所を含め、大変残念に思うと思います。

TSMC関係については注目度も高く、今後も多くの報道等が予想されると思いますが、過熱する報道等に惑わされることなく、町民の皆さんに進出効果を実感いただけるよう、課題の最小化に努めるとともに、先日のTSMC会長の発言にもありましたように、第2工場が予定どおりの工程で進むよう、まずは県と連携してしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） さも第2工場が第1工場東側に建設されることを前提とのお話だったかと思いますが、そこも踏まえて、(4)第2工場予定地の用地確保について、昨年7月から水面下で行われていたことを、町は全く把握されていなかったのかについてお聞きします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

情報の把握を進める中で、複数の民間事業者が用地確保を進めていたことは承知しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） J A S M第2工場予定地の用地確保といえば聞こえはいいですが、これはいわゆる地上げ行為にほかなりません。用地の面積は二十数ヘクタール、今現在、売買されている畑の価格等からすれば、およそ30億円ほどの資金を要するものと思われます。何の保障も何の裏づけもなく、民間の一事業者が、これほどの資金を投じて用地買収を推し進めるとは、常識的には考えづらいと思います。〔 発言取消申出部分

〕結果的に、T S M C側から委託を受けていた大手不動産会社に、この地上げで取りまとめられた二十数ヘクタールの用地が譲渡されたということもお聞きしています。何とも不思議な話とは思いますが。また、先ほど、税金を無駄遣いしないために、行政が円滑な行政運営のため、価格の適正な設定を図るという回答ありましたが、やはり第1工場、第2工場合わせば、1兆円を超える税金が投入される巨大プロジェクトですので、そこでも税金の無駄遣いというのがあってはならないことだと思います。

これも地権者の方から直接お伺いした話なんですが、第2工場用地の用地取得に際しては、仮登記済みの用地に、さらに二重で仮登記をかける、そういった妨害行為も、町内の不動産会社によって行われているというお話も聞いています。結果、交渉は非常に泥沼化したと。当然T S M C側でも、菊陽町での第2工場の建設を断念し、トヨタ自動車がある愛知県ですか、こちらにも工場を建設することも検討されていたというふうなことも、その地権者の方はおっしゃっておられました。仮に万が一にもそんな事態になっていたなら、これはもう菊陽町だけの話ではなく、熊本県、ひいては九州全体への経済的影響は計り知れず、菊陽町の信用がなくなることとはもとより、取り返しのつかないことになっていたかもしれません。

先ほど、土地の売買等については把握していた、情報提供云々という回答がありましたが、こういった内容についても、町ではしっかりと把握されていたんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 情報はいただいております。業者からの情報や、これ法務局の土地登記事項証明、これを取得すれば分かることでございますので、把握はしておりました。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 分かりました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

(5)民間の開発とはいえ、国策とも言える事業に対し、誘致自治体として、少なからず管理監督する必要があったのではないかについてお聞きします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） お答えさせていただきます。

これまで回答しましたとおり、J A S M第2工場の誘致が実現できますよう努めてまいりましたが、ここの契約につきましては、あくまで民間と民間との商取引でございますので、行政が管理監督することはできないというふうに判断しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 先ほどから再三お話ししていますが、国が巨額の血税を投入する国家的事業において、民間と民間の商取引だから行政は関与できないという理由が果たして通用するものでしょうか。第1工場、第2工場合わせて1兆2,000億円にも上る国民の税金が使われる国家的事業であるということを踏まえれば、おのずと誘致自治体である菊陽町には、それ相当の責任が生じるのではないかと考えます。

第1工場建設に注力していたため、それ以外の余力がなかった、その見方もありますが、結果的には、ちょっと無理な言い訳に聞こえます。

第1工場誘致の際には、町の職員はじめ、非常に真摯に対応され、誘致自治体の責任をしっかりと果たされた菊陽町なのに、第2工場誘致においては、言わばその責任を、民間と民間の商取引であると、民間に丸投げした状態、そういうところに、先ほども申しましたような、いろんな利権に絡むところに付け込む、また付け入る隙を与え、混乱を招いた。これは理由や経緯、経過いろいろあると思いますが、実際こういったことが、やはり行政がしっかり関与してコントロールしなければ、これ100%、民間、民間の商取引であれば、何の問題もないと思います。おっしゃられるとおり。しかし、とんでもない額の税金がそこに投入されているとなれば、これはもう単に民間と民間の商取引である、この理屈はさすがに厳しいんじゃないかと思っておりますので、これが、例えば誰がやったとか、何があったとかではなく、なぜそうなったとかという、このプロセスです。そういうところも、町としてはしっかり調査検証を行っていただきたいと思ひますし、これは菊陽町の発展を見れば、T S M C進出ばかりではないと思ひます。今後も、いろんな開発、後に控えています。そういう中でも、このことを生かして、最初に申された税金の無駄遣いをしない、そこにつなげて行っていただきたいと思ひます。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） 議員が先ほど来言われておりますJ A S Mに対する補助金についてですが、こちらは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律、通称、5G促進法と言っておりますけれども、これに基づく認定特定半導体生産施設整備計画等について、国の事業の認定を受けて交付されるものです。

J A S M第2工場は、この認定を受けており、特定半導体基金事業費助成金交付規程に基づき、助成金を受けることになります。この規程の第5条に、助成対象費用は規定されておりまして、その中に用地費は含まれておりませんので、議員御指摘の国民の損害はないものと考え

ております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） そういう回答があるのかなと思って、用地買収には充当されない、ただ関連工事や工場本体の建設等で、損失を回収しようと思えば、結果的には税金が無駄になる可能性もあるのではないかということだけ申し添えて、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 藤本議員の一般質問を終わります。

ここで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時50分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 皆さんこんにちは。議席番号4番におります馬場功世です。今日は、傍聴の皆さんには、遠いところから、あるいは先輩方々来ていただきまして本当にありがとうございます。精いっぱい務めてまいりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

さて、私の住んでところは、同僚議員からいろいろやゆをされて、外国の地名まで言われるようなところになってますが、私としては、私の住んでところは菊陽町の軽井沢というふうに思っております。最高のリゾートであるというふうに思います。それは、ゴルフ場が近くにあります。そして、病院もあります。そして、有料老人ホームもあります。そして、ちょっと飛行機はうるさいですけども、空港も近いです。そういうところに住んでいるわけでありまして、それから、私の庭に、グルメなイノシシが3頭散歩しております。この前、非常にグルメだったので、ちょっと試したんですが、タケノコの、まだ人間が見つけないのを掘って食べる、ちょうど箱わなをつけていただいたんですが、その横のタケノコを掘って食べる。そして、私が伸び過ぎたタケノコを切ると、その穂先を食べる。そういう非常にグルメなイノシシがおって、箱わなに米ぬかをまいても捕まらん、落花生をまいても捕まらん。これはいかんかなと思って、サツマイモをまきました。一発でかかりました。イノシシに聞いたら、紅はるかには勝たんですばいというようなことで、非常にいい場所だというふうに私は思っております。

そして、私たちの住むところには、中国の人、それからベトナムの人、それぞれ20名ぐらいで40名以上住んでます。まさしく国際通りです。

その中で、もう一つは、先ほど、我々とあんまり変わらん年の人に、ホオジロは何て鳴くか

いと、ホオジロは高音打つというふうに言うそうです。もう若い人には、ホオジロが高音打つなんかという言葉も通じないようなところですが、私のところでは、ホオジロが恋の季節になるといい声を聞かせて、そういう鳴き声で皆さんを誘ってる、そういう非常に風光明媚でリゾート地としてはいい場所だろうというふうに思っております。

今までいろいろ地域の部分についてやゆされてますが、こういう気持ちで、私は、今からは住みたいと思いますし、最高のリゾート地だと。そして、私の枕元にはゴルフ場があって、歓声も聞こえるような場所ですので、そういうところで暮らしておりますので、今後、いろんな形で発展はしていかなきゃならないと思いますが、この自然だけは大事にしたいというふうに申し上げて、今日、3つの質問を用意しております。教職員の働き方改革、そして2番目に、新しい県営球場の誘致について、3番目に、もうずっと言い続けましたが、第7期の菊陽町の総合計画の計画について質問をしてまいりたいというふうに思いますので、最後までよろしくお願いしまして、質問席からの質問に移りたいというふうに思います。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） それでは、1番目の質問に移るわけですが、議長にちょっとお願いをしたいというか、許可を得たいと思うんですが、学校におけるフッ素塗布という業務を出しておりますけれども、これについては、フッ化物洗口という形の言葉に変えたいと思いますので、許可をよろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 許可します。

○4番（馬場功世議員） それでは、学校におけるフッ化物の洗口ということで、業務はどうなってるかということをお尋ねするわけですが、学校の先生と懇談をしたときにこの話が出まして、私もある面では、まだしているんですかと正直なことを言ってしまうような中身でありました。やはりいろいろ問題はあるかと思っておりますけれども、この業務が行われている過程で、もう何年もたつてると、業務の手順、あるいはいろんな用具の準備、手袋等も、何か自前でもしてるというような話も出ましたので、この業務について、現状はどうなってますかということでお尋ねをしますので、よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

熊本県では、熊本県歯及び口腔の健康づくり推進条例に基づき、保育園、幼稚園、小・中学校などにおけるフッ化物洗口を推進しており、本町においても、平成27年度からこの事業に取り組んでおります。

フッ化物洗口とは、フッ化物洗口剤を使用して、1分間のぶくぶくうがいをするもので、第一大臼歯の萌出時期である就学前から中学生まで続けることで、虫歯及び歯周病の予防のための有効な対策の一つでございます。

具体的には、学校ごとにフッ化物洗口を実施する曜日を定めており、事前に保護者から同意を得た児童・生徒を対象に、例年6月頃から開始し、1週間に1回の頻度で行われています。

フッ化物洗口の実施に当たっては、洗口液の作成準備、紙コップへ移す分注作業、各クラスへの配付、後片づけ、洗口液ボトルの消毒などの作業があります。

小学校では、健康・保険課の職員が、洗口液の作成準備、分注作業、ボトルの回収、消毒作業の業務を担っており、各クラスへの配付や後片づけを教職員にお願いしております。

また、中学校では、健康・保険課の職員が、実施日の前日に洗口液の学校までの配達とボトルの回収、消毒作業の業務を担っており、実施日の当日に行う分注作業やクラスへの配付、後片づけを教職員や生徒にお願いしています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 今、答えをいただきましたけれども、その中で、1週間に一遍ではありませんけれども、この手順等について、大体後片づけまでどのくらいかかるかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 御質問にお答えします。

この作業にかかる時間についてということによろしかったでしょうか。

このフッ化物洗口につきましては、午前中行っておりまして、大体、小学校については、2時間目と3時間目の間に作業を行って、最終的には11時ぐらいまで後片づけをして、それから帰ってくるというような行程になっております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 時間的な部分については、あんまり突っ込んでおりませんで、失礼をいたしました。

それで、この熊本県の実施人数というのをこの画面に出しておりますけれども、小学校で57%、中学校で47.3%、特別支援学校では全然やってないというような状況であります。そして、今の実情を言いますと、非常に業務、先生たち、あるいは生徒たちもでしょうけども、教職員の業務が煩雑になって、非常に多忙を極めてる。そういう中で、こういうことは、この行為は、家庭である程度習慣づけて歯磨きをびしゃっとすればいいし、学校でも、歯磨きの指導をすれば、ある程度済むんじゃないか。まさしくこれは医療行為ではないかというようなことと、もう一つは、いろんなもの、家庭でしなきゃならんようなものも学校に持ち込む、学校に負担をさせる。学校がすればよかたい、そういう気持ちでされているんじゃないかと。これが何年ですか。平成27年から実施されてるということでありまして、またコロナの時期は、これは中止されていたわけですね。コロナのときはやってませんでしたと学校で聞きました。そういう状況の中で、もうそろそろやめたらいいんじゃないかなというようなことを考えているわけですが、生徒についても、気持ちが悪い、御飯前でちょっと気持ちが悪いから、すぐうがいをしてしまうというような話も聞きました。これを言ったから、今度は徹底させるというのは

ちょっとやめてもらいたいんですが、しよらんけんさせろって学校に言うてもらおうと、ちょっと私も、言った手前、困りますので、教育長、その辺はあまり強化しないでください。

それで、こういう状況ですから、教職員の働き方改革の中でも、少しでも業務を減らすということであれば、そろそろやめることを検討してはいかがかなということで、教育長に伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） お答えいたします。

まずは、馬場議員が、教職員の働き方改革、また本来家庭ですべきものが、学校に持ち込まれてるんじゃないかというところから、先生方を守るという視点で質問があったり、または日々、行動されていることに敬意を表したいと思います。

一方では、このフッ化物洗口ですが、私も現場におるときに、ずっと指導、また見守りもしてきました。そこに実数の実施率が出ておりますが、これ、まずは、熊本県の歯及び口腔健康づくりの推進条例に基づいてるところから、私たちはやっぱり学校で、これ進めていきたいと考えております。そして、あくまでもこれは、児童・生徒は希望で、この6月から今年度も始まっていきますけど、あくまでも希望になっています。

働き方改革からいきますならば、先生方に負担をかけてるんじゃないかというところで行きますと、先生方に負担がかからないような形を今考えて、今年度は、先生方には見守りはしていただかなくちゃ、特に小学校はいけないんですけど、今年度から、教育業務支援員、スクール・サポート・スタッフ、SSSと呼ばれる方が、各学校に1ないし2名いらっしゃいますので、その方々、または校務支援員にも御協力いただきながら進めていくことを各学校にはお願いして、この6月から準備しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 非常に先生たちも多忙になっている、学校自体でも、それぞれの先生間でも、あるいは役場との間でも、非常に多忙になっているというふうなことで、学校条例、それから子どもの健康を守るというなことは十分理解はしてますけれども、やはり今後、もうそろそろというか、もう歯医者さんもコンビニと同じぐらい建ってるんです。これは規制法がちょっと緩められたんですけども、やはり専門は専門で任せていいんじゃないか。それと、家庭での習慣、そういうもののほうに力を入れていったらいいんじゃないかということをお願いして、そろそろやめる方向で検討するような形でお願いをしたいというふうに思います。

それから、2番目の会計年度任用職員の学校司書の業務の改善についてということで、夏休みの長期休暇時に勤務時間の確保ができないかと、これも学校の先生あたりから聞いたわけですけども、非常に図書の準備業務等については、中身については、もう重々教育委員会では御存じのとおりというふうには思いますけれども、やはり、非常に中身が、生徒数が多いとこ

ろについては大変な業務だろうというふうなことを思っております。そういうところで、この業務についても、夏休みはもう無給ですよ、給料あげませんよというなことも、勤務通知もなっております。

そして、いろんな要望も出されて、そういうことで、勤務条件の中で、夏休みにもそういう準備の期間、あるいは新学期に入りますと、まだ大変ですね。そういうときの勤務時間等についても考えて、こういう確保ができないかということで質問をしているところです。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

学校司書の業務につきましては、図書館の管理運営で、蔵書の管理や児童・生徒への貸出業務、新規図書の購入計画、購入の手配のほか、読書習慣の推進や子どもたちの調べ学習に必要な資料を準備することなどでございます。

また、町の会計年度任用職員の勤務につきましては、学校の稼業日、平成令和5年度では200日でございますけれども、稼業日に加え、夏休みなどの学校休業日においても、その職種に応じて円滑な業務開始ができるよう、教育委員会では、始業日より前に勤務開始日を設定し、柔軟な対応を行ってきたところでございます。

これまで、学校司書においても、夏休みの間や年末年始などに研修会等の参加や蔵書の整理のために必要な勤務を認めており、学校長会等を通じて周知を行っております。

教育委員会としましては、今後、休養日における勤務がさらに必要であると学校長が判断し、要望があった場合には、必要に応じて検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 学校の先生から、いろいろ聞いてきた部分もありますけれども、何か、日頃から、私としてはコミュニケーションを十分取っておれば済むような内容でもあったかなというふうに思いますが、採用の通知書あたりを、ちょっと写しをもらってきたんですが、その中で、公募によらない採用は原則として2回までですと、よう意味が分かりませんで、この勤務条件の勤務の通知書を見ても、箇条書で書いてあって、どういう説明されたか、私も承知してませんけれども、担当の先生にもしっかり聞けばよかたいというような気持ちもありますが、やはりもう少し丁寧な説明というか、それともう一つは、菊陽町の会計年度任用採用の給与に関する規則、それから菊陽町の会計年度の勤務時間規則、そういうものを、この通知書の中に箇条書で書いてあるわけです。それで、この書いてあるとを私も見ても、ええっという感じで、これを1回見て理解してくださいというのは非常に厳しいものがあるというふうに思っております。そういうところで、やはり業務内容についてはしっかり説明をしていただきたいと思いますし、もう一つは、この中にあったのは、通知が、あしたから夏休みですというような感じのときにぱつと言われて、何日に来てくださいという感じだったかと思い

ます。私ももう少し聞いときゃよかったんですが、そういうときに、やっぱりもう少し詳しく丁寧に説明をすべきじゃないかということと、夏休みは長いわけですがけれども、その中で、よその町村については、ある程度柔軟に対応されているというのも聞きました。そういうところで、やはり夏休み明けの準備、それから年度開始、そういうときに、非常に先生も多忙になってるというなことで、そういう辺について、やっぱり改善の余地があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） 今、馬場議員のほうからありました夏休みの計画につきまして、夏休みの職員会議前に、各学校では職員の動静表というのを作りまして、計画的に、休みを含めて、出勤なんかを把握するようなものを作っております。ですから、その夏休みぎりぎりにという形ではなくて、それぞれの職種に応じて説明もされて、その上で計画的な取組がなされてるという把握している状況です。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 十分その辺は配慮していただきたいというふうに思います。

この会計年度職員というような形で、人件費の抑制というふうな部分もなってますけれども、やはりもう今後は、こういう公務員の、公務で生活が厳しくなるというか、公務員の準公務員で、この会計年度、こういうことによって本当に生活が成り立つのかなという部分もありますので、今後は、そういう面も含めて、やっぱり人件費抑制は重要な部分と思いますが、やっぱりお互い公務員としてしっかり働いてもらうためには、それ相応の待遇を、ここの賃金も書いてありますけれども、それぞれの待遇についても、今後検討していただければというふうに申し上げて、次の質問に移っていきたいと思います。

2番目に、新しい県営球場の誘致ということで上げました。

これは、まず新聞に載ったのが5月8日に熊日で、菊陽町が公募するというのが新聞に載っております。その前、手を挙げられたのは、非常に私としては賛成でありますけれども、昨年の10月、火の国サラマンドーズ、ここの社長が県庁に行って、県営球場を熊本駅の西側、裏のほうですか、そっちのほうを考えて誘致をしたいとか、調査費については自前で1,000万円出しますとかという話が出ておりました。そういうところで、非常に、役場、町のほうで手を挙げられて、公募しますということになってますけれども、町長の72の提言の中にも入っております。そして、町長の意気込みは、私も実感をしました。昨年の沖縄のキャンプに、中日の荒木コーチを訪ねられて、キャンプとか、あるいは公式戦まで言ってるかどうか知りませんが、キャンプ等を菊陽でできないかとか、いろんなことを要請されたかというふうに思いますが、そういうことで、非常に72の提言の中で、この新野球場についての誘致も積極的に図られてるということでありますので、そういう流れからして、菊陽町に、新聞で公募されてますが、これについて、菊陽町としての可能性、そういうものを伺いたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） これまでも、野球場の質問に対しては私が答弁をしてきておりますので、私からお答えさせていただきたいと思います。

野球場を含めたスポーツ施設の整備につきましては、昨年12月に、蒲島前知事が、民間の動きも十分に注視した上で市町村からの提案を募るなど、様々な形で市町村や民間と連携を図りながら、野球場を含めたスポーツ施設整備ができるだけ早期に実現できるよう、その在り方について、引き続き丁寧に検討を進めると表明されているところでございます。

また、木村新知事は、県が主導して、意欲のある市町村や事業者と協力し、官民一体となった議論を進め、責任ある事業主体による整備手法を検討し、方向を決めるとの方向性を示され、新聞にも載りましたが、県の6月補正予算におきまして、スポーツ施設の整備手法等を検討するための経費が計上され、検討組織をできるだけ早い段階に設置されるとなっているところでございます。

町では、野球場の誘致に関して、これまでも議会答弁などで、本町の地域振興に寄与する取組であることから、熊本県との連携の可能性を含め、検討を進める旨を回答してきたところでございます。

今後、県全体として、野球場を含めたスポーツ施設の整備の議論が本格化していくことが想定されますので、新たな動きがあった場合に、町として熊本県に速やかに提案などができるよう、準備を進めておくことが重要だと感じております。

そのため、まずは今回の調査業務委託により、野球場整備の効果や整備候補地の選定、本町の利点を生かした独自の提案内容などを整理することとしております。

先ほど御質問では、手を挙げているという表現がございましたけど、決して手を挙げているということではございませんで、県のほうの動きがあったとき、速やかに対応できるように、町の可能性を調査しているというところでございます。

そのような中、お尋ねのありました菊陽町への建設の可能性についてでございますが、スポーツ施設の整備には多額の費用が必要であります。また、野球場以外のスポーツ施設もある中で県の優先順位の問題、また熊本市をはじめ、他市町村も候補地となり得ることなどから、決して容易なことではないと考えております。

しかしながら、町の将来の活性化につながる可能性がある以上、町として必要な準備を、今後も機を逸することなく、しっかりと進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 非常に、まだ手を挙げてないということですが、私としては、そういうふうな解釈をしましたが、この菊陽町というのは、熊本インターにも近いし、運動公園もあります。それから、熊本空港も近い。そういう中で、やっぱり手を上げるというか、そういう感じになるときに、やっぱりプロ野球の公式戦ができる、あるいはキャンプの誘致ができる。町

長が、荒木コーチにも頼みに行かれたようですので、そういうことで、この構想ができるんじゃないかなというふうに思っております。

それで、この72の提言の中で、新球場の建設、そしてアーバンスポーツのほうにも、何か野球場をちょっと考えてるとか、あるいはここのグラウンドも、役場のグラウンド、近くのグラウンドもあるというな事の中で、やっぱり一つに絞っていくというか、幾つもあった方がいいと思いますが、やはりプロ野球の公式戦とかキャンプができるという場所というのは、運動公園の近くが一番いいかなというふうにも思います。

また、ここも、そういう場所でもあるというふうに思いますので、町長のほうから、この構想の中での取組というか、自分の気持ちというか、そういうものを言っていただければいいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、馬場議員の質問にお答えをいたします。

私が政策の中で挙げております野球場の誘致ということになりますと、やはり硬式の野球場になります。今度、アーバンスポーツの横に建設するのは、今、役場の横にあるグラウンド、総合グラウンドを移転するということですので、硬式は使えません。軟式野球、ソフトボールだけになります。馬場議員がおっしゃったように、野球場は幾つもあった方がいいということですが、私は、熊本県を含めまして、そういうふうには思っております。県が野球場を造る、そういった準備ができたときに手を上げるための準備を、今、副町長が今答弁したように、その準備をするための、この前の熊日の記事でもございましたので、やはりプロ野球、サラマンダーズもありますけども、台湾の野球チームもございます。子どもたちの野球、そしてまた中学生、社会人、大学いろんな可能性を秘めた野球場だというふうに思いますので、野球場だけではなくて、いろんなスポーツがそこにできればいいなというふうには思っておりますので、やはりそういったところは、県ともしっかりと連携をしながら話を協議をしていく中で、答えが出てこようかというふうには思います。

ただいずれにしましても、多額の費用を要するものでございまして、町単独で、当然建設されるわけでもございませんので、やはりそこは先ほどから何回も申しますように、県としっかりと話をしていく中で、菊陽がいかにも選ばれるような準備をするのかというのが、今非常に重要だというふうに思います。

それと同様に、菊陽町で野球場、硬式野球場、そういったものをやはり私も、いろんな中で発言をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 非常に積極的な話をいただきました。

この野球場についてですが、やはり菊陽町としては、非常に相乗効果があるというふうに思います。それと、木村知事も公約の中で、プロスポーツの支援と、それから市町村事業と一体

になっての意欲あるところを決めていくというか、方向性を出しますというような木村知事の公約もあります。それから、この菊陽町、先ほどから言いましたが、非常に地形的には素晴らしいところだろうというふうに思います。熊本インターからも10分、15分と、それから運動公園もあります。それから、熊本空港からも、やはり野球のプロ野球の観戦、そしてプロ野球の観戦が終わったら、阿蘇方面とか天草方面、いろんなところの観光地へも発展していく、つながっていくというふうに思いますし、スポーツツーリズムというか、そういう形で、非常にこの野球場については、私たちもいい機会だというふうに思いますし、以前から、藤崎台球場も老朽化しとるから、そういう面では新しい県営の球場をこっちに誘致をするなら、素晴らしいものになっていくというふうな夢も描いておりますので、どうかこの部分については、非常に地の利を生かして、やはり積極的に、今後、準備もされてるというふうに聞きましたので、そういう可能性を秘めて、私は期待してますので、よろしく願いしまして、この質問については終わりたいというふうに思います。

続きまして、菊陽南校区の第7期菊陽町の総合計画ということで、南部地区の新設道路、これ私、昨年の6月の質問、1回ずつしまして、今回で5回目、同じような中身にはなってますが、集住ゾーンについて執着をしているわけではございませんけれども、やはり一番最初に質問したときに、南部地区の新設道路、バイパス、これについてどう考えてますかというような質問をしたかと思います。そのときは、今後、県との協議事項でありましてというようなことで、ずっと話を続けていきますと、今回、予算もつけました。地区からの要望書も出、あるいは地区の区長会、PTA、そして地域活性化の南校区の活性化協議会、そういう団体から要請もありまして、非常に進展してきたというふうに思います。その中で、7期の菊陽町の計画という中に、南部地区の新設道路についても予算化をします。あるいは、その中で、予定地ができれば、早期にも具現化してもらいたいということと、それに併せて、予定地周辺の馬場楠井手、この鼻ぐりでも非常に観光面とかいろいろ言われておりますが、これの一带を集住ゾーンという形で進めることができないかということでもあります。

今の状況は、もう皆さんの御存じのとおり、戸次から井口まで、店も1軒ありませんし、また道路も狭い。そういうことで、重々、この中身は承知してますというようなことでありますが、以前の6期の総合計画の中では、集落内開発ということで、それをやってるからいいでしょうというような形のニュアンスの答弁でありましたけれども、非常に集住ゾーンについても、今後踏み込んでいただきたいということで、予定地周辺の馬場楠井手、鼻ぐり井手間の一带を、集住ゾーンとして計画策定できないか。今回の7期の計画の中でできないかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

菊陽南小学校区を東西に走る県道瀬田熊本線は、幅員が狭く、離合困難な区間があります。また、交通量も増加し、歩道もないため、東西に走る新たな南部地区新設道路の整備について

検討を行っているところです。

現在、町では、この道路の計画に先立ち、町全体の将来交通量を想定した道路ネットワーク検討業務を実施しており、この業務において、新たな交通渋滞対策や生活道路の整備計画の基礎資料を作成することとしております。

なお、南部地区新設道路については、令和6年2月に、南校区区長会など、各代表から新たな道路整備を求める南小校区1,094名の署名を、中村県議立会いの下、町に提出いただいたところであり、今年度当初予算において調査検討業務費を計上しており、道路ネットワーク検討業務の結果を基に、今年度より道路計画の調査検討に取り組んでまいります。

次に、集住ゾーンの設定についてですが、過去の議員の質問に答弁させていただいたとおり、令和6年度中の策定を目指す町都市計画マスタープランの改定作業の中で検討を進めているところです。地区計画の運用に関わるゾーニングの一つである集住ゾーンの設定に当たっては、農業的土地利用との調整が求められ、原則として、現状が優良農地であるエリアをそのまま集住ゾーンに設定することは、熊本県の指針との整合性や熊本都市計画区域の他の市町とのバランスから困難と思われる。議員の御質問にある道路整備の具現化に取り組むことと併せて、農業的土地利用との調整が可能か、支障がないかということが重要です。集住ゾーンの検討に伴い、現時点でどこまでの整理が可能かについては、町としても検討を行っているところです。

設定のルールには、当然従う必要がありますが、あわせて今年度新たに策定する総合計画やマスタープランの施策としっかり連動させることで、将来の南部地区の活性化につなげていくことが重要と考えており、引き続き検討を進めてまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員。

○4番（馬場功世議員） 菊陽南小学校の都市の将来構想というのは、この写真は、6次計画のときの写真であります。上のほうに黒い点線が入っております。これが6次構想の中で、南地区の新設道路の計画というか、予定というふうなことでありました。それから、黒い丸がずっと熊本空港のほうまで続いているわけであります。その中で、真ん中あたりに青い丸が入っております。これが熊本空港アクセス鉄道の構想でありました。その中で、この構想も、いつの間にか大津のほうに行ったわけですけども、私としては、この部分については諦めていないというか、まだまだ希望はあるというふうに思っております。

私も、衆議院に出たときに、公約で、この中間駅と道明に駅を造ったら、まだにぎわうんではないかというようなことを話しました。そして、大津と菊陽と引っ張り合いみたいな感じになっているので、やはりこれを、空港から今度は大津に回して、その駅から、今度は半導体の近くに駅を造るというような形で、山手線じゃありませんけども、そういう形であればいいんじゃないかなというふうな構想を持ってました。やっぱり夢は持つべきだろうというふうに思っております。

そういう中で、やはりこの南部地域の将来というものを考えますときに、やはり店もない、病院はありますから、そういう中で、一番のネックは、私は子どもたちが高校に通う、大学に通うときに、この地域には交通の路線がないわけです。バスはコミュニティーバスが走っておりますけれども、民間のバス、あるいはそういう交通体系にはなっていない。それが一番、この南校区のネックではないかというふうに思っております。

もう一つは、学校の、小学校の子どもたちも八十数名、ただ曲手あたりに60軒ぐらい住宅が建ちました。そして、辛川のほうにも、今造成がされているというようなことでありますし、また道明の近く、熊本市ですが、とんと隣、もう境界線、私のところから100メートル以上ありますけれども、そういうところにいろんな建物が建ってます。そういう中で、やはりこの地域を発展させる。

それから、今言われたように、優良農地の確保、これはもう私は大事というふうに思っております。私も農業関係にいましたので、この優良農地だけは、絶対しっかり守っていきたい、守ってほしい、確保したいというふうに思っております。

そういうことで、やはりここは、構想の中で、この集住ゾーンというものも非常に大事だろうと。中から集落内開発では、今まで全然進んでなかったのが、集住ゾーンについては、ぜひ今回盛り込んでいただきたいし、計画をしますということでもありますので、よろしくお願いしたいと思います。

こういうところがございますので、交通体系を含めて、町長も、この南校区の発展なしには、私の政策はありませんというような答弁もいただいておりますが、この辺について、再度お尋ねをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、馬場議員の質問にお答えをいたします。

今お話しいただいたように、やはり南小校区の発展というのは、今後、菊陽町の成長し続ける町には不可欠だというふうに思っております。

ただその一方で、先ほど部長のほうからも説明がありましたけれども、道路整備の具現化に取り組むことと併せて、農業的土地利用との調整が可能か、支障がないのかというのが非常に重要になってくようかと思えます。様々な絵を描くことは非常に重要だと思いますけれども、それが現実的なのか非現実的なのかというのもしっかりと、私ども理解する必要があると思いますので、そういったところも踏まえまして、まずはしっかりと計画を調査をしていく。そしてまた、その調査を基に、どのような町並みがつくれていくのか、いけないのかというのを、しっかり考えていく必要があるというふうに思います。

ただいづれにしましても、やはり馬場議員の御質問でもありました、南小校区の発展が非常にやはり望まれてるということでございますので、そのところは、私もしっかりと頭の中に、そしてまた心の中にしっかりと入れて、今後とも、皆様方の御意見を基に取り組んでまいりたいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○4番（馬場功世議員） 今回、3つについて話をさせていただきました。特に、学校の先生の今の煩雑さ、これはもう非常に切実なものがあるというふうに思っております。せっかく菊陽町によその県から先生で来られた方も、期待外れで帰られるというなこともあっております。そういうことで、やっぱりある面では、菊陽町は期待をされているというふうに思っておりますので、やっぱり学校の先生の業務の削減、特に給特法について、4%から10%に上げますというなこともされてますが、時間外手当からすると、数時間しかないわけです。10%でも。そういうことで、労働環境を改善していくと。少しでも学校の先生の業務、そして子どもたちが安心して授業ができる、先生たちも思いの丈を教育できる、そういう環境をつくっていただきたいというのが私の意見であります。

そして、2番目の図書の先生についても、やはり図書の、小規模はいいですけども、運営ができると思いますが、大規模校については、先生も大変な思いをされているというふうに思いますし、フッ化物の部分についても、もうやっぱり検討していくべきでないかなというふうに思っております。

それから、まず野球場については先ほど申しましたが、非常に立地条件のいい場所でありますし、観光面でも非常に優れたものが構想としてできるというふうに思っております。野球場についてもぜひ実現できるように期待をしているところであります。

また、集住ゾーンについても、今回、そういうものも計画しているということであります。ただ優良農地、特に南の場合は、耕作放棄地もそんなにありません。よその波野とか御船とか、いろんなところから来て、作物を、キャベツとか、いろんなものを作っていらっしゃる。そういう農地については、私はもう確保しなきゃならんと思うし、深迫ダムについても、今整備をされてます。老朽化して40年たって、用水管も新設をされようとしていますので、そういう面についても、今後ますます農業も発展をしていく、発展させなきゃならんというふうに思っております。

そういうことを含めて、今日は質問をしましたが、いろんな形で、積極的に取り組むという回答もいただきましたので、今後、ますますこの南校区の発展のために寄与していただければということをお願いしまして、私からの今日の質問については終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 馬場議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時46分

再開 午後1時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 先月、久しぶりに小学校、中学校の運動会、体育祭に参加させて見させていただきました。たった2か月なのに、立派な体育祭、運動会で、子どもたちの若いパワーと頑張りに、私もこれから頑張ろうかなという気持ちにさせていただきました。ただその中で、どうしてもその中に入れない子、それからなかなか学校に行けない子どもたちは、運動場が、グラウンドが見えるところの教室で……。

（「議長、入場門」の声あり）

○議長（福島知雄議員） 暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時57分

再開 午後1時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 再開します。

○9番（佐々木理美子議員） グラウンドが見える教室から、子どもたちが、人知れず体育祭を見ているんです。中に入れなくても、見てるだけでも、参加してるって気持ちでいたんだろうなと思いました。教育長がいつも言葉にされますけども、誰一人取り残さない教育環境をつくるとおっしゃるのを、先生方が受け継いで、努力されてる気持ちがよく伝わりました。

今日の一般質問は、不登校対策の取組について質問したいと思います。

午前中の大久保議員の不登校の質問と重なるところはあるかと思いますが、答弁はつくってもらってますので、一つ一つ、私の分を質問していきたいと思います。

まずは、不登校対策の取組について。

文部科学省が2023年10月に発表した、2022年度の問題行動不登校調査の結果では、不登校の小・中学生は過去最多の29万9,048人に上がりました。不登校の指数は、年間30日以上欠席者、それから不登校傾向にある者、これは7日以上、10日以上と分けられると思います。令和6年度は始まったばかりですので、示すことはできないと思いますが、令和3年度、4年度、5年度、これの年間30日以上不登校である児童・生徒数をお聞きしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

大久保議員の御質問にもお答えしましたとおり、本町における令和3年度の不登校児童・生徒数は、小学校で29人、中学校で57人の合計86人。令和4年度の不登校児童・生徒数は、小学校で41人、中学校で66人の合計107人。令和5年度の不登校児童・生徒数は、小学校で65人、中学校で112人、合計177人となっており、年々増加してる状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 理由とかについては、午前中、大久保議員のほうで聞かれていますの

で、大体、家庭環境の問題、それから自分自身の心の問題であったり、それらが複合的な理由になってるんだなというのをお聞きしました。

それでは、次のCOCOLOプランについて、少しお聞きしたいと思います。

文部科学省は、2023年3月末に、不登校の総合対策として、COCOLOプラン新たに策定しました。①に、不登校特定校を全国300校に拡大する。②教室に通いづらい子の居場所を校内に設けるスペシャルサポートルームなどの設置。③学校内にある不登校の公的支援施設、教育支援センターの機能強化。④自宅学習などの成績評価への支援。⑥1人1台端末を活用した子どもの健康観察とあります。我が町のCOCOLOプランについて、取組はどのように行っているのかお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

COCOLOプランとは、令和5年3月に文部科学省が作成した不登校児童・生徒を支援するプランのことであり、大きく4つの取組が示されております。

具体的には、不登校児童・生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備、2つ目に、不登校児童・生徒の保護者への支援、3つ目に、早期発見、早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携強化、4つ目に、学校の風土の見える化でございます。

本町でも、COCOLOプランの取組を踏まえ、1つ目の不登校児童・生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備については、校内教育支援センターである心の相談室の設置や、学校外の教育支援センターであるすぎなみ教室での学習指導と、居場所づくりをはじめとして、近年では、オンラインでの授業配信やフリースクールへの参加を出席扱いするなど、学びの場の確保に努めております。

2つ目の不登校児童・生徒の保護者への支援については、不登校の保護者の会を、人権教育推進協議会の部会の一つである進路保障部会が、町のスクールソーシャルワーカーとともに取り組んでいます。

3つ目の早期発見、早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携強化については、町のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、こども家庭相談課をはじめとする福祉部局と連携し、子どもと家庭の支援を行っています。

4つ目の学校の風土の見える化については、児童・生徒の授業への満足度や学校生活への安心感など、安心して学べる学校づくりを進めることが示されています。

本町では、毎年6月と12月に、i - c h e c k と呼ばれる質問調査を実施し、その結果を学級環境や生活、学習習慣などの改善に役立てています。

今後も、児童・生徒の教育的ニーズの多様化は増加することが予想されますが、教育委員会としましては、一人一人の夢の実現に向けて、学校をはじめとする関係機関と連携しながら、対策を講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 1つだけお聞きしたいんですけども、4つ目の学校の風土の見える化についての説明の中で、i - c h e c kとありましたが、こちらはアンケート式のものなんですか。それとも、不登校だけには限らず、全体的な、学校での生活についてのアンケートなのか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） 今御質問がありましたi - c h e c kといいますのは、アンケート調査をやりまして、質問肢が決められておりまして、その中でいろいろな、様々な角度から子どもたちの状況を把握するものでございます。よろしいでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） それは、児童・生徒だけなのか、先生方も一緒に、そのアンケートに加われるのかお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） i - c h e c kにつきましては、それは児童に対する質問肢になります。それを基に、先生方はその子どもたちの状況を丁寧に関心する形で把握していくというふうなものでございます。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） C O C O L Oプランについて、少しお聞きしたいことがあります。C O C O L Oプランの中で、自宅学習などの成績評価への反映とありますが、私たちの町ではどのように考えているのか、やっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） 不登校などにより、自分の教室で授業を受けられない場合であっても、自宅等で、いわゆるタブレットを用いて教室の授業を受講することによって、学習の後れを取り戻すことが期待されますので、菊陽町のほうでは、学校のほうから申請、協議をしまして、そういう子どもたちであっても、一定の要件を満たせば出席扱いをしていくと。また、成績にも反映していくというような取組を進めております。その中で、例えば要件といたしましては、不登校児童の子どもたちの自立を助ける上で有効、適切であるということ。また、保護者としてしっかり学校とが協議をした上で進めているということ。また、対面での家庭訪問とか含めて、子どもの状況や、励ましていくような取組であること。また、その状況をしっかり、子どもたちの学習が積み上がっていくように、家庭でも安心して取り組めるような、そういう要件をしっかり取りまして、成績にも反映していくというふうなことで決めています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 学校、それから子どもたち、それから保護者の皆様と一緒にあって、不登校と言いますと、ちょっと言葉的に私はつらいんですけども、学校に行けない子ども

たちですね。どうしても行けない子どもたちの成長をしっかり見てほしいなと思います。

それから、もう一つ質問ですけれども、1人1台端末を活用した子どもの健康観察については、町はどのように考えているのか。先日、ちょっとテレビの中で、学校に行けない子どもたちの健康管理、もちろん年度初めの健康チェックするあれがありますよね。それに行けてないと思うんですね。その部分で、この毎年、増えてます、177名という、先ほど指数が出ました。この子たちの健康チェックをどうしてるのかお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） 今、佐々木議員が言われたことは、子どもたちの小さなSOSを見逃さないで、しっかりそれを学校でつかもうという取組ではないかと思います。

この学習、子どもたちの端末を利用して、子どもの健康観察について、我々もぜひ子どもたちのSOSを見逃さない取組として、5月の校長会の中でも提案をいたしました。そういう中で、具体的にどのような形で運用することが、子どもたちも、それから学校の負担もなくできるのかについて、今いろいろ検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 健康チェック、心の健康、それから体の健康、しっかり見てあげないと、子どもたちは物言えない子どもたちもいます。ぜひ、その辺はじっくりと検討していただきたいなと思っております。

それでは、次のフリースクールについて質問したいと思います。

フリースクールに通っている児童・生徒の数を把握しているのか。把握していれば、人数はどのようになっているのかお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

現在、フリースクールに通っている児童・生徒は、小学校で3名、中学生が1名通っている状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 小学校3名、中学校1名ということをお聞きしました。

2番のフリースクールの授業料の助成と言っておりますが、これについては、町立の学校に通うよりもたくさんのお金、授業料もかかりますし、通学に対するバス、電車、それから食事についてもたくさんかかると思うんですけれども、これの、この子どもたちの助成、これからまたフリースクールが増えてきたときにも考えられることですが、授業料の助成をどのように考えているかお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

本町では、不登校児童・生徒の対策については、COCOLOプランに示されている取組も踏まえ、不登校の未然防止と初期対応、再登校支援に重点に予算化し、取組を進めておりますので、フリースクールの授業料などの個別助成については考えていません。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 今までは、熊本市内が大方フリースクールは多かったと思うんですけども、隣町大津町にもフリースクールができたと聞いています。今、助成については考えてませんというお言葉をいただきましたが、将来的に、また考える余裕があったら考えていただきたいなと思います。

では、次に行きます。

次、適合指導教室、すぎなみ教室について、少し先生方とお話ししたことがあります。このすぎなみ教室は中学校ごとにありまして、中央公民館の中に1つ、それからコミュニティーセンターの中に1つありまして、そこで先生方が頑張ってもらっています。

1番の児童・生徒を迎えに行くための常駐した車の配備をどのように考えているのか。

中央公民館のすぎなみ教室では、週1回、公用車をお借りして、どうしても来れない子、本当は家族の方が送迎しなければいけないんですけども、それができない子、でも来たいと思ってるから迎えに行きますということで、送迎の車をお借りしてるということです。コミュニティーセンターに設置されているすぎなみ教室も、同じように送迎用の公用車を配備できないか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

本来、すぎなみ教室への登下校については、保護者による送迎が原則と考えています。しかしながら、保護者の勤務状況や地理的な問題などから、本人に登校する意思があっても送迎が難しいと考えられる児童・生徒については、職員が送迎することで、本人への継続した家庭訪問や登校に向けたハードルを1つ取り除くことができると考えています。

そのため、他市町の取組も情報収集しながら、本町では、昨年度から、送迎の試験運用を開始しており、役場の公用車を予約して、週1回程度の送迎を実施しています。

また、令和6年度には、自家用車の使用における旅費の予算措置を行い、あわせて職員による自家用車の試験運用に向けて、課題の整理を行っているところでございます。

公用車の整備につきましては、まずは今年度の試験運用の実績について調査し、運用の工夫など、様々な点から、導入の可否について検討してまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 今年度の試験運用の実績調査とありましたが、昨年度から運用されてたかなと思ってます。昨年度の実績は把握できていますか。それから、今年度から実績

把握するのであれば、どのようにすぎなみ教室に対して周知をするのかお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 御質問にお答えいたします。

まず、すぎなみ教室で送迎を必要としている人数についてですけれども、中学生が1人、小学生が5人というふうに、現在伺っております。

また、昨年度の実績につきましては、日ごとによって、利用する人数というのは変わってくるんですけれども、大体1名から3名の人数で推移しているようです。

今年度からの実績把握につきましては、毎月、すぎなみ教室のほうから日誌のほうが上がってきますので、そういった中で、人数を把握することは可能なのかなというふうに考えておりますし、周知に対しては、毎月校長会を開催しておりますけれども、その中で、すぎなみ教室の主任相談員の方も毎月参加してらっしゃいますので、そういった中でお知らせができるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） ぜひ、4人とか1人とか、送迎希望の子どもたちはですけども、ずっと家にいて何もできない子たちが、行きたいと思う気持ちがあるんだったら、ぜひ送迎を出してでもすぎなみ教室に迎え入れてあげてほしいなと思っております。

それから、隣の大津町は、専用に1台配備していると聞きました。近隣市町の動向を見てからと回答にありますが、大津町の実績に対して、町はどのように判断しているのか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 御質問にお答えします。

まず、大津町に確認しましたところ、送迎の申込者が、現在14名いらっしゃるそうです。また、日によってこちらも変わってきますけれども、平均すると大体1人から2人というふうに伺っております。これについて、多い少ないについては、教育委員会のほうから申し上げる立場ではございませんけれども、先ほど部長の答弁にもありましたように、今年度はしっかりそういった近隣市町村の情報等を収集しながら、今後、菊陽町としてどういったふうに進めるかというのを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 今年度、しっかり見ていくという答弁でしたので、ぜひ見ていただいて、すぎなみ教室に通う子たちが一人でも多くなり、学校に、その子たち、すぎなみ教室にとどめておくだけじゃなくて、その子たちが学校に行くことが最終的な目的なのかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、2番のオンライン授業を行うことをどのように考えているのかとお聞きいたしま

す。

先ほども、タブレットを使った授業について、少しお話がありましたけども、コロナの感染拡大対策の時期には、全児童・生徒向けにオンライン授業を行っていました。学校に行けてない児童・生徒にとっては、授業を受けているという感があったと先生から伺いました。しかし、現在、オンラインでの授業は行われていなくて、再開してもらいたいとの切実な要望もお聞きいたしました。

オンライン授業についてお聞きしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

オンライン授業は、不登校により、自分の教室で授業を受けられない場合であっても、自宅等で1人1台の端末等を用いて配信された教室の授業を受講する等の支援により、学習の後れを取り戻すことが期待されます。

また、子どもとほかの児童・生徒や教職員とつながりを維持していく上でも有効だと考えています。

現在、不登校児童・生徒が、一定の要件を満たした上で、自宅等においてICTを活用した学習活動については、可能な限り指導要録上出席扱いとするとともに、本人の進学等の意向を考慮し、学習評価を行い、その結果を評定などの成績評価に反映するようにしています。

しかしながら、オンライン授業を望まない児童・生徒もいますので、個別のニーズに合わせて対応していきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 個別のニーズに合わせて対応するとのことでしたが、すぎなみ教室の先生の意向は、児童に対するオンライン授業を再開してほしいとのことでした。

オンライン授業は再開するかどうかを伺います。

○議長（福島知雄議員） 教育審議員。

○教育審議員（吉永公紀さん） 今の御質問は、一般的に、すぎなみ教室の子どもではなくて、不登校でいる子どもたちに対してのオンライン授業ということでよろしいですか。

（9番佐々木理美子議員「家庭にいる、同じように」の声あり）

分かりました。

これにつきましては、校長会の中でも、不登校の子どもたちや保護者としっかり話をしながら、どういう希望があるのか、学校としては、そういうオンラインの希望があれば、それもしっかりやっていくということで、今取組を進めておりますので、そういうニーズに合わせ、しっかり我々としては、そういうことも進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） ぜひオンラインについてはしっかりと考えていただいて、学校と子どもたち、先生方と子どもたちが結べるような関係をつくっていただけたらなと思っております。

それでは、3番に入ります。

給食は、1週間前に必要の有無を報告する、1週間前、後で聞きました、3日前までにということをお聞きしました。報告することになってますが、予備は確保できないのかという質問です。

すぎなみ教室を見えますと、先生方が、体調によっては、子どもたちが、今日は行けるかなという感じで行くときもあるそうなんです。そういうときに、やっぱり給食がない、確かにそうですね。その日のうちにということはありませんけども、この質問としては、クラスに1食ぐらいの予備は確保できないのかなという質問ですけども、いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

現在、各学校では、給食が必要な人数とその人数分の町からの補助を含めて、徴収した給食費で給食事業を運営しております。停止を希望した場合の規定については、各学校で定めており、おおむね3日前までの申請により給食を停止し、給食費の減額、返金の対応を行っています。そのため、予定した食数以上の給食を作ることはできない仕組みになっており、予備の確保は行っていません。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） そうですね。給食費、子どもたちが支払う給食費の関係もありますし、やっぱりと思いますけど、何かそういう確保ができないかなと思って、この質問をしたところです。

それでは、4番のすぎなみ教室の先生方にタブレットの支給はできないのかというのがあります。

子どもたちがタブレットで勉強するとき、それから学校でどんなことしてるのかなと見るときに、やっぱり先生方のタブレットも必要だと思うんです。もちろん学校にある学習センター、学習ルームとか、教育相談室とか、そういうところにあるかどうかは私はちょっと分かりませんが、すぎなみ教室は学校から離れたところにあります。ですので、学習環境とか分かるようなタブレットとつながっていけるようなことはできないかという質問です。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

タブレット端末については、故障したときなど、緊急的な場合に備え、各学校に予備機を整備してるところでございますが、現在、修理に出しているタブレット端末も数多くあり、全ての児童・生徒に配付できてないのが現状でございます。

すぎなみ教室にタブレット端末を整備することにつきましては、教育委員会としましては、教育的効果があるとは認識していますが、現段階で、すぎなみ教室の先生に支給することは難しいと考えていますが、修理が終わった段階で、速やかに対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 答弁の中にありましたが、全ての児童・生徒に配付できていないのが現状というお話があり、それほどタブレットの故障が多いのか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 御質問にお答えいたします。

令和5年度の修理の受付記録によりますと、568台が修理に出されている状況です。現在、各学校に確認したところ、不足している台数が、小・中学校合わせて456台でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 不足してるのが456台、故障してるのが568台、ということは足りてるといえることですね。

○議長（福島知雄議員） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 568台修理に出してるということで、456台が、まだその修理が終わってないということでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 現在、予備機も何台か、学校に配付してるかと、予算が出てましたけども、含めて、学校にも渡してるという状態で、それでも足りないということでしたけども、修理が終わった段階で速やかに対応していただくのはあれなんですけども、私の言った、すぎなみ教室の先生に、タブレット端末をお渡しできるのはいつ頃か、分かったら教えてください。

○議長（福島知雄議員） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 修理の内容については、ディスプレイ関係の故障だったりとか、キーボード関係の故障だったり、様々でございます。なので、かかる修理の日数も、そういった故障の内容によって変わってきておりますので、一概にいつ頃というのは、この場でははっきりと申し上げられませんが、順次、修理から戻ってきたタブレットについては、児童・生徒のほうに戻しておりますので、そういったすぎなみ教室に支給できる余裕ができた場合には、速やかに対応していきたいというふうに考えております。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） タブレットについては、まずは児童・生徒の子どもたちが教育のた

めに必要だと思しますので、そちらのほうを優先的にしていただいて、もし修理が終わった機械が余ったら、余ったらって失礼ですけども、すぎなみ教室に渡せる時期が来たら、お貸ししてほしいなと思っております。

それでは、5番の図書館が廃本するときに事前に知らせてほしいというのがあり、書いております。

これは、先ほど2つ、すぎなみ教室があると言いましたが、中央公民館にあるすぎなみ教室は、1つの部屋でやっております。そこには本もなくて、もちろん絵本もない、教育本もないという、昔の古い何か置いてあるんですけども、やっぱり子どもたちには、そういう本は大事だと思うんです。それを思って、図書館が廃本するときに、そういう本がないかな、事前に知らせてほしいなと思って、この質問をしました。いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

図書館の廃本する時期については、今後は学務課を通じまして、事前に知らせたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） ぜひ、本の整備については、よろしくお願いいたします。

それでは、次の教室の整備についてお聞きしたいと思います。

先ほども言いましたが、中央公民館のすぎなみ教室、1部屋しかないんです。もし、先に1人が来てて、次の子が来たときには、もう前の子は帰ると。それが、あの子たちの心境といえるかなんで、コミュニティーセンターのほうは、利用者が使っていない和室を2つ、それから図書室、その横のパソコン室みたいなのが使えるんですけども、中央公民館は逃げ場がないんです。もしよかったら、中央公民館の中で教室の整備をできないかなと思っております。不登校の児童・生徒は、他人と接するのが苦手な子が多いです。現在の中央公民館のすぎなみ教室では、パーティションで仕切れるほどのスペースもありません。何とか、場所の確保をしていただけないかとお声を頂戴しました。いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

現在、菊陽中学校区のすぎなみ教室につきましては、中央公民館の一室を利用して運営していますが、年々、不登校児童・生徒が増加している中で、異年齢児が複数来たときや、人との関わりを避けている子が来たときなど、仕切る部屋やスペースが足りないなどといった要望も上がっています。そのため、別の会議室に予約が入っていない場合は、積極的にすぎなみ教室に使用してもらうなど、柔軟な対応を行っているところでございます。

すぎなみ教室の整備について、教育委員会としましては、今後、教室の現状を踏まえながら、慎重に検討してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 教室の整備についても、ぜひ前向きに検討していただければいいかなと思います。子どもたちも、対象の子どもたちがたくさんいます。だけど、なかなか出てこない子どもたちも増えてます。やっぱり学校の学習ルーム、それから相談員室とかで受入れもあっていますが、それでも足りないと思っております。すぎなみ教室でも、毎回来るのが1人か2人、3人と思います。理由は様々なので、精神的に行けない子たちもいるかと思いますが、ぜひ1人でも不登校というか、学校に来れない子たちが減るように、町のほうで検討していただきたいなと思っております。

それから、今日は不登校についてたくさん聞きました。大久保議員のときに、不登校のことで、教育長からもお話をいただきました。子どもたちが、一人でも教室に入れるようになるといいなと思っています。それは、学校の先生方、保護者の方、不登校対策に携わる先生方の目指すものだと思っております。

教育長に伺います。

不登校対策に対して、町の考えについてお話しいただけたらと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 小・中学校の児童・生徒の不登校の現状、または現在行っている、またはこれから行う対策等については、今、教育部長ほか、答弁させていただいたとおりですが、午前中の大久保議員の答弁と重なるところもありますが、不登校対策等についての教育長としての思いや考えを少し述べさせていただきたいと思います。

まず冒頭に、佐々木議員のほうから、先般の体育大会、運動会に参加しての感想、思いを伝えていただきました。ここにいらっしゃるたくさんの議員の先生方とも、私もそこでお会いしたんですが、やはり子どもたちが一生懸命している姿をうれしく思いました。本当。さらに、ある学校では、実は、昨年まで学校に来てない子どもが、運動会に、表現活動でしたけど、参加してる姿があり、校長先生が私に、あの子昨年まで来てなかったんですが、今日参加してますと、うれしそうにおっしゃった姿が今でも印象的でした。

私、教育長になりまして1年2か月が過ぎました。この間、私が最も心を痛めているのが、不登校の児童数、生徒数の増加です。先ほどありましたように、令和4年度が小・中合計で107人、令和5年度には小・中合わせて177人と、この1年間で70人も増加しました。理由は様々です。

令和5年度の菊陽町の小・中学生の数が、昨年の5月1日現在で4,533人でしたので、その割合は全児童・生徒数の約3.9%に当たります。この数字は、菊池管内では最も少ないほうに当たります。

私は177人という数字を、先ほども言いましたように、重く受け止めております。不登校の児童・生徒に思いをはせるときに、今は何をしてるんだろうか、家で1人でいるんだろうか、

ゲームやスマホをしてるんだろうか、学力は身についてるのかな、友達はあるのかな、中学校卒業後の進路は大丈夫なのかと考えずにはおれません。きっと本人も、そして保護者をはじめとする家族も苦しんでいらっしゃるんじゃないだろうかと考えます。

令和5年度、そして本年度も、菊陽町教育委員会の取組の重点に、学力の向上や健康教育、心の教育の充実と並べて、教育支援の充実、不登校の未然防止と相談体制の強化、家庭教育支援を挙げております。

不登校対策としましては、先ほどもありましたように、未然防止と初期対応によって、まず新規の不登校を出さないこと。そして現在、今、不登校の子どもたちの再登校を支援すること、これに尽きるかと思います。不登校の未然防止としましては、私、先ほども答弁しましたが、昨年度も、そして今年度も、私は、各学校に魅力あふれる学校づくりをお願いしてきています。楽しく分かる授業の実践、学校みんなが主役になり、みんなが安心して学べる場所になるよう、取組をさらに強化してまいりたいと思います。そして、子どもたち一人一人が夢を持ち、夢を語り合える、そんな学校にしていきたいと考えます。

初期対応としましては、これまでもずっと取り組んできたことではありますが、愛の1・2・3運動+1の取組の徹底、SCやSSW等の専門家を交えての不登校対策会議を開催し、具体的にどのような支援をしていくのかなど、菊陽スタンダードで確認をしていきたいと考えます。

私は先日、中央公民館のすぎなみ教室を訪問しました。当日は5人の児童・生徒が来ていたそうですが、私が訪問したのが午後1時頃でしたので、子どもたちは既に帰宅していました。そこで、担当の先生とお話をさせていただき、先ほど出てきましたパーティション等の要望の話も伺ったところです。やはり現場に行ってみて子どもたちの様子を見学したり、担当の先生のお話を伺ったりすることの大切さを改めて実感しました。何とか、子どもたちの再登校につなげていきたいと強く思ったところです。

これまで私は、毎月学校から提出される、いわゆる不登校等の定例報告、心の教室の先生が書かれる毎月の日誌、これにはしっかりと目を通してきました。また、これからもそれを続けていきたいと思いますが、さらに不登校の児童・生徒に、私のできる限り、しっかりと関わっていききたいと思います。

学校復帰や学級復帰ができないまでも、まずは適応指導教室であるすぎなみ教室、各学校の中学にあります心の相談室に通うことができること、1日に1時間でもいいので何か授業に参加したり、体育館の2階からでもいいので授業参観をしたり、クラスメートと一緒に給食を食べる、そんなことからでもいいかと考えます。その子のペースでゆっくり時間をかけても構いません。学校は、学習、学びのある場であると同時に、人と人、友と友をつなぐ場であると考えます。人は一人では生きていけません。学校が、子どもたち一人一人をつないでいける場所となるよう、私自身が、そして菊陽町教育委員会が、全力を挙げて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） 教育長の強いお気持ちをお聞きして安心したところです。

でもやっぱり、現場は大事ですので、ぜひ教育委員会のほうからも、どんどん現場に行っていて、いろんなことをお聞きしていただきたいなと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 佐々木議員の一般質問を終わります。

皆さんに伝えます。着座のまましばらくお待ちください。

再開します。

お諮りします。

藤本議員より、午前中の一般質問において、発言の削除の願いが出ています。

藤本議員。

○3番（藤本昭文議員） 私の午前中の一般質問の中で、誤解を招くおそれのある発言がありましたので削除をお願いします。削除部分は、〔 発言取消申出部分 〕の部分です。

○議長（福島知雄議員） お諮りします。

ただいま藤本議員からありました発言の削除の願いについて、削除することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、藤本議員からの申出のとおり削除することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時41分

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和6年6月7日（金）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（令和6年第2回菊陽町議会6月定例会）

令和6年6月7日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|------|------------|------|------------|
| 1 番 | 鬼 塚 洋 議員 | 2 番 | 吉 村 恭 輔 議員 |
| 3 番 | 藤 本 昭 文 議員 | 4 番 | 馬 場 功 世 議員 |
| 5 番 | 廣 瀬 英 二 議員 | 6 番 | 矢 野 厚 子 議員 |
| 7 番 | 大久保 輝 議員 | 8 番 | 西 本 友 春 議員 |
| 9 番 | 佐々木 理美子 議員 | 10 番 | 中 岡 敏 博 議員 |
| 11 番 | 布 田 悟 議員 | 12 番 | 佐 藤 竜 巳 議員 |
| 13 番 | 甲 斐 榮 治 議員 | 14 番 | 岩 下 和 高 議員 |
| 15 番 | 上 田 茂 政 議員 | 16 番 | 小 林 久美子 議員 |
| 17 番 | 坂 本 秀 則 議員 | 18 番 | 福 島 知 雄 議員 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん

書 記 廣 田 沙 織 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|------------|---------------------|------------|
| 町 長 | 吉 本 孝 寿 さん | 副 町 長 | 小 牧 裕 明 さん |
| 教 育 長 | 二 殿 一 身 さん | 総 務 部 長 | 板 楠 健 次 さん |
| 住民生活部長 | 渡 辺 博 和 さん | 健康福祉部長 | 梅 原 浩 司 さん |
| 産業振興部長兼
農業委員会事務局長 | 山 川 和 徳 さん | 都市整備部長 | 井 芹 渡 さん |
| 総務課政策監 | 宗 像 雄 矢 さん | 総務課長兼選挙
管理委員会書記長 | 村 上 健 司 さん |
| 危機管理防災課長 | 阪 本 幸 昭 さん | 総合政策課長 | 今 村 太 郎 さん |
| 財 政 課 長 | 澤 田 一 臣 さん | 税 務 課 長 | 吉 本 雅 和 さん |
| 介護保険課長 | 和 田 征 さん | 福 祉 課 長 | 井 上 智香子 さん |
| 子育て支援課長 | 石 原 俊 明 さん | 商工振興課長 | 塚 脇 康 晴 さん |
| 建 設 課 長 | 出 田 稔 さん | 都市計画課長 | 阿久津 友 宏 さん |
| 下水道課長 | 丸 山 直 樹 さん | 施設整備課長 | 荒 牧 栄 治 さん |
| 教 育 部 長 | 矢 野 博 則 さん | 教育審議員 | 吉 永 公 紀 さん |
| 学 務 課 長 | 平 征一郎 さん | スポーツ振興課長 | 鍋 島 二 郎 さん |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前 9 時 59 分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 一般質問

○議長（福島知雄議員） 日程第 1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆さん、本日はお忙しい中、ありがとうございます。一陽会の中岡敏博です。

あっという間に 4 期目の 1 年が過ぎ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取組も変わり、町民の皆さんとお会いできる機会がとて多くなりました。そして、先日、議席をいただきまして 13 年間で初めて、体調不良ということで欠席をさせていただきました。改めて、自分の危機管理の甘さを反省し、このたび多くの皆様に御心配、御迷惑をかけました。申し訳ありませんでした。

しかし、立ち止まることなく、今後も議員活動を活発にし、さらに進化していくべきところは進化させていこうと思っております。

それでは、本題に入ります。

今回は、大きな項目を 2 つ用意しました。

1 つ目は、町長もこれに関して一生懸命であり、去る 5 月 15 日に砂防会館別館シェーンバッハ・サボーで開催された「命と暮らしを守る道づくり全国大会」に御出席されております。これに関するもの。2 つ目は、過去に同僚議員も質問しております役場及び公共施設等の安全対策について御質問いたします。どちらの項目も、町民の皆様の安全・安心につながり、生命、身体及び財産に関わるものです。

それでは、この後の質問は通告に従いまして質問者席で行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） それでは、御質問いたします。

まず第 1、命と暮らしを守る道づくり等について、(1)です。

令和 6 年度菊陽町通学路交通安全プログラムに基づく通学路等合同点検において、過去に課題を出しましたが、変更、改善はどのように行われたのか。また、今回新たに確認できた課題などはなかったのか。過去に質問しておりますが、課題につきましては、私が具体的に 9 項目の課題を出しております。内容は細かく申しませんが、これを含めてお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

本年度も、菊陽町通学路交通安全プログラムに基づき、5月7日から5月17日にかけて8日間にわたり、交通量が多い通学路の危険箇所など、全部で73か所を点検いたしております。

点検当日は、町長と教育長も参加いただき、国土交通省をはじめ県北広域本部、大洲警察署、交通指導員、青少年健全育成町民会議、自治会、PTA、各学校の職員、そして本町からは危機管理防災課、建設課、教育委員会の約20名で危険箇所を点検し、今後の対策を協議いたしました。

さて、議員御質問の過去に出された課題について、大きく3つのことについて改善を行っております。

1つ目は、合同点検実施の時期と対象校区の拡大についてでございます。

合同点検につきましては、例年、夏休みの期間中に実施していましたが、今年度から年度初めの5月に変更し、開始時間も児童・生徒の登校時間に合わせて午前7時から実施いたしました。

また、これまで点検対象を6つの小学校区のみを対象としておりましたが、今回、2つの中学校区を新たに点検対象に追加し、実施しております。

2つ目は、危険箇所の抽出についてでございます。

これまでの危険箇所の選定に当たっては、各学校がPTAなどから情報を収集して、それを校区の危険箇所として上げられていましたが、自治会から地域の意見等が十分に反映されていないなどの御意見をいただいたことから、今年度からあらかじめ各自治会にも危険箇所の調査をし、その調査結果を学校に情報提供しています。

そのうち、自治会から上げられました情報と事前に学校が収集した情報を基に、再度、学校が現地確認や聞き取りを行い、危険箇所に優先順位をつけ、最終的に教育委員会に報告された箇所を当日点検しております。

3つ目は、合同点検実施後のPDCAサイクルについてです。

合同点検実施後の対策箇所については、対策内容や進捗状況などの情報を共有するために、昨年度、新たに菊陽町通学路安全対策会議を設置しています。

今年度は1回目の会議を6月末に予定しており、学校関係者、道路管理者、交通管理者の3者が主体となってしっかりと議論を深めながら、スピード感を持って対策の改善、充実を進めてまいります。

一方で、今回の通学路点検において新たに確認できた課題につきましては、点検時期を変更した初年度でもあり、PTAなどが把握している危険箇所が十分に反映できなかったという声もいただいておりますので、今後は点検時期を定着化させ、危険箇所の把握漏れ等がないように努めてまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 執行部に注意します。

議会中、私語は厳に慎んでください。

中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 御答弁いただきました。

前回一般質問した当時は、私が提出した課題につきまして、今後検討し、計画し、実施していくと答弁がございましたが、かなり改善、変更が見られたのかなと感じております。

また、NHK、民放4社、熊日新聞による取材があり、スマートフォンでも視聴できるため、正しい情報発信ができた、よい機会でもあったと感じております。

そのほかにおいて、気づいたこと、情報をいただいて気づいたこと、目配りとしては、教育委員会の職員さんが危険箇所の点検をしながら、気になった落ちているごみを拾って歩いていたということと、高齢の参加者に対し、無理して長い距離を歩くことなく、その現場現場、ポイントに送迎をされていたということに気づきました。

これはちょっと悪い表現かもしれないんですが、気になるところは、熊本県警が進めている「てまえ運動」を子どもたちがしているんですが、点検中に横断歩道があったときに参加者が手を挙げて渡らない、渡ってもらうと、同調性バイアスじゃないんですけど、みんな手挙げて渡るんじゃないかなというのをちょっとだけ感じました。

課題といたしまして、そのポイント、点検箇所に移動する時間、あとは駐車場の確保、駐車するスペースの確保等の時間の短縮ができれば、さらに、もう少し効率よく危険箇所の点検ができるのではないかというふうに感じております。

ここで御提案させていただきますが、この点検の中で、今後についてなんですが、本町においては数十年前からスクールパトロール事業というものを実施しております。スクールパトロール隊の皆さんは、最も長い時間通学路を巡回し、子どもたちを見守ってくださっております。

その部分で、今後、隊員の点検への参加、または隊員が入手した危険箇所等のポイントの情報提供というのをしていただくということではできないでしょうか。

危機管理監がスクールパトロール隊のコーディネーターとして参加したのは、参加して一生懸命されていたのは承知の上で御提案します。これについてお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 学務課長。

○学務課長（平 征一郎さん） 御質問にお答えいたします。

ただいま中岡議員から御質問のありましたスクールパトロール隊の合同点検への参加につきましては、今年度から児童・生徒の登校の時間に合わせて点検時期を開始したというのもありまして、スクールパトロール隊本来の業務がございますので、なかなかその時間帯に合わせた参加というのは難しいかなというふうに考えております。

ただ、議員御指摘のありました、毎日パトロールをして危険箇所を把握しているスクールパトロール隊の情報については、危機管理防災課を通じて、来年度の危険箇所として集約できることは可能であるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 平成24年の悲しい事故から、緊急合同点検等プログラム作成してから約9年間、皆さん、一生懸命点検をされて、どのように子どもたちを守るかというのを進めていらっしゃるんですが、点検も対策も確実に改善、進化しており、子どもたちや町民に寄り添う姿勢が見られたことをありがたく感じております。

合同点検に今回初めて吉本町長も参加されましたので、町長の思いをお尋ねいたします。

また、さきの行政報告の内容プラスワンでお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 中岡議員の質問にお答えをいたします。

私も、先ほど来お話があるように、初めて参加をさせていただきました。多くの方々が、この交通安全プログラムに基づく通学路の合同点検に携わってらっしゃるんだと、改めて感謝をしたというところでございます。

それと、長きにわたる日程でございましたので、時期を変更したというのはやはりよかったなというふうに思っているところでございます。子どもたちが大きな声で挨拶をする中で、やはり交通状況、通学路の状況を私自身もしっかりと目の当たりにすることができたということと、それとやはり通学路が非常に危険な箇所が多いということを改めまして私自身の中でもしっかりと理解をいたしましたので、そういったところを踏まえて、教育委員会として、また各課、各関係者の方々と一緒になって、事故が起こらないような通学路の点検、安全・安心に向けた通学路のというのは、しっかりと町としてもやっていかなければいけないというふうに思ったところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 私たちも含めて、みんなで子どもたちの命をしっかり守ってあげる、最近もまさかというそのような事故等も発生しております。このところはしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に参ります。(2)になります。

法定の道路標識等による交通規制の効果を明確にし、運転者に対して、道路の状況または交通の特性に関する注意喚起を行うなど、交通の安全と円滑に資することを目的とした法定外表示について、どのようなものがあり、その効果をどのように捉えて設置しているのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

法定外表示には、交通の安全と円滑化を図り、交通規制の実効性を高めることを目的として設置する路面標示やカラー舗装及び看板があります。

この法定外表示については、無秩序に設置された場合には、法定の道路標識等の整備効果を低下させるおそれがあることから、一定の法定外表示について設置様式等の統一を図り、適正な交通管理に資するため、警察庁が法定外表示等の設置指針を定めております。

本町で設置している法定外表示としては、歩行者を保護するためのカラー舗装、交差点のクロスマーク表示、速度を落とせなどの文字表示、この先危険スピードを落とせ看板などがあります。

法定外表示は、法定の道路標識等による交通規制の効果を明確にし、運転者を含む道路利用者に対して、道路の状況や交通の特性に関する注意喚起を行うことで、交通事故防止対策、生活道路や通学路の安全確保などに効果を上げるものとして設置しております。

設置に当たっては、他自治体との統一感を欠いて道路利用者の安全な通行に悪影響を及ぼすことがないように、また乱用することで法定の道路標識等の整備効果を低下させないように、警察との協議を十分に行い、現場の状況に応じた効果の高い表示を法定外表示等の設置指針に沿って設置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 法定外表示、警察庁の法定外表示等の設置指針に基づいてという答弁がございました。

その中で、生活道路、通学路の安全確保という内容がございましたので、今から質問をしていきますが、過去に何回も質問しているものなのですが、最近、町民の皆さんにおきまして様々な交通安全対策案を持たれているように感じております。

その一つで、ゾーン30、八街市の事故から、ゾーン30プラスというものが始まりましたが、それもその一つです。菊陽町においては、10年前に、にじの森地区にゾーン30を設置しておりますが、多くの関係する機関との協議が必要であること、より具体的に物理的デバイス、法定外表示の設置、法定表示も含めて、先進地を調査する、研究する必要があるものだと認識しております。

現在の町の道路に関する取組も含めて、ゾーン30及びゾーン30プラスの設置についての考えを、再びになりますがお聞きいたします。

また、将来的になりますが、先日公表されました住宅地などにあつて日常的に利用され道幅も狭いいわゆる生活道路について、警察庁は車の法定速度を現在の原則時速60キロから一律時速30キロまで引き下げる方針を固め、法令の改正手続を進めることになりました。スムーズに進みますと、2026年9月からの実施であるとのことでございます。これも含めてお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 御質問にお答えします。

まず、議員御質問のゾーン30及びゾーン30プラスでございますけども、こちらは両方とも、

まずその地域を、エリアをゾーン30に設定することがまず第1番でございます。そのエリアの設定に当たっては、御承知のとおり、地域住民の方の御理解が一番でございます。

ゾーン30を設置することによって安全性は高まることもあるかと思いますが、設置することによっての速度が低下するデメリットもしくは物理的デバイスを設置することによるデメリット、そういったことを設置するエリアの住民の方全てに御理解をしていただいた上で、設置することが必要だと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 物理的デバイス等々の効果検証等はもう実施されており、効果があるというものを選ぶというのは当たり前のことなんですが、ちょっと気になるところをお尋ねいたしますが、路面に設置する法定外表示といえば、出てきませんでした。歩行者横断指導線、指導停止線、そのほか交差点カラー舗装、路側帯のカラーベルト、うちは緑で塗っておりますが、減速ドットライン等が考えられます。

法定外表示の主に路面標示、道路に表示する路面標示、文字表示、区画線の設置において、本町は担当課がばらばらであると感じております。

建設課で、これは一本化してまとめて進めることはできないのか。具体的に、熊本県、熊本市、ほかの自治体でもあまり分けているところはないんですね。土木部、土木センター等がまとめて設置したり協議したりしている部分があるんですが、このばらばらになっている理由について明確なものがあれば教えてください。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

今、事務分掌の話で、交通安全施設については危機管理防災課と、それと落としているのを建設課のほうで役割分担をしてやっておりますけれども、どのようなやり方が効果的、効率的なかということも検証しまして、今後、事務分掌、担当のことについては検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） なかなか一般の方にも分かりにくい、交通管理者が設置する横断歩道とか停止線とか、その部分でも、町がするのではないだろうか、道路管理者がするんじゃないかとかという、なかなか分かりづらいところであったので、これはもう一つに分かりやすくしておいたほうがいいのかというふうに思ったので、質問いたしました。

進めてまいります。(3)になります。

視覚障害者誘導用ブロックについて、今後、新設される歩道や公共施設、学校等の通路や出入口への設置について、どのように考えているのか。

既にもう設置してある点字ブロックの劣化が激しいところもございます。点字ブロックの劣

化、破損している箇所の点検、修繕はどのように行っているのかというものなのですが、これはまさに視覚障害者の方々の命綱と言っても過言ではございません。

町長が町民の皆様、仕事、通勤、通学、買物に來ている皆様に寄り添われていることは存じ上げております。

それでは、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） まずは、御質問のうち、今後、新設される歩道への視覚障害者誘導用ブロックの設置についてお答えいたします。

視覚障害者誘導ブロックについては、視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるよう誘導し、かつ段差や横断歩道等の存在を認識するなど、視覚障害者を誘導するために設置するもので、その設置については、国土交通省が定めている道路の移動等円滑化に関するガイドラインにより、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所について敷設すると定められております。

具体的には、歩道や立体歩道施設の通路など、視覚障害者の移動円滑化のために必要であると認められる箇所に敷設するものです。

同ガイドラインに基づき、近年、町が設置した施設では、光の森駅駅前横断歩道橋に設置しており、今後、新設する道路に関しても同ガイドラインに基づいて設置してまいります。

また、視覚障害者誘導ブロックの維持管理については、道路パトロールにより劣化の状況等を点検しており、破損や不備が確認されれば速やかに修繕を行い、道路利用者の支障がないよう維持管理に努めております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） それでは、総務部から、公共施設や学校施設についてお答えをいたします。

まず、今後、新設される公共施設や学校施設等の通路や出入口への設置についてですが、町の公共施設や学校を新たに整備する場合は、バリアフリー法に基づき、国土交通省が作成した建築設計標準及び熊本県のやさしいまちづくり条例などに基づく建築物の整備ガイドに準拠し、整備することとしており、今後、新たに施設を整備する場合は、この基準により設置していきたいと考えております。

次に、点字ブロックの劣化、破損している箇所の点検、修繕についてですが、学校施設につきましては、先生方による日常点検を行っており、不具合箇所等につきましては、町職員が現場確認した上で、その都度、補修工事などの対応を行っております。

さらには、文部科学省により、学校においても専門的な点検を定期的を実施するよう通知されていることから、学校施設を常時適法な状態に維持するため、有資格者による定期調査、点検を行い、不具合箇所については早期是正を行っております。

そのほかの公共施設につきましては、施設管理者などにより、劣化、破損等を確認した場合は、その都度修繕等を行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 維持管理、劣化の修繕について、建設課の黄色回転灯装備車両が道路の異常を点検してパトロールしているのは存じ上げております。承知しておりますが、歩道や路側帯の危険性とか問題点については、やっぱり歩いて初めて気づくことがあるのではないかなというふうに思っております。パトロールのやり方も、車で、乗りながら、車で見ながら、たまには降りていろんなところを見て歩いているのかなというふうに感じました。

これは、町長の72の政策提言集においては、安全への投資、歩行者や車両の交通事故を減らすことを目的とした道路区画線等の整備、また第7期菊陽町障がい福祉計画において外出の支援にもつながるものだと思っております。

吉本町長の障害を持たれた方々へ寄り添うお気持ち、考え方を教えてください。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、中岡議員の質問にお答えをいたします。

私も、今お話がありましたように、政策の中で、やはり道路の整備というのを上げておりました。それと同時に、住民の生命、身体、財産を守るという部分におきましても、やはり道路の整備、特にお話がありました消えている線をしっかりと引くという部分は、やはり私が就任して以来、特に力を入れているところでもございます。

ただその一方で、やはり非常に多くの消えている、消えそうな部分があるということは、私のほうにも住民の方からも問合せがありますし、町のほうにも上がってきているというのは承知をしているところでもございます。

それと、障害をお持ちの方々に対しても、やはり不具合があるというところは私も承知をしておりますし、その都度対応ができるところはしっかりとやっていこうというふうに思いますし、そういった障害をお持ちの方々のお話を聞く場というのも、個人的にも求めたいというふうに思いますし、やはり実際、お話を聞いたときには、車椅子に実際部長さん方も乗っていただいて、そういった視線で、どうやったらその対策ができるのかというのをまず資格も含めて、やはりそういった部分も一緒になって考えていかないと、どうしても机上の空論だけではこの問題は解決しないというふうに思いますので、やはりまだ寄り添い方というのいろんな意味であるとは思っていますので、そういったところも含めながらしっかりと対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） ぜひとも、常に私ども議員と共に寄り添っていただければと思っております。

次の4番目の質問に入らせていただきます。

これは、最近、他の自治体において、カーブミラーや道路標識の支柱が倒れて子どもを直撃するという痛ましい事故が発生しましたが、本町においても同様の事故を防ぐために必要なことは何か、どのような対策を行っているか。

これは、この質問を用意したきっかけは、5月5日午後4時半頃、愛媛県新居浜市で、これは根元付近を加工したものというのが判明されましたが、児童に倒れる事故、5月16日に、これも同様、愛媛県西条市でカーブミラーが通学路に倒れている状態であったということ、また5月15日午後、大分県日田市の市道で駐車禁止と制限速度を示す道路標識が根元から折れ、下校中の小学1年生女児が顔にけがをしております。また、長野県中野市において、これは道路ではなく、公園の根元が腐食、根元付近が腐食した高さ10メートルのポプラの木が倒れ、小学生女児が腰に軽いけがをしました。

さらに、昨年、合同点検の中で気づいたんですが、菊陽町道明地区にある、これも速度の制限速度を示す道路標識がまさに倒れる寸前でございました。そのほかに、菊陽町においても支柱が曲がっている、ぶつけた後でそのままにしているという状態の標識等もあります。

これにおいては、公安委員会が設置するものと、あと道路管理者が設置する標識もあるのですが、それと菊陽町においては防火水槽等の標識もございます。

これらにおいて、どのように対応しているのか、点検しているのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

カーブミラーや道路標識の倒壊における事故を防止するためには、設置されているカーブミラー支柱などの腐食部位の早期発見と、発見した場合の迅速な修繕などの措置が必要であります。

本町におけるカーブミラー設置は、正確には分かりませんが、昭和40年代頃から設置が始まったものと思われます。

直近の5年間に町が設置したものは、設置場所を地図に記録し、管理を行っておりますが、カーブミラーは、町で設置したもの、県が設置したもの、個人で設置されたものがあり、数も非常に多く、町が設置したカーブミラーの全体の数や設置場所は把握できていない状況です。

このようなことから、まず町が管理すべきカーブミラーの設置場所と数を把握するため、調査を進めてまいります。そして、管理台帳を用い、保守点検の年次計画を立てるなど、確実な管理を行ってまいりたいと考えております。

なお、現在、町で行っている対策としましては、スクールパトロール隊及び道路パトロール員による町内巡視時の目視や触診による点検や昨年6月に導入しました道路異常通報システムによる町民からの通報、区長、自治会長からの情報提供などにより、危険施設の早期発見に努めております。また、把握した危険施設につきましては、早急に修繕などの対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） どのような点検、見つかったらすぐに対応していただきたい思いがあるんですが、いかんせん数が多いということで、昨年から進められたという道路異常通報システム、それを私もやってみたんんですが、思ったより簡単でございました。それを皆さんに上手に伝えて、何かあったときに知らせてもらうという対応をしてもらうといいのかなというふうに感じます。

これに加えて、必要なことと、質問の中に入れさせてもらっているんですが、これは必要なことといたしまして、子どもたちが被害に遭ったことから、学校は登下校や日常的に利用する道路、そのほか、いわゆるふだん気をつけることの範囲、これはとても広いと思いますが、どのように危険を予測し、行動するという教育、事件事故に遭遇したときの対応方法を教えているのか、お尋ねいたします。

付け加えますが、今回の事故におきまして何ひとつ子どもに非や問題行動はなかったとの認識で御質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） 中岡議員にお答えいたします。

私のほうで、今、交通安全プログラム、また交通安全等が話題になっておりますが、子どもたちの命を守るためというところで少しだけ幅が広い範囲でお答えさせていただきたいと考えます。

まず、中岡議員におかれましては、通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検が始まった平成27年から9年間、今年度までずっと、昨年度までは夏の猛暑の中、それが毎年3時間以上に及ぶ長時間に、子どもたちの命と安全・安心のために積極的に合同点検に参加いただいていますことに心から感謝申し上げます。

私が述べる前に、ここに菊陽中部小学校の学校だよりがございますので、ちょっとそれを最初に紹介させていただきます。

1 番に、これは5月23日発行です。

本校の学校経営の基盤に、学校は人の命を預かる場所と示され、これまで大切に受け継がれています。時間の関係で少し省きます。5月14日に地震避難訓練を行いました。災害に、いつどのようなときに会えるかわかりません。身を守ってくれる大人がいつもそばにいてくれるとは限りません。最後は、自分の命を守ることを最優先に考え、自分で判断し、行動できる力を培っていくことが何より大切だと考えていますと書かれています。

今読みました中にもありました学校は人の命を預かる場所であり、自分の命は自分で守ることができる資質、能力やそのような気持ちを育てていくことが最も重要であると考えます。

交通事故だけでなく、地震、豪雨災害、自然災害、また犯罪等、それから学校における活動中の事故や登下校中における事件事故、最近ではスマートフォンやSNSをめぐるトラブル

など、本当に新たな危機事象も発生しております。

こうした現状を踏まえると、学校における安全管理としては、安全で安心な学校環境の整備、子どもたちの安全を確保するための組織的な取組を一層充実させることが不可欠だと考えます。

このような意味からも、菊陽町が実施しています通学路合同点検、また昨年度から実施しています菊陽町通学路安全対策会議、そして何よりも子どもたちの命と安全・安心を守るためのスピード感を持った対応が重要であると考えます。

さらに、学校における安全教育としては、子どもたちがいかなる状況下でも自分の命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために基礎的な資質、能力を育成していくこと、さらに主体的に行動する態度を育成することも不可欠だと考えます。

学校では、各教科や道徳、総合的な学習の時間または交通安全教室や避難訓練等を通して、そのような力を養うことを行っています。

教育委員会は、学校と連携を取りながら、生きる力を育む安全教育にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 大人がいつも子どもたちに付き添ったり見守ったりすることができるなら、それには大いにこしたことはないんですが、それは限界がございます。子どもたちが自分たちで登下校する、また自分たちでいろんなところ、公園等で遊具等で遊ぶとか、いろんな危険に対して子どもたちも自分で気にしながら、気をつけながら生活ができるような教育をしていただければと思っております。

続きまして、大きな項目2番に移らせていただきます。

大きな項目といたしまして、役場及び公共施設等の安全対策について、これを2つ用意しております。

1つ目が、不審者や不審物の対応は、町が作成した危機管理マニュアルに基づいて行うとのことであったが、防犯訓練、不審者対応訓練、避難誘導訓練について、どのように考え、実施するのかになりますが、この質問に関しましては数名の同僚議員も過去に質問しております。

また、全国的に、役場だけでなく、最近は同類、これは先日、川崎市で包丁を両手に持って酩酊状態の者が確保されるということで、変な表現で刃物男というふうにニュースでも報道されるんですが、そこのその事案があったことと、不審物においては、那覇市役所で不審物騒動がございました。それと、昨日、大阪府においてゴルフ練習場で不審物があり、爆発するという事案が起きております。

この事件事故、災害においても、いつ、どこで発生してもおかしくない、まさかの出来事、想定外であった、私の住む町で起こるとは思わなかった等を口にすることは許されません。

一番よいことは、防止、抑止、犯行の中止になりますが、その効果を発揮させること、常に

人ごとではなく自分ごととして、できる限りの備え、準備、訓練が必要であるということはいうまでもありません。このことにつきまして御質問いたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 質問にお答えいたします。

不審者や不審物への対応は迅速かつ的確に行う必要があり、来庁者及び職員の安全の確保、公務の適正かつ円滑な遂行のために欠かせないものであります。

そのため、不審者等への対応訓練などを定期的に行い、いざというときに職員が即座に対応できる体制を構築する必要があると考えております。

先月、熊本県警察本部より2名の方を講師に招き、防犯訓練を実施したところであります。この訓練では、役場に配備されているさすまたを活用した不審者対応訓練や不審者に襲われた際の護身術の訓練などを行いました。

また、現在、菊陽町危機管理マニュアルの見直し作業を進めており、今後、改訂したマニュアルを職員へ周知するとともに、防犯訓練、不審者対応訓練、避難誘導訓練などを定期的に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 今後ということと、警察署、警察、熊本県警から、本部から来ていただいたということで、護身術とさすまた訓練があったということですが、それでは御質問いたしますが、町立保育所におきましては、保育所保育指針に基づいて、これは確認したんですが、二月に1回、年に6回の不審者対応訓練をしているということと、学校等は、学校保健安全法に基づきマニュアルを作成し、年間計画に入れ、大津警察署生活安全課や菊陽町役場危機管理防災課の皆さんが講師として指導を行っている、行ってきたということですが、なぜゆえに役場や支所、町民センター等などの不特定多数の方々が出入りするところで過去に訓練をしてこなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えいたします。

この訓練については、以前は行っておりましたけれども、ここ数年、少し、なかなかできていない状況がございましたので、本年度から、この前、先月、訓練をしましたので、今後、こういった訓練はしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 過去じゃなくて、今から積極的にいろんな危機に対して全庁挙げて、皆さんが、各一部のカウンターとか、不審者に近い若い職員さんたちが対応するだけでなく、皆さんでこのような訓練をしていただきたいという部分と、私も空手を35年やっていますが、何かを持たないと、防犯用品を何か持たないと自分の身を守れないかなという部分も多く

あります。その部分では、さすまたを使用するということによろしかったですね。さすまたを使うということは理解しましたが、次に行う防犯訓練、不審者対応訓練、不審物も含め、避難訓練は明確に分かっているなら教えてください。いつ行うのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えします。

今現在は、まだ明確にいつやるというのは決まっておりませんので、これから警察の本部等と協議をしながら、実施時期のほうを検討していきたいと考えております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） ぜひ進めていただく上で、なかなか不審者、不審物という言葉はよく使われるようになりましたが、これの定義だったり見極め方だったり、さすまたの出すタイミング、これも難しいのかな、やたらさすまたで取り押さえると、私人の現行犯逮捕というのは可能ですが、使い方次第では人権の問題にもなります。その部分では、不審者、不審物のケースを様々に想定してもらって訓練をしていただければと思っております。

時間があまりなくなってきましたが、(2)に移らせていただきます。

具体的に、町長等への暴力、暴言、不当な要求を防止、中止、犯行を途中で中止させるために様々なことを備えるべきであるが、事件が発生する前後、前、後ろにどのような対応をするのか。また、このようなケース、どのようなケースを想定しているのかをお尋ねいたしますが、初めに言いますが、この質問は警察法施行令13条、警護要則に基づく要人警護、身辺警護のようなものではなく、庁舎内にいる場合や行事等の参加時についてのことであり、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

町では、不審者等が役場に来庁した際にどのような対応をすべきかを定めた菊陽町危機管理マニュアルを策定しております。

犯罪者は、声をかけられることで犯行に及びにくくなる傾向があるため、マニュアルでは、まずはこちらから相手に声かけを行うといった対応をすることや、不審者と判断した場合には、複数人で警察への通報役、監視役、対応役、来庁者の安全確保役といった役割を分担し、対応することなどを定めております。

実務におきましても、総務課職員に対しましては、町長室前室に常に目を配るように指示しているところであり、不審な人物等を見かけた際は必ず声かけをしているところでございます。

また、町長等への来客の際は、職員が同席するなど、複数人での対応を基本とし、1対1の状況にならないように努めております。

現時点で、どのようなケースを想定しているのかとの質問でございますけれども、仮に町長

等に危害を加える行動を行う者などを発見した場合は、来庁者の安全を図る行動を取るとともに、町長等の保護に努め、直ちに警察に通報することとしております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） マニュアルをしっかりとつくって、それに伴うように行動するというのは当然ですが、警察に通報しました、警察は今レスポンスが7分から10分、その間パトカーが来て取り押さえました。その間の期間、時間で、どのように的確に正確に対応できるかというのも、これも他人、人ごとではなく、訓練が必要だと思っております。

総合窓口の職員体制が変わったとお聞きしましたが、増員して求められることとすれば、取り押さえる等ではなく、声をかけることでの防犯、しっかり声をかけてどのような御用件ですかというふうなものが第一のとりでになるというのと、緊急のときに、ほかの職員に通報するシステム、通報するということが大事なというのと、先ほども言いました警察が到着するまでの時間をどうやって稼ぐかというのが必要だと思います。

不審者の制圧、法に基づく現行犯逮捕は困難であると考えておりますので、初動について、部分、初動についてと次のとりでの不審者の動線付近にいる職員の皆さんと、最後のとりでとなる、総務課になると思いますが、その皆さんの具体的な対応訓練等は今後考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） 今の質問にお答えさせていただきます。

先ほど総務部長のほうからもありましたように、危機管理マニュアルの改訂を進めておりますので、その中で、そういった行動についても、どういった対応が可能なのか、様々な方からの御意見をいただいて、そういう中に盛り込んでいければと、総務課としては考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） なかなか、マニュアルができて、実際にやってみないと分からないことと、あとは自分の、対応した人たちの心理、そのの部分でも簡単なものではないがゆえに、訓練が必要であると考えております。

ここの部分で一つ御提案いたしますが、町長室、副町長室に向かう動線というのは、不審者が立って行動する、来庁とかという表現をされましたが、私は侵入だと思っております。侵入する、役場の東側の階段、職員さんの専用の入り口がございます。階段の部分では、そこから入って階段を駆け上がると、もう数秒で町長室、副町長室にたどり着くことができます。

提案として、そこは限定して、職員だったり関係者の通路として活用し、最も簡単に移動できるようなプラスチックのポールとかチェーンが、プラスチックのチェーンとかがございます。それを設置することで、関係者以外の侵入を見分けることが可能かなと感じております。

とにかく動線が、動線、侵入する場所が、経路がたくさんあると初動も遅れるし気づきも声かけもできないのかなというふうに感じておりますが、これについて何かありましたらお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 総務課長。

○総務課長（村上健司さん） ただいまの質問にお答えします。

今の御提案につきましては、町のほうでも、今回の質問をいただき、検討を進めました。

検討の結果、町長室前室に面している町長室、副町長室の出入口を施錠することとしましたので、お伝えしておきます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 常に施錠というのは、タイミングとか時期とか、町長はいつも町民の皆さんの身近にいて、とても話しやすいというところは保ちつつ、安全確保をしていただければと思っております。

先ほどから、職員の皆さんが護身術の訓練をされている、されたということで、今後もされると思うんですが、吉本町長も、もしお時間がございましたら、ぜひ職員の皆さんと一緒に護身術を学んでいただければと思います。

これに関して、町長、コメントがあったらお願いします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） スケジュールが合えば、ぜひ護身術をしっかりと学びたいというふうには思います。やはり訓練が必要だということは、職員もはじめ皆さん方も当然同じだというふうに思いますので、何か、ないほうがいいんでしょうけども、何かあった時のためには、やはりそういった訓練も含めて、私も参加できれば参加したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） これも、うそみたいに、まさかそういうことはないだろうと思っていたときに限って、事件事故とかは起きたりもします。私も、まさか体調不良になって欠席するとも思ってもいませんでしたので、その部分ではしっかりして、一緒になって取り組んでいただければと思っております。

今回は、町長が、積極的に、スポーツ、文化、異年齢、異文化の交流を含めて、安全・安心という町の土台を万全にするために御質問しました。

町民の皆さんが、誰もが笑顔で楽しく暮らせることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 中岡議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時57分

再開 午前11時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林議員のほうから、体調不良のため、自席からの質問の願いが出ております。これを許可します。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） 皆さん、おはようございます。日本共産党の小林久美子です。体調を考慮していただいてありがとうございます。町民の皆さんを代表して一般質問を行います。

私も議員になりまして30年目に入らんですけど、なかなか、体調もあり、皆さんに御迷惑をおかけしているなと思っていますが、質問についてはしっかり頑張っていきたいと思います。

今日は、交通渋滞対策について、原水駅とその周辺の整備について、地価、家賃高騰対策について取り上げます。執行部には、明確な答弁をお願いいたします。

6月6日付、昨日、熊日では、渋滞解消へ県庁一丸との報道で、木村知事は渋滞解消に不退転の決意で取り組むと発言し、強調されていました。短期の対策として、信号制御の効率化や交差点の改善を上げています。

私は、今年3月議会で、TSMCの第2工場が年内に着工されると、さらなる渋滞が懸念されるとして、今後の具体策をお聞きしました。その時点では、立地の場所や規模も未確定ということでしたが、国の地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の対象地域となり、セミコン周辺地域では道路整備が加速度的に進むという答弁でした。

ハード面については、都市計画道路菊陽空港線の延伸が令和8年度完成予定、県道大津植木線の多車線化が令和10年度完成予定と、広報きくようの6月号に掲載されています。

今年4月の交通量調査をこの前も説明をいただきましたが、全体の数はちょっと分からないんですが、15か所の地点で前回より増加しています。

県道大津植木線では、前回約350メートル渋滞が約1,400メートルに、菊陽町役場近くのバイパスが470メートルから930メートルに、県道辛川鹿本線が485メートルから800メートルに、報告ではなっていました。

減少しているところもありますが、このような状況に対して、まずは吉本町長の今の御認識をお伺いしたいと思います。

木村知事は県庁一丸となって取り組むということでしたので、このTSMCが進出する地元菊陽町としてはどのように今お考えになっているかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、小林議員の質問にお答えいたします。

まずもって、菊陽町は熊本県と情報の共有、そしてまた連携をしているということをお伝えしたいというふうに思います。

非常に車の量が増えてきているということでございます。住民の方々、そしてまた道路を使

われる方々が、その渋滞をしているということは私も承知をしておりますけども、冒頭にお話をさせていただきましたように、熊本県とはその都度連携をしながら、情報の共有をしながら、連携をしてしっかりと進めてまいりたいというふうに思います。

ただ、すぐ解決ができないということもしっかりと御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 県としっかり共有しているということでした。

今年12月からのTSMCの第2工場の工事の着工、JASMの本格稼働を迎えます。

私は、この状況ではパニックになるのではないかと、今までも対策を訴えてきました。今のままでは道路の整備はもちろん、皆さんも御存じのように間に合いません。たとえ道路を整備したとしても、さらに交通量が増えるのではないかと危惧します。

私は、この朝夕の深刻な渋滞緩和のためには、通勤車両を減らすためのソフト面の対策を徹底するしか、今はないのではないかとというふうに思っています。ソフト面の対策をやはり今しっかりとやるのが、町民の皆さんの深刻な渋滞、大変仕事もやりづらいという、そういう不安を解決するのではないかと考えます。

広報きくようでは、企業とも連携し、セミコンバスの拡充や時差出勤、完全フレックスタイム制の導入による通勤時間の分散など、ソフト面の対策を進めていますとあります。

そこでお尋ねします。

セミコンテクノパークの企業の何社が、どういう取組をされているのか、また今後、進出してくる企業についても進めていく必要があると考えますが、町としてどう対応するのか、お聞きします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

セミコンテクノパーク協議会の企業につきましては、時差出勤や勤務時間を全く指定しない完全フレックスタイムに、26社中8社が取り組まれております。中でも、東京エレクトロン九州、ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング、JASMの大手3社において、派遣、請負などの関連企業を合わせた約6,200人が時差出勤や完全フレックスタイムによる分散勤務に取り組まれるなど、交通渋滞軽減に向け、大変多くの方に貢献をいただいているところでございます。

今後、進出される企業につきましても、時差出勤を含む交通渋滞対策について御理解を賜りながら、取組を拡大していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、各企業の規模や勤務体制等がございまして、できる範囲での実施についてお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、山川部長のほうから答弁がありました。私はやはりもう少し突っ込んでやっていく必要があるのではないかと考えています。それは、時差出勤や完全フレックスタイムが大体どの程度企業に進出しているのか。このことはとても大事で、私は多分、恐らく数回の議会ですべてどうなっているのかということをお尋ねしましたが、菊陽町議会では、企業にお願いをしているということで、協力をしていただいているという程度にとどまっていますが、合志市議会では、時差出勤の効果で、具体的なんですよ、例えば東京エレクトロンが、昨年7月から、全従業員の半数の2,500人を対象に始業時間を30分から45分遅らせる時差出勤を実施している。また、ソニーグループは、昨年4月から、フレックスタイム制を導入したことなどが紹介をされています。

私は、企業の裁量もあるからということで、そこにとどまるのではなくて、やはりもう一歩、町として踏み込んで、実際具体的に何名の方が、従業員が何名中、何名の方がどういうことをされているのか、これは非常に大事だと思います。そういうふうに町がやることによって、町民も、こういうふうに町として努力して、会社に、企業にお願いをし、企業は今こまめに取り組まれているんだというのが分かると思いますけれども、もう一歩突っ込んだ自治体として、町として、今つかんでいることがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） それでは、御質問にお答えいたします。

こちらのほうで、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、東京エレクトロン九州におかれましては、以前は8時半から17時15分、8時45分から17時30分、9時から17時45分の勤務時間を9時15分から18時、9時半から18時15分に変更されまして、ピーク時の8時半周辺の交通量の削減に取り組まれております。

ソニーにつきましては、完全フレックスタイムのほうを導入されるのと併せて、昨年8月1日から、ノー残業デーを毎週水曜日というふうに指定されておったんですけれども、部門ごとに、そのノー残業デーを振り分けられて、退勤時間を分散されているというふうにお聞きしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 少し補足させていただきます。

東京エレクトロンさんが時差出勤を始めたとき、これはこの議会においてしっかり人数も含めて御説明させていただいたかと思っております。ですので、いち早くこの議会で答弁させていただいているということ。

それから、交通混雑緩和・解消に関する特別委員会があったかと思っておりますけれども、その席には、企業立地課の課長が来まして、東京エレクトロンの取組であったりソニーのフレックスタイムの取組については、しっかり御説明させていただいているということを付け加えさせて

いただいております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、副町長から、具体的に以前報告しているということでしたので、私もまた確認をさせていただきたいと思います。

それで、副町長に、それではお尋ねしますが、東京エレクトロンやソニーなどが今そういうふうに取り組んでいる、今後、TSMCが、今2月から稼働して、今年の冬はもっと結構集中すると思うんですけど、そこについては具体的に道路はなかなか簡単にいかないと、そうなればソフト面で、今どういふのを検討されているのか、その点についてお尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） お答えいたします。

先ほど、小林議員のほうから、県のほうは木村新知事に基づいて推進本部を立ち上げられたという話があります。

その席での意見として、私ども菊陽町のほうから県の商工労働部のほうに要望いたしまして、要するにソニーの工事が始まります、JASMの工事也开始していきます。そういった中で、車両が大きく増えていくと、そういう中においては菊陽町だけでの対応というのは限界があります。そういう中においては、広域的な取組としてしっかり取り組んでほしいというものを要望いたしまして、その要望状況については推進本部の意見交換会だと、意見交換の中だったと思いますけれども、産業局長のほうからしっかり菊陽のほうからの要望があっていると、そういう中においてしっかり県として対応してほしいというような話があったということも紹介されているところでございます。

また、先般のセミコン協会の会議の中で、冒頭で、これは吉本町長のほうから同様の挨拶をセミコン協会の中で、挨拶をさせていただいたところでございます。今、小林議員が言われたように、この渋滞問題はしっかり真摯に、菊陽町だけではなくて、県もしっかり巻き込みながら、しっかりと取り組んでいきたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 交通渋滞につきましては、今年いっぱいの中で、どこまでソフト面を進めるのかがとても、恐らく県の会議でも検討されていると思いますけれども、例えばパーク・アンド・ライドとか、そういうのを今までも議会の中で提案をしてきましたが、そういう点での具体化を今県がしっかりと取り組むというふうなことは話し合われなかったんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今、パーク・アンド・ライドの話をされておられたと思いますが、これは実は県のほうも、実証実験に昨年度取り組んでおられます。たしか運動公園のほうでパ

ーク・アンド・ライドをやったと。それから、直通運転ということで、たしか光の森を拠点として、そこに人を集めて、そこからセミコンのほうに移動するようなバスの実証実験を行ったと聞いておりますけれども、なかなか、実証実験に伴う成果が出てきていないということで、さらなる課題について、今、検討なされていると、そういう段階と認識しているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） なかなか、パーク・アンド・ライドやほかの実証実験、思うような効果が得られないということで、そしたら次は何をするかということだと思んですが、私は前回、今度第2工場とかが来た中で、どんなふうに交通量が予測されるのかとかという問題とか、あと庁舎内でも、もう少し交通の専門家の方を招いて、もっと研究を進めないと、実際、年末になって、これはこんな状況では、予想していなかったということでは町民はやっぱり困るし、そういうところにぜひ取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、その点ではどうでしょうか。

それから、やっぱり議員ももちろん情報をしっかりと得る努力はしないといけないんですけど、そういう、今、課題を持っているところの議員、議会でも情報共有が必要だと思います。議会にも、県でいろいろ検討されることをもう少し丁寧に教えていただくと、私たちもしっかりと考えていけると思いますので、その点、副町長、どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） まず、今後の対策でございますけども、先ほど冒頭、県の推進本部の立ち上げについて評価をいただいたところでございます。まさに、推進本部が出たということは本気でこれに取り組むということでございますので、私どもは、先ほど町長が申し上げましたように、熊本県と菊陽町は全く別ではなくて、同じ共通問題の中でしっかり連携をしながら取り組んでおります。特に、木村知事と吉本町長については、いろんな機会で見聞交換をなされておまして、そういった対策について必死になって取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、議会への説明については、これからはしっかりと、私どもは説明をしていきたいと思っておりますし、特別委員会等もございますので、そういった中でも私どもは求めに応じて対応させていただければと思っているところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 特別委員会は、恐らく、今回やめて、全議員でということになるのかと思います。それで、今の状態で、どれだけソフト対策をやっていくかという議論をしてきたんですけれども、やはりTSMCの関連で、この間、半導体の関連企業が何社ぐらい菊陽町で今営業されているのか。また、今後の見込みはどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） それでは、お答えします。

J A S Mの半導体装置を作られているメーカーのA S M Lさんが、カリーノのほうにサポートオフィスを開設され、今入居されております。

その他の企業につきましては、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後日、個別に回答させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、T S M C関係だけではなくて、半導体の関連、町内にどれだけ増えているのか。これは交通渋滞だけではなくて、やはり地下水の問題も大きく関係してくると思うんですね。セミコンテクノに、T S M C、J A S M以外に何社、この間、開業されているのかとか、そういうことはやはり地下水の保全を考える上でもとても大事だと思っていますので、また調べていただいて、教えていただきたいということを述べて、次に行きます。

ソフト面の対策、時差出勤やフレックスタイムのことで、副町長からは、以前、ちゃんと数字も伝えたということでしたけれども、企業にいろいろお願いしていくという、全体としては今町のスタンスはそうなんです、企業任せにするのではなくて、やはり町としても協議会などで実態を把握して、やはり強く要請をして、一緒に企業にも考えていただかないと、本当に改善しないのではないかというふうに思っていますので、その点はよろしくお願ひしたいと思っています。

次に、原水駅とその周辺の整備について質問をさせていただきます。

同僚議員の質問もありましたけれども、今の朝夕の原水駅を利用している人数とセミコンバスの運用状況について、まずお聞きしたいと思いますが、私も、朝7時前後に原水駅の、だけではないんですけど、その周辺の実態調査とかをしました。

かなりの人が、私の想像以上に行列をつくってバスを待っておられますし、駅のほうからずっとホームを伝って北側に行かれるんですけども、本当に想像以上に実際、その時間に行ってみると多いというのが実感です。

まず、後、整備のこともお尋ねしますが、今の運用状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問ですけれども、運用状況ということはどういう内容というか。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） すいません。それでは、運用状況というのはちょっと分かりづらかったと思いますが、今、通告に書いていますように、利用者が多数であり、原水駅の整備とともに転回広場の整備をどう進めていくのかというのを私は質問通告で出しています。

それで、運用状況は、結局、近い時期に駅の乗降者数は3,000人程度になるというのが今の状況だと思います。

それから、セミコン通勤バスについては、朝10台運行して、夕方5台を運行しているということでした。

その他シャトルバス、タクシーなども運行というのがありましたけれども、その点について、もし分かれば教えていただきたいと思います。今の時点ではちょっと分からないということであれば、また後でも結構です。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） すいません、バスの運行状況ということでよろしゅうございますか。

今、ちょっと資料が手持ちにございませんので、大体1日に1,500人前後は御利用されていらっしゃると思います。回答もございましたように、1日に、午前中ですいません、ちょっとすいません、記憶で申し訳ございません、曖昧で申し訳ございませんけども、朝が二十二、三名だ、22名だったと思いますけど、すいません、ちょっと申し訳ございません、という等というふうに、すいません、ちょっと。

（16番小林久美子議員「分かりました」の声あり）

正確な数字はちょっとあれなんで申し訳ございません。それでよろしかったですか。すいません。

（16番小林久美子議員「はい、いいです」の声あり）

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 私は、何か同僚議員の質問か、ちょっと状況で、お聞きしたと思うんですけど、今、二千数百人で、近い時期に原水駅というのは3,000人ほど利用するというふうに、私は今のところ認識をしまして、セミコンの通勤バスも、あそこに、四、五台止まって、近隣で待機されていたりするんですけど、そういう状況があると。

私がやはり想像以上に、本当に多いなというのが実感なんですね。それで、原水駅の整備、例えば雨よけとか、あれでは雨よけとかもないし、みんなはみ出ているわけなので、原水駅の整備とともに転回広場の整備を今後どう進めていくかを、それではお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えします。

（1）についてお答えをいたします。

J R原水駅については、セミコン通勤バスの利用者の増加と併せて、駅乗降者数も伸びており、近い時期に、1日当たりの乗降者数が令和4年度実績の2,178人から3,000人程度になると予測をしております。

廣瀬議員の御質問の際にも答弁させていただきましたが、利用者が伸びている原水駅の整備に関しましては、これまでも熊本県と連携して必要な要望を行ってまいりました。

また、駅利用者の増加と併せて、これまでの熊本県との要望等に応える形で、J R九州からは、原水駅について安全性、利便性向上を図るための改良を行っていくとお聞きしており、引

き続き、ＪＲ九州、熊本県、セミコンテクノパーク立地企業と連携して、原水駅の整備に必要な取組を進めてまいります。

また、原水駅北側のバス転回広場につきましては、昨年５月の供用開始後、現在はセミコン通勤バスが朝１０台、夕方５台を運行しております。

さらに、セミコンテクノパーク関係企業が自社で運行しているシャトルバス、そのほかタクシー、駅利用者の送迎など、多くの目的で活用されており、バス転回広場としての目的や機能を十分に発揮していると考えております。

今後、本年９月には、バス転回広場にトイレの設置等も完了し、さらに利便性が高まる予定です。

現状申し上げたバス転回広場について、複数台のセミコン通勤バスが安定して運行するための広さは十分確保できておりますので、引き続き運用状況や利用者の御意見を踏まえながら、利便性と安全性向上のための設備の整備を必要に応じて進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○１６番（小林久美子議員） 原水駅の転回広場は十分な広さを持っているということだったんですけども、トイレも設置するということですが、待っている、行列をつくっている、待っている上のほう、雨にぬれないようにとか、それは、部長、整備する予定はないんでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 商工振興課長。

○商工振興課長（塚脇康晴さん） 雨よけシェルターも、現状の長さを延長しまして、整備する予定で今発注をしております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○１６番（小林久美子議員） 次の質問に移るんですけども、ＪＲの増便が必要ではないかということですが。

もちろん、転回広場のことと原水駅そのものも、整備ももっとＪＲと相談していただいてお願いしたいところですが、ＪＲの増便が私は必要ではないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

渋滞対策として取り組んでいるセミコン通勤バスにつきましては、皆様御存じのとおり、利用者が１日１,５００人を超える日もあるなど、大きな成果を上げており、今後も関係機関と連携しながら、輸送力の強化を進めていく予定でございます。

セミコン通勤バスは、ＪＲ九州のダイヤと連動させて運行しており、御質問のＪＲの増便はセミコン通勤バスの利用者増加につながることを期待できるものでございます。

しかしながら、ＪＲの朝夕の通勤通学時の運行につきましては、過密ダイヤの状況で、単線

ということもあって、電車同士が擦れ違う場所が駅に限定されていることから、特に朝のダイヤについては便数を増やすことが困難であるとお聞きしております。

ただし、1便当たりの電車の車両数を増やす、いわゆる増結は可能であり、最近では、本年3月のＪＲダイヤ改正においてその増結が実施され、朝夕の時間帯の輸送力の強化が図られております。

また、電車1両当たりの定員数は約130から150人と、非常に多い人数の乗車数であることから、現在の利用者数に対して輸送力にはまだ余裕もあると考えられ、ＪＲ豊肥本線の利用者が伸びる余地は現状のダイヤでも十分あると想定をしております。

今後、令和9年春には、原水駅と三里木駅の間に新駅を設置する予定であります。新駅の整備は、電車の擦れ違い箇所の増加につながることから、ＪＲの増便の可能性が十分にあります。

将来的には、空港アクセス鉄道の整備が進むこともあり、ＪＲ豊肥本線の機能強化が必要不可欠と考えております。

ＪＲ九州セミコンテクノパーク立地企業、熊本県だけでなく、豊肥本線沿線自治体の熊本市、大津町ともしっかり連携しながら、増便による輸送力強化、駅機能強化も含めて、ＪＲ豊肥本線の機能強化に必要な対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今、部長のほうから答弁いただきまして、結局、今の段階では車両数を増やすしか対応できないということで、ただ令和9年といいますとあと3年後、新駅ができるまで3年後なんですけれども、やはり私はここは何かもう一つ対策が要るのではないかというふうに思います。

やはり、TSMC、JASMCが稼働して、第2工場もなると、車がいっぱい集中する、もちろん県と町としっかりと協議して、いろんな時差出勤やいろんな対応をやっていくということなんですけれども、やはり公共交通機関を増やさなければカバーできないんじゃないかというふうに思いますので、私はそういうふうに考えるんですけど、この点、副町長、どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今、御質問は、多分ＪＲ豊肥本線の機能強化をすべきではないかというふうなお話だろうと思います。

これについては、これまでも、熊本県、菊陽町、また沿線自治体である大津町等も、機会を見るごとに、ＪＲ豊肥本線の機能強化を要望させていただいているところでございます。

現在、ＪＲにおいても、この課題認識についてはお持ちでございまして、いろんなプロジェクトを、今、検討されているところでございます。ＪＲのほうでも、この課題認識というのを十分持っていただいて、ＪＲ豊肥本線の機能強化、可能なところからまず取り組んでいただけるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） やはり、もちろん図書館近くの新しい新駅を検討されているということは私も承知しているんですけども、その新駅だけではなくて、それまでの3年間、やっぱり何らかの手を打たないと、原水駅も非常に大変ではないかというふうに思いますので、ぜひJRとも協議していただいて対策をお願いしたいと思います。

次、3番目に移ります。

TSMCの進出の影響を受け、地価、家賃が高騰し、菊陽町で営業できず、店やクリニックなど閉鎖しなければならない状況を私も町民の方から伺っています。

耳鼻科だったり、いろいろクリニックだったり、営業されているということで、そこにかかられている患者さんも非常に困るということもお聞きしていますが、これも委員会、前3月議会の委員会でもお尋ねしたんですけども、町として、今、実態をどの程度把握できているのか、まず初めに質問をします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

地価や家賃の上昇につきましては、物価上昇や土地、建物の需給バランスが崩れているため、起こっているものと思われます。議員御承知のとおり、本町の市街化区域における供給可能な土地や建物は限られており、需要が落ち着くまでは、当面の上昇が続くものと考えております。

家賃高騰により営業が困難となり、現地での営業を断念した事業者につきましては、甲斐議員の一般質問で答弁したとおり、報道や事業主からの情報により、幾つかの件は把握しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 町としては、報道や事業主からの情報で幾つかの件は把握しているということでしたけれども、積極的に、今のその事業所やクリニックとか、いろんなを含めて、もっと把握するという姿勢はないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 商工会とも意見交換をさせていただいております。商工会のほうにも、我々と同規模、同規模と言っていいのか分かりませんが、同レベルの情報しかないというふうなところでございます。

また、商工会におきましては、後にちょっと答弁させていただく予定でございますけども、情報収集に努めることはもちろんのことですけれども、毎月、個別相談会を実施されると、されているということでございますので、その中で、答え、具体的な相談があるものというふうに認識しております。

商工会とも連携をしながら、情報収集に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 私は、商工会に直接お伺いをしているわけではないんですけれども、その相談会で問題が、賃料が高騰してこのまま営業を続けられない、そういう場合、商工会としてはどういう手だて、対策などを、今、持ってらっしゃるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） すいません、残念ながら、そこまではちょっと今のところ及んでいないということで、商工会とはちょっと意見交換をさせていただきたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 結局、いろいろ問題があっても、相談に行きました、でもこういうメニューでこういう補助制度があるとか、こういう対応ができますというのがない限りは、そこでの相談に終わるのではないかというのを私は懸念してしまっていて、それで県と協力して何らかの補助制度の創設ができないのか。これが2番目の質問ですけれども、これはどうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 御質問にお答えします。

地価や家賃の上昇につきましては、町を含む一部地域における影響のため、コロナ禍における家賃支援給付金のように、国からの支援は期待できません。ございませんので、現在では、現状では、町単独及び県と連携した補助制度の導入は難しいというふうに考えているところでございます。

先ほども申しましたように、商工会の行います、毎月、個別相談会を通して状況把握に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 町長にお尋ねしたいと思います。

今、補助制度は難しいということでしたけれども、J A S Mは、国民の血税である公費が第1工場分4,760億円、第2工場分7,320億円、合計1兆2,060億円の補助がなされます。

プラス道路関係予算も、これまで道路関係予算がついたので、スピードを持っていろいろ対策できるという町の姿勢ですけれども、道路関係予算340億円ほどあります。ただ、これは国の予算の中小企業対策費、日本全体の中小企業対策費の10倍にも上ります。

地価高騰など地域の被害については、町単独及び県と連携した補助制度は、国からの支援がないから難しいという答弁でしたが、これでいいのか、私は考えざるを得ません。

6月議会の議案でも、まだ議案は議論されていませんけれども、町独自で特別にJASMへの固定資産税の減免制度の創設が提案されています。このように多額の国からの補助に加えて、町独自で、第2工場誘致のためという説明も受けましたけれども、固定資産税の減免は提案する、大企業には至れり尽くせりではないかと私は思います。

今住んでいる町民の暮らし、クリニックは続けられない、患者さんは通えなくて困る、そういうところの暮らしをサポートするのが町長の仕事ではないかと考えますが、この点で、町長、ぜひやっぱり町民が、今、少しでも補助制度などがあれば、運営、営業が続けられる、そういうところに手を差し伸べる、この考えはないのか、町長にお尋ねをします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、小林議員の質問にお答えをいたします。

固定資産税の高騰で、今までお仕事をされたところができなくなったというところでもございますけども、やはりそこらはおのおのの契約があるかなというふうには思います。そこを町が関与するということは非常に厳しいというふうには思っております。

JASMのほうが、先ほど4,760億円と7,320億円の補助という、国策でということでございます、やっぱりそういうところも考えますと、何とかならないかというお話でございました。

先ほどもお話がありましたこの不均一課税の部分もそうでありますけども、そういったところもやりながら、町は成長し続けていかなければいけないというふうには思います。

ただその一方で、小林議員がおっしゃるように、この土地の高騰というところで、やはり何とか町単独で考えることができないかという御質問だと思いますけども、なかなかその視点では非常に難しいとは思いますが。するべきものではないというふうには思います。

ただその一方で、そのほかの部分で、町民の方々がこの菊陽町に住んでよかったと思っただけのような施策をこれからもしっかりと打ち出していくことが必要だというふうに思います。違った視点で、やはり何度も言いますが、そういった不便さを感じる方々の対応というのをしっかり取ってやっていかなければいけないというふうには思いますので、県や国との、県と協力してこの補助制度の創設というのは現時点では考えておりませんし、これから先も厳しいというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 今の時点では、これから県と町と協力してそういう補助制度などは厳しいということだったんですけれども、やはり大企業はどんどん栄えるけども、地域のそういう営業している方、また農業も従事者が減っている、そういう地域が混乱している、衰退していく、そうならないようなまちづくりをするのは町長の仕事ではないかと私は思います。

それで、熊本県、菊陽町、企業、J A S Mで基金をつくり、いろんな交通渋滞や農業問題、地下水の問題、いろいろあります。そして、今言いました地価の高騰の問題などありますから、そういう課題解決に向けて協議すべきではないかと私は提案をしますが、町長はこれからも難しいというお考えが変わらないのか、再度お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

J A S Mの税收で基金をとということでございますけども、そういったところもしっかりと私どものほうで協議をしていく必要はあるというふうに思います。ただ、特定の方々だけに、そういった部分を、補助制度というのは非常に、何度も申し上げますけど、厳しいということでございます。

どこの部分で線を引くかというのが、また一つの課題だろうというふうには思いますので、やはりそれぞれの方々の思いというのは全く違うというふうに思いますので、やはり平等性を考えると、そういったこと、小林議員の御提案は非常に厳しいのかなというふうには思いますけども、ただ税收を考えて、これからいろんな住民サービスを考えていかなければいけないというところは小林議員と同じ思いということをお伝えしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 税金をどう平等に使うかという平等性と町長は言われるんですけれども、私は先ほど述べているように、半導体産業がとても大事だということで、海外の一民間の企業に国は1兆2,000億円も使うわけですね。中小企業全体の予算、国の予算の全体の10倍もここに使っているわけですね。それは、税金の平等性の点から私は問題だと思いますが、吉本町長、どう考えられますか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） これは国策ということでもございますので、私がこの件に関してコメントを、お答えをするというのは非常に厳しいというふうには思います。

町は町の考えとやり方というのがございますので、町の考えの下に、これから先も様々な事業には取り組んでまいりたいというふうには思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 町の考え方の下に取り組んでいくということですが、特に、今日は一般質問なので、次の議論になると思いますけども、J A S Mの固定資産税の減免は、やはり町長が第2工場誘致を進めたいということでこの提案をされているのでしょうか。これは、やはり税金の公平というところで、先ほどお話しされましたけど、とても大事なところだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 不均一課税の件ですけれども、やはり J A S Mだけを考えるのではなくて、しっかりと森を見ていきたいなというふうには思います。そのためには、やはり不均一課税という部分には取り組まなければいけないという思いでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小林議員。

○16番（小林久美子議員） 不均一課税には取り組むということで、税金は公平に使うと、でもこれは J A S Mのためだけに提案されていると思うので、それはまた議案の審議のところで議論したいと思います。

私は、最後に、やはり大企業はどんどん栄えるけれども、地域はやはり混乱している、農業も続けられない、クリニックなど病院も続けられない、地下水も不安だ、また交通渋滞もなかなか、今の道路をこれだけ建設していくんだから、町民はこれで納得というわけにはやはりいかない、そういうところにはやはり企業の社会的な責任がどうしても必要だということを述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（福島知雄議員） 小林議員の一般質問を終わります。

これで昼食休憩とします。

午後は13時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時54分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鬼塚洋議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、一陽会の鬼塚洋です。このたびは、お昼どきにもかかわらず、多くの皆様に傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。

さて、今回も、私たち議会13名の議員が一般質問をさせていただき、今日が最終日になっております。執行部は、結構人数、する議員が多いので大変かと思うんですけれども、それだけ各議員が町政に対してしっかり真剣に取り組んでいるあかしだと思っております。

私自身も、昨年から議員をさせていただき、今回、5回目の質問をさせていただきます。正直、まだ的を射た質問はできていないんですけれども、議員として責任のある立場に就かせていただけた以上、町民の皆様の声をしっかり町政のほうに届けたいと思っております。

さて、今回の質問は、お手元にありますとおり、大枠4つになります。

以下、質問席にて質問させていただきます。

なお、せっかくスクリーンがございますので、なるべく映せるところはスクリーンで映させていただいて、できる限りペーパーレスで取り組ませていただこうと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） まずは、1つ目の質問、高齢者のごみ出し支援について質問させていただきます。ちょっと失礼しました。

まず、質問の趣旨ですが、皆様御承知のとおり、日本においては、高齢化が進行し、高齢者の方々に対する各種の支援が急務となっております。

本町におきましても、町の人口が年を追うごとに増加する中、本年3月末の人口動態では、70代の方が約4,400人、80代が2,200人、90代が600人、100歳を超える方が28名と、町の総人口の4万3,811人の約16.6%、およそ6人に1人が70代を超えるという結果となっております。

御高齢になれば、次第に体力は落ちていき、中には自分一人では、炊事や洗濯、今回問題となっておりますごみ出しなど、日常生活を過ごすことが困難になられる方が出てきます。

その指標の一つとして、要介護認定を受けている方の人数も参考になりますが、その数も年々増加しており、本町の統計資料によれば、令和3年で、要介護1の方が327人、2の方が271人、要介護3が189人、要介護4が225人、一番重い要介護5の人で120人と、要介護認定、これは要支援認定を抜かして、要介護認定を受けている方が1,100名を超える結果となっております。

要介護認定については、もちろんその方の体力や認知能力などに応じて要介護度が決定されますが、例えば今回の質問の内容であるごみ出しには、当然ごみ捨て場まで歩けるという能力が必要になるんですけれども、要介護1では大体歩行に不安定さがあると、要介護2では歩行につえなどの支えが必要、要介護3で歩行はほぼ一人ではできない、4になると歩行が一人ではできない、5になるとそもそも歩行ができない、大体このような結果になっております。

この点について、要介護4とか5の方は、そもそも一人での日常生活の維持が困難であり、家族との同居や病院や施設などに入っておられると考えるので、ごみ出しの支援が必要と考えるのは、恐らく要介護2とか3、1とか4の方も若干当てはまると思いますけれども、そうした方々が対象になられると思います。

その中でも御家族の協力が得られる方は支援の必要はそんなに高くはないので、そうした介護度を受けている方の中で、一人で生活をしていたり近所に頼れる方がない方に絞られると思います。

ただ、そうであっても、そうした支援を必要としている方はやはり数百名には及ぶと考えられ、ほかにも要介護度認定をまだ受けていないものの、ごみ出しの支援が必要な方や、ほかにも障害を持たれている方などを考えれば、その数はやはりさらに多いのではないかなと思います。

そして、やはりそうした方々に対するごみ出しの支援がなければ、自分で行かんといかんということで、無理にごみ出しを続けることで転倒するなど、骨折したりけがをしたり、ごみ出しをもうやめようと思って諦めた結果、家が不衛生となって、いわゆるごみ屋敷になったり、さらに何回も行くのは大変だから一回でまとめようということで、燃えるごみ、燃えないご

み、一緒にまとめてしまって、ごみ集積所に対して不適切なごみ出しをするとか、そういうような弊害も生じ得ます。

以上より、本町において高齢者等、障害者も含みますけど、これらの方に対するごみ出しの支援は必須の課題と考えております。

その中で、(1)の質問ですが、本町における高齢者等のごみ出しの支援状況、有償、無償についてどうなっているか、お答えください。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

福祉サービスにおける高齢者等のごみ出し支援については、公的制度によるサービスと有償ボランティアによるサービスがあり、一部の対象者を除き、いずれも有償のサービスになります。

公的制度のごみ出し支援については、居宅介護のヘルパーによる障害福祉サービスと訪問介護のヘルパーによる介護保険サービスの2つです。

これら公的制度の対象者は、障害者手帳をお持ちの方や要介護認定などをお持ちの方に限られます。

また、有償ボランティアサービスとして、社会福祉協議会が実施しているキャロットサービスがあります。本サービスは有償となりますが、様々な日常のお困り事で手助けが必要な方に手助けをしたい人が支援する活動で、これを利用され、ごみ出しの依頼を受けており、昨年度は22名の方が利用されています。

御質問の高齢者等のごみ出し支援に関わる本町での支援状況については、介護保険サービスなどの公的制度においては、ヘルパー数の減少や高齢化などの問題により、今すぐごみ出し支援の拡充は見込めない状況にあります。

また、キャロットサービスについては、ボランティアの数が増えないほか、利用者の方が御近所のボランティアの方にごみを見られたくないという理由で利用を控えるといった問題がある状況でございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 今の答弁をまとめますと、本町におけるごみ出し支援は、現状は全て有償で、介護保険サービス、障害福祉サービス、先ほどの社協の有償ボランティアを活用したキャロットサービスがあるんだけど、いずれもマンパワーが不足しているという理解でよろしいんですか。

ちなみに、キャロットサービスのボランティアの登録者は、分かる範囲でいいんですけど何名ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（福島知雄議員） 福祉課長。

○福祉課長（井上智香子さん） 現在のキャロットサービスの協力会員数は34名の登録がありま

す。ただ、実際、実働は半分程度のことと聞いております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 先ほどごみ出し支援を必要とされている方が恐らく数百名いるという中で、やはり登録者数の乖離があると思います。

そもそも介護保険サービスや障害福祉サービスというのは、実際その中でごみ出しの支援も、サービスもあるんですけれども、実際にそれを利用していないということは、例えば介護サービスの、介護保険を使って別のサービスに枠を使ってしまって、ごみ出し支援をその枠で使えないという場合もあると思うんですよね。その場合は、やっぱり頼るべきは社会福祉協議会のキャロットサービスなのではないかなと思います。

キャロットサービス、これは町のホームページ、すいません、社会福祉協議会のホームページなんですけれども、まずボランティアの活動を希望する方が一定の研修を受けた後に、町のボランティアセンターに登録し、サービスの希望者の申込みを受けて、ボランティアセンターを通じてボランティア活動を行い、利用者から報酬をもらうという流れになっています。

主な内容としては、室内の掃除、片づけ、電球交換、今回のごみステーションへのごみ出し、粗大ごみの搬出等、いろんな作業があって、費用としては30分で500円、土日はプラス50円なんで350円、だから1時間で1,000円か1,100円ぐらいと。

これは、金額としては恐らく高くはないと思うんですけれども、事ごみ出しに限っては、家の玄関からごみ箱に捨てるだけなので、かかる時間としては数分程度なのだと思います。

ただ、恐らく、このホームページを見ますと最低が500円からだと思うので、1回のごみ出し支援で500円を負担するというのは、利用を希望される方からしても少し高いのではないかなと思っております。

この点について、環境省が令和3年に作成した高齢者のごみ出し支援制度導入の手引によれば、高齢者世帯に対してごみ出しの支援の費用負担は、どれぐらい費用を払えるかというのを調査したところ、最多の価格帯としては1,000円ぐらいということでした。つまり、月に1,000円ぐらいであればごみ出し支援にお金を払っていいというニーズがあるということです。

ただ、ごみ出しについては、可燃ごみがメインなので、最低でもやっぱり週に1回とすると、月では、最低4回、1回に換算すると250円ぐらい。これぐらいが、利用者が負担できる限度なのではないかなと思います。

ただ、それを考えると、やるボランティアの側としてはそんな安い報酬じゃやっぱりできないよという話になって、結局のところ、有償での解決は難しくて、町のほうが無償で実施する方向性にならざるを得ないのではないかなと考えております。

この点、熊本市では、ふれあい収集といってごみ出しの支援を無償でやっております。ごみをごみ捨て場に出せない方に対し、自宅の玄関先まで無料でごみを受け取りに行くサービスです。

その対象者も、先ほどの要介護認定を受けている方、要介護1、比較的軽い方から申請できますし、認定を受けていない方も、(5)にありますけれども、何らかの事情でゴミをゴミステーションまで出すことが困難と認められる方が使えるということで、広い対象となっております。

そこで、(2)の質問なんですけれども、本町もこうした、近隣というか、熊本市なんですけど、こうした自治体に倣い、無料のゴミ出し支援制度を拡充していくべきと考えますが、町の認識はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 傍聴者の方をお願い申し上げます。

帽子の着用は禁止されておりますので御協力をお願いします。

住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） 御質問にお答えします。

御質問の近隣自治体の熊本市が実施しておりますふれあい収集は、ゴミ出しが困難な方の自宅玄関前などに市が直接収集に伺う支援になりますが、もし本町で直接収集を行うことになれば、5月末現在で、ゴミステーションの数が1,120か所あり、また収集委託業者の従業員数も少なく、ゴミ収集車の台数の問題など様々な課題があり、困難な状況にあります。

しかしながら、高齢者等のゴミ出し支援につきましては、本町のみならず、全国自治体のこれからの課題であると思われますので、関係部署と連携して調査研究していく必要があると認識しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 今の御答弁も先ほどの答弁と同じく、マンパワーが主に足りないということですね。私としても、当然そういう町の事情は理解させていただいております。

現に、熊本市の職員の方にもお電話で確認しましたがけれども、ふれあい収集事業も市の職員の方が年に延べで数千件のゴミ収集に伺っており、それは町の職員が、町のごみ集積車でゴミを最終処分場まで運ばないといけないので、御苦労は大変なされているということでした。

ただ、高齢者の方が求めているのは、町車で最終処分場に運んでというよりも、ただゴミ捨て場まで運んでという、そんなに重いお願いをされているわけじゃないと思います。

これは先ほどの環境省の冊子にも記載されておるんですけれども、高齢者のゴミ出しの支援については、主に3タイプある、3の支援の型があるようです。

一番上にあります直接支援型というのは、これは熊本市のふれあい収集事業のように、運営主体の町や町が委託した業者、産廃業者さんとかだと思うんですけれども、そうした業者がゴミの収集や運搬まで行う支援の方法です。

次に、一番下のタイプ4、福祉サービス一体型、一貫型というのは、これも運営主体は直接支援型と同じなんですけれども、業務内容はゴミ出しの収集、運搬までは行わず、ゴミ出しの支援にとどまります。ただ、ゴミ出し支援も業務内容の一つにすぎないことから、多様な業務

を請け負っており、マンパワーの確保の点で問題があるそうです。

それで最後は、この真ん中のコミュニティー支援型になるんですけども、これは町がごみ出し支援を行ってくれる協力員を募集して、ごみを捨ててくれた協力員に対して町が活動費を払うという支援方法です。

本町のキャロットサービスに似てはいるんですけども、利用者がお金を負担しない点と、あとは協力員の活動内容がごみ出しに限られている点で異なります。

さらに大きく異なるのは、協力隊員については、隊員個人じゃなくて、区とか自治会とか地域の団体、そうした団体として登録ができるという点です。例えば私の地元は三里木区なんですけれども、三里木区が団体として町のほうに登録して、私が三里木区の協力隊員になった場合に、私の時間が空いているときなどには私がごみ出しの支援をして、難しいときにはほかの区で登録している隊員に引き継いで代わりにやってもらおうと、そういうことで、割と支援する側もやりやすい制度運用になっております。

これであれば、自分に対応できないときは同じ区に住む協力隊員に任せることもできるので、隊員になるハードルも低いと思いますし、利用者としてもやっぱりどこの誰か分からん人にごみ捨てを任せるよりは、近所のあの人がいい、よろしくねということで、自治体の方に協力して、お金も町からもらえるから遠慮なく頼みやすいということで、支援を希望する側のハードルもかなり低くなると思っております。

現に、新潟県の新潟市においては、このコミュニティー支援型の支援事業を行い、多くの住民の方に御利用いただいているそうです。この費用なんですけれども、1回のごみ出しで150円程度、ほかの自治体もやっていますけど大体100円から200円ぐらいみたいです。時間的にそんなにかからないので金額としては妥当なんじゃないかなと思うんですけども、私としては、本町にぜひともこのコミュニティー支援型のごみ出しの支援を早期に実施していただきたいと思うのですけれども、この点について、吉本町長の御認識をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、鬼塚議員の質問にお答えをいたします。

調査研究していくというのが町のこれからの流れということで答弁をさせていただきましたけれども、この一つの新潟の今御説明いただきました事業が一つのアイデアになるのかなというふうには思います。

この事業がどうやって立ち上がったのか、そしてまた今どのようにされているのかというのを検証もする必要があるというふうには思いますけども、これを一つの案として、参考として、町もしっかりとごみ出し支援の在り方というのはやはり研究する必要があるというふうにも思います。

非常に若い菊陽町と言われておりますけども、近い将来必ず高齢化率の高い町になるということは、当然皆さん方もお分かりだというふうに思いますので、やはり今のうちから準備をするというのは必要になってこようかというふうに思いますので、鬼塚議員の御提案もしっかり

と含めた上で、これからの研究の材料の一つとして行ってまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ぜひとも、御検討、というか、この制度は町が車とかを用意するのに比べてマンパワーも要らないし、予算も1回100円とかのなんて言うんだから、そんなに大きな金額にならないので、ぜひ御検討をお願いします。

次に、2の小・中学校における金融教育について質問させていただきます。

まず、質問の趣旨ですが、これは端的に、小学校や中学校においてお金に関する教育をもっと行うべきと私が考えるからです。

私は、今、43になりますが、小さい頃、親とか親戚からお小遣いをもらったときにちゃんと貯金せんといかんよと、無駄遣いはしたらいかんよと、よく言われていました。

親たちとしては、当然ちゃんと注意しておかないと、私が余計なものを買ったりすると心配したから、そういうふうに言ってくれたんでしょうけど、当時の私はそんな心配を裏切って、小遣い全部使い果たしては祖母にまたお金を、小遣いをねだったりもしていた記憶があります。

ちょっと話がそれたんですけれども、何が言いたいかということ、昔は、お金をためるということをも美德と考えていたということです。

しかし、その考え方は、やっぱり現在においても比較的続いているのではないかと思います。

これを示す証拠が、日本銀行の2023年の家計の金融資産構成、調査において現れておりますが、日本では家計に占める金融資産のうち約54%を現金とか預金で保有しており、株式とか投資信託に充てている割合は合わせても14%にすぎないということでした。

一方、アメリカ、下にありますがけれども、アメリカは、ほぼ逆で、投資信託や株式が合わせて51%を超えており、現金預金の保有率は約13%にすぎません。ユーロエリア、ヨーロッパですけど、アメリカと日本の中間程度だということです。

このことから分かるように、やはり日本では取りあえず貯金という考え方が、現在も生きているのではないかなと思います。

私自身、貯金したら駄目だよとか、そういうことを言うつもりはないんですけれども、運用とか、よく分からないから、取りあえず貯金しようという考え方はやはり問題ではないかなというふうに思っております。

現在、日本の国際競争能力が低下し、先行きの見えない社会の中で、結婚した若い世代が子どもを育てていく資金があるだろうかと、働いても給料とかボーナスをもらえるだろうかと、将来年金がちゃんと支給されるのだろうかと、2,000万円ないと老後生きていけないと言われているみたいですけど、そんなためれるのだろうかと、お金に関する問題というのは後を引きません。

そうした中で、やはり頼れるのは、自分自身のお金に関する知識や能力です。

一方で、子どもたちにもお金について学びたいというニーズがしっかりあります。

昨日、大久保議員も、別の統計資料を引用したというか、これは大久保議員のほうからいただいた資料なんですけれども、日本財団が、今年、全国の17歳から19歳の1,000名を対象にアンケートを行ったんです。義務教育時代にもっと学びたかったことは何かとアンケートを取ったところ、その1位は何と生きていく上で必要なお金に関する知識や能力を身につけること、金融リテラシー、これが1位でした。

下にありますが、個性の問題とか社会保障の問題、コミュニケーションの問題、こういう問題ももちろん大事なんですけれども、それ以上に何よりもお金について学びたいという子どもたちにもそういうニーズがあっております。

前置きが若干長くなりましたけど、そこで(1)の質問なんですけれども、まず本町の小学校において、金融教育の実施状況はどうなっているかについてお答えください。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

金融教育は、お金や金融の様々な働きを理解し、自分の暮らしや社会について深く考え、よりよい生活、社会づくりを主体的に行えることを目的としています。

金融教育は、プログラミング教育や環境教育と同じように、学校では、各教科等における指導事項と金融教育に関わる内容を関連づけながら、教科等の目標を実現できるよう学習を進める必要があります。

特に、金融教育と関連のある教科としては、社会及び家庭科、道徳の3教科と総合的な学習の時間が挙げられます。

例を挙げますと、3年生の社会科では、自分の家ではどのようなお店で買っているのかを調べたり、実際にお店で買物をしたりする体験などを通して、消費者と販売者のそれぞれがどのような工夫をしているのかを理解するとともに、お店で働く人と仕事について学習を深めています。

また、家庭科では、物や金銭の使い方と買物があり、買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解することを目標に、売買契約の成立や様々な支払いの方法についての学習、小遣い帳をつける学習、商品の選び方を知り自分に合った買物ができる学習をしています。

道徳では、自分が欲しいものを買いたいという気持ちを題材にして、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心がける節度、節制の価値について学び、自分の考えを深める学習を進めています。

さらに、総合的な学習の時間に、キャリア教育の一環として様々な仕事をしているプロフェッショナルの方と交流する活動を実施している学校もございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 小学校の中学年ぐらいから、ある程度お金に関する基礎的な学習をしているということですね。ちなみに、道德の、先ほどの節度とか節制とおっしゃいましたけど、これはちゃんと自分のお金の範囲で買物をしないとか、そういう学習ということですかね。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 議員が申されたとおりでございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 私としては、必ずしも節約しなさいという考え方がいつでも妥当する考えとは思わないんですけれども、小学校の学習の状況は理解できました。

では次に、(2)の質問ですが、中学校における金融教育の実施状況はどうなっていますか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

中学校では、社会科の公民的分野にある消費生活と経済において、身近な消費生活や流通に関する様々な事例を基に、経済活動における選択や消費者の権利と自立、流通の役割について理解する学習があります。

市場経済の仕組みと金融においては、身近な事例を通して市場経済の基本的な考え方や価格の決め方、金融の役割や働きなどを理解する学習をしています。

また、家庭科では、身近な消費生活と環境において、自分や家族の消費生活に関心を持ち、消費者の基本的な権利と責任を理解する学習や販売方法の特徴を知り、生活に必要なサービスの適切な選択、購入、活用ができる学習をしています。

さらに、総合的な学習の時間に、キャリア教育の一環として、職業講話や職場体験などを通して職業や進路に対する理解を深める学習があります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 中学校では、より本格的に消費者の権利義務やお金の使い方について学習しているということは分かりました。

これは、とある出版社の社会の教科書なんですけれども、契約時の様々な支払いの方法として、電子マネーの利用やその仕組み、スマートフォンを利用した支払いについて説明されており、最近の金融事情にもかなりマッチしていると思います。

ところで、先ほど職業講話とか職業体験とおっしゃいましたが、たしか本町では菊陽中、武蔵ヶ丘中ともに、校内ハローワークを実施されていると思います。訪問する職場の中で、金融に関わる職場というのは具体的にどういうものがあるんでしょうか。例えば銀行とか証券会社とかです。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） これは確かな数値を持っているわけじゃございませんけど、今議員がおっしゃったように、銀行、また新しくできました証券会社、そのようなのを考えられるんじゃないかと思いますし、実際に銀行の方が中学校に来て職業の講話をされているのを私は見たことがございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） それなりの数の金融関係の職場があるということですよ。

では、3の質問に移りますが、金融リテラシー、すなわちお金に関する知識や能力の向上のため、今後、本町の小・中学校において金融教育を実施すべきと考えますが、本町の認識について伺います。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

金融リテラシーとは、金融庁の金融経済教育研究会で、家計管理、生活管理、金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品利用選択、外部の知識の適切な活用と定義されております。

最近では、投資詐欺や悪徳商法といった昔ながらの詐欺のほか、SNSや偽メール、偽サイトを經由したフィッシング詐欺などの手口も多様化し、低年齢の被害者も増えています。

また、電子マネーなどの新たな決済手段も普及し、実際に現金を扱わないままお金のやり取りができてしまう時代になりました。

教育委員会としましても、このリテラシーを向上させることは、一人一人が、より自立で安心かつ豊かな生活を実現するために必要なことと考えております。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ちょっと喉が痛いでマスクで失礼します。

本町としても、金融教育を今以上に強化すべきというふうな考え方は理解できました。その点は、とても安心しております。

なお、先ほどフィッシング詐欺とありましたが、私の所属する熊本県の弁護士会においても、県内の中学校や高校に出向いて、携帯電話を通じたSNS詐欺やネット課金トラブルについて、その対応方法についての出前講義を行っております。

では、その次に、どのようにして金融リテラシーを強化していくかというのを検討する必要があるんですけども、幸い本町には、先ほど教育長もおっしゃったとおり、複数の銀行や信用金庫に加え、今年に入って証券会社も支店を構え、多数の金融機関がそろっております。

そこで(4)の質問ですが、先ほどの3の質問に関連して、銀行や証券会社など外部団体との連携について、本町はどのように認識されておりますか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 御質問にお答えいたします。

現在、本町は、令和5年に、肥後銀行や熊本銀行と包括連携協定を結んでおり、肥後銀行とは、子育て、教育支援に関することの協定項目の一つに金融リテラシー教育の取組を上げています。

また、熊本銀行とは、次世代の人材育成に関して連携する内容に、金融教育をテーマとして挙げています。

教育委員会としましても、最先端の事例などを把握している金融のプロである銀行や証券会社などの金融機関の人材がゲストティーチャーとして授業に参加していただけることは、金融教育に対する興味、関心を高め、理解を深めることが期待できると考えています。

現在、本町では、各学校からの要望に応じて、PTA、地域の専門家、民間企業、団体、機関などから様々なゲストティーチャーやボランティアを地域学校協働活動推進員が中心となり、紹介し、授業の支援を行う地域学校協働活動を推進しています。

そこで銀行や証券会社等の外部団体とどのように連携すればよいか、教育効果が高められるのか、学校からの要請や相談を聞き取り、地域学校協働活動推進員と一緒に話を伺いながら、連携を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 既に2つの銀行と、金融教育だけじゃないと思いますけど、金融教育も対象とした連携協定を結んでいるということですね。

私としても、やはり専門的なことは専門家に任せたいほうがいいと思いますので、ぜひともそうした外部の団体との、金融機関等の力を借りていただきたいというふうに思っております。

ところで、先ほど地域学校協働活動推進員とおっしゃいましたが、この方々は具体的にどのような活動をする方で、町に何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） お答えいたします。

地域学校協働活動推進員でございますけれども、この協働活動のために、地域の高齢者や成人、学生、保護者、PTA、先ほども申しましたがNPO、民間企業等の幅広い地域住民等の参画を得ながら、この協働活動のほうを進めております。

その活動のための間に入っていただく方ということで推進員のほうを設けております。人数は2名でございます。それぞれ各中学校に、それぞれ1人ずつ配置しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 改めて質問なんですけれども、金融教育の強化のためには、学校内部で金融教育に関する学習を深めていただくとともに、外部の団体と連携して、時には町がその支

援とか協賛するなどして活動していくべきだというふうに考えております。

今後、町の教育委員会としては、そうした金融教育のために学校内部での実践と外部、先ほど金融機関と申しましたけど、そうした団体との連携について、それぞれどのように働きかけていくことを考えられているのでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 教育長。

○教育長（二殿一身さん） お答えします。

繰り返しになるかと思いますが、教育委員会では、今後、大きく3つのことを考えております。

まず1つ目は、先ほど申しましたように、学校の授業の中での充実です。学校の教育課程、授業の中で、例えば金融機関に関連する専門家の方に来ていただいて、例えば資産形成につながることやそのリスク、自己責任を含めての教育等、お話を聞く機会等を設けるということ。これが金融に関する興味関心を高めるんじゃないかと考えています。

2つ目に、地域で金融について学ぶ場への支援を考えております。同じように、菊陽町で金融に関係する方がイベントをされるときに、教育委員会として各学校にも案内を出す。

3つ目に、生涯学習課の自主講座を、今のところありませんが、例えば昨年度、プログラミング講座を行いました。その後、自主講座として開設いたしました。金融について学びたいという、どれだけの、これは、今後、子どもたちのニーズがあるかは、まだ把握できていませんけど、そのような自主講座を開催することも考えられるんじゃないかと思っています。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 子どもたちの将来のためにも、ぜひとも、今後、金融教育に力を入れていただくようお願いいたします。

銀行さんと連携とかとおっしゃいましたけれども、一行一行の銀行さんとタッグを組む方法でもいいんですけど、全ての金融機関さんを集めて、例えば「さんふれあ」の横のスポーツ広場等で大がかりな金融のイベントとか、できる可能性とかもありますので、いろんなイベントとかも御検討いただければうれしく思います。

では、次の3つ目の質問、犯罪被害者支援について質問させていただきます。

まず、質問の趣旨ですが、我が国においては、犯罪に遭った方やその御遺族の権利利益の保護を図ることを目的に、平成16年に、犯罪被害者等基本法が制定されております。

そして、その第5条においては、「地方公共団体は、（犯罪被害者法等基本法の）基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されております。

しかしながら、この法律はいわゆる理念法、理念について定めた法律であって、具体的な施策を行うに当たっては、各自治体が独自に条例を制定するなどしてしないといけません。た

だ、近年に至るまでは、ほとんどの自治体ではそうした条例の制定は行われておりませんでした。

しかし、近年、殺人とか強盗、放火、不同意性交、昔で言う強姦です、略取、誘拐や強制わいせつなどのいわゆる重要犯罪が増加しており、その数は昨年の統計だと約1万2,300件、おととしと比較して30%も増加をしております。

そうした中で、ようやく多くの自治体が犯罪被害者等支援に関する条例を策定し、犯罪被害者やその御遺族に対する見舞金制度を創設しております。

令和5年度の犯罪被害者の白書によると、都道府県のレベルでは岩手県を除く残りの都道府県全部が、政令指定都市では13の指定都市が、市区町村においても606の団体が、既に条例を制定し、犯罪被害者見舞金制度を創設しております。

熊本においては、熊本県が条例を令和2年に制定しました。その上で、犯罪被害者見舞金制度も創設しております。市町村では、一番早いのは長洲町が熊本県に先駆けて平成13年に条例をつくっております。これは、当時、その町である痛ましい事件が起きて、住民の方の声をきっかけにそうした条例を制定されたそうです。そのほかは、南阿蘇村が平成20年、そして今年に入って熊本市と芦北町が条例の制定に踏み切りました。

熊本市の例なんですけれども、条例に基づいて、犯罪被害者等の見舞金制度を創設しております。対象は、人の生命または身体を害する行為を受けた被害者、自分がけがをして大けがを負ったりとか殺されて亡くなった方の御遺族が対象となっております。

どれぐらいのお金が給付されるかというと、当然この金額で賄えるわけではありませんけれども、亡くなられた方の御遺族には40万円、ある程度の大きなけがを負われた方は20万円、性犯罪等を受けた場合は、やっぱりなかなか、そこから家を移動したいということで転居を希望される方も多いんですけど、そうした転居費用として20万円が助成されております。

この制度は、今年4月1日から開始されているんですけれども、熊本市のほうに連絡しましたところ、もう既に何件か申請があっており、早期の見舞金の給付、市としては1か月ぐらいで急ぎ給付をしたいということで、申請内容の調査を今やられているということでした。

この制度に関する熊本市、これは1年目ですけど、予算は大体300万円だと。もらえらしたらこの上の①か②、③の40万円が1人の限度ぐらいだと思えるんですけれども、年に10件前後ぐらいが申請されるという形で制度を開始されております。

ちなみに、先ほどの長洲町は、傷害を負われた方で5万円、亡くなられた方は10万円と、こよりは少ないです。

私も、弁護士としての仕事柄、刑事事件には多く関わっているんですけれども、犯罪が起きた場合に、加害者がやっぱり財産を持っていなくて、被害者が泣き寝入りするケースが少なくないです。被害者は加害者に損害賠償請求できるんですけれども、賠償金が得られないので、結局その後の生活ができないという状況になっております。

交通事故の場合は、加害者が自賠責保険に入っていなかった場合は、もしかひき逃げでも、

政府の補償事業というがあるので、ある程度まとまったお金を受け取ることはできます。

しかし、一般の犯罪被害の場合には、そうした救済制度がないので、結局、自治体のほうがそういう制度を設けるほかありません。

そこで(1)の質問ですけれども、菊陽町において、犯罪被害者等に対する支援状況はどうなっているかについてお答えください。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 御質問にお答えをいたします。

本町の犯罪被害者支援の相談窓口は危機管理防災課になります。

現在、相談窓口に来庁された相談者に対しては、相談がありましたら、国及び熊本県の支援制度の紹介及び申請窓口の案内を行っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 概数でいいんですけど、昨年、どれぐらい相談とかがあったかは把握されてますか。

○議長（福島知雄議員） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（阪本幸昭さん） 御質問にお答えいたします。

昨年度の件数につきましては、相談件数はゼロ件となっております。

以上となります。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 相談がないなら、ないにこしたことはないんで、その点は安心しているんですけども、では(2)の質問に移ります。

本町では、交通事故における交通災害共済見舞金制度は備わっているんですけども、先ほど申しましたとおり、こういう犯罪被害者の見舞金制度は備わっていません。

やはり、先ほど申し上げましたとおり、重要犯罪が増加しておりますので、本町においてもこうした制度を独自に設けるべきと考えますが、本町の御認識はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） お答えをいたします。

平成17年4月に施行された犯罪被害者基本法の第5条には、先ほど申された「地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されております。

同法第13条には、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるもの」と明記されております。

また、令和3年3月に策定された第4次犯罪被害者等基本計画の地方公共団体による見舞金

制度等の導入促進等の項目には、「警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入を要請する」と記載をされております。

御質問の町独自の制度についてですが、現在、熊本県では、県内では、先ほど議員が申されたとおり、犯罪被害者等への見舞金制度を独自に備えている自治体が、熊本市、荒尾市、長洲町、芦北町などの市町村がございます。

本町としましても、町独自の犯罪被害者等の支援制度は必要であると考えておりますので、他自治体の事例も参考にしながら、制度の創設に向けて検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 現時点で、何かもう既に検討されているということはありますか。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） 今のところは、まだ行っておりませんので、今後、早急に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 他の自治体の条例案とかを参考にすれば、恐らく制度創設にそんなに時間はかからないと思います。

町長のほうが、常日頃、日本一のまちづくりとおっしゃっているんですけども、例えば1期目の任期中に制度をやっていただくとか、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、鬼塚議員の質問にお答えをいたします。

実現に向けて検討してまいりますということでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ぜひとも御検討ください。

時間も押してまいりましたので、最後の4の選挙について質問します。

鬼塚、また選挙の質問かと多分思われている方もいらっしゃるかもしれませんが、しつこく質問させていただきます。

私がしつこく質問するのは、やはり私としては、町が選挙に関する取組として、やっていないと言うつもりは一切ないんですけども、もっともっと改善する点があるのではないかと考えるからです。

選挙の重要性については、既にこれまでの私の一般質問でも述べさせていただきましたので、詳細な説明は割愛するんですけども、例えば失礼しました、すいません、データが消えてしまったので口頭で申し上げます。

選挙は、町民が自らの意見や価値観を表明する手段であり、投票を通じて町民が政策や候補

者を選び、自らの生活や社会に影響を与える決定に関与できる制度です。そして、代表民主主義においては、選挙で選ばれた代表者が町民を代表して政策を決定し、条例を制定することができます。さらに、選挙を通じて町民は長や議員の行動を監視、評価し、権力の濫用を防ぐことができます。

ところで、今日、傍聴に来られている方も含まれるんですけども、多くの町民の皆様は、それぞれ所属する区とか自治会、ほかの団体、私は商工会とかも入っているんですけど、そうした団体において、その組織の運営や予算とかの承認に当たって、総会などの会議を行っていると思います。

その中で、まず開催の要件になってくるのは、何よりも定足数です。総会等に直接参加するか、もしくは委任状で誰か代理人を立てて間接的に会議に加わることもできるんですけども、少なくとも何らかの方法でその団体の意思決定に関与をしております。

その場合、求められる定足数は、これは会とか内容によってまちまちなんですけれども、多くの団体、内容ではおおむね2分の1、すなわち50%です。これは、やはり大事なことを決めるには少なくともその団体の半分以上が意思決定に関与しないと、やっぱりそれはちゃんと決まったことじゃないよねということだと私は理解しております。

私が投票率の50%という数値にこだわるのも、その点です。

以上を踏まえ、(1)の質問に移りますが、今年3月24日執行の熊本県知事選挙において、本町の投票率、男女計は49.61%であり、前回の熊本県知事選よりも5.82%上昇はしたんですけども、50%には届きませんでした。

町は、この選挙結果についてどのように捉えているのか、お答えください。

○議長（福島知雄議員） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（村上健司さん） それでは、お答えさせていただきます。

今回の県知事選挙における投票率は、菊陽町で前回より5.82ポイント、県全体では前回より4.6ポイントの上昇となっております。菊陽町の投票率の上昇が県平均を1.22ポイント上回った結果となっております。

投票率につきましては、一般的に天候や選挙の争点など様々な要素が総合的に影響するものと言われておりますので、一概に評価できるものではありませんが、今回、投票率が上昇した要素としましては、16年ぶりに新人候補者による新しい知事を選ぶ選挙であったことや新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行された後の選挙であったことなどが影響しているものと捉えております。

また、菊陽町では、投票率向上につながる新たな啓発活動としまして、親子連れ投票の呼びかけや光の森駅、原水駅での啓発活動を今回初めて実施したところも、投票率の向上につながったのではないかと考えているところです。

親子連れ投票の呼びかけの取組は、子どもの頃に親と投票に行ったことのある人の将来の投票参加が、行ったことがない人に比べ高いとの調査結果があることから、町内の保育園の保護

者に啓発ティッシュの配布を行ったものであります。

投票率につきましては、選挙管理委員会としましても、投票率が低い状況にあることは常に課題として捉えております。現在も、様々な投票率向上につながる啓発活動を実施しているところではありますが、引き続き投票状況の分析や他市町村の取組事例なども参考にしながら、投票率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） ちょっと尋問みたいになって申し訳ないんですけど、今回の選挙結果について、町はよかったと思っているんですか、駄目だったと思っているんですか、よく分からないと思っているんですか。

○議長（福島知雄議員） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（村上健司さん） 今回の選挙におきましては、菊陽町がやはり県内の中でも投票率が低い状況にありますので、必ずしも高いというふうには認識しておりません。

しかし、前回の投票率から上昇したことは、啓発活動につながったとも考えておりますので、やはりこの啓発活動を継続していくことが菊陽町の投票率を上げていく一つの手段になるかと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 町としても、これはよかったと言われるとちょっと僕も困ったところなんですけれども、ある程度、まだ改善の余地があると捉えていただいているようで安心しました。

今御答弁いただきましたとおり、当然、菊陽町の投票率は上がっているんですけれども、熊本の本の市を除く31の町村においては一番最下位が、ちょっと言っちゃあれですけど、大津町で、その次が菊陽町で、菊陽町はワーストツーなんですよ。当然、人口が増えて市とかのレベルになると投票率が低い自治体があるんですけれども、やはり町であっても、まだまだ半分も投票に行っていないということで、改善する余地というのはあると思います。

ですので、しっかりほかのもろもろの投票率向上の対策については取り組んでいただきたいと思いますと思うんですけれども、その点について(2)の質問です。

ここ3回の熊本県知事選挙における期日前投票の割合を比較しますと、前々回が期日前投票20.2%、前回が35.6%、今回が43.9%と、その割合は大幅に高まっております。

これを見ると、今後の投票率向上のためには、改めて期日前投票をやはり拡充すべきと考えるんですけれども、本町の認識はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（村上健司さん） お答えいたします。

公職選挙法では、「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならな

い」とされており、選挙の当日の投票が原則であり、期日前投票は、選挙の当日に投票に行けない事由がある場合に期日前投票所で投票できる制度となっております。

また、期日前投票所については、公職選挙法において、選挙の期日の公示又は告示のあった翌日から選挙の期日の前日までの間、市役所、町村役場または市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けることとなっております。

ただし、2か所以上の期日前投票所を設置する場合は、一つの期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会が指定した期日に限り設置することができるとなっております。

現在、本町では、平成31年に執行されました熊本県議会議員一般選挙以降、役場のほかに西部地域の投票環境を向上させるため、光の森町民センターにおいて、それまで1日だけ実施していた期日前投票所を4日に拡充し、実施しているところです。

投票率向上のため、期日前投票を拡充すべきではないかとの質問であります。期日前投票の拡充としましては、新たな期日前投票所の設置と光の森町民センターで実施している期日前投票の期間の延長が考えられると思われませんが、新たな期日前投票所の設置や期間の延長におきましては、投票事務の管理者、立会人、事務従事者等の人的体制の確立などといった課題がありますので、当面は、現在の体制で期日前投票を実施してまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 私も法律家なんで、公職選挙法はちゃんと勉強しております。そうした中で、当日の選挙が原則で期日前が例外ということは当然分かっているんですけども、この点については国会での政府答弁でも、必ずしも例外という形の回答はなくて、その点の解釈については、各党派とかの協議に委ねるみたいになんてちょっと逃げ腰な形の回答になっております。

やはり、20%から40%、半分期日前投票をしているという状況に照らせば、あくまで期日の、選挙期日当日が原則であってという考え方はもう古いのではないのかなと私としては思っております。

いずれに、今後は、いつになるか分かりませんが、私としては、選挙の方法は、投票所に行くという形ではなく、プライバシーとかいろんな問題はありますけれども、ネット投票に切り替わるのではないかなというふうに思っております。

再三申し上げますけれども、町のほうで、やはり投票率が上がってはいるんですけども、まだ誇れるほど高い数値には行っておりません。

この点についても、何度も述べますが、町長が日本一のまちづくりとおっしゃっているのであれば、やはり投票も、投票率というのは、それだけ町のことに関心があるということです。そこを上げる努力のほうを、当然予算とかいろんなマンパワーとか、十分承知しておりますし、そのT SMC関係の課題とか、ほかに取り組むべき優先事項もあるとは思っております。

ただ、その中でも、現状、もう予算がない、マンパワーがないから、もう現状でするほかな

いという回答は、やはり私としてはもうちょっと改めていただきたいと思いますし、できる限りの努力をしていただきたいと思います。

最後、その点について、町長の御認識はいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

私も、鬼塚議員と同じ町会議員でいた立場のときはそのような考えでした。ただ、やはり町長という立場になりまして、やはり職員の立場、そして先ほど答弁もありましたように、立会人、事務従事者の人的体制の確立という課題がすごくあるなというふうに思います。

そういったところを解決しないと、なかなか、この鬼塚議員がおっしゃるような、そういった意味での日本一のまちづくりにはちょっと遠いのかなというふうには思いますけども、やはりおっしゃるような、人がいないとか、そういったのを言わないでいいように、まずは職員数を増やすということをはじめ、そしてまたいろんなシステムを構築していきながら、やはり投票率が向上するようにやっていかなければならないという思いは一緒でございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） もろもろ取り組んでいただけるということで、当然、町任せにするわけでもなくて、選挙は出る側の問題でもありますので、私たち議員自身も、魅力を持ってというか、選挙に行かんといかんと思われるようにはなっていきたいと思います。その点は考えは一緒ですので、しっかり一緒に頑張っていければというふうに思っております。

ちょっと時間がございませんので、前のほうには登壇しませんが、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 鬼塚議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時0分

再開 午後2時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田議員。

○15番（上田茂政議員） 皆さん、こんにちは。議席番号15番の上田茂政でございます。

皆さん、町道の菊陽中学校の正門と役場の正門の前の道路の中のあれは何といいますかね、植栽帯といいますかね、あそこはかなり草が生えとるんですよ。私はいつも思っているんですけども、何か日本一を目指す成長を続ける町とするには、あのイメージはどうも感覚が分からんとですよ。ですから、あそこをなぜ誰も、全国的にお見えになる方々が多いと思うんですよ、いろんなことで。掲げることについては、立派なことばってん、庁舎も古かばってん、や

っぱり町道もあの植栽帯のところも草ぼうぼうで、何や、これはと言う人も多いと思います。

ですから、あれは町道だと思いますので、あれはしっかりと草の生えんようにするか、きれいにするか、どっちかにしてもらった方がいいと思います。

そして、私は大体、皆さん御承知のとおり、なかなか言葉も悪いし、多々あると思いますが、心の中ではそういうふうには思っておりませんので、何とか御理解をいただきますことをお願いしておきます。

そして、皆さん、いろいろ私も言いたいことはあるんですけども、台湾のTSMCの社長さんが、シーシーという社長さんに替われまして、半導体の技術について物すごく技術のある人と、シーシーさんは最高経営者、責任者ということで新しくなられたということは、私たち菊陽町にとってもとてもよいことであります。私も喜んで歓迎したいと思います。

そして、新聞にちょっと書いてあるんですけども、一番私が懸念しているのは、やはり西本議員も、最初、冒頭で言われましたように有事の問題ですね。台湾と中国の問題。これが、緊張感があって、地政学につきましてはやはり中国というようナリスクがある中で、台湾にとっても本当にいろいろと、例えばウクライナとロシアの間、同じ人間の中でやっぱり競り合わなんということは少し不安があるかなと、こう思っておりますが、中国はやはり自分の領土だと思っておりますので、2028年ぐらいには恐らく台湾も合併するんじゃない、それか2030年までには、いずれにしても、台湾は中国に行かざるを得ないというふうになると思います。

それも、これは書いてあるんですけども、やはりそのために、他国に移りたいという議論もあったそうです。だが、8割から9割が、台湾には設備があって、それは台湾から逃げることはできないというふうに、不可能ということで、世界の指導者が戦争を、台湾に戦争が起らないように指導してくれるならというような切実なる思いをここに書いてあるんですけども、本当に私もそう思いました。

ですから、今度また、私は一般質問する中で、やはり税金を見込むということは、半導体企業について税金を見込むというふうな私の考えです。

ですから、半導体だけが、いつ、何が起こるか分かりません。やはり、これは過去、半導体ブーム、半導体というのはぶら下がりというか、波があるんですけども、今のところこれが沈むということはほとんどないと思うんですけども、菊陽町の税金を半導体だけに、何かあるから箱物も多い、それなりにつくっても別に問題ないというような思いがあるように私は思います。

それから、私が、最後の、今日は後ろから2番目ですけども、なぜ最後に私は狙ったかという、昨日、藤本議員の一般質問の中で、副知事が、知事、失礼しました、副町長が、私の席のほうから私は見たんですけども、ちょっと困ったような感じで、本当に、藤本議員、何て言いましたかな、ちょっと思いださんですけども、藤本議員、何い言いなつたかね。

(「残念」の声あり)

残念、残念と、あのときの言葉は。ですから、全協の中でこのことを布田議員から言われま

して、私も少し言いたかったんですけども、議長が逆の立場で考えたらというような感覚でございましたので、私は反問権を持って、持ってもらったほうがいいと思います。

そう、それなりのことが言える、お互いばちばち、火鉢のようにばちばち言ったほうが結果的にはいい方向に行くんじゃないかと私は思います。ですから、私の場合には反問権を、職員が反問権を持っていたきたいと、私はこう、します。

それで、あとは、あまり言うとも時間、いっぱいありますけどもね、ただ、また事業も大事ですけども、地震が来て、もうそろそろ10年近く、8年か10年ぐらいになるかな。忘れた頃に災害はやってくるんですよ。ですから、地震は、復旧復興はかなりできているんですけども、各自治体のほうの道路なんか、もうしわだらけで、しわというか、本当にそういうところがいっぱいあります。

ですから、それも並行して、やっぱりまちづくりに努めてもらいたいということでございます。

後は、質問席のほうで、一般質問をさせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） それでは、1の財政状況について、(1)令和4年度財政状況資料集によれば、普通建設事業費が類似団体平均を大幅に超え、数値を継続している。今後も、スポーツ施設など箱物の建設施策が計画されているが、どのように推移しているのか。

これは、この資料の中で、この資料があるんですね、財政状況の資料の、これの(5)、この中で、市町村性質別歳出決算の分析表、住民1人当たりのコストによれば、普通建設事業の推移が示されており、住民1人当たり10万1,905円です。県平均が7万4,602円です。類似団体、4万3,423円となっておりますが、そのうち更新整備は本町では1万4,647円、県平均が4万4,551円、類似団体が2万5,888円と下回ってはいますが、しかし新規整備において、本町は8万5,671円、県平均1万9,503円、類似団体が1万180円と断トツで高い数値です。

この金額は住民1人当たりですから、町民の人数を掛けた事業費です。

注釈には、菊陽町杉並木公園拡張整備事業がありますが、そのほかの要因があればお示ください。

○議長（福島知雄議員） 総務部長。

○総務部長（板楠健次さん） (1)の答弁でよろしいでしょうか。

(15番上田茂政議員「はい」の声あり)

(1)の御質問にお答えをいたします。

令和4年度財政状況資料集では、議員申されているんですが、普通建設事業費の人口1人当たり決算額が、菊陽町では10万1,905円、類似団体平均では4万3,423円で、大きく超えております。このうち、単独事業費分で比較しますと、菊陽町では2万2,376円、類似団体の平均では2万2,007円となり、類似団体平均と変わらない数字となっております。

これは、菊陽町総合体育館整備事業や放課後児童クラブ施設整備事業などについて、有利な

財源である国の補助を積極的に活用したことによるものでございます。

現在、菊陽町を取り巻く環境が大きく変化し、国の支援が重点的に受けられている状況の中、熊本県と連携し、道路整備やスポーツ施設の整備を進めることができいております。

また、町のさらなる成長に向け、市街地整備や学校施設の整備、庁舎や中央公民館の整備などを進める絶好の機会であると考えております。

今後、令和10年度頃が普通建設事業費のピークになるのではないかと見込んでおりますが、半導体企業の立地などによる税収増も見込まれますので、現在、副町長を中心とした政策調整会議の中で、今後の財政収支見通しを見ながら、計画的に事業が進められるよう整理しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 副町長を中心ということは、私は副町長が嫌いで言いよっとじゃなかですけど、吉本町長の指示で副町長が、そういうことを書いていただければ私は納得します。

ですから、そういうところは、やっぱり職員の大事なところじゃないですかね。ただ、副町長という、全部町長はひな壇で関係のなかごと、なりますから、ですから必ず町長の指示で副町長をお願いしておきます。

問題は、今後、スポーツの施設など、今言われるような箱物建設施策の計画をして、どのような推移になるか、お尋ねします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、御質問にお答えをいたします。

将来負担を示す比率として将来負担比率がございします。令和4年度財政状況資料集では、菊陽町が20.1%、熊本県平均が41.3%となっており、将来負担が大きい状況ではございません。

今後、先ほどの質問でも答弁しましたとおり、町の財政、課題解決や、さらなる成長につなげる事業を実施することにより、一時的に比率が増加する可能性はございしますが、半導体企業の立地などによる税収増も見込まれますので、必要な事業は時期を逸することなく進めながら、将来の負担が過度とならないよう、今後の状況、財政状況をしっかり見極める必要がございします。

それとまた、政策提言集に掲げました施策につきましては、現在、これは先ほど上田議員がおっしゃいましたけども、副町長を中心とした財政調整会議で、今後の財政収支見通しを見ながら、給食費の無償化や高齢化福祉の充実など、町の成長につなげられるような施策の実施に向け、整理を行うように指示をしております。

それを踏まえて、事業の実施期間を慎重に判断していきたいと考えております。

引き続き、財政調整会議については副町長に説明をさせます。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） ただいまの町長の答弁にございまして、政策調整会議の座長の指示を受けております立場から、答弁させていただきたいと思います。

私は、菊陽町に来て最初に財政状況を見たときに、すごく財政状況がいいなということを感じました。これは、決して褒め言葉ではないということになります。言い方を換えれば、よ過ぎるということにもなります。

家庭では、貯金は多く、借金は少ないほうがいいということではございますが、しかし行政の場合は、現世代の町民から納めていただいている税金をいかに有効に活用しているのかの視点も大事であるということだと思っております。

そのため、半導体だけにとどまらない経済の発展、高齢者支援や子育て対策など福祉の向上などに十分に投資できているのか、また10年後、20年後先を見据えた投資については、起債を起こすなど、後年度世代に負担をしてもらうことも大事な視点だと考えております。

私自身、県庁で8年間の財政課の予算査定を行ってきております。また、財政健全化計画の策定にも関わらせていただいております。その経験もフルに活用いたしまして、部局横断の政策調整会議においてしっかりと議論いたしまして、財政規律も踏まえ、先ほど冒頭、上田議員の発言があつて、やや言いづらいところもありますが、日本一のまちづくりをしっかりと目指していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 町長、私ね、こういうこと、あのねという言葉は使うんですけども、これは衆議院、参議院の中で、予算委員会の中で、いろいろと、あのねという言葉は使われておりますので誤解を招かないようにお願いをいたします。

あのね、町長、ですから、今、町長の答弁の中で、私をはじめ、私をはじめと、いきなり副町長でなくて、私をはじめ副町長の指示によってと、今先ほど言ったんですけど、ただ棒読みばしよんなるから、そのままでいきよんなつとはるかなという、ですからやっぱちゃんと覚えてから言ってください。

今、小牧副町長が言われましたように、私は別にどうのこうのじゃないんですよ。実際、事実というか、こうやってほしいということで私は言っているんですから。

税収が上がるというから、新しいものをつくっていくことは、発想も、いいか悪いか分かりませんが、今、町長が言われたように、いろんな箱物だけでなくソフト面もしっかりやっていくというところと言われましたので、それをできるだけ優先的にやってもらいたい。

それでは、(2)に移りたいと思います。

将来負担について、今後の分析として大型事業を控えており、基金取崩しによる充当、地方債残高増加により将来負担率が上昇する可能性があると言っております。

適正管理を行い、過度な将来負担とならないよう努める、しかし町長の提案では政策はまだまだ過度な負担になるようだと私は思っておりますので、バランスを取っていくのか、お尋ね

をいたします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、上田議員の質問にお答えします。

まずは、先ほど上田議員から、私をはじめということがなかったんじゃないかということでございますけども、私は実はこの調整会議の中に私は入っておりませんので、そういったことで御認識をいただければというふうに思います。

それでは、上田議員の質問にお答えをいたします。

半導体企業の立地などによる様々な状況変化を踏まえ、交通渋滞対策、ごめんなさい。

（15番上田茂政議員「将来負担、(2)です」の声あり）

分かりました。ごめんなさい、すいません。もう一度、じゃあお答えをいたします。

将来負担につきまして、今後の分析としましては、大型事業が控えておりまして、基金取崩しによる充当、地方債残高増加によります将来負担比率は上昇する可能性があるとしておりますが、私、町長提案の施策ではまだまだかなということをどのようなバランスを取っていくのかと、質問でございます。

そこはしっかりと取っていかなければならないというふうには思いますけども、上田議員がおっしゃるように、箱物、箱物というふうによく言われます。ただ、私は、上田議員がおっしゃるようなことも、当然、箱物、私が議員、町長になって、施策、政策として上げていますけども、やはり後藤町長の思いをしっかりと引き継いでいるというのも御理解いただきたいというふうに思います。

後藤町長のよき流れというのを私は一つも否定することなく、やはり実施をしていくということは理解をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） そうですね、バランスよくやっていくのが一番いいことではありますけど、なかなか、72の中では、ほとんど箱物というか、お金の要ることばかりで、これはもう各議員さんが質問されるのは必ずお金の要る質問が多いんですけども、将来負担に向かって、やっぱりいろいろと子どもたちやら、負担にかからんような、うまくバランスよく取っていけば、よくなるんじゃないかなと。

吉本町長に、私は、何年前、何十年前かに言ったんですね、やはり財政、町長になるならとまでは言わなかったんですけども、しっかり財政だけはお勉強してくださいというなのは、東京で言ったことはあります。やっぱり、あれは研修か何かで、町長と議員研修か何かへ行ったときですね。あのとき、やっぱり覚えているんですけども、やはり親方は財政をしっかりとやっていただいて、そして4年で終わるならいかなんですけども、大体うちの町長は4期ぐらい全部しなさるけん、その辺はスパンを考えた上で、今後考えていただきたいと思っております。

次は、ちょっと早いんですけども、言いたいことはあるんですけども、2の(1)に移りたい

と思います。

菊陽町総合運動公園の整備についてですが、私は、3月の定例会のときに、副町長に、アーバンは手土産じゃなかったですかというふうに言いましたですね。そしたら、いや、手土産じゃなかですよということで、副町長、聞きづらいかもしれませんが、ちょっと聞いてください。

まず、TSMCの第2工場の進出が決定し、町政最大の懸念事項である道路整備はもちろんですが、本格化する中で、今、アーバンスポーツの施設が中心となる総合運動公園整備を行う必要があったのか。

なぜ、私が、このアーバンスポーツにこだわったかというのは、常々私は、25年、26年、議員しておるんですけども、議員の名前も言いますけども、やはり甲斐議員が、常々に大型事業とかお金のかかるときは、もうヒアリング、私たちと一緒にヒアリングをやりながら、町が決めたことには、最終的には判断は町がするんですけども、また最高議決機関は議会ですから、あまりにも即決でセメダインで、1分間でひつつくというような、ですから焦らずに、焦らずにもうちょっと時間をかけて、うまく調整して、議会に説明をすればよかったんですけども、あのアーバン施設を中心とした総合運動公園を行う必要があったのかということで、3月に言ったんですけども、その経緯から質問したいと思いますが、以前、私は、自民党の、大体、大物議員ですね、某議員と言いますけど、某議員の県会議員とお付き合いが大体30年近くあります。そのときは、議員はお互い知っとらんだったかもしれません。

年3回ぐらいは、大体会うんですよ。そして、たまたま、たまたまじゃなくて、大体必要であれば1月に忘年会で、新年会を某県会議員あたりと、私を含めて大体4人ぐらいで新年会を毎年するんですけども、ちょうどそのとき、1月7日だったですかね、あの新聞に出て、その後、私たちは新年会をしたんですけども、某議員から、おい、私には茂ちゃんと言いなるもんだけん、茂ちゃん、あんた、アーバンスポーツ施設整備は3年ほど前に熊本県で計画されとってたて、その後、どこも引き受け手なかったと。

私に言わすと、重い荷物ば、小牧副町長が引き受けて来まったと私は認識しておるんですけども、その当時、蒲島知事が、時代に副知事が2人おられましたですね、今の知事と田嶋さんがおられました。その人が、どちらか、副知事が、どちらかが、小牧さん、あんたが、菊陽は今、経済的にも半導体も来てよかけん、持っていかんねと言われたと私は推測します。その当時の担当、要するにアーバンの担当が小牧現副町長であったということを某議員から聞いたわけです。

それはそれとして、別に小牧副町長を責める必要は私はないと思いますが、甲斐議員が言われたように、やっぱりちょっと進め方を焦らずに、私たちにやっておけば、私もこういうことは言いづらいと思いますが、非は非、是は是で、やはり執行部がそういうことであれば、たまたま某議員から、この某議員もいずれは大物になる議員ですから。

○議長（福島知雄議員） 上田議員、そろそろ質問に入ってください。

○15番（上田茂政議員） はい。ということで、例えばアンケートは取ったです、このアーバンは。施設整備をどんどんやってほしいという人は、町民は僅かじゃないかと私は今でも思っておるんですけども、町民が、急いでやってほしいという人はおらないと。しかし、先日、実施された小・中学校の通学路や安全確保、通学路の安全確保、渋滞解消のために道路整備だと、整備が一番だろうと私は思っております。

また、都市型スポーツのアーバンですから、年齢的にも、3月に言ったように20歳前後の 사람들이ほとんどだろうと、利用されるのは。ですから、つくるなというのは言わんですけどもね、そういう人たちの使い道しかないというふうに、ほとんど思っておられますんで、できれば副町長と町長の御答弁をお願いしたい。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、上田議員の質問にお答えいたします。

まず、前段のほうでいろいろお話をされましたが、やはり臆測でこの場で物事を言うのはやめていただいたほうがいいと思います。上田議員も見られたと思います。私のこの政策提言集、72の政策提言集、こちらの中にもちゃんとスケートボード等の、スケートボードの施設の新設というのがあります。上田議員も当然御存じだと思います。

この政策は、これをもって私は当選をさせていただきました。これがどういうことかというのは、上田議員も当然お分かりだと思いますので、小牧副町長が持ってきたとか、そういったところを臆測で言っていただければ非常に私も困ります。

これでしっかりと私は当選をさせていただきました。この政策を実行することが、私町長の役目でございます。これをしなければ、必ず議会で、じゃどこまで行ったのか、進捗状況は上田議員方もおっしゃるはずですよ。これを一つでも二つでも三つでも進めるために、私は今一生懸命、職員でやっておりますので、そういったことを臆測で言われることは、まず控えていただきたいというふうに思います。

それでは、質問にお答えいたします。

半導体企業の立地などによる様々な状況変化を踏まえ、交通渋滞対策、環境保全や排水対策、多文化共生など、対応すべき課題は多くございます。

そのため、私は、今年3月の議会定例会での上田議員の一般質問におきまして、これらの課題に最優先で取り組む旨を回答いたしました。

現在、国や県と連携をしながら、過去に例を見ない速さで道路のネットワーク整備や下水道施設等の整備を進めております。

その一方で、その答弁の中では、私は、今後の経済発展や人口増加に対応するための未来を見据えたまちづくりも併せて進めていく必要があると回答をしたところでもございます。

J Rの新駅や駅を中心とした市街地整備、そして議員御質問の菊陽杉並木公園拡張整備もその一つでございます。

これからの新たな都市基盤整備は、この100年に一度のビッグチャンスに、菊陽町が全国的

に注目を集め、県の新大空港構想や空港アクセス鉄道の実現に向け、今だからこそ進むべき取組であると考えているところでございます。

加えまして、半導体企業の立地などによる税収増を町の政策成長に、そして給食費の無償化や高齢者福祉の充実などの町民の生活につなげられるような施策も、先ほど答弁しましたとおり、今後の財政収支の見通しを見ながら、実施をまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 上田議員のほうから、私にも答弁をということでございましたので、少し御説明させていただきます。

まず、アーバンスポーツでございますけれども、これは御承知のとおり、東京オリンピックで公式種目になったということです。熊本県としては、観光の起爆剤として、スポーツツーリズムの一環としてこのアーバンスポーツ施設、要するに東京オリンピックでの盛り上げを熊本に呼び込みたいということで、スポーツツーリズムという視点の中で議論をしていった。これが多分3年前ぐらいだったと。これは多分事実だろうと思っています。

そのような中で、適地のほうの調査をしていく中で、どこも引受手がなかったということは全くこれは間違いでございますので、そこは訂正させていただきたいと思っています。

そのような中、菊陽町に来ましたときに、先ほど吉本町長の政策提言を見まして、吉本町長と意見を交わす中で、このスケートボードへの思い、先般、熊本経済の中にも結構、何でスケートボードを政策提言に入れたのかというような熱い思いを私も聞かせていただいたところでございます。

そのような中で、菊陽町においても、今後の発展を考えていく中で、新たな観光資源、これがやはり菊陽町には必要ではないかと。まさにスポーツツーリズムの一環の中でこの観光資源を町長の思いで、思いの政策提言集の実現において、これが解決するんじゃないかという中において、私は逆に積極的に県に働きかけをして、国の補助金等の活用も方向性を見いだして、今回この位置に来ているところでございまして、私が手土産で持ってきたとか、そういうことは全くございませんので、そこについてはよろしくお願ひしたいと思っています。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 臆測で、町長、言ったといいなはっですけどね、72の中に入っとっては分かっとなります。臆測じゃないんですよ。ただ、なぜアーバンが入っとるんですけど、まだほかにまだ入っとるでしょう、いっぱい。だけん、わざわざアーバンに言ったわけですよ。ですから、臆測じゃ言っとらんとですよ。

それは、臆測はやっぱり撤回してもらわんとすね。どぎゃんしなっとですか。町長。

72の中に、アーバンの言っとった、私は分かっとなりますよ。言っとった、分かっとなつて、ほかにまだアーバン以外に、何か目玉商品、目玉商品という言い方は悪いんですけども、まだ

あったんじゃないだろうかというところで、わざわざアーバンに私はこだわったわけではないんです。臆測じゃなか、これは、またまたというか、某議員、県議会議員の某議員が、私に、間違いなかけん、茂ちゃん、言ったほうがええばいて、3月は私は言いきらんだったんです。

ですけれども、茂ちゃん、言っとったほうがいいんじゃないやって、ということで、3月は手土産と言いましたばってん、その程度でよかろうぐらいの気持ちでおったんですけども、再度、某議員から、茂ちゃん、こがんことは言うとおったほうがええばいということだったけん、そういうことで、今後、お互い議会はばちばち積極的にやっていかんと、なかなか言いたいことも言えないし、だけん、しっかりと職員の方々も、何ら遠慮は要らんけん、こうやってくれと言ええば、私たちもせっかく勉強する機会ですから、その辺は、あまりもめたく、もめんな、ただ非は非、是は是でしっかりとやっていけば何も問題ないと思います。

以上ですね。

時間が20分、あんま顎が多かもんだけんですね、私は。

それから、(2)に行きたいと思いますが、計画地域の土地の選択の問題についてということですが、ちょっと待ってくださいね、(2)の計画地域の土地の選択の問題についてですが、私は、第2工業団地を取得する中で、あくどいと、言い方はちょっと悪いんですけど、これは不動産業者がいると、土地の関係者などから、また地元の人たちや一般の人たちなどから、そういうことをする人がいると。菊陽町の恥ばいというような、私に言われた人がおります。たくさんおります。

それで、私は何とか、株のインサイダーということじゃなくて、これはもうアウトサイダーという、私はいつも思うんですけども、上田君て、南校区の、はっきり言って井口のほうの、私と同じで口は悪い人ですけど、おい、主がねと、言わにや、誰も言う者はおらんとぞと。私ば、そぎゃん言うちもろうたっちゃ、私も迷惑ばいたと私は言ったんですけども、主が言わんたって、私もどがんしようかなて、よかよかけん、なんさん言うちくれということで、私はこういうことになったんですけども、団地の売買については私もあまりよく知らんだったけん、知らなかったんですけど、教えてもらいまして、これはいかんなと思って、うそか本当か分からんですけども、何でもかんでも欲しがる不動産業者って、何かと、何かあればすぐ食いつく、わなを仕掛ければわなにはまるという言葉がありますが、耳にしたことがあります、たとえ民間であっても、T S M Cの国の国策ですから、事業資金として出しているか、分かりませんが、昨日の答弁では、土地はJ A S Mが買うということであれば、なおさら土地の売買にしては変動のないように、温かく、J A S Mが、第2が来てもらうようなことで。

○議長（福島知雄議員） 上田議員、通告書に従って質問してください。

○15番（上田茂政議員） はい。ですから、この計画の2の中にこういう問題が起こらないように、私は言っているんですけども、この土地の選択についてどうなっているか、お願いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうから、(2)につきましてお答えいたします。

今年3月の議会定例会での布田議員の一般質問でお答えいたしましたが、今回の公園拡張整備は、今後の経済発展や人口増加に対応するため、都市基盤整備であり、当該地域に整備する理由は大きく3つあります。

1つ目は、今後の開発との連動性です。当該公園の周辺にはJR新駅が、令和9年春を目標に設置され、また駅を中心とした大規模な市街地整備も進めていく計画であります。今後、開発が大きく進む地域でございます。本町としましては、これらの開発も見据えながら、その周辺エリアで公園拡張を図り、町民の憩いの場、また新たなにぎわいの場をつくっていきたいと考えております。

2つ目は、既存施設との一体的な運営管理です。当該エリアには、現在でも、ふれあい広場やスポーツ広場、総合体育館など施設があり、将来的には、これらの施設一帯を菊陽町総合運動公園として位置づけ、運営管理していくことを検討しております。

3つ目は、国の交付金の活用です。今回の公園拡張整備には、国の社会資本整備総合交付金都市再生整備計画事業を活用します。これは、昨年11月の国の経済対策により拡充され、半導体等の産業促進のための工業団地やそれに伴う経済発展や人口増加に対応するための公園整備などが新たに補助の対象になったものです。

なお、対象エリアは、半導体企業の立地と直接関係する区域であることが条件であります。直接関係しない区域への基盤整備には活用することはできません。

以上の3つの点から、現在の杉並木公園を拡張し、アーバンスポーツ施設と町民グラウンドを整備することとしております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 社会資本整備総合交付金の使い道ですよね、私がちょっと勘違いしていたかもしれませんが、使い道はいろいろと、いろいろ高い、大体使い道は高いんですよね。たまたま公園の中に入れたから、そこに9億何千万円か、来たということですよね。私の考えとしては、考えといえば、自由度が高いということが頭の中にあったものですから、これがないならば、別に質問するのはなかったんですが、私はそこに整備、要するにこの整備資金は都市再生整備計画の中との、菊陽町の総合運動公園の中に位置づけたということで、ほかに使われないということでしょう。どうぞ。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えします。

先ほども申し上げましたように、これは半導体に関連する区域ということで、本町の中では、セミコンからこの公園までという範囲をその範囲としているところでございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 分かりました。うまく利用されたことについては本当によかったと思

います。

第3番目のも行きます。

(3)、それでは、次に総合運動公園が完成した後の管理体制についてお尋ねしたい、でしょう。

昨年10月にオープンした総合体育館は、町が直営で管理を行っており、令和6年度の人事異動でスポーツ振興課職員3名が配置されておりますが、運動公園、総合運動公園は2年後に完成を目指しているところと思います。

その暁には、総合体育館も含めて町が直営を管理するのか、民間に、指定管理者に委託するのか、どのような管理運営に行くのかについては、スポーツ振興課所管の担当部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 教育部長。

○教育部長（矢野博則さん） 今年3月の議会定例会での鬼塚議員の一般質問でもお答えしましたが、その後の進捗も含めてお答えいたします。

当該エリアには、ふれあい広場やスポーツ広場、総合体育館などの施設があり、さらに今年度中に総合体育館の西側にテニスコートを整備いたします。

現在、これらの施設には、正職員や会計年度任用職員を配置し、直営にて運営管理しているところでございます。

今後、新たにアーバンスポーツ施設や町民グラウンドを整備し、公園を拡張いたしますが、特に各スポーツの普及促進やイベント、大会の誘致などの点では、行政のみのノウハウでは限界があり、民間のノウハウを活用することで、各施設の利活用が最大限図られると考えております。

さらに、これらは一体的に運営管理し、時には相互補完させることで大規模なイベント、大会の誘致なども可能になると考えています。

そのため、これらの施設一帯を町民の憩いの場として、また新たなにぎわいの拠点として、菊陽町総合運動公園として位置づけ、運営管理していくことを検討してまいります。

なお、将来的に、民間事業者への運営管理の移行に向けて、まず公園拡張整備事業に係る施設管理運営手法検討業務を発注することとしています。

当該業務により、各対象施設の現状分析、類似事例調査、管理運営手法の提案などを行い、一体的運営管理の施設の範囲や民間事業者が実施する業務の範囲、また運営管理の手法などについて早急に検討を進めます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） よく分かりました。

ちょっと時間がないので、次に移りたいと思います。

区長及び地元住民への説明はしたのかということで、お尋ねしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

アーバンスポーツ施設及び町民グラウンドの公園拡張整備については、現在、6月にかけて基本設計を進めています。これにより、おおむねの施設のレイアウトや規模、工程などが明らかになります。その後に、詳細な実施設計に入る予定ですので、基本設計によりおおむねの施設概要が見えた段階で、地元住民の皆様には丁寧に説明したいと考えております。具体的には、6月下旬から7月中旬頃の予定をしております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 区長さん、地元住民に、今、部長が説明の中で、私たちは逆と思うとですよね。できるなら、地元にこういうことをちょっとつくりたいけどもとか、そういうヒアリングというか、説明をして、そしてその上で、よかねて、町長が進む72の中なら、しょんなかばいて、あと財政も豊富ならよかたいて、そういうふうになるような、逆だもん、私に考えさせれば、それをした上で、今の答えが出れば、私はそのほうがよかったかなと。

今後、やっぱり事業をするに当たっては、再三、私は大金の話に、迷惑かもしれんですけども、必ず事業の億単位の場合は、こういうことはやりたいからと、ですから区長さん、地元地域住民の方々に、やはりまずそういうことをしたいということを逆にせんと、もう実施設計や、もうつくる、基本設計から実施ね、だけん、そがんなってくると、地元の人たち、町民の人たちも諦め顔になってしまうわけ、どうせあんたがつくつとだけんで、何の説明もない、だけ、説明はするばってんが、これはもう出来上がった説明だけになっとさがにややっぱり反対意見されれば面白うなかと私は思うわけですね。

ですから、できればそちらのほうに、町長、町長、どこを見とっと、副町長と二人三脚で一緒に、そして各部長あたりはしっかりと目の覚めるようなしつけをしてください。今、しっかり頑張って、疲れとるかもしれんけども、お願いしときます。

それでは、こるか、最後に、こども基本法に伴う町の方針についてお願いいたします。

こども基本法に基づいて菊陽町こども計画を策定しなければならないが、この策定を民間シンクタンクに依頼したのはなぜか。

こども基本法は、こども施策の社会全体が総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行されました。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

この上で、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また地方、市町村は、国の大綱と都道府県ごとに計画を勘案して、市町村ごと計画を作成するよう、それぞれ努力義務を課せられていることです。

策定について民間シンクタンクに依頼した経緯をお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

現在、本町におけるこども施策についての計画である第2期菊陽町子ども・子育て支援事業計画の計画期間の満了が、令和7年3月末までとなっており、次期計画の策定が必要となっております。

また、令和5年4月1日に施行されましたこども基本法において、市町村は、国のこども大綱を勘案して、市町村こども計画を定めるよう努めるものとされ、こども計画は、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画を一体のものとして作成できるとされました。

このことから、次期計画については、これらの計画を包含した令和7年度から令和11年度までを計画期間とする菊陽町こども計画を策定いたします。

本計画の策定に当たり、4つの計画を一体的に策定することや町民の意見聴取のためのアンケート調査を実施し、現状分析や課題の抽出を行う必要があるなど、かなりの事務作業が発生するため、本計画策定の支援として、菊陽町こども計画策定業務を委託しているものでございます。

なお、本計画の策定に当たっては、菊陽町子ども・子育て会議条例で定める菊陽町子ども・子育て会議に諮り、各委員の意見を聴取しながら策定してまいります。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） 今言われましたので、計画策定後、議会に対して骨格などの説明はしていただく、はい、お願いします。

それでは、(2)公募型のプロポーザル方式だが、どのような提案であったか。

公募型プロポーザルは事業者の参加を工事により広く公募し、技術提案書や企画提案書など、審査により契約締結交渉者が選定する方式で、価格だけではなく、企画内容、提案内容、提案者への信頼性などを含めて事業者を選ぶ点が、通常の入札と大きく異なるポイントだということですが、この会社の選定に提案した内容はどのようなものだったか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 御質問にお答えします。

まず、公募につきましては、菊陽町こども計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領及び菊陽町こども計画策定業務委託仕様書に基づいて、応募事業者から、菊陽町こども計画策定に係る業務の実施体制の提案と併せ、過去5年間の同種計画及び類似計画の業務実績を示させていただいたところです。

提案の内容については、町が仕様書で定めた7つの項目として、1つ目に、業務スケジュール及び実施フロー、2つ目に、子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者計画及び子どもの

貧困対策計画に係るアンケート調査、3つ目に、現状分析及び課題整理、4つ目に、子どもの意見の反映に係る提案、5つ目に、国、県等の政策動向等、応募者から独自提案としてありましたのは、必要な情報が迅速かつ正確に得られるよう……。

○議長（福島知雄議員） 時間がありませんので、簡潔に述べてください。

○健康福祉部長（梅原浩司さん） 子育て支援施設、小・中学校など、地域の社会資源を地図上で可視化を行い、誰でもが見やすく使いやすい……。

○議長（福島知雄議員） 答弁者、はい、それで結構です。

上田議員、どうぞ。

○15番（上田茂政議員） これについては、また、すいませんばってん、次のときにしっかりと、また検証していただきます。

今日は、皆さん方、私の言葉はちょっと荒いんですけども、いつものとおりのことですから、何となく皆さん方に御迷惑かけたことはおわびしながら、私の一般質問を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。

○議長（福島知雄議員） 上田議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後3時11分

再開 午後3時21分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（福島知雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

布田議員。

○11番（布田 悟議員） 布田悟です。傍聴の皆様方は、早朝からおいでになられた方もおられますし、この3日間、私は13番目です。最後になりましたけど、私も自席から同僚の一般質問を聞いておりましたが、やはり最後となると、執行部と議員間の一般質問というのは非常に議論が熱烈になり、迫力がある場面も出てきます。

私も、この3日間、どういうふうに取り出しを持っていこうかと思っておりましたが、もう皆様方、同僚の皆さん方が、大分言われましたので、私も今日は大分萎縮した状態で質問するのかなと思っております。

まず、今日、私は2項目質問をいたしますけれど、13名のうち、ほとんど何らかの形でT S M C、その子会社であるJ A S Mの開業、その進出に伴ういろんな町内外に起こっている問題を一般質問で取り上げられております。これだけ、このJ A S Mの進出、開業というものは町内外に非常なるセンセーショナルな問題を引き起こしております。

これは、今年12月には、第1工場が稼働いたします。そして、第2工場もその隣接地に整備をするということも決定しております。

第2工場まではもう決まっておりますので、これは第1工場が稼働すれば、台湾T S M Cも

日本に進出するその理由はあったわけですけど、熊本を選定したという理由は、やはりこれは潤沢な地下水もあるし、台湾と違ったフラットな地形の用地が整備できるという面もあったと思います。

整備するに当たっては、経費も、台湾その他、例えばアメリカのアリゾナ、ドイツもそうですけど、そういったところに進出して整備するよりも、日本のほうが、水は地下水であるし、経費もかからないということで選んだわけであろうかと思っております。

もちろん、日本にとっては、経済安全保障の面もありますので、T S M Cの進出、それからその子会社であるJ A S Mの稼働、日本もこの半導体が日本国内で調達できるという、そういったメリットはあるわけでありますので、T S M Cと日本、そして熊本、菊陽、ここがうまく相互に機能していく、いい意味で機能していく、よく言われますウィン・ウィンの関係でスタートできればなど、稼働できればなどというふうに思っております。

今日は、その辺のところも含めまして質問させていただきますので、最後まで、御清聴よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 傍聴者の方に申し上げます。

帽子の着用は禁止されておりますので御協力をお願いします。

布田議員。

○11番（布田 悟議員） まず、T S M C工場の排水並びに排ガスの処理に対する検査及び監視体制についてということで、3項目質問を上げております。

やはり一番の関心事は水問題であります。地下水を工業用水として使う、その後、使った工業用水は、J A S Mの場合は70%は再利用するということであります。再利用しますけれど、やはり排水は出ます。それを公共下水道を通じて排出するということになります。

定期的な排水検査を行う必要があらうかと思えます。また、その結果を地域住民はもとより、町の住民の人たち、それから熊本市民も、この大津、菊陽を源とする地下水に頼った生活をしておられます。そういった水の状態、排水は大丈夫であらうかと、下水道、堅硬なつくりで下水道はつくられ、熊本県営の北部浄化処理場に運ばれるわけでありますけれど、その間、排水はうまく流れるんだらうかと、漏れはしないんだらうかと、そういった懸念も熊本市民の方々は特に心配になっているというふうに聞いております。

この熊本市民も、もちろん、地域住民にこの排水計画、排水したその検査、排水計画に基づく、そして排水検査をその地域住民に知らせる必要が、これはあります。

この取組について、これは国策でやっている、国策をもってできた会社でありますので、国はもちろん関与しなくちゃいけません。それから、熊本県、この国と県との協議、情報交換は、今回の一般質問の中でも十分にされているという答弁が出ておりますけれど、重なる部分はありますけれど、情報交換について、協議や情報交換について十分に執り行われているのか。また、やはりお膝元である菊陽町自体のこの排水の検査などについて取組は考えているのか。その点をまずお聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

環境汚染への取組については、町だけで考えることではないため、これまでも答弁してまいりましたが、県は、県民の環境汚染に対する不安解消のために、熊本県環境モニタリング委員会を令和5年7月28日に設置し、環境モニタリングが開始されています。

この環境モニタリングは、半導体関連企業の集積に伴う水質や大気への影響を調査するもので、結果については公表される予定であり、それにより排水による影響を見ることが出来ます。

なお、この取組は国にも報告されています。また、木村知事は、5月10日の日、定例記者会見において、重要課題解決に向けた3つの推進本部の設置を発表されました。

その一つとして、地下水保全推進本部が、5月27日に設置され、トップを木村知事、本部員には副知事をはじめ県の各部長等で構成されております。

さらに、幹事会が、地下水量の保全と地下水質の保全のテーマごとに県の関係機関により構成されますが、この幹事会には市町も出席することが可能となっております。

今後は、環境モニタリングの結果などを踏まえ、推進本部による対応が示されていきますが、町としましては、幹事会等において県との情報交換をさらに図ってまいります。

また、町独自の取組につきましては、下水道法に基づき、年4回の立入調査により、排水の水質検査を継続してまいります。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 県のほうに地下水保全のための推進本部が設置されたということであります。

ここには、木村知事、それから副知事をはじめ各部長等で構成されていると、さらに幹事会が構成されているということで、この幹事会には市と町も出席することが可能となっておりますけれど、菊陽町のほうからは、これは可能ということでもありますから、これに参加するだろうと思われまふ。そこはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん） その件について、御質問にお答えします。

もちろん、県のほうで、推進本部の下に幹事会、その場で市町の意見とかも取り上げていただけるということがこういう発表されておりますし、町としても、そういう場に率先して出席させていただいて、御意見を伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） ぜひ、できるなら毎回出席していただいて、菊陽町の懸念している状況などをそこで、幹事会を出していただき、それからまた県のほうの地下水保全の対策とか排

水問題についても議論されると思いますけれど、その辺の情報も持って帰っていただき、これも何らかの形で、議会はもちろんでありますけれど、町民の方にも報告はしていただきたいと、そのように思いますので、ぜひ、毎回、できるなら出席をと思いますが、それはいかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 積極的に参加させていただきたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 私たち町の議員は、こういった県の事業に対する組織等には、なかなか、なかなかというよりも、参加できないわけでありまして、菊陽町にも中村県議会議員がおられます。菊池郡というエリアからいえば、大津に斎藤さん、斎藤県議会議員もおられます。このお二人も菊池郡と、大津町もそうですけれど、特にこのT S M C 関係については十分心配されるところも持っておられようし、県議会議員という立場でもありますので、必ずや、菊陽町、大津町等のいろんな心配されている材料等については、その情報を開示していただくと、ことだろうと思いますけれど、その辺のところも、町長を通じてでも結構ですし、副町長も県におられましたので、できるだけその辺のところも、県議会議員の方にもお願いをしていただくということを私からもお願いいたします。

それでは、2番目で、2項目め、この排水は、熊本県営の北部浄化センターのほうに公共の下水道を通じて集められます。そこで、一般の御家庭から出た下水と一緒に処理されるわけですね。いろんな自然に沈殿したり微生物を利用したり、薬品も使われるかもしれませんが、その下水道処理場で、これをまた自然に返してもいいというような状態で、浄化して流すと。

北部浄化センターからは井芹川を通じて、白川、有明海に流れるものと思いますけれど、有害物質等は当然これは除去されるということを前提に、その安全性などについて、この浄化センター、それから熊本県、それからこの浄化センターがある熊本市などとの協議というのは、町として行われているのかどうか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） お答えいたします。

処理水の安全性につきましては、本年3月議会で、小林議員の質問でもお答えしておりますが、監視体制については、企業は、企業側の責任において下水道法に基づく自主検査を行い、水質基準に適合させるための水処理を行った上で排水すること、町は、下水道施設への排水に伴う下水道法に基づく立入検査を実施していること、熊本北部浄化センターは、処理水を坪井川に排出することに伴う水質汚濁防止法等に基づく水質検査を実施していること、熊本市は、放流河川の水域自治体としての水質検査を実施していることなどから、各段階で、検査、監視することを説明させていただきました。

熊本北部浄化センターは、流域下水道事業として県が主体となって運営しておりますが、構

成市町は、熊本市、合志市と本町であります。当然、情報は共有され、流域の構成市町での幹事会や勉強会で協議を行っているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 私、先ほど井芹川と言いましたが、坪井川なんですね、流れ込んでいるんですね。

構成市町で情報は共有されているということであります。また、ここでもまた幹事会があり、勉強会とか協議を行っているということでありますけれど、この中に水道、上水道の関係で、特に水道企業団、これはこの幹事会等には入っていないのか。これもお聞きします。

それからまた、この勉強会とか幹事会では、どのような内容の協議等がされているのか、お聞きいたします。

○議長（福島知雄議員） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん） 御質問にお答えします。

まず、1点目の水道企業団の幹事会の関与的な話ですけど、これの幹事会というのは流域下水道の幹事会ということで、処理場、下水道のほうの幹事会の中に水道企業団は属しておりません。

次に、幹事会や勉強会でどういった内容をということでありますけど、やはり、今こういった半導体関係で、同じように、菊陽町だけでは考えるような話じゃないときに、県が主体となって構成、熊本市と合志市、菊陽町で、そういった水質に伴う、こういった場で、もちろん住民からの御意見もなんですけど、議会等で御質問いただいた内容なども共有させていただいております。町の答弁としては、こういうふうに議員さんにはお答えしていますと、そういうような話とかも、すいません、させていただいたりしております。

また、勉強会が今みたいな感じなんですけど、これとは別に幹事会ということで、これは予算的な話も含めて、定期的に毎年やる分なんで、コロナ禍で、やはり予算も、次の、この対応するためには、町の予算もですけど、流域として予算確保の必要があるというような項目もありますもんですから、そういう、何のためにこの予算が必要なのかとか、そういう議論なんかをさせていただいて、今の半導体関係のいろいろ対応の場として協議させていただいております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員、お疲れかもしれませんが、先ほどの上田議員みたいに大きい声で議長と呼んでください。

（11番布田 悟議員「大きい声ですね、はい。おとなしいものから」の声あり）

布田議員。

○11番（布田 悟議員） 浄化センター内での幹事会と、協議ということですので、そういった

中では、主に排水関係、排水関係を協議されると思いますけれど、私は水道企業団ということを行いましたけれど、この地下水をくみ上げて工業用水として使うと、それをまた排水されるということで、この地下水をくみ上げている部門を担当している水道企業団、水道企業団については、このJASMの地下水使用、それから排水について、特に地下水の使用についてですけど、協議される、何というか、場面というのはありますでしょうか。水道企業団。

○議長（福島知雄議員） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん） 水道企業団の、やはり水質面の取組もやっておられます。そういったところの部分は、まず、先ほど答弁の中にありました水道企業団で得た内容というのは、環境モニタリングの中の一部として利用させていただいたりしておりますので、企業団の関連的な分としては、やはり企業団が、地下水なんですけど、もちろんセミコン周辺もありますけど、ほかの、やはり熊本市とか、そういったところの地下水もやっぱり環境モニタリングの中には含まれておりますので、そういった資料の一環として提供するとともに、企業団は企業団でそういった水質面の安全管理ということで、回数的にはちょっと私のほうでは細かく把握しておりませんが、定期的な検査を水道企業団はやっておると伺っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 3番目の項目に行きます。

排水について、地下水脈や農地への漏水も考えられないではありません。この点につきましては、県、熊本市を交えての協議とか対策などを話し合われているのか、お尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） ただいまの布田議員の質問でございますが、考え方を確認したいと思いますので、反問権の行使の許可をお願いしたいと思います。

○議長（福島知雄議員） はい、どうぞ。吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 布田議員のただいまの質問の中に、排水につきまして、地下水脈や農地への漏水も考えられるということでございますが、そのことは現在において正確な根拠があらわれるかどうかということだけ、お伝えいただければと思いますが。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 懸念している場面でありますけれど、公共下水道といいますか、JASMの場合は専用の下水道を通じて公共下水道に合流するということでもあります。これは、やはり万が一のことなんですね。自然的に劣化するというのは、これは時間もかかるかもしれませんが、それこそ大震災等におきまして、下水道設備が壊れたということを想定した上での質問です。

ですから、根拠というのは、そういった場合、それは予想されると思いますので、そういったことです。いかがでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 御質問にお答えいたします。

工場排水の地下水脈や農地への漏水について、J A S Mは自社処理して河川等に排水するものではなく、下水道に排水しますので、漏水することは基本的にはありません。

ただ、熊本地震のような予期せぬ災害等が発生した場合のリスク管理が重要となります。議員の皆様も、台湾訪問でのT S M C工場での視察や5月31日にJ A S Mの第1工場の水処理施設を視察されたように、設備が故障した場合のリスク管理や監視システムの高度化などに取り組んでいることを確認されたと思います。

また、工場排水を受ける県及び熊本市をはじめとする自治体側も、有事の際の対応として、災害時の行動マニュアル等による合同での災害訓練や老朽化した施設の計画的な改築、更新を実施しているところでございます。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 今、答弁にありましたように、せんだって菊陽町議会として、議会の一員として私もJ A S Mの第1工場を視察いたしました。視察して安堵した部分もあります。

台湾のT S M C本社工場も視察に行かせていただきましたけれど、中で、稼働している機械が、浄水とか排水とか、それからそれを処理する、工業用水を使った、水を処理する機械等は、当然日本のメーカーの機械ではなかったように、そういった説明もありませんでしたので、定かではありませんでした。

どこの企業が、どういったプラントで、そこを使っているのかは分かりませんが、しかしせんだっての菊陽の視察については、それが分かりました。

そういった意味で、リスクというのは非常に私の中では軽減されました。排水処理等もうまくされるんであろうと、それから自社処理というものも、日本の企業プラントが専門プラント、栗田工業と鹿島建設という説明でありましたので、そこなら専門メーカーでいろいろプラントをつくっていますので大丈夫だろうということで、そういったリスクは私の中では大分減ったということでもあります。

対策というのは、災害時の行動マニュアル等をつくり、計画的に、今からも、企業災害訓練等もしていくということでもありますけど、菊陽町、重ねてお聞きいたしますけど、そういった場面に菊陽町として、独自に行動マニュアル等で災害訓練をしているのか、そういったところの検証はできるのか。ちょっと分かりますかね。

○議長（福島知雄議員） 下水道課長。

○下水道課長（丸山直樹さん） 御質問にお答えします。

その前に、検証という部分が、後でちょっと御説明が難しくなりますもんですから、まずやっている内容についてお伝えしたいと思います。

もちろん、町の、まず全体的な話をして、流域、さっきほかの流域での関連した合同訓練という場で行きますと、県が主導になりますけど、県のほうが、今年は5月にやりましたけど、

県のほうが、震災等を想定、震災、今年は震災だったんですけど、震災を想定して、まず各自自治体にそれぞれの施設の異常がなかったかの状況確認の発報があります。

私どもは、実際、代表的にセミコンに行ったんですが、そういった施設のほうの確認をしまして、回答として異常なしという形の伝達訓練的な分を行いました。

今度は、町という話の分で、そういった震災とかそういうのに向けての訓練としては、よく災害的な分で問題になるのが、ポンプが故障する、これが停電とかで故障するというようなところの分が一番想定できるものですから、ここ最近二、三年はずっとポンプ場の非常発電分を持っていて、非常発電で、職員も非常用発電の稼働状況が確認できるような勉強的な分にもなりますけど、いざ、そういう場面が来たときに、私たちが、やっぱりおどおどして何をしたらいいか分からんというようなところはいかんものですから、まず自分たちのそういう危機管理面の訓練ということを想定しまして、ここ二、三年はそういう停電に備えた訓練をやっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 一般質問中でございますが、間もなく午後4時になりますので、会議時間の延長の件をお諮りします。

一般質問が終わりますまで、会議時間を延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定しました。

したがって、このまま一般質問を続けます。

布田議員、続けてください。

○11番（布田 悟議員） 何せ、まだ第1工場も稼働していないわけでありまして。稼働していない状況で、私たち議員は、稼働後のいろんな地下水問題、それから排水問題等、いろいろ懸念しながら、また想定しながら、質問せざるを得ない状況でありますので、今答弁をお聞きしておりますと、いろんな形で地下水の水質の保全、それから排出問題については、いろんな場面で協議を重ね、その稼働後のいろんな事態に対して準備をしているということがうかがえました。

このTSMC、JASMの稼働後にも、やはり非常に交通渋滞というものは、これはいつの日か解消されるという部分でありますけれど、この水の問題、それから環境保全の問題は、これは企業、工場が稼働している限りは、これは続く問題でありますので、スタートに当たって、こういった問題を執行部のほうもしっかりと取り組んでいただき、我々議員も、これは町民、それから熊本県民の人たちも心配されているところでもありますので、しっかりと議会、それから執行部と情報も共有しながら取り組んでいきたいと思っておりますので。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） それでは、2番目の項目です。固定資産税の上昇についてということ

でありますけれど、この問題も、今回の一般質問で取り上げられておりました。

T SMCの進出、それからJ A S Mの操業開始、そして第2工場も隣接地につくられるということで、当該地、J A S M工場の隣接地に限らず、とりわけ菊陽町の市街化区域等においても非常に不動産の取引価格が上昇しております。異常と思えるほどの上昇です。

過去のことになりますけれど、日本列島が、いわゆるバブル景気に沸いて、土地取引も異常なほど盛んになり、土地転がし等も起き、いわゆる土地バブルという現象も起きたわけです。これは日本列島全体の問題でありましたけれど、今回のこのT SMC進出に伴う市街化区域などの工場周辺の農地とか山林だけではなく、市街化区域、既存の市街化区域の宅地等の地価も上昇しております。

それに伴いまして、土地取引を基に、毎年国が公示価格というものを調べるわけでありまして、その公示価格を基に固定資産税が算出されます。

私は、今ちょうど6月に入りましたので、今、皆さんのところにも菊陽町の税務課のほうから固定資産税の納付通知書というのが届いているかと思います。私も自分のところに来た納付通知書を見てみましたところ、うわさには聞いておりましたけれど、前年と、前年度に比べますと非常に固定資産税が上がっているということでもあります。

固定資産税も、これも自分は、T SMC関係の進出に伴う、ほかの土地取引の結果、関係ない宅地まで一斉に上がったということでもありますので、この異常な状態は、普通でありますならば、上がるか下がるかですけど、菊陽町においてはそういった土地取引が盛んになったと。宅地の取引も盛んにといいますか、物件は限られておりますけど、やはり上がっていると。

それから、賃貸住宅、それからアパート、マンションについても賃料、入居料がまた上がっているということで、固定資産税が上がる要素というのは、これはできてしまったわけです。しかしながら、この問題をこのまま、菊陽町においては土地の取引価格が上がったから固定資産税も上がって仕方ないと思う方もおられるかもしれませんが、菊陽町に不動産をお持ちの方から言わせると、私のほうにもお話がありますけど、これは、ちょっとどうにかならないのかと、いわゆる減免措置ですね。どうにかならないのかという声が聞こえてまいります。

私も、固定資産税というところで、今まで考えたこともなかったんですけど、固定資産税は、これは重要な地方税の一つでありまして、菊陽町においても行政を執行していく上では十分が原資となるわけであり、しかしながら普通の状態であるならば仕方ありませんけれど、このような状態であるならば何とか減免措置ができるんじゃないだろうかということで、調べてみましたけど、なかなか、今回のほかの方の質問にも答弁ありましたが、そういった減免措置は、なかなかないと、今のところ。

しかしながら、条例でもってこの減額制度を設けるということ是可以するんじゃないかというのをちょっと私これも、国土交通省のホームページから見つけ出したんですけど、これは当然、ちょっとこれは通告にありませんけれど、分かる範囲で結構ですので、条例による固定資産税減額制度、これについて、固定資産税が減額されるということでもありますけれど、いかが

でしょう。分かりますかね。この条例ですね。

○議長（福島知雄議員） 住民生活部長。

○住民生活部長（渡辺博和さん） まず、質問要旨のほうから先にお答えしまして、今の御質問を併せて御回答したいと思います。

御質問にお答えします。

先日の甲斐議員の御質問でも答弁しているところですが、急激な地価の上昇や下落があった場合においては、既に国において負担調整措置が実施されており、急激に地価が上昇しても税額が急激に増加しないような仕組みとなっております。そのため、現段階において特例的な実施は考えておりません。

次に、今の条例減額制度の導入について、ちょっとお答えします。

条例減額制度につきましては、町条例の定めにおいて、今年度の住宅用地、商業用地等及び特定市街化区域農地に係る固定資産税が前年度の税額の1.1倍以上で条例で定めた倍率を超えた場合、その超えた部分の税額を減額することができる制度です。

この制度の目的は、都市再生、地域活性化や土地の有効活用を促進するとともに、新型コロナウイルス感染症からの経済回復を着実に進めるために、事業者等の税負担を軽減することは有効と判断され、引き続き制度として認められるものです。

また、導入する場合は、地方公共団体の財政の安定性や課税の公平性に悪影響を及ぼさない範囲内において、許容されるものとされております。

今回の本町の見直しにおきましては、税額が1.1倍を超える場所がありますが、ほとんどが商業地や雑種地になります。

なお、町民の方が住まわれている一般の住宅用地については、特例で税率を乗ずる前の課税標準額をさらに3分の1や、6分の1減額されており、前年の1.1倍を超えているところは数件でございます。

そのため、商業地や雑種地については、今後の動向について見極めながら、課税や税負担の公平性等も考慮した上で、新たな制度が必要かどうかについては検討してまいります。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員。

○11番（布田 悟議員） 条例減額制度、条例による減額制度は、これはできるけれど、今のところその対象となる土地、商業地等ということで数件しかないということで、答弁では条例を制定するほどのものではないと、一般宅地においては、既存の今までの制度がありますけれど、住宅用地であるならば減額の制度があるということですね。はい。

できないなら、これは仕方がないと言いませんけど、これは企業が来て、今回の場合も、JASM、TSMCの進出とJASMの稼働ということで、JASM関係については、これは数年間だけ固定資産税の減免制度はあると。これはソニーが進出するときもありました。それから、富士フイルム九州が進出するときもありました。ですから、これはどうぞおいでください

ということでそういった特例ですね、これを設けないとなかなか企業のほうもうんと言わなかったという部分がありますけれど、これは、今回の質問の中でも答弁があったかもしれませんが、重ねてちょっとお聞きします。

今回のT S M C進出、J A S Mの稼働については、操業については、この固定資産税等の減免措置要求というのは、これはありましたでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 布田議員に告げます。

通告外につきまして、別の質問に移ってください。

○11番（布田 悟議員） はい。私の今日用意した質問は以上でありますけれど、当初申し上げましたように、まだ、J A S Mは12月ですから稼働はしていないと、稼働後のいろんな、道路整備についてはこれも着々と進んでいると、いろんな交通渋滞対策もされているというのは、今回の質問、答弁の中で十分、分かりました。これは、いつか必ず解消されて、地元の住民の人たちも、それから通勤の人たちも、この渋滞、車の渋滞問題については解決の日を見るということであります。

しかしながら、この水の問題、それから環境保全の問題については、これはJ A S Mが稼働している限りは続いて、継続的に続いていくわけありますので、ここのところは、私も申し上げましたように、国、県と共に情報を共有しながら取り組んでいただくと、私たち議員も、その情報を住民、町民の皆様方とも共有しながら、監視問題といいますか、この問題については気を許さず、監視していると、議員の立場ですけれど監視しているということを持続しなければならないと思っておりますので、執行部はなかなか、第1工場の場合はスムーズにどうか、職員の皆さん方も尽力されて、スムーズにスタートしたわけありますけれど、今後、第2工場についても、また今度は民間の土地取引のための業者が入ってきておりますので、またなおさら大変だと思います、これは。

そういったところを十分にまた行政としての指導、それからそういったところを発揮しながら、スムーズな第2工場が整備されることを祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福島知雄議員） 布田議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後4時7分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務住民生活常任委員会

文教厚生常任委員会

経済産業建設常任委員会

令和6年6月11日（火）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

令和6年6月14日（金）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

# 1. 議 事 日 程（5 日 目）

（令和 6 年第 2 回菊陽町議会 6 月定例会）

令和 6 年 6 月 14 日

午 前 10 時 開議

於 議 場

- 日程第 1 議案第 31 号 菊陽町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 32 号 菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 33 号 令和 6 年度菊陽町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 4 議案第 34 号 工事請負契約の締結について（菊陽空港線堀川函渠築造工事）
- 日程第 5 議案第 35 号 財産の取得について（菊陽杉並木公園拡張整備事業用地）
- 日程第 6 発議第 4 号 菊陽町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 7 発議第 5 号 菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 発議第 6 号 菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 発議第 7 号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）
- 日程第 10 交通混雑緩和・解消に関する特別委員会の報告
- 日程第 11 議員派遣について
- 日程第 12 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 追加日程
- 日程第 1 議案第 36 号 町道路線の廃止について
- 日程第 2 議案第 37 号 町道路線の認定について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 1 番  | 鬼 塚 洋 議員   | 2 番  | 吉 村 恭 輔 議員 |
| 3 番  | 藤 本 昭 文 議員 | 4 番  | 馬 場 功 世 議員 |
| 5 番  | 廣 瀬 英 二 議員 | 6 番  | 矢 野 厚 子 議員 |
| 7 番  | 大久保 輝 議員   | 8 番  | 西 本 友 春 議員 |
| 9 番  | 佐々木 理美子 議員 | 10 番 | 中 岡 敏 博 議員 |
| 11 番 | 布 田 悟 議員   | 12 番 | 佐 藤 竜 巳 議員 |
| 13 番 | 甲 斐 榮 治 議員 | 14 番 | 岩 下 和 高 議員 |
| 15 番 | 上 田 茂 政 議員 | 16 番 | 小 林 久美子 議員 |
| 17 番 | 坂 本 秀 則 議員 | 18 番 | 福 島 知 雄 議員 |

## 3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内 藤 優 誠 さん

書 記 廣 田 沙 織 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 吉 本 孝 寿 さん

教 育 長 二 殿 一 身 さん

住民生活部長 渡 辺 博 和 さん

産業振興部長兼  
農業委員会事務局長

総務課政策監 宗 像 雄 矢 さん

総合政策課長 今 村 太 郎 さん

税 務 課 長 吉 本 雅 和 さん

福 祉 課 長 井 上 智香子 さん

農 政 課 長 阪 本 和 彦 さん

建 設 課 長 出 田 稔 さん

下水道課長 丸 山 直 樹 さん

総務課総務法制係長 高 山 智 裕 さん

教育審議員 吉 永 公 紀 さん

副 町 長 小 牧 裕 明 さん

総 務 部 長 板 楠 健 次 さん

健康福祉部長 梅 原 浩 司 さん

都市整備部長 井 芹 渡 さん

総務課長兼選挙  
管理委員会書記長

財 政 課 長 澤 田 一 臣 さん

健康・保険課長 岩 下 美 穂 さん

子育て支援課長 石 原 俊 明 さん

商工振興課長 塚 脇 康 晴 さん

都市計画課長 阿久津 友 宏 さん

施設整備課長 荒 牧 栄 治 さん

教 育 部 長 矢 野 博 則 さん

生涯学習課長 岡 本 勇 人 さん

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

開議 午前 9 時 58 分

○議長（福島知雄議員） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 議案第 31 号 菊陽町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第 1、議案第 31 号菊陽町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（吉本雅和さん） おはようございます。

議案第 31 号菊陽町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

初めに、提案理由でございます。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づき、国の支援を受ける企業に対して、従来の固定資産税の不均一課税に係る制度を拡充し、税負担の軽減を図ることにより、町内においてさらなる半導体企業の投資を促すことを目的として、菊陽町税特別措置条例を改正する必要があるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の内容について御説明いたします。

このたびの改正は、先ほど申しましたように特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律、通称 5 G 促進法に基づき国の支援を受ける企業を対象を限定し、従来の固定資産税の不均一課税制度の拡充を図るものです。

具体的には、通常、税率 1.4% のところ、従来は 25% 軽減し税率 1.05% としていたものを、国の支援を受ける一部企業に限って、50% 軽減し税率 0.7% にするものです。なお、不均一課税の適用期間は従来制度同様、適用初年度から 3 年間となります。

それでは、お手元の議案を 2 枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で御説明させていただきます。新旧対照表の左側が現行、右側が改正後（案）となっております。

第 2 条が、不均一課税に関する規定となっております、第 1 項及び第 2 項は（略）となっておりますが、従来の不均一課税の適用税率などについて定められております。

今回の改正では、新たに第 3 項を追加し、5 G 促進法の規定による特定半導体生産施設整備等計画に基づき行った施設整備に係る固定資産税の税率は、第 2 項に規定する税率 1.05% ではなく、税率 0.7% を適用するというものでございます。

最初にお戻りいただきまして、議案の改正文附則を御覧ください。

附則第 1 項で、この条例は公布の日から施行するとしております。

また、第 2 項で、改正後の菊陽町税特別措置条例第 2 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に立地協定を締結した適用工場などについて適用するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） すみません、議長、座ったままでよろしいですか。

○議長（福島知雄議員） はい。

○16番（小林久美子議員） 議案第31号菊陽町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について反対討論をします。

一般質問でも述べましたが、T S M Cの町内進出の影響を受け地価、家賃が高騰し、菊陽町内で営業ができなくなり店やクリニックなど閉鎖しなければならない状況があります。私は、県と協力をしてなりわいを支える補助制度が必要ではないかとそのとき訴えましたけれども、町からは国の支援がなくて県、町からの支援は難しいということでした。

今回の議案は、J A S Mへの町独自で固定資産税の減免をする内容です。J A S Mには、皆さんも御存じのように、1兆2,000億円余りの税金が投入されています。また、そういう国からの支援がある中で、町独自の固定資産税の減免というところでは非常に町民の納得は得られないということで反対をするものです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

甲斐議員。

○13番（甲斐榮治議員） 議案第31号に対して賛成の立場で討論します。

昨今、T S M Cがやってきたのはいいことだということは何となく理解できるが、町民レベルで言えば交通渋滞には遭うし、地下水の心配はしなくてはならない。さらに、資産価値は上がったというものの現実には固定資産税の支払いは増えるといった具合でありよいことがあるとは思えないとの声を多く耳にします。これは、正直な町民感情だとは思いますが、また、町民の固定資産税額のアップには何の措置も講じずに、大企業には手厚く減税するのか、そもそも国家が一私企業に対して1兆数千億円もの国民の税金を投入するのはいかなものかという議論もしばしば耳にするところです。

しかし、果たしてそうでありましょうか。今のこの機会に、私たちはT S M Cをはじめとする企業群進出の意味するところを冷静に評価しておくべきだと考えます。

かつて、敗戦から立ち上がった我が国は、潜在的に蓄積されていた知識や技術等のソフトを

ハードに追いつかせる過程の中で、物づくりで世界のトップを走り始めました。やがて、GDPは世界第2位となり、気がついたときには世界の先進7か国の一角を占めておりました。

とりわけ半導体については、まさに王国とも言える状況にありました。しかし、我が社主義、一国主義から世界的潮流となりつつあった分業化に乗り遅れるなど、半導体産業は知らぬ間に零落してしまいました。その零落の一因としてあったのが、国家による半導体産業への支援不足です。韓国や台湾や中国は、この期に乗じて国家的支援を厚くして我が国に取って代わりました。

御承知のとおり、気がついてみればTSMCの例に見られるように、我が国企業の半導体生産におけるシェアは激減し、働く者の待遇も周回遅れになっております。この反省が、TSMCの誘致に対する莫大な国税の投入になって表れたと考えます。

TSMCは、なるほど私企業であります。しかし、我が国経済におけるトヨタの存在を見れば分かるように、この規模の企業になればその企業の在り方は社会全体に大きな影響を及ぼします。すなわち、企業の社会的責任は極めて重大です。ゆえに、そこに対する国家の補助は、もはや私的なものを超えて社会的、公共的投資になると私は考えます。

今のこの機会を、私たちは、地域を潤すだけではなく国の経済を立て直す絶好の機会と捉え、動機づけとなった台湾企業が立地する地元住民としてこの事業を支えるべきだと考えます。

結論になりますが、御存じのとおり、少子・高齢化及び人口減少に悩む多くの自治体にとって、企業誘致の是非は自治体の自立的存続にも関わる重大問題の一つであります。企業を誘致する際の特典として、多くの自治体は何らかの優遇策を掲げています。その中の一つに、固定資産税の減免措置がありますが、その形態としては、数年間固定資産税の課税をゼロにするか、固定資産税を通常の税額どおりに徴収する場合には、それに見合う額を一定期間補助する形を取っている例がほとんどであります。

本町でも企業誘致に際して、固定資産税をゼロにした事例を過去に持っております。今回のTSMCに対する課税措置案は、規定額に対して第1工場、これはもう済みましたが、第1工場では、25%に相当する額を、第2工場で50%をそれぞれ3年間免除するものであります。視点を変えれば、第1工場では75%、第2工場では50%は稼働年度から徴収するというものです。ゼロではありません。誘致に当たった人たちの努力をむしろ評価するべきだと考えております。

以上の認識に立って、議案第31号に対する賛成討論といたします。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

布田議員。

○11番（布田 悟議員） 私は、議案第31号については反対の立場から討論します。

なぜかといいますと、富士フイルム九州、それからソニーの進出に当たっては、菊陽町からお願いして来てもらったわけでありまして。そのときの固定資産税の減免率も20%を割ってお

りました。今回は、国策ということもありまして今、甲斐議員が語る述べられましたような奥深い理由もあるかもしれませんが、固定資産税が第1工場については25%、第2工場については50%。これいずれも、来るのは国策で持ってきてもらったということになっておりますけど、あくまで外国の私企業であります。そこに対してこれだけの税率と減免措置をするというのは、これは国民の立場からも、それから菊陽町の住民の立場からもこの減免措置を許すというのは、心情的もできないというふうに私は思っております。固定資産税の納付通知書が6月前後において各家庭に来ております。それを見ますと、かなりの固定資産税も上がってきております。ますますまた、来年度も上がる可能性もあります。そういった中でこのTSMCに対する減免措置、これはまず税率の問題もありますけれど、これはもう少し低く抑えるべきという立場から反対といたします。御賛同よろしく願いいたします。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第32号 菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第2、議案第32号菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（井上智香子さん） 議案第32号菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

提案理由は、熊本県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要領の自己負担額が改正されたに伴い、菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、条例の改正の内容を御説明いたします。

2枚めくっていただきまして、参考資料の新旧対照表をお開きください。左側が現行、右側が改正案となっております。

改正の内容は、第3条第1項第1号中、現行では、自己負担額を入院の場合において、同一

月診療分について一医療機関等につき2,040円、入院以外の場合において、同一月の診療分または施術分について一医療機関等につき1,020円としておりましたが、改正後は、入院の場合において、同一月診療分について一医療機関等につき2,000円、入院以外の場合において、同一月の診療分または施術分について一医療機関につき1,000円に改めるものであります。

議案の1ページ目にお戻りください。

附則第1項で、この条例は公布の日から施行するとしております。

また、第2項では経過措置として、改正後の菊陽町重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、令和6年4月1日以降の診療または施術に関わる医療費について適用し、令和6年4月1日前の診療に係る医療費については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

（「賛成だったんです賛成、賛成」の声あり）

間違いですね。はい、分かりました。では、訂正の方、訂正方お願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第33号 令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第3、議案第33号令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） おはようございます。

議案第33号令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

新年度に入り間もないですが、補正が必要なものが生じたので、お願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては、御質問に応じお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。

令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に14億2,642万円を追加し、歳入歳出予算の総額を208億7,546万2,000円と定めるものです。

8ページをお開きください。ここから2の歳入になります。補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、説明欄の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、今回事業化分の低所得者支援及び定額減税に係る補足給付の財源として3億8,144万5,000円増額しています。

目の2民生費国庫補助金、説明欄の就学前教育・保育施設整備交付金は、私立保育所の整備に対する補助になりますが、国の基準単価の増などにより7,476万2,000円増額しています。

款の18県支出金、項の2県補助金、目の4農林水産業費県補助金、説明欄の強い農業づくり総合支援交付金は、ニンジン選果施設の整備に対する補助で、8億9,200万円計上しています。

9ページをお開きください。款の23諸収入、項の5雑入、目の4雑入、説明欄の新型コロナワクチン接種助成金は、定期接種となった新型コロナワクチンの費用の一部を国の基金から助成されるもので、4,158万3,000円計上しています。

10ページから3の歳出になりますが、補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の12自治振興費、説明欄のコミュニティ助成事業補助金は、地区の放送施設整備に係る補助金として750万円計上しています。

11ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の14物価高騰対策事業費、節区分の19扶助費、説明欄の調整給付は、物価高騰対策として実施する定額減税において、減税し切れないと見込まれる方に対する給付金として2億3,000万円計上しています。説明欄の住民税均等割のみ課税世帯給付金は、均等割のみ課税世帯、1世帯当たり10万円を給付するもので、4,000万円計上しています。説明欄の住民税均等割のみ課税世帯給付金・こども加算は、均等割のみ課税世帯の18歳以下の児童1人当たり5万円を加算するもので、1,000万円計上しています。説明欄の住民税非課税世帯給付金は、住民税非課税世帯、1世帯当たり10万円を給付するもので、6,000万円計上しています。説明欄の住民税非課税世帯給付金・こども加算は、住民税非課税世帯の18歳以下の児童1人当たり5万円を加算するもので、1,500万円計上しています。

項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費、説明欄の就学前教育・保育施設整備補助金は、

私立保育所の整備に対する補助金になりますが、国の補助単価の増などにより8,410万8,000円増額しています。

12ページをお開きください。款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の2予防費、節区分の12委託料、説明欄の予防接種委託料は、定期接種となった新型コロナウイルスワクチンの接種に係る費用で、4,150万円計上しています。

款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費、説明欄の強い農業づくり総合支援交付金は、ニンジン選果施設の整備に係る補助金で、8億9,200万円計上しています。説明欄の経営発展支援事業補助金は、新規就農者に対する機械、施設等の導入支援として、713万円計上しています。

最後に16ページをお開きください。款の14予備費は、調整のため221万7,000円減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第34号 工事請負契約の締結について（菊陽空港線堀川函渠築造工事）

○議長（福島知雄議員） 日程第4、議案第34号工事請負契約の締結について（菊陽空港線堀川函渠築造工事）を議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） それでは、議案第34号工事請負契約の締結について御説明いたします。

説明に先立ちまして、今回参考資料の中で図面を添付しておりますので、画面のほうにも映し出しながら説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、菊陽空港線堀川函渠工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽空港線堀川函渠築造工事。2、契約の方法、条件付一般競争入札。3、契約金額、2億8,380万円。4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字原水3316番地、坂本・土野特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社坂本建設、代表取締役坂本俊正でございます。

次に、菊陽空港線の整備計画について御説明いたします。

現在、県と連携して整備を進めており、町施工区間は、県道大津植木線の交差点から鉄砲小路区の県道新山原水線までの延長680メートルとなります。片側1車線、車道両側に自転車歩行者道を整備し、道路幅員16メートルの道路として、令和8年度末の完成を目指して取り組んでいるところでございます。

整備に要する用地につきましては、令和5年9月に全ての地権者との用地契約が完了しており、現在、計画的に工事に着手しているところでございます。

次に、本工事の場所及び概要について説明いたします。

2枚めくっていただいて、全体平面図を御覧ください。

図面左側が北となり、赤色で着色した箇所が工事箇所です。

計画では、町道古閑原上堀川線の南側、熊本県が管理する堀川を道路が横断しますので、函渠構造物、通称ボックスカルバートと申します、を整備することとしております。令和5年度から2か年で整備することとしており、今年度は函渠構造物の築造工事を行うものでございます。

1枚めくっていただいて、本工事の作業工程と併せて工事の内容を説明いたします。

右上の代表断面図を御覧ください。

この断面図は、堀川の上流側から下流部を見た断面図となります。赤色の線が、今回施工する函渠構造物及び舗装工です。図面で示しますと、ここの部分になります。青色の線が、今回撤去する前回施工した護岸工の仮復旧です。オレンジ色は今回工事の仮設道路です。こちらが仮設道路になります。

まず、工事に当たっては、函渠構造物の設置に伴い町道古閑原上堀川線を掘削するため、工事期間中の一般車両の通行を確保するため、町道の北側に仮設道路を設置いたします。図面のオレンジ色の部分でございます。

その後の工事は、水止め期間の工事となりますが、工事期間においても通水機能を確保する必要がありますので、前回工事で設置している仮排水管を再利用しながら工事を行います。仮

設道路、仮排水管の仮設工が完了した後から、青色の線で示しております前回工事で護岸の仮復旧をいたしました布製型枠及び大型土のうの撤去を行います。

撤去後に、本工事の目的物となる函渠構造物、幅7メートル、高さ4.1メートルを延長53メートル設置いたします。設置に当たっては、堀川左岸からクレーンにより設置していきます。

函渠構造物設置後は、仮排水管を撤去した後、既設護岸との擦り付けのため、コンクリートブロック積で護岸復旧工を函渠構造物の上流側と下流側に合計112平方メートルを施工した後、下層路盤工を661平方メートル施工いたします。

なお、本工事で設置いたしました仮設道路につきましては、令和6年度の交差点工事の施工に使用するため存続させる計画とさせていただいております。

工期につきましては、令和6年6月17日から令和7年3月21日までとしています。

以上で建設課からの説明を終わります。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、菊陽空港線堀川函渠築造工事の入札結果等について説明いたします。

参考資料の最後から2枚目のページ、条件付一般競争入札概要をお開きください。

本件につきましては、設計金額などから入札の方式を条件付一般競争入札とし、令和6年4月17日の審査会を経て条件を決定し、令和6年4月19日に公告しております。

初めに、総括事項ですが、件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が2億8,883万9,100円、税込みの落札価格が2億8,380万円で、落札率が98.26%となっております。

続いて、条件ですが、共同企業体の構成員数につきましては2者としました。

次に、資格要件の営業所の所在地につきましては、代表構成員及びその他の構成員ともに菊陽町内に主たる営業所を有することとしました。

次の格付等級については、代表構成員が菊陽町の土木一式格付ランクAを有すること、その他の構成員が土木一式格付ランクBを有することとしました。

次の建設業許可必要業種区分については、工事に必要なとび・土工工事業の許可業者を1者以上含むこととしました。

次のページを御覧ください。

次の配置予定技術者に関する事項については、どちらも土木一式工事において主任技術者または現場代理人としての施工経験を有し、土木一式工事、とび・土工工事のいずれかに関し主任技術者となる資格を有することとし、3か月以上の雇用関係にある者としました。また、代表構成員については、下請代金の合計額が4,500万円以上となる場合は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置することとしました。その結果、5共同企業体から入札参加がありました。

最後に、入札結果ですが、条件付一般競争入札の開札は5月17日に執行し、入札に参加した

共同企業体名及び税抜きの入札価格は入札結果のとおりですが、最低の価格で入札のあった1番目の坂本・土野特定建設工事共同企業体を落札者と決定しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 議案第34号について質問いたします。

工期は3月21日までということで、御存じのとおり堀川は上井出の水尻で、ただいま水田とかの用水で上井出通水してますが、もちろん堀川にも流れてます。このボックスカルバートを敷設する時期、水止めが始まってからということですが、その工程、どのようになっているか。もう6月から工期に入るんですが、6月から工期に入るのは何をするのか、その辺の工程を教えてください。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 質問にお答えいたします。

まず、今回の工事の目的物でありますボックスカルバートでございますけども、その製造に5か月程度の期間を要します。あわせて、今回ボックスカルバートの敷設で町道の掘削を行いますので、先ほど説明しました仮設道路を築造する必要があります。それらの準備のために6月からの工期として設定をさせていただいているところでございます。

以上になります。

（17番坂本秀則議員「いや、ボックスカルバートはいつ敷設するの」の声あり）

ボックスカルバートの設置につきましては、水止めが開始された、例年でいきますと11月末ぐらいからの設置を予定しております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 今年もそうだったんですが、3月、2月頃、大雨が降ってかなりの量上井出にも流れてたんですね。その排水に当たっては、前回設置した管を使用するということですが、それで間に合うのか。一番心配するのは、越水したりですね。だけん、その点大丈夫なのか、質問します。

○議長（福島知雄議員） 建設課長。

○建設課長（出田 稔さん） 御質問にお答えいたします。

冬場、大雨が降ったときには、この仮排水管、3本の排水管で対応できるものと考えております。それ以上のゲリラ豪雨等の雨により、排水管で処理できない部分に関しましては、工事中でございますけども、敷設してある工事現場の中を流して対応したいというふうに考えてい

ます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はございませんか。

上田議員。

○15番（上田茂政議員） 議案第34号についてですけども、今坂本議員が言われましたように、雨とかいろいろ問題があってもなかなかうまくいかない点もあると思いますが、私が一番懸念しているのは、小牧副町長にお願いしたんですけども、2億円、3億円になると、できればCクラスぐらいまで入れて、何か仕事はあると思うんですけども、そういうところをぜひ、この際お願いしたいと。2億円以上、3億円近い金だったら、AとBでしょ、ここは。ですから、できればCも入れてもらいたいんよ。何か仕事あると思うわけよ。頭は坂本建設でもいい。いろいろそういうところ、今後、みんなに折り合いのつくようにやってもらいたいと、そういうふうをお願いしたいと思います。

以上です。

そういうことはできないんですかね。副町長が頭だけん副町長。今後ね、今後よ、今後よ。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、御質問に回答いたします。

まず、Cクラスを入れるってなったときに、何者の構成にするかとかそういったのも考える必要があるかと思います。最低の出資比率とかそういうものがございますので、そういったときに金額が大きくなれば、最低の出資比率の金額も大きくなるかと思います。その辺で、少しだけとかそういうことはできないので、そういったのも踏まえた上でそこまで対応できるかどうかというのは検討していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 上田議員。

○15番（上田茂政議員） でないと、小さい企業は、企業というか土木、建築いろんなその他、大きくなっていかんわけよ。特定の人たちばかりになってしまうわけよ。ですから、それ思うほうをやはりしていかないと、もうける者は腹いっぱいもうけて、もうからん者は全然もうからん。ですから、やはり大きく育てるためには、そういう人たちも今からやっていってもらわんと。そういうところをしっかりと考えてやってほしいと思います。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第35号 財産の取得について（菊陽杉並木公園拡張整備事業用地）

○議長（福島知雄議員） 日程第5、議案第35号財産の取得について（菊陽杉並木公園拡張整備事業用地）を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 議案第34号と同じく、画面のほう使用させていただいて御説明いたします。

それでは、議案第35号財産の取得について御説明いたします。

菊陽杉並木公園拡張整備事業による財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容について御説明いたします。

1、取得の目的、菊陽杉並木公園拡張整備事業による用地の取得。2、財産の種類、土地。3、所在、別紙に記載のとおりでございます。4、面積、2万3,062平方メートル。5、取得する価格、2億5,373万1,800円。6、取得する相手方、個人。

財産の取得内容は以上でございますが、5番目の取得する価格について補足して御説明いたします。

土地の価格につきましては、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たし、市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格を求めるために、不動産鑑定士による評価を行っております。

さらには、令和6年1月に菊陽町土地価格等審議会に諮り、土地の価格を1平方メートル当たり1万1,000円とした審議結果の報告をいただいております。土地の代金は、2億5,368万2,000円、合わせて契約のための就業不能日数として、3日分の日額補償費4万9,800円を加算して取得する価格は2億5,373万1,800円となっております。

次に、土地の所在について御説明いたします。

参考資料の次の1ページの図面を御覧ください。図面は、菊陽杉並木公園拡張整備の予定区域図になります。図面に青文字で記載したスポーツ広場の北側に、赤線枠囲みのとおり約6ヘ

クタールの土地を取得する計画でございます。

次の２ページの図面を御覧ください。図面は、取得する土地の地番図になります。地番図に赤色で着色した筆が、このたび取得する土地になります。

議案別紙の取得財産一覧には、各筆ごとに所在、地目、面積を記載しており、取得する土地の所在は地番図のとおりで、合計11筆、合計面積 2 万3,062平方メートルでございます。

誰もが住みやすい豊かなまちづくりのための憩いの場として、また新たな観光、にぎわいの拠点としての整備を進めてまいります。

以上で施設整備課の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 発議第 4 号 菊陽町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第 6、発議第 4 号菊陽町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、矢野議員外 2 名の議員から提出されました。

提出者を代表しまして、矢野議員、趣旨の説明をお願いします。

○6 番（矢野厚子議員） 皆様おはようございます。

発議第 4 号菊陽町議会議員の請負の公表に関する条例の制定についてを、別紙のとおり地自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第 2 項の規定により提出をいたします。

提出の理由を述べさせていただきます。

菊陽町に対し請負をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表すること

などにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務執行の適正を図るため条例を制定しようとするものです。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

質問は自席にて伺います。

○議長（福島知雄議員） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号について、賛成、反対のボタンを教えてください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 発議第5号 菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第7、発議第5号菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、大久保議員外2名の議員から提出されました。

提出者を代表しまして、大久保議員、趣旨の説明をお願いします。

○7番（大久保 輝議員） おはようございます。

発議第5号菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを、別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由につきましては、地方自治法の一部改正により議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、菊陽町議会議員政治倫理条例の一部を改正するものであります。

次のページ以降に、条例改正の内容等を記載してあります。

以上でございます。

質疑等ございましたら、自席にて対応させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第6号 菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第8、発議第6号菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は、廣瀬議員外2名の議員から提出されました。

提出者を代表として、廣瀬議員、趣旨の説明をお願いします。

○5番（廣瀬英二議員） 皆さんおはようございます。

発議第6号菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由につきましては、議員の活発な活動のため、菊陽町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、参考資料として新旧対照表を添付しておりますので、それに沿って説明をいたします。

別表中、項目の資料作成及び資料購入費の欄で、現行、「パソコン・プリンターのリース・割賦に要する経費」を、改正後案は、「パソコン・プリンター・インク・トナーの購入に要する経費」に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。各議員の賛同をよろしく

お願いします。

質問につきましては自席のほうで回答させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第6号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 発議第7号 地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書 (案)

○議長（福島知雄議員） 日程第9、発議第7号地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）を議題とします。

この議案は、西本議員外3名の議員から提出されました。

提出者を代表して、西本議員、趣旨の説明をお願いします。

○8番（西本友春議員） 皆さんおはようございます。

発議第7号地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由として、「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中で、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度であります。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自

治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われております。地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の推進のために政府に対して特段の取組を求めるものでございます。

質問は自席にて行わせていただきますので、各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第7号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 交通混雑緩和・解消に関する特別委員会の報告

○議長（福島知雄議員） 日程第10、交通混雑緩和・解消に関する特別委員会の報告の件を議題とします。

本件につきましては、令和5年6月定例会において設置し、交通混雑緩和・解消に関する情報の収集や周辺自治体との連携、研修等を行うことを目的に検討を行ってきたものでございます。

このたび、特別委員会の報告が提出されました。

本件について、特別委員会の報告を求めます。

交通混雑緩和・解消に関する特別委員会委員長大久保議員。

○7番（大久保 輝議員） それでは、交通混雑緩和・解消に関する特別委員会の報告をさせていただきます。

昨年6月に設置されました交通混雑緩和・解消に関する特別委員会は、委員会を5回開催させていただきました。委員会においては、情報、状況の把握、他市町の状況の把握、課題の確認、要望、提案などについてを主に協議検討させていただきました。また、町執行部より状況

の説明を受けました。

また、全議員を対象に熊本県の交通渋滞対策に対する取組の状況の説明会を開催させていただきました。熊本県より渋滞対策だけでなくTSMC進出に関わる県内波及効果ということで企業誘致の現状や取組事例、渋滞・交通アクセス対策部会の短期、長・中期的施策、今後の新規工業団地の整備計画などについて説明を受けました。

特別委員会として交通混雑緩和・解消に関して様々な調査研究を行ってまいりましたが、JASMの第2工場決定などもあり当町や周辺地域の変化が著しい中、交通混雑緩和・解消のためには特別委員会ではなく、議会全体としてこの課題に取り組んでいくべきであると考え、当報告をもって特別委員会を閉じさせていただきたいと思います。これまで御協力いただきました皆様に感謝を申し上げまして、特別委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 委員長の報告を終わります。

これで交通混雑緩和・解消に関する特別委員会の調査を終了します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議員派遣について

○議長（福島知雄議員） 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

7月から9月にかけて議員派遣が生じたときや議員派遣する場合において、諸事情により期間や派遣場所、派遣議員等の変更が生じる場合は、その変更に当たっては議長に一任をいただきたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（福島知雄議員） 日程第12、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（福島知雄議員） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、配付しました本会議の会期日程と議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました議案は全部終了しました。

お諮りします。

町長から追加議案が2件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題としたいと思いますけども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。以上2件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題とすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を認めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 議員の皆様には6月4日から本日までの11日間にわたり、提案をいただきました全ての付議事件につきまして、慎重に御審議の上、承認等いただき厚く御礼を申し上げます。

大変お疲れのこと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただくようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第36号は、町道路線の廃止についてであります。

内容は、議案第37号町道路線の認定と関連がありますが、企業の立地に関連した原水工業団地地区計画の変更に伴い、同地区内において現在認定をしております古閑原東護川線ほか1路線について終点を変更するため廃止をするものでございます。道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第37号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、企業の立地に関連した原水工業団地地区計画の変更に伴い、同地区内において、議案第36号で廃止をする古閑原東護川線ほか1路線について終点を短縮し新たに認定するものであります。道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げますが、詳細につきましては議案審議の際に御説

明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第 1 議案第 36 号 町道路線の廃止について

○議長（福島知雄議員） 追加日程第 1、議案第36号町道路線の廃止についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） それでは、議案第36号町道路線の廃止について御説明いたします。

こちら画面のほうに参考資料の図面を映させていただきながら説明をしたいと思います。
失礼しました。

それでは、議案第36号町道路線の廃止について御説明いたします。

提案理由であります、道路法第20条第1項の規定により町道路線を廃止するため、同法第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回、廃止認定いただきたい路線は、古閑原東護川線ほか1路線であります。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

2枚お開きいただき地図を御覧ください。赤い線で示しました番号1の路線は、古閑原東護川線であります。町道古閑原上堀川線を起点として、町道古閑原西護川線を終点とする路線でございますが、企業立地に関連した原水工業団地地区計画の変更について5月29日に開催された第1回菊陽町都市計画審議会において可決されましたので、同地区の整備に伴い、当該町道の終点を変更する必要があるため、一旦廃止するものでございます。延長は1,084メートル、幅員は3メートルから6.4メートルの路線でございます。

次に、これも赤色の線で示しました番号2の路線は古閑原西護川線であります。町道古閑原上堀川線を起点といたしまして、菊陽町大字原水字上大谷地内、これ日向川のところでございますけれども、そちらを終点とする路線でございます。

当該路線においても、古閑原東護川線と同様に、原水工業団地地区計画の変更に伴い当該町道の終点を変更する必要があるため、一旦廃止するものでございます。延長は1,731メートル、幅員は2.4メートルから8.6メートルの路線でございます。

これら2つの路線は、議案第37号の町道路線の認定において、終点を変更して改めて認定をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 今回の2町道路線の廃止で、今建っているJAS Mから今後予定され

る第2工場の敷地内に一本も町道はなくなるということですが、そこで今JASMが建っておりますところとこの第2工場の予定地の間、管理道路、ここは一般の方を通すと地元にも説明し、また私の一般質問でもそう答弁がありました。しかし、今回のこの計画では、この管理道路は一般道路の通行を認めないということで、そうすれば町民の皆様また一般質問で答弁されたことは、うそだったとまでは言いませんが、できなかったということです。そこで、この北側、日向川の北側もありますが、ここで菊陽の地権者もたくさんおられます。また、耕作されてる方もおられますが、その方に対してはここ通れなくなるということを説明をしたということですが、地元は大変迷惑なんですよ。今度、県道の幅員を拡張されます。その際に中央分離帯ができて信号のところだけしかUターンできなくなりますので、この北側の耕作されている農家さんたちはもうぐるぐる回らないかんということです。

まずは、町長にお尋ねします。

このJASMの第1工場が建っているところとこの第2工場の予定地の長さ、一般の耕作者、一般町民が北側には渡れないって、当初約束していたことは果たせなかったということについてどう思われますか。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） それでは、坂本議員の質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃるように当初は、町民の方、住民の方が農道として通れるということをお話をされていたということは私も承知をしております。ただ、それはあくまでもJASMの1号棟ができたときでありまして、今度新たに第2号棟ができたという事実がございます。そうすると必然的に、やはりこの土地は町の土地でもございませので、町が町道認定をするというのは非常に厳しいと。非常に厳しいではなくて不可能だということでございますので、そのところはしっかりと理解をしていただきたいというふうには思います。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

坂本議員の一般質問の中でも、要するに通ることができなくなるということで第1号工場の際に、もちろん周回の管理道路ということで整備をしていくということで通れますということをお願いとったかと思います。実際に第1工場の段階においては、今も整備が終わって通れる状態ではございます。しかしながら、横に、隣接地に第2工場が来たということで180度状況が変わってきたということでございます。大変皆様方には御迷惑をかけますが、御理解をいただきたいと思うところでございます。

そういった中で、今度の町道廃止につきましては、隣接する地権者の方々には個別に説明、同意をいただいております。そして、さきの6月4日に林地開発に伴います会合の中で御説明をさせていただいたところでございます。しかしながら、他の会議とが重なったということで参加者がちょっと少なかったということでございます。区長様あたりと相談をさせていただき

まして、できればそこに携わられる権利者の方々、個別で行くのか、全体で行くのかということとは御相談させていただいて整理をさせていただきたいというふうに思うところでございます。大変御迷惑をかけますが、そういった理由でございますので、御理解を賜りたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） そういうことですので、住民の方は大変迷惑を被るということは御承知ください。

それで、今度北側に行く動線ですね。もちろん、ソニーに行く柳水の三差路の交差点はありますが、東側はどうするのか。今朝、部長と話したら、このトライアルと工場予定地の間、そこを通ってもらおうと。そしたら、ここは何か私道ということで、町長は、私道を一時ならいいんですが、永久的にずっとそこを私道のまま借りてどう思われますか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 私のほうから、すみませんお答えをさせていただきます。

ここは私道でございます。私道ですから、今御相談をさせていただきたいということで朝、お話をさせていただいたところでございます。あくまでもここは私道でございます、ここで回答することはなかなかできかねるということでございますので。ただ、その道路というのは通行が可能になれば非常に利便性が高くなるというふうに認識はしているところでございます。ですが、先ほど申しましたように、そこは民有地でございますので、権利者の方にまず御相談をさせていただくということになろうかと思っておりますので、逐次状況報告につきましては議会の場を通じまして報告をさせていただきたいと存じますので、どうかよろしく願いしたいと思っております。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 一部の話からすれば、6月中には工事が始まりそうだということも聞いておりますが、そしたらそんな悠長なこと言ってられんと思うんですね。どうやってこの先の耕作者には道を通ってもらうの。工事がもうすぐ始まりそうなのに。悠長なこと言ってまして、もう通れんだったら補償しなければならない事態になる可能性もあるんですね。その辺町長どうですか、そんな悠長なこと、間に合うんですか。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） この部分が、もちろんここ全体が全部工事に入っていきますので、これは大変申し訳ございませんが御理解をいただくしかなかろうというふうに、大変申し訳ございません、今の言葉は悪うございましたけども、誠意を込めて御理解いただくような御相談をさせていただきたい。今、実際的にあそこが全部工事に入っていくわけです。一般的に考えれば、なかなか横断というのは不可能になってきますので、代替道路という建設に向けて今から進めていきますけども、これには時間がかかっていきます。強いて言うなれば、で

きる法則とすればやっぱり迂回しかないというふうに思いますので、このことを御理解いただくように丁寧に御説明していきたいというふうに思っております。大変申し訳ございませんが、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 今、山川部長が説明をしたとおりでございまして、ただ町としてもやるべきことはしっかりとやっているということは御理解いただきたいというふうに思います。ただ、スピードがということで議員のほうからお尋ねがありましたけども、それは最大限のスピード感を持って今やっているということでございますので、いま一度住民の方々には丁寧に説明する必要があると思いますけども、町のほうも、何回も申し上げますけども、最大限の力を今使いまして、坂本議員がおっしゃるような問題の対策、解決方法に向けて今取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第2 議案第37号 町道路線の認定について

○議長（福島知雄議員） 追加日程第2、議案第37号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（出田 稔さん） それでは、議案第37号町道路線の認定について御説明いたします。

認定理由であります、道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定する必要があるため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、参考資料の位置図により御説明いたします。

2枚お開きいただき、地図を御覧ください。

赤い線で示しました番号1の路線は、議案第36号で廃止の議決をいただきました古閑原東護川線であります。起点は町道古閑原上堀川線にあり変更はありませんが、終点を町道古閑原西護川線から県道大津植木線へ変更するため再認定するものであります。延長は780メートル、幅員は4.6メートルから6.4メートルの路線でございます。

次に、赤い線で示しました番号2の路線は、古閑原西護川線であります。起点は町道古閑原上堀川線にあり変更はございませんが、終点を菊陽町大字原水字上大谷地内、日向川から県道大津植木線へ変更するため、再認定するものでございます。延長は847メートル、幅員は3.9メートルから8.6メートルの路線でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） このナンバーツー、古閑原西護川線、その県道大津植木線に交わる地点が信号機設置の交差点になるわけですね。

○議長（福島知雄議員） 産業振興部長。

○産業振興部長（山川和徳さん） 場所的にはここだと認識してます。今、警察と協議中でございます。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 計画ではこの県道と交わるところが交差点になるわけですが、このナンバーツーの古閑原西護川線、ここ住民の方が、ここ信号が先にできれば、かなりもう狭隘道路より狭い区間があります。この道路を大体町はどうしたいのかという意見が多数出てますので、まだ今後と思いますが、今どう考えているか説明をお願いします。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） 私のほうからお答えさせていただきます。

今、坂本議員がおっしゃったように、地元の3区長さんのほうからこの南北に延びる道路、このJASM周辺で7本ほどありますので、その中で道路の問題があるということをお聞きしておりますので、今後、3部落の区長さんあたりと協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） このナンバーツーの路線は、交差点が入るので新たな県道拡幅の進入等の問題はないんですが、ここをどうするかだけ、このナンバーツーだけ、どう考えますか。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井芹 渡さん） すみません、確認なんですけれども、ナンバーツーの路線、大

津植木線から下の古閑原までの区間、全線ということでしょうか。

(17番坂本秀則議員「はい」の声あり)

それにつきましては、今度信号機ができますけれども、先ほども申し上げたとおりこの南方大人足線から325までの間で7本ほどありますのでその中でいろいろと検討していきたいと考えております。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号について、賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

最後にお諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりと決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

今期定例会は、去る6月4日開会以来本日まで11日間にわたり令和6年度一般会計予算が総額200億円を超えることとなった補正予算をはじめ、条例改正等当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、提案されました全ての案件を議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力によるものと深く感謝申し上げますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げます。また、町長をはじめ執行機関に各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただきその苦勞に対しまして厚くお礼申し上げます。

今期定例会を通じて、議員各位から述べられた一般質問あるいは質疑の意見、要望につきましては、今後町政の執行に際しまして十分反映されますよう強く要望する次第です。

終わりに、今期定例会に寄せられました議員各位及び理事者をはじめ執行機関の皆様の御協力に対しまして重ねて厚くお礼申し上げます。議員各位におかれましては、健康に十分留意され、ますますの御活躍を御祈念いたしまして閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

これで令和6年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

お疲れでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時27分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福 島 知 雄

菊陽町議会議員 吉 村 恭 輔

菊陽町議会議員 藤 本 昭 文

菊 陽 町 議 会 会 議 録
令和 6 年 第 2 回 6 月 定 例 会

令和 6 年 6 月 発 行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 福 島 知 雄
編集人 菊陽町議会事務局長 内 藤 優 誠
印 刷 株式会社 きょうせい九州支社
電 話 (092) 831-0700 (代表)

菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電 話 (代) (096) 232-2111
議会事務局 TEL (096) 232-4919